

目 次

(平成 27 年)

第 1 回臨時会

第 1 日目 (1 月 27 日)

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第 1 号 村道中城城跡線改良舗装工事 (7 工区) 請負契約	3
議案第 2 号 クラブハウス施設整備工事改定契約	4
意見書第 1 号 米軍嘉手納基地への、米州兵空軍所属 F 16 戦闘機配備に反対する 意見書	7
決議第 1 号 米軍嘉手納基地への、米州兵空軍所属 F 16 戦闘機配備に反対する抗 議決議	7
意見書第 2 号 米海兵隊普天間基地所属米軍ヘリの部品落下に対する意見書	11
決議第 2 号 米海兵隊普天間基地所属米軍ヘリの部品落下に対する抗議決議	11
意見書第 3 号 辺野古新基地建設に伴う海上保安庁及び沖縄県警機動隊の過剰警 備に対する意見書	15

第 2 回定例会

第 1 日目 (3 月 6 日)

会議録署名議員の指名	21
会期の決定	21
諸般の報告	21
行政報告	22
平成 27 年度 施政方針	25
議案第 3 号 中城村行政手続条例	42
議案第 4 号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	54
議案第 5 号 中城村税の特例に関する条例を廃止する条例	59
議案第 6 号 中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例	60
議案第 7 号 中城村保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例	62
議案第 8 号 中城村教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃 止する条例	65
議案第 9 号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一 部を改正する条例	66

議案第10号	中城村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例	68
議案第11号	中城村立幼稚園保育料等徴収条例を廃止する条例	69
議案第12号	中城村立幼稚園保育料条例	70
議案第13号	中城村吉の浦公園クラブハウスの設置及び管理に関する条例	72
議案第14号	土地改良事業の計画変更	74
承認第1号	専決処分の承認について	75
同意第1号	教育委員会委員の任命について	76
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	77
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	78
報告第1号	平成27年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について	79

第2日目(3月7日) 休 会(土)

第3日目(3月8日) 休 会(日)

第4日目(3月9日)

議案第15号	平成26年度中城村一般会計補正予算(第5号)	83
議案第16号	平成26年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	89
議案第17号	平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	92
議案第18号	平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	94
議案第19号	平成26年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	96
議案第20号	平成26年度中城村水道事業会計補正予算(第2号)	96

第5日目(3月10日)

議案第21号	平成27年度中城村一般会計予算	101
議案第22号	平成27年度中城村国民健康保険特別会計予算	107
議案第23号	平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計予算	111
議案第24号	平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計予算	113
議案第25号	平成27年度中城村公共下水道事業特別会計予算	115
議案第26号	平成27年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算	117
議案第27号	平成27年度中城村水道事業会計予算	119
議案第3号	中城村行政手続条例	122
議案第10号	中城村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例	123
議案第12号	中城村立幼稚園保育料条例	123
議案第13号	中城村吉の浦公園クラブハウスの設置及び管理に関する条例	124

第6日目(3月11日) 休 会(水) 災害避難訓練、午後1時30分 村内行政視察

第7日目(3月12日)

議案第4号	中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	129
議案第5号	中城村税の特例に関する条例を廃止する条例	129
議案第6号	中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例	129
議案第7号	中城村保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例	130
議案第8号	中城村教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例	130
議案第9号	中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	131
議案第11号	中城村立幼稚園保育料等徴収条例を廃止する条例	131
議案第14号	土地改良事業の計画変更	132
議案第15号	平成26年度中城村一般会計補正予算(第5号)	132
議案第16号	平成26年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	133
議案第17号	平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	133
議案第18号	平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	133
議案第19号	平成26年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	134
議案第20号	平成26年度中城村水道事業会計補正予算(第2号)	134

第8日目(3月13日) 休 会(金)

第9日目(3月14日) 休 会(土)

第10日目(3月15日) 休 会(日)

第11日目(3月16日)

議案第21号	平成27年度中城村一般会計予算	139
議案第22号	平成27年度中城村国民健康保険特別会計予算	146
議案第23号	平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計予算	146
議案第24号	平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計予算	146
議案第25号	平成27年度中城村公共下水道事業特別会計予算	147
議案第26号	平成27年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算	147
議案第27号	平成27年度中城村水道事業会計予算	147

第12日目(3月17日) 委員会(火) 委員会審議

第13日目(3月18日) 委員会(水) 委員会審議

第14日目(3月19日) 委員会(木) 委員会審議

第15日目（3月20日） 委員会（金） 委員長取りまとめ

第16日目（3月21日） 休 会（土） 春分の日

第17日目（3月22日） 休 会（日）

第18日目（3月23日） 委員会（月） 委員会審議（連合審査）

第19日目（3月24日） 委員会（火） 委員会審議（連合審査）・午後、一般質問

一般質問

3番 大城 常良 議員	151
1番 石原 昌雄 議員	160
12番 新垣 博正 議員	164

第20日目（3月25日）

一般質問

15番 宮城 重夫 議員	175
14番 新垣 善功 議員	183
2番 外間 博則 議員	193
10番 安里 ヨシ子 議員	197

第21日目（3月26日）

一般質問

7番 金城 章 議員	207
6番 新垣 貞則 議員	217
5番 仲松 正敏 議員	225
8番 伊佐 則勝 議員	234

第22日目（3月27日）

一般質問

11番 新垣 光栄 議員	241
9番 新垣 徳正 議員	250
議案第3号 中城村行政手続条例	258
議案第10号 中城村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例	259
議案第12号 中城村立幼稚園保育料条例	260
議案第13号 中城村吉の浦公園クラブハウスの設置及び管理に関する条例	261
議案第21号 平成27年度中城村一般会計予算	262
議案第22号 平成27年度中城村国民健康保険特別会計予算	263

議案第23号	平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計予算	265
議案第24号	平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計予算	265
議案第25号	平成27年度中城村公共下水道事業特別会計予算	267
議案第26号	平成27年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算	268
議案第27号	平成27年度中城村水道事業会計予算	269
発議第1号	中城村議会委員会条例の一部を改正する条例	271
決議第3号	閉会中の議員派遣について	272
決議第4号	閉会中の所管事務調査について	273
意見書第4号	普天間飛行場所属MV22オスプレイの部品落下に対する意見書	276
決議第5号	普天間飛行場所属MV22オスプレイの部品落下に対する抗議決議	276
意見書第5号	電子偵察機RC-135Vの部品落下事故に対する意見書	280
決議第6号	電子偵察機RC-135Vの部品落下事故に対する抗議決議	280
	閉会中の継続審査申出書	284

第1回 臨時会

平成27年第1回中城村議会臨時会会期日程表

開 会 平成27年 1月27日

会 期 1 日間

閉 会 平成27年 1月27日

日 次	月 日	曜日	開 議 時 刻	会 議 名	事 項
第 1 日	1月27日	火	午前10時	本 会 議	会議録署名議員の指名、会期の決定 議案第1号、2号の説明、質疑、討論、採決 意見書及び抗議決議の説明、質疑、討論、採決 閉会

平成27年第1回中城村議会臨時会（第1日目）

招集年月日	平成27年1月27日（火）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開会	平成27年1月27日（午前10時00分）		
	閉会	平成27年1月27日（午後0時08分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	石原昌雄	9番	新垣徳正
	2番	外間博則	10番	安里ヨシ子
	3番	大城常良	11番	新垣光栄
	4番	欠席	12番	新垣博正
	5番	仲松正敏	13番	仲座勇
	6番	新垣貞則	14番	新垣善功
	7番	金城章	15番	宮城重夫
	8番	伊佐則勝	16番	與那覇朝輝
欠席議員	4番	屋良清		
会議録署名議員	8番	伊佐則勝	9番	新垣徳正
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	知名勉	議事係長	比嘉保
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	與儀忍
	副村長	比嘉正豊	企業立地・観光推進課長	屋良朝次
	教育長	呉屋之雄	都市建設課長	新垣正
	総務課長	比嘉忠典	農林水産課長兼農業委員会事務局長	津覇盛之
	住民生活課長	新垣親裕	上下水道課長	仲村盛和
	会計管理者	比嘉義人	教育総務課長	名幸孝
	税務課長	稲嶺盛昌	生涯学習課長	新垣一弘
	福祉課長	仲松範三	教育総務課主	伊波正明
	健康保険課長	比嘉健治		

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	議案第 1 号 村道中城城跡線改良舗装工事（7工区）請負契約
第 4	議案第 2 号 クラブハウス施設整備工事改定契約
第 5	意見書第 1 号 米軍嘉手納基地への、米州兵空軍所属 F 16 戦闘機配備に反対する意見書
第 6	決議第 1 号 米軍嘉手納基地への、米州兵空軍所属 F 16 戦闘機配備に反対する抗議決議
第 7	意見書第 2 号 米海兵隊普天間基地所属米軍ヘリの部品落下に対する意見書
第 8	決議第 2 号 米海兵隊普天間基地所属米軍ヘリの部品落下に対する抗議決議
第 9	意見書第 3 号 辺野古新基地建設に伴う海上保安庁及び沖縄県警機動隊の過剰警備に対する意見書

議長 與那覇朝輝 おはようございます。ただいまより平成27年第1回中城村議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、8番 伊佐則勝議員及び9番 新垣徳正議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1月27日のみにしたいと思えます。御異議ありません

か。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、会期は本日1月27日の1日間に決定しました。

続きまして、日程第3 議案第1号 村道中城城跡線改良舗装工事(7工区)請負契約を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第1号 村道中城城跡線改良舗装工事(7工区)請負契約について御提案申し上げます。

議案第1号

村道中城城跡線改良舗装工事(7工区)請負契約について

村道中城城跡線改良舗装工事(7工区)について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|-----------|---|---------------------------------------|
| 1. 契約の目的 | : | 村道中城城跡線改良舗装工事(7工区) |
| 2. 契約金額 | : | 金86,076,000 円 |
| | : | 〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〕 |
| | : | 金 6,376,000 円 |
| 3. 契約の相手方 | : | 中城村字北浜83番地
有限会社 北浜土木
代表取締役 仲松睦子 |

平成27年1月27日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

村道中城城跡線改良舗装工事(7工区)の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

添付書類といたしまして、契約書の写し、工事箇所、入札結果調書などを添付してありますので御参照いただきたいと思ひます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

休憩（10時03分）

~~~~~

再開（10時18分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第1号は委員会付託を省略し

ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号 村道中城城跡線改良舗装工事（7工区）請負契約を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第1号 村道中城城跡線改良舗装工事（7工区）請負契約は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第2号 クラブハウス施設整備工事改定契約を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第2号 クラブハウス施設整備工事改定契約について御提案申し上げます。

## 議案第2号

### クラブハウス施設整備工事改定契約について

クラブハウス施設整備工事について、次のように改定契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- |                 |   |               |
|-----------------|---|---------------|
| 1. 契約の目的        | : | クラブハウス施設整備工事  |
| 2. 元契約額に対する変更増額 | : | 金6,282,360円   |
| 3. 変更後の工事請負代金額  | : | 金122,114,520円 |

|                           |   |             |
|---------------------------|---|-------------|
| （うち取引に係る消費税<br>及び地方消費税の額） | : | 金9,045,520円 |
|---------------------------|---|-------------|

4. 契約の相手方 : 嘉手納町字水釜379番地9  
有限会社 伊礼組  
代表取締役 伊禮朝昭

平成27年1月27日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

クラブハウス施設整備工事の改定契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

改定契約書及び内訳書が添付されておりますので御参照いただきたいと思います。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(10時21分)

~~~~~

再開(10時30分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

金城 章議員。

7番 金城 章議員 議案第2号 クラブハウス施設整備工事改定契約について、質疑いたします。

クラブハウスの件について、管理体制がどうなっているのか。それと、総務課長にひとつお伺いします。この設計と監理は丸々別なのかということです。入札も終わった段階で、予算書を私らが請求できるのかどうか。その件と、このクラブハウスの完成予定はいつなのか。それと擁壁工事から順に追って、全部終わっている工事ではありませんけれども、予算書を出すのはこれでいいのかどうか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。
生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。

ただいまクラブハウスについての管理ということでしたけれども、今、皆様御存じのように、建築に関しては都市建設課で行っています。管理は当然、完成すれば教育委員会が管理体制に入ります。3月31日までに完成すれば条例をつくって、いわゆる管理条例をつくってスタートしたいと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

設計監理については、実施設計の業者とは異なっています。違った会社が設計に入っています。それと完成年度は、平成27年3月で完成します。それと図面は、変更部分の図面については差し上げます。以上です。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(10時34分)

~~~~~

再開(10時35分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 私のほうからお答えします。

執行予算につきましては、議会の承認を受けていますので、当然それはおわかりのとおりだと、既に公表されております。それと落札結果につきましても、これは総務課の中で閲覧でき

ますので、全て公表しています。ただ、この予算というのが実行予算と公共の単価なのかどうかというのであれば、公表単価は公表いたしません。それと自主単価については、業者との自主単価の関係ですので、これも公表いたしません。以上です。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（10時36分）

~~~~~

再開（10時36分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 お答えいたします。

ただいまの質疑につきましては、設計業者と監理業者が一体的に発注するのか、それとも別に発注するのかという部分の御質疑だという認識のもとにお答えいたします。これにつきましては、その工事、その設計内容等によって、ケースバイケースで、現設計業者も入れての入札にするのか、それともそれを外してやるのかというのは、それはケースバイケースだという認識を持っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 もう一度、ケースバイケースというのは、どういうケースバイケースなのか。それと設計と設計管理が丸々別なのか。どうやって随意契約というのをやるのか。その件。クラブハウスの件にかかわってきていると思います。それと今、副村長からある見積書、私らが契約終わっているのに、業者の見積書を見せない、そっちの予算も知らない。大きい予算だけ知っていると。これは最後の予算がどういうふうに私たちは調べたらわかるのか。自分で積算しないといけないのか。どうして私がこういう話をするのかといたら、実際、公共単価と民間の単価というのは、自主単価が違うのは重々承知であります。それが要するにお金をかけ過ぎなのかどうなのか、調べるのも私らの立

場だと思うわけ。その予算、どうして私らは調べたらいいのかわからないですよ。それで今、質疑しています。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 改めてお答えいたします。

入札を執行したわけですから、A業者、B業者全て単価は違うはずなんです。契約をした業者の分を公表する必要があるのかどうかです。基本的に。要するにAさんは100円でできます、Bさんは99円ですという部分の話なんです。今、私が聞かれている解釈からすれば。そのことを、全てを公表するあれがあるのかどうか。それは会社によって力違うと思いますよ。その辺を公表することが私は正しいとは考えておりません。当然、中身を審議する云々の前に、この工事本体について公共単価と、じゃあその業者が請け負った単価というのは、その業者のものであるという考え方です。ですからこの公表は好ましくないと私は考えます。

それと随契ですか、どうですかという話じゃなくて、先ほど説明しましたのは、設計業者イコール監理する状態の好ましいケースと、設計業者と逆に言わせれば、分けた場合の状況判断というのがあると思います。そこで先ほど答弁したように、そのことについては、その工事内容等を含めて、ケースバイケースでその判断をさせていただいているということでございます。以上で御理解お願いしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 だから、このケースバイケースというのがわからないわけ。ちゃんとこれは実際には、設計と監理業務を、要するにこの業者を、設計者を入れなくて、管理者を指名したら別に何でもない。これは私わかります。そうじゃなくて、設計と監理を分けるのは、そういうふうにしたほうが私は理想だと思っています。設計と監理を分けるのは、これは副村長の言うとおり、その業者を除いてもいいんだと

思います。これは理解します。しかし、ケースバイケースということで、入ることもある、入らないこともある。どういった条件で入るのか入らないのか。ただ要するに、この都合だけでやるのか、この業者がだめなのか、はっきりだめなのかで入れるのか。これからもいっぱい大きい工事ありますよ。本当は、金額的にも監理は大きいから監理は分離してほしいと私は願っている。工事としてね。設計と設計監理が別なことはこれからの公共工事は理想の形と、総務省もそれで進めているはずです。そこでできないといけない。どういう、ケースバイケースというのはどうなのかだけ。これから先、設計と設計監理は分けるのかどうなのか。この答弁だけはっきり願います。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 では、お答えいたします。

今の御質疑は、逆に言うと100ですか、ゼロですかという区分の話でございますけれども、先ほども申し上げたように、物をつくる場合においては、物について複雑な構造もあります。いろんなパターンが出てくると思います。それは設計したほうが監理するほうが好ましいというものもあるという認識に立っているわけです。だけど、基本的に、じゃあ今御指摘のように分けたほうがいいという話であれば、それは基本的に、単純的な工作物とか構造に特別なものが入っていないものであれば、当然分けたほうが、両方から見ますので、いい結果が出ると思います。管理上の話。ただ、少なくともその緻密な構造物とかが出た場合には、やっぱり設計者の発想というのが、その物に対して、でき上がりに対して出さなきゃならない部分もあるという考え方を持っているということです。要するに全てが別という話ではない。ですから、逆に言うと全てが一体であるというわけではないという考えです。これは今後、発注していくものの中身によって判断していくものだということで

す。ですから先ほど使ったケースバイケースという言葉が悪ければ、そのつくるものの構造とか特性に基づいて判断していきますということですので。以上です。

議長 與那覇朝輝 これで金城 章議員の質疑を終わります。

ほかにありますか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号 クラブハウス施設整備工事改定契約を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第2号 クラブハウス施設整備工事改定契約は原案のとおり可決されました。休憩します。

休憩(10時45分)

~~~~~

再開(11時42分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第5 意見書第1号 米軍嘉手納基地への、米州兵空軍所属F16戦闘機配備に反対する意見書及び日程第6 決議第1号 米軍嘉手納基地への、米州兵空軍所属F16戦闘機配備に反

対する抗議決議を一括議題とします。  
本件について提案理由の説明を求めます。  
新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 こんにちは。意見書第  
1号を読み上げて提出したいと思います。

意見書第1号

平成27年1月27日

中城村議会

議長：與那覇 朝 輝 殿

提出者

中城村議会議員 新 垣 徳 正

賛成者

中城村議会議員 伊 佐 則 勝

中城村議会議員 新 垣 貞 則

米軍嘉手納基地への、米州兵空軍所属 F 16戦闘機配備に反対する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条2項の規定により提出します。

(提案理由)

これ以上の基地負担、及び爆音被害は沖縄県民にとって、到底受け入れる事は出来ないものであり、同戦闘機の早急の配備撤回と、断固反対の意思を示すため。

米軍嘉手納基地への、米州兵空軍所属 F 16戦闘機配備に反対する意見書(案)

米ウイスコンシン州兵空軍所属 F 16戦闘機12機が米軍嘉手納基地に暫定配備された事は沖縄県民、特に周辺自治体にとって、なお一層の事故発生の危険性と、爆音被害の増大に繋がる事で、到底看過できる事ではない。

現在沖縄県に於いては、日米両政府に対し米軍基地負担軽減の実効性を訴え続けて居り、日本政府もそれに応えるべく、官房長官自ら、沖縄県の「基地負担軽減担当」大臣として頑張る旨を国民に対し発言を行っている。

その様な中に於いて、今回の F 16戦闘機の配備は、いかに暫定配備とは言え、政府の自負する負担軽減策とは大きくかけ離れて居り、我が沖縄県にとっては、負担軽減どころか、負担の増大以外の何物でもなく、到底容認する事は出来ない。

ましてや、今回配備される F 16戦闘機は、州兵空軍所属で、アメリカ軍組織の一つであると

言っても、平時に於いては各州知事の指揮下にあり、その任務は、各州に置かれている郷土防衛部隊であり、災害救助や暴動鎮圧などが主な任務で、今回の配備はその存在する一義的目的（自国の国土防衛や災害救助を目的とする。）から、大いにかげ離れて居り、目的外の不当な配備に他ならないと認識するところである。

この様な負担までも我々沖縄県民が受け入れる理由はどこにもなく、決して認めるわけにはいかない。

よって、中城村議会は、県民に対するこれ以上の米軍基地関連の過重負担、及び、爆音被害の解消を求める立場から、関係機関に対し厳重に抗議すると共に、同戦闘機の速やかな配備撤回を要求する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年 1月27日  
沖縄県中城村議会

宛先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省特命全権大使(沖縄担当)  
沖縄防衛局長

決議第1号

平成27年 1月27日

中城村議会

議長：與那覇 朝 輝 殿

提出者

中城村議会議員 新 垣 徳 正

賛成者

中城村議会議員 伊 佐 則 勝

中城村議会議員 新 垣 貞 則

米軍嘉手納基地への、米州兵空軍所属 F 16戦闘機配備に反対する抗議決議

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条 2 項の規定により提出します。



(提案理由)

これ以上の基地負担、及び爆音被害は沖縄県民にとって、到底受け入れる事は出来ないものであり、同戦闘機の早急の配備撤回と、断固反対の意思を示すため。

米軍嘉手納基地への、米州兵空軍所属 F 16戦闘機配備に反対する抗議決議(案)

米ウイスコンシン州兵空軍所属 F 16戦闘機12機が米軍嘉手納基地に暫定配備された事は沖縄県民、特に周辺自治体にとって、なお一層の事故発生の危険性と、爆音被害の増大に繋がる事で、到底看過できる事ではない。

現在沖縄県に於いては、日米両政府に対し米軍基地負担軽減の実効性を訴え続けて居り、日本政府もそれに応えるべく、官房長官自ら、沖縄県の「基地負担軽減担当」大臣として頑張る旨を国民に対し発言を行っている。

その様な中に於いて、今回の F 16戦闘機の配備は、いかに暫定配備とは言え、政府の自負する負担軽減策とは大きくかけ離れて居り、我が沖縄県にとっては、負担軽減どころか、負担の増大以外の何物でもなく、到底容認する事は出来ない。

ましてや、今回配備される F 16戦闘機は、州兵空軍所属で、アメリカ軍組織の一つであると言っても、平時に於いては各州知事の指揮下にあり、その任務は、各州に置かれている郷土防衛部隊であり、災害救助や暴動鎮圧などが主な任務で、今回の配備はその存在する一義的目的(自国の国土防衛や災害救助を目的とする。)から、大いにかげ離れて居り、目的外の不当な配備に他ならないと認識するところである。

この様な負担までも我々沖縄県民が受け入れる理由はどこにもなく、決して認めるわけにはいかない。

よって、中城村議会は、県民に対するこれ以上の米軍基地関連の過重負担、及び、爆音被害の解消を求める立場から、関係機関に対し厳重に抗議すると共に、同戦闘機の速やかな配備撤回を要求する。

平成27年 1月27日  
沖縄県中城村議会

宛先

駐日米国大使 在日米軍司令官 在日米軍沖縄地域調整官  
在沖米国総領事 嘉手納基地第18航空団司令官

以上であります。御審議のほどよろしくお願  
いします。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を

終わります。

これから意見書第1号及び決議第1号に対す  
る質疑を行います。質疑ありますか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第1号及び決議第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第1号及び決議第1号は委員会付託を省略します。

これから意見書第1号における討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第1号 米軍嘉手納基地への、米州兵空軍所属F16戦闘機配備に反対する意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第1号 米軍嘉手納基地へ

の、米州兵空軍所属F16戦闘機配備に反対する意見書は原案のとおり可決されました。

次に、決議第1号における討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから決議第1号 米軍嘉手納基地への、米州兵空軍所属F16戦闘機配備に反対する抗議決議を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、決議第1号 米軍嘉手納基地への、米州兵空軍所属F16戦闘機配備に反対する抗議決議は原案のとおり可決されました。

日程第7 意見書第2号 米海兵隊普天間基地所属米軍ヘリの部品落下に対する意見書及び  
日程第8 決議第2号 米海兵隊普天間基地所属米軍ヘリの部品落下に対する抗議決議を一括議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

新垣博正議員。

12番 新垣博正議員

意見書第2号

平成27年1月27日

中城村議会

議長：與那覇 朝 輝 殿

提出者

中城村議会議員 新 垣 博 正

賛成者

中城村議会議員 仲 松 正 敏

中城村議会議員 大 城 常 良

## 米海兵隊普天間基地所属米軍ヘリの部品落下に対する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条2項の規定により提出します。

(提案理由)

米海兵隊所属、米軍ヘリから、計200kg余りの部品が落下した事件は県民の生命を大いに脅かすことであり、到底看過されるべき事ではない。

住民の生命、財産、安全を守る立場から、厳重に抗議するとともに、事故機の飛行中止を求めするため。

## 米海兵隊普天間基地所属米軍ヘリの部品落下に対する意見書(案)

2015年1月15日、午後5時半ごろ、本島周辺海域に、米海兵隊普天間基地所属の米軍ヘリ、A H - 1 W攻撃ヘリコプター(通称、スーパーコブラ)から、合計200キロ余りの部品が落下した事件は、我々沖縄県民にとって、生命に関わる非常に大きな問題であり、事の重大さを考えると到底看過できるものではなく、断固抗議するものである。

過去に於いても、風防パネル、ドラム缶、ペットボトル、等々、米軍機からの落下事故は頻発し恒常化している状況で、その都度、沖縄県、及び各市町村議会に於いて、抗議と原因究明の徹底、及び米軍機の飛行禁止を、繰り返し要請してきた経緯がある。

にも拘らず、今回、総重量にして200キロ、うち一個体の最大重量109キロという恐ろしい程の重さの部品が、たとえ海上とは言え落下した事実は、決して容認出来るものではない。

もし落下した場所が陸上部分で、住宅密集地であったとしたら、それこそ大惨事に繋がる事は火を見るより明らかで、大きな不安と恐怖心と共に、いつまで経っても改善されない現状に対し、大きな憤りを覚えるものである。

ましてや、今回の落下事故を起こした米海兵隊普天間基地所属のA H - 1 W攻撃ヘリコプターは、本村上空を毎日のように飛行している機体であり、中城村住民にとっては、日常的に、その頭上に大きな危険が存在すると言う事であり、その危険性は到底容認出来るものではない。

よって、中城村議会は住民の生命、財産、安全を守る立場から今回の米軍ヘリ部品落下に対し、大きな憤りを以って厳重に抗議し、事故原因の徹底究明と、同型機の飛行禁止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年1月27日  
沖縄県中城村議会

宛先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣  
外務省特命全権大使(沖縄担当) 沖縄防衛局長

決議第2号

平成27年1月27日

中城村議会

議長：與那覇 朝 輝 殿

提出者

中城村議会議員 新 垣 博 正

賛成者

中城村議会議員 仲 松 正 敏

中城村議会議員 大 城 常 良

米海兵隊普天間基地所属米軍ヘリの部品落下に対する抗議決議

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条2項の規定により提出します。

(提案理由)

米海兵隊所属、米軍ヘリから、計200kg余りの部品が落下した事件は県民の生命を大いに脅かすことであり、到底看過されるべき事ではない。

住民の生命、財産、安全を守る立場から、嚴重に抗議するとともに、事故機の飛行中止を求め  
るため。

米海兵隊普天間基地所属米軍ヘリの部品落下に対する抗議決議(案)

2015年1月15日、午後5時半ごろ、本島周辺海域に、米海兵隊普天間基地所属の米軍ヘリ、A  
H-1W攻撃ヘリコプター(通称、スーパーコブラ)から、合計200キロ余りの部品が落下した  
事件は、我々沖縄県民にとって、生命に関わる非常に大きな問題であり、事の重大さを考えると  
到底看過できるものではなく、断固抗議するものである。

過去に於いても、風防パネル、ドラム缶、ペットボトル、等々、米軍機からの落下事故は頻発  
し恒常化している状況で、その都度、沖縄県、及び各市町村議会に於いて、抗議と原因究明の徹  
底、及び米軍機の飛行禁止を、繰り返し要請してきた経緯がある。

にも拘らず、今回、総重量にして200キロ、うち一個体の最大重量109キロという恐ろしい程の重さの部品が、たとえ海上とは言え落下した事実は、決して容認出来るものではない。

もし落下した場所が陸上部分で、住宅密集地であったとしたら、それこそ大惨事に繋がる事は火を見るより明らかで、大きな不安と恐怖心と共に、いつまで経っても改善されない現状に対し、大きな憤りを覚えるものである。

ましてや、今回の落下事故を起こした米海兵隊普天間基地所属のA H - 1 W攻撃ヘリコプターは、本村上空を毎日のように飛行している機体であり、中城村住民にとっては、日常的に、その頭上に大きな危険が存在すると言う事であり、その危険性は到底容認出来るものではない。

よって、中城村議会は住民の生命、財産、安全を守る立場から今回の米軍ヘリ部品落下に対し、大きな憤りを以って厳重に抗議し、事故原因の徹底究明と、同型機の飛行禁止を強く求めるものである。

平成27年 1月27日  
沖縄県中城村議会

宛先

駐日米軍大使 在日米軍司令官 在日米軍沖縄地域調査官  
在沖米国総領事 嘉手納基地第18航空団司令官

以上です。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

これから意見書第2号及び決議第2号に対する質疑を行います。質疑ありますか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第2号及び決議第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第2号及び決議第2号は委員会付託を省略します。

これから意見書第2号における討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第2号 米海兵隊普天間基地所属米軍ヘリの部品落下に対する意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第2号 米海兵隊普天間基地所属米軍ヘリの部品落下に対する意見書は原案のとおり可決されました。

次に、決議第2号における討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから決議第2号 米海兵隊普天間基地所

属米軍ヘリの部品落下に対する抗議決議を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、決議第2号 米海兵隊普天間基地所属米軍ヘリの部品落下に対する抗議決議は原

案のとおり可決されました。

日程第9 意見書第3号 辺野古新基地建設に伴う海上保安庁及び沖縄県警機動隊の過剰警備に対する意見書を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 意見書第3号を読み上げて提出したいと思います。

意見書第3号

平成27年1月27日

中城村議会

議長：與那覇 朝輝 殿

提出者

中城村議会議員 新垣徳正

賛成者

中城村議会議員 石原昌雄

中城村議会議員 新垣光栄

辺野古新基地建設に伴う海上保安庁及び沖縄県警機動隊の過剰警備に対する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条2項の規定により提出します。

(提案理由)

米軍普天間飛行場の移設に伴う辺野古新基地建設を強引に推し進める政府は、海上保安官及び、沖縄県警機動隊を導入し、反対住民に対し、暴力さえも行使する過剰ともいえる警備行動を行っている。辺野古新基地建設反対は沖縄県民の民意であり、それに対する暴力的排除行動は当然非難されるべきものであり許されるものではなく、嚴重に抗議するため。

辺野古新基地建設に伴う海上保安庁及び沖縄県警機動隊の過剰警備に対する意見書(案)

沖縄県民の幾度となく示された反対の民意を無視する形で、米軍普天間飛行場の移設計画に伴

う辺野古新基地建設が、現政権によって強引に押し進められている。

この様な政府のやり方は、立憲主義を定めた憲法の観点からも、また民主主義の理念から大きくかけ離れており、当然許されるべきものではなく、嚴重に抗議するものである。

我が沖縄県は、戦後70年、日本の、米軍基地、日米安保条約、それに付随する日米地位協定の“負”の部分、まさに「切れ目なく」担ってきた経緯が有り、これ以上の基地負担は受け入れられないのが現実である。

既に選挙と言う民主的手法で民意ははっきりと示されているにもかかわらず、現政権の対応は、あまりに沖縄県民を愚弄した、県民無視の蛮行であり決して許されるものではない。

この様な現政権の強引な作業の実施に多くの県民が不満を抱き、連日多くの住民たちが徹底した“非暴力の住民運動”を行っている。

この抗議活動に対し、海上に於いては、海上保安官、陸上に於いては、沖縄県警機動隊による、過剰とも思える暴力的住民排除の警備活動が連日のごとく繰り返されており、住民側にけが人が続出する事態にまでなっている。

そもそも海上保安官及び警察官の任務と照らした場合、この様な行為は職務の権限を大いに逸脱した行為で、“職権濫用”にも値する行為であると認識するものである。

これ以上強引な過剰警備を続ける事は、危険性の度合いを高めるだけで、更なる事態の悪化を招く恐れが有り、大いに懸念されるものである。

よって本村議会は、海上保安庁及び沖縄県警機動隊に対し、非暴力の住民運動に対し、今後これ以上の暴力的過剰警備行為を行わないよう、嚴重に抗議するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年 1月27日

沖縄県中城村議会

宛先

内閣総理大臣

内閣官房長官

防衛大臣

海上保安庁長官

沖縄県警察本部長

以上です。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第3号は、会議規則第39条第3項の規

定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第3号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 本員は、この意見書

第3号について、反対の立場から討論させていただきます。

海上保安庁の職員の行為は、意図的に故意に臨時の制限区域内に進入し、物理的に妨害行為をする抗議船に対して、再三にわたり警告したにもかかわらず、警告に従わなかった抗議者を排除するためのやむを得なく実力行使に至ったものであり、それは正当な職務行為であり、抗議することには反対をいたします。以上。

議長 與那覇朝輝 ほかに討論ありませんか。  
新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 意見書第3号 辺野古新基地建設に伴う海上保安庁及び沖縄県警機動隊の過剰警備に対する意見書に対して、賛成の立場で討論を行います。

連日、多くの住民たちが徹底した非暴力運動を行っている最中に、このような行為は職務の権限を大いに逸脱した行為であり、職権乱用にも値する行為と私も認識しております。海上においては、オイルフェンスの外側でライフジャケットを剥ぎ取る行為、めがねを意図的に海中へ落下させる行為、そして反対住民とは関係なく取材をする、あるいはまたドキュメンタリー映画を撮影する取材クルーの手首にはめたカメラを海中に落下させる等の行為は、海上保安庁の職務とは全く異なる行動であり、言語道断、過剰警備を言わざるを得ない。このような立場に立って、同意見書に賛成の立場で討論を行います。

議長 與那覇朝輝 ほかに討論ありますか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 これで討論を終わります。

これから意見書第3号 辺野古新基地建設に伴う海上保安庁及び沖縄県警機動隊の過剰警備に対する意見書を採決いたします。

採決は起立によって行います。

意見書第3号 辺野古新基地建設に伴う海上保安庁及び沖縄県警機動隊の過剰警備に対する

意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

議長 與那覇朝輝 「起立多数」です。したがって、意見書第3号 辺野古新基地建設に伴う海上保安庁及び沖縄県警機動隊の過剰警備に対する意見書は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本臨時会はこれで閉会します。御苦労さまでした。

閉会(12時08分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 與那覇 朝 輝

中城村議会議員 伊 佐 則 勝

中城村議会議員 新 垣 德 正



# 第2回 定例会

## 平成27年第2回中城村議会定例会会期日程表

開 会 平成27年3月6日

会 期 22 日間

閉 会 平成27年3月27日

| 日 次   | 月 日   | 曜日 | 開 議 時 刻 | 会 議 名 | 事 項                                                                                                                                                           |
|-------|-------|----|---------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 日 | 3月6日  | 金  | 午前10時   | 本 会 議 | 会議録署名議員の指名、会期の決定<br>諸般の報告、行政報告、施政方針<br>議案第3号、4号、5号、6号、7号、8号、<br>9号、10号、11号、12号、13号、14号に対する<br>説明<br>同意第1号及び、承認第1号、諮問第1号、2<br>号に対する説明、<br>質疑、討論、採決、報告第1号に対する説明 |
| 第 2 日 | 3月7日  | 土  |         | 休 会   |                                                                                                                                                               |
| 第 3 日 | 3月8日  | 日  |         | 休 会   |                                                                                                                                                               |
| 第 4 日 | 3月9日  | 月  | 午前10時   | 本 会 議 | 議案第15号、16号、17号、18号、19号、20号に<br>対する説明                                                                                                                          |
| 第 5 日 | 3月10日 | 火  | 午前10時   | 本 会 議 | 議案第21号、22号、23号、24号、25号、26号、<br>27号に対する説明<br>議案第3号、10号、12号、13号に対する質疑<br>(委員会付託)                                                                                |
| 第 6 日 | 3月11日 | 水  | 午後1時30分 | 視 察   | 災害避難訓練 午後1時30分 村内行政視察                                                                                                                                         |
| 第 7 日 | 3月12日 | 木  | 午前10時   | 本 会 議 | 議案第4号、5号、6号、7号、8号、9号、<br>11号、14号、15号、16号、17号、18号、19号、<br>20号に対する質疑、討論、採決                                                                                      |
| 第 8 日 | 3月13日 | 金  |         | 休 会   |                                                                                                                                                               |
| 第 9 日 | 3月14日 | 土  |         | 休 会   |                                                                                                                                                               |
| 第10日  | 3月15日 | 日  |         | 休 会   |                                                                                                                                                               |
| 第11日  | 3月16日 | 月  | 午前10時   | 本 会 議 | 議案第21号、22号、23号、24号、25号、26号、<br>27号に対する質疑(委員会付託)                                                                                                               |
| 第12日  | 3月17日 | 火  | 午前10時   | 委 員 会 | 委員会審議                                                                                                                                                         |
| 第13日  | 3月18日 | 水  | 午前10時   | 委 員 会 | 委員会審議                                                                                                                                                         |
| 第14日  | 3月19日 | 木  | 午前10時   | 委 員 会 | 委員会審議                                                                                                                                                         |
| 第15日  | 3月20日 | 金  | 午前10時   | 委 員 会 | 委員長取りまとめ                                                                                                                                                      |
| 第16日  | 3月21日 | 土  |         | 休 会   | 春分の日                                                                                                                                                          |
| 第17日  | 3月22日 | 日  |         | 休 会   |                                                                                                                                                               |
| 第18日  | 3月23日 | 月  | 午前10時   | 委 員 会 | 委員会審議(連合審査)                                                                                                                                                   |
| 第19日  | 3月24日 | 火  | 午前10時   | 本 会 議 | 委員会審議(連合審査)<br>午後1時30分～、一般質問                                                                                                                                  |
| 第20日  | 3月25日 | 水  | 午前10時   | 本 会 議 | 一般質問                                                                                                                                                          |
| 第21日  | 3月26日 | 木  | 午前10時   | 本 会 議 | 一般質問                                                                                                                                                          |
| 第22日  | 3月27日 | 金  | 午前10時   | 本 会 議 | 一般質問<br>委員長報告、質疑、討論、採決及び陳情・発議<br>等採決<br>閉会                                                                                                                    |

## 平成27年第2回中城村議会定例会（第1日目）

|                        |              |                     |                  |       |
|------------------------|--------------|---------------------|------------------|-------|
| 招集年月日                  | 平成27年3月6日（金） |                     |                  |       |
| 招集の場所                  | 中城村議会議事堂     |                     |                  |       |
| 開会・散会・閉会等日時            | 開会           | 平成27年3月6日（午前10時00分） |                  |       |
|                        | 散会           | 平成27年3月6日（午後2時29分）  |                  |       |
| 応招議員<br><br>（出席議員）     | 議席番号         | 氏名                  | 議席番号             | 氏名    |
|                        | 1番           | 石原昌雄                | 9番               | 新垣徳正  |
|                        | 2番           | 外間博則                | 10番              | 安里ヨシ子 |
|                        | 3番           | 大城常良                | 11番              | 新垣光荣  |
|                        | 4番           | 欠席                  | 12番              | 新垣博正  |
|                        | 5番           | 仲松正敏                | 13番              | 仲座勇   |
|                        | 6番           | 新垣貞則                | 14番              | 新垣善功  |
|                        | 7番           | 金城章                 | 15番              | 宮城重夫  |
|                        | 8番           | 伊佐則勝                | 16番              | 與那覇朝輝 |
| 欠席議員                   | 4番           | 屋良清                 |                  |       |
| 会議録署名議員                | 10番          | 安里ヨシ子               | 11番              | 新垣光荣  |
| 職務のため本会議に出席した者         | 議会事務局長       | 知名勉                 | 議事係長             | 比嘉保   |
| 地方自治法第121条の規定による本会議出席者 | 村長           | 浜田京介                | 企画課長             | 與儀忍   |
|                        | 副村長          | 比嘉正豊                | 企業立地・観光推進課長      | 屋良朝次  |
|                        | 教育長          | 呉屋之雄                | 都市建設課長           | 新垣正   |
|                        | 総務課長         | 比嘉忠典                | 農林水産課長兼農業委員会事務局長 | 津覇盛之  |
|                        | 住民生活課長       | 新垣親裕                | 上下水道課長           | 仲村盛和  |
|                        | 会計管理者        | 比嘉義人                | 教育総務課長           | 名幸孝   |
|                        | 税務課長         | 稲嶺盛昌                | 生涯学習課長           | 新垣一弘  |
|                        | 福祉課長         | 仲松範三                | 教育総務課主幹          | 伊波正明  |
| 健康保険課長                 | 比嘉健治         |                     |                  |       |

## 議 事 日 程 第 1 号

| 日 程  | 件 名                                              |
|------|--------------------------------------------------|
| 第 1  | 会議録署名議員の指名                                       |
| 第 2  | 会期の決定                                            |
| 第 3  | 諸般の報告                                            |
| 第 4  | 行政報告                                             |
| 第 5  | 平成27年度 施政方針                                      |
| 第 6  | 議案第3号 中城村行政手続条例                                  |
| 第 7  | 議案第4号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例                   |
| 第 8  | 議案第5号 中城村税の特例に関する条例を廃止する条例                       |
| 第 9  | 議案第6号 中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例                    |
| 第 10 | 議案第7号 中城村保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例                   |
| 第 11 | 議案第8号 中城村教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する<br>条例    |
| 第 12 | 議案第9号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改<br>正する条例 |
| 第 13 | 議案第10号 中城村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例                 |
| 第 14 | 議案第11号 中城村立幼稚園保育料等徴収条例を廃止する条例                    |
| 第 15 | 議案第12号 中城村立幼稚園保育料条例                              |
| 第 16 | 議案第13号 中城村吉の浦公園クラブハウスの設置及び管理に関する条例               |
| 第 17 | 議案第14号 土地改良事業の計画変更                               |
| 第 18 | 承認第1号 専決処分の承認について                                |
| 第 19 | 同意第1号 教育委員会委員の任命について                             |
| 第 20 | 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                   |
| 第 21 | 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                   |
| 第 22 | 報告第1号 平成27年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について               |

議長 與那覇朝輝 ただいまより平成27年第2回中城村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、10番 安里ヨシ子議員及び11番 新垣光栄議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日3月6日から3月27日までの22日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、本議会の会期は本日3月6日より3月27日までの22日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告について

平成26年12月13日より、平成27年3月5日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

#### 記

##### 1 例月現金出納検査の報告について

村監査委員より、平成26年12月、平成27年1月、2月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。

##### 2 一部事務組合議会、介護保険広域連合議会、後期高齢者医療広域連合議会及び東部清掃施設組合議会の報告について

それぞれの議会議員より、各議会における議事の経過及び結果の報告がありました。お手元に報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。

##### 3 請願・陳情等の処理について

期間中に受理した請願・陳情等は2件受理し、3月3日の議会運営委員会で協議した結果、『住民の安全・安心を支える国の公務・

公共サービス体制の充実を求める陳情』は総務常任委員会に付託し、他1件は資料配布にとどめることにします。

##### 4 沖縄県町村議会議長会関係について

1月28日(水)副議長研修会が自治会館で開催され、副議長と事務局長が参加しております。

1月29日(木)新人議員研修会が自治会館で開催され、5名が参加しております。

2月12日(木)定例理事会及び定期総会が自治会館で開催され、議長と事務局長が出席しております。

2月16日(月)議員・事務局職員研修会が読谷村で開催され、15名が参加しております。

##### 5 中部町村議会議長会関係について

12月24日(水)臨時会が嘉手納町で開催され、議長と事務局長が出席しております。

1月30日(金)定例会が西原町で開催され、議長と事務局長が出席しております。

##### 6 その他

12月16日(火)イルミネーション点灯式が花と緑のふれあい広場で開催され、議長他議員が出席しております。

12月19日(金)年末年始交通安全県民運動における宜野湾地区出発式が津覇小学校で開催され、議長が出席しております。

12月21日(日)「第17回わかてだを見る集い」が中城城跡で開催され、議長他議員が出席しております。

1月5日(月)「平成26年度中城村功労者・善行者表彰式典並びに中城村ハチウクシー」が吉の浦会館で開催され、議長他議員が参加しております。

1月6日(火)中城・北中城消防本部出初め式が開催され、議長他議員が参加しております。

1月7日(水)平成27年「新春村民の集い」

が吉の浦会館で開催され、議長他議員が参加しております。

1月11日（日）中城村成人式が吉の浦会館で開催され、議長が祝辞を述べております。

1月14日（水）ガンバ大阪サッカーキャンプ歓迎式が、ごさまる陸上競技場で開催され、議長他議員が参加しております。

1月20日（火）総務常任委員会が開催されております。

1月24日（上）「沖縄花のカーニバル2015参加イベントオープニング」が中城城跡で開催され、議長他議員が出席しております。

1月25日（日）横浜マリノスサッカーキャンプ歓迎式が、ごさまる陸上競技場で開催され、議長他議員が参加しております。

1月25日（日）平成26年度中城村老人文化作品展示会が吉の浦会館で開催され、議長が出席しております。

1月27日（火）平成27年第1回中城村議会臨時会が開催されております。

2月4日（水）茨城県城里町議会教育産業常任委員が行政視察研修で本村を訪れております。

2月6日（金）川崎フロンターレサッカーキャンプ歓迎式が、ごさまる陸上競技場で開催され、議長他議員が参加しております。

2月15日（日）「第23回おきなわマラソン」開会式が沖縄県総会運動公園で実施され、議長が出席しております。

2月17日（火）読谷村議会総務常任委員が所管事務調査で本村を訪れております。

2月18日（水）佐賀県武雄市議会の議会運営委員が行政視察研修で本村を訪れております。

2月20日（金）中部広域市町村圏事務組合の研修会が恩納村で開催され、議長が参加しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告を行います。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは行政報告を行います。まず1枚のみの部分で、抜粋して御報告を申し上げます。平成26年12月から平成27年2月までの行政報告でございます。

まず12月16日には、イルミネーション点灯式が花と緑のふれあい広場で、これは今年度は電飾文字の点灯式も一緒に行いました。

12月21日には、わかてだを見る集い。これは中城城跡で例年どおりでございますが、ことは趣向を凝らしまして、両村の出身者の婚礼をみんなの前で宣言するという新しい試みを行いました。

同じく12月21日には、第1回の中城青年祭りが行われまして参加をしておりますが、本村の青年連合会は非常に活発な動きを見せております。これからも、これが常態化していけばいいなと思っておりました。

1月に入りまして、1月5日のハチウクシーには表彰者も含めて大変多くの村民の方々とともに新年を祝いました。これも去年からの試みですが、これからも続けていきたいなと思っております。

1月6日には、出初式。

そして1月7日には、また新春の集いが行われております。

1月11日には、成人式に参加をいたしました。

1月14日には、ガンバ大阪の歓迎式がありまして、多くのマスコミにも取り上げていただき、本村の大きなPRになったんじゃないかと思っております。

1月19日には、第7回子ども・子育て会議。これは、私のほうでは町村会を代表いたしまして参加をしておりますが、4月に向けての会議でございます。

2月に入りまして、2月6日には、宜野湾警察署が安全なまちづくりの表彰を受けて、非常

に2回連続、あるいは3回連続という形で、非常にいい方向に進んでいるようでございます。

2月8日には、中部広域産業まつり。これも初めての試みですが、広域での産業まつりが読谷のファーマーズマーケットのほうで行われ、大変寒い中ではありましたが、非常に多くの方々を訪れておりました。

翌2月9日には、南上原の郵便局のオープニングセレモニーに参加をしました。本村で2つ目の郵便局の開局で、非常にうれしい思いでございます。

2月10日には、東海岸地域サンライズ推進協議会を立ち上げての要請行動を県庁のほうに行き、安慶田副知事との面談がかないまして、そこで要請を行っております。

2月15日には、沖縄マラソンの開会式。

2月24日には、防衛局で防衛局長とお会いさせていただきました。本村にはタンゴ・ポイント、キロ・ポイント両方2つの場周経路の目指すところがあるものですから、9条予算の関連で要請行動を行っております。

以上、報告を終わります。

次に平成26年度の主要施策の執行状況調書（第4・四半期分）でございます。

ページをめくっていただきまして、1ページの総務課のほうから読み上げて御報告申し上げます。18節、事業名が平成26年度防災車輛整備事業。契約年月日、平成27年9月22日。契約方法が指名競争入札。契約金額が242万8,000円（落札率71.6%）。契約の相手方、沖縄トヨペット株式会社。

2ページのほうは企画課、13節でございます。社会保障・税番号制度システム整備補助事業基幹系システム改修業務、これは総務省からのもので、平成26年12月1日、随意契約、653万6,160円、株式会社オーシーシー。同じく13節、基幹系システム改修業務、これは村単独でございます。平成27年2月16日、随意契約、170万

4,240円、株式会社オーシーシー。同じく13節、基幹系システム宛名クレンジング業務、平成27年2月16日、随意契約、270万7,020円、株式会社オーシーシー。13節、世代間交流・人材育成センター基本設計委託業務、平成26年11月19日、指名競争入札160万9,200円（63.9%）、有限会社大住設計。19節、中間サーバー・プラットフォーム負担金、平成27年2月20日、補助金、98万1,000円、地方公共団体情報システム機構。

3ページのほうです。農林水産課。15節、中城地区農道舗装工事（26-2工区）、平成27年1月13日、指名競争入札、1,608万1,200円（94.6%）、ミナミ建設株式会社。17節、農業基盤整備促進事業、平成27年2月9日、随意契約、53万2,928円、奥間自治会。

続いて都市建設課でございます。13節、平成26年度南上原産業廃棄物収集運搬処理委託業務（その1）、平成26年12月2日、随意契約、57万2,400円、これは見積もりでございます。裕起りサイクル。13節、平成26年度南上原地区出来形確定測量委託業務、平成26年12月19日、随意契約、719万2,800円（89.9%）、株式会社与那嶺測量設計。同じく13節、平成26年度調査業務（その7）、平成27年1月16日、随意契約、592万9,200円（90%）、株式会社与那嶺測量設計。同じく13節、平成26年度調査業務（その8）、平成27年1月17日、随意契約、396万360円（94.9%）、株式会社与那嶺測量設計。15節、南上原地区築造工事（26-7工区）、平成27年1月13日、指名競争入札、3,723万9,480円（93.8%）、有限会社ヒコ建設。

同じく15節、南上原地区築造工事（26-6工区）に伴う歩道照明修繕工事、平成27年1月22日、随意契約、84万3,480円（95.6%）、有限会社ピース造園土木。15節、南上原地区築造工事（26-8工区）、平成27年2月24日、指名競争入札、2,687万4,720円（93.2%）、有限会社津城電気工事。15節、村道中城城跡線改良舗装工

事（7工区）、平成27年1月22日、指名競争入札、8,607万6,000円（93%）、有限会社北浜土木。22節、物件移転補償。これは4件でございます。それぞれ随意契約で1,428万6,200円、南上原地内でございます。

次に上下水道課でございます。15節、平成26年度消火栓設置工事（その1）、平成26年12月1日、随意契約、150万円、仲真設備工業。

続きまして教育総務課。15節、津覇小学校遊具設置工事、平成26年12月5日、随意契約、463万9,788円（99%）、株式会社コトブキ沖縄営業所。15節、中城村学校給食共同調理場ボイラー取替工事、平成27年2月13日、随意契約、483万8,400円（100%）、三浦工業株式会社沖縄営業所。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 続いて教育行政報告を行います。

教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 おはようございます。平成26年12月から平成27年2月までの教育行政報告をいたします。

12月15日、地域ゆんたく会。安里自治会から始まりまして、平成27年2月19日、奥間自治会で21自治会で開催しております。

12月16日、イルミネーション並びに電飾文字「結」点灯式に参加。花と緑のふれあい広場で、保育所の幼児による遊戯等がありました。

12月19日、第16回教育委員会議。成人式及びCGG運動の説明をしております。

12月21日、わかてだを見る集いに参加いたしました。中城城跡で朝日が昇るのを見る集いです。

12月23日、ツワブキまつりに参加。中城城跡で両村から舞踊等の出し物で賑やかに行われました。

平成27年1月5日、中城村ハチウクシー（初興し）に参加しました。村民も多数参加してお

ります。

1月6日、中北消防組合出初式に参加。消防訓練等が行われております。

2月7日、平成27年新春の集いに参加いたしました。村内外の業者等が集い、名刺交換等を行っております。

1月11日、中城村成人式に参加。新成人が多数参加し、大変賑わいがありました。

1月14日、ガンバ大阪沖縄キャンプ入り。中城村で歓迎式が行われております。

1月23日、第1回定例教育委員会議、中城南小学校遊具設置についての要望等を審議しております。

1月26日、JA中城から給食食材の提供が給食センターでありました。島ニンジン70キロ、島大根50キロ、キャベツ40キロ、トマト16キロがありました。

2月3日、福智町よりソメイヨシノの桜50本の贈呈がありました。吉の浦公園で植樹を行うとともに、各小中学校に配付しております。

2月10日、市町村教育委員及び教育長研修会。主に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う対応等でした。

2月13日、南上原ユニオン前の信号機設置に伴う渡り初めに参加いたしました。琉大前のみなみ保育園の幼児と中城南小の児童が参加しております。

2月14日、中頭地区学力向上推進大会に参加。北谷町で開催。教育委員及び教育長が参加しております。

2月15日、沖縄マラソン大会の開会式に参加。1万6,000名余の参加との報告がありました。

2月25日、琉球大学との連携会議に参加。村内の小中学校に大学から75回にわたる助言や指導を受けております。平成27年度も継続すると確認をしております。

同じ日に、第2回定例教育委員会議。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴



う中城村教育委員会規則の一部改正の審議を行っております。同じ日に教職員の異動内示がありました。同じ日、平成27年度一般質問予算要求の概要について、説明を行っております。

以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で行政報告を終わります。

日程第5 平成27年度 施政方針を行います。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは平成27年度施政方針を行います。

## 平成27年度 施政方針

### 1. はじめに

平成27年第2回中城村議会定例会の開会にあたり、今回提出しております諸議案の説明に先立ちまして、平成27年度の施政方針について所信を申し上げ、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

村長就任から2期目も3年目を迎えておりますが、これまで村民の皆様には色々なところで申し上げてきました選挙公約や私の思いを、各施策や各種事業に展開して取り組んでまいりました。

まず、本村の地名度向上と観光振興、村民意識の高揚として、世界遺産「中城城跡」や「護佐丸公」の歴史文化遺産と観光資源を活用した村のPRを大々的に取り組んでまいりました。「プロジェクトマッピング」と「世界遺産劇場」においては、四日間の開催で2万1千人もの集客をいたしました。また、ごさまる陸上競技場において、プロサッカーのキャンプ誘致に取り組み、名実ともに国内トップのガンバ大阪を始めとしたJ1チームの誘致に成功し、述べ2万6千人の観戦者が訪れております。イベント、キャンプとも全国ネットのテレビ放映をはじめ、各種メディ

アにて取り上げて頂きましたおかげで、本村の知名度アップが図られ、村民の方々には喜びとともに地元への誇りや愛着が深まったと思います。

今後も村のポテンシャルを引き出した、活気あふれるまちづくりに取り組んでまいります。

もうひとつの柱でもあります、子育て支援の政策として取り組んでまいりました、「第3子以降保育料無料化事業」、「第3子以降給食費助成事業」、「待機児童世帯助成事業」、「ひとり親家庭学童クラブ利用料助成事業」、「母子及び父子家庭等医療費助成事業」、「ファミリーサポートセンター事業」、「病後児保育委託事業」もこれまで以上の拡充を図りながら継続してまいります。

平成27年度から、うえむら病院とタイアップした事業として、病期中、家庭での看護や保育園等に行けない子どもを病院内にて預かり保育をする「病児保育委託事業」も展開してまいります。

また、不妊に悩む夫婦への助成として「特定不妊治療費助成事業」も新たな事業として実施いたします。

子育て世帯の「出産・子育て・幼児教育」に係る各種施策を実施し、子育て支援に最適な環境構築に努めてまいります。

さて、我が国の経済は安倍政権の「三本の矢」からなる経済政策により、景気は回復基調が続いていると言われるものの、経済効果も大企業や大都市への偏り、中小企業、地方への恩恵が行き渡らず、地方経済は今なお厳しい状況であります。

昨年政府の打ち出した地方へのアベノミクスの波及として「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」への期待と、地方創生の理念に沿った地方版総合戦略の計画に取り組み、地方の活力を取り戻し地方の景気回復と経済

の活性化に努めてまいります。

県内の状況は、翁長新知事の誕生で県民の総意「建白書」の思いである「普天間基地の県外移設」への動きが強まり、政府との対話、調整のもと建白書の実現に向けた取り組みが図られて来ると考えられます。政府のなりふり構わぬ対応に惑わされることなく、ぶれない対応への期待と支援をしながら、今後我々も新知事と連携した辺野古の新基地建設反対と普天間基地の県外移設を訴え続けてまいります。

村内においては、平成26年度も引き続き話題の絶えない活気と魅力あふれるまちづくり事業を展開してまいりました。

村のPRと観光振興や観光客誘客として、プロジェクトマップと世界遺産劇場を2週連続で開催し大盛況を収めました。また、プロサッカーチームのキャンプ誘致の実施と、キャンプ誘致の推進に必要なクラブハウスの建設事業も実施しております。

本村の念願であります歴史資料図書館の建設工事にも着手し、平成28年度開館に向け着々と進捗しております。

小学校においては、文部科学省から教育課程特例校の指定を受けて、琉球史と中城の歴史を学ぶ「中城ごさまる科」を創設し、子ども達に郷土の歴史・文化や偉人護佐丸を学ぶ教育を実施しております。

平成26年度は、護佐丸バス、護佐丸タクシーの実証運行を行いました。村民の新たな生活支援交通として、平成27年度からの本格運行に向け取り組んでまいります。

平成26年度からの新たな取り組みとして、役場全職員を地域（各字）へ派遣する「地域盛上げ隊事業」を実施しております。村内各自治会が、自治会内の各種団体の交流促進を通じてコミュニティ意識の高揚が図れるよう支援するとともに、地域の活性化へ向け取り

組んでまいります。併せて、職員の資質向上に向けた職員研修の一環と位置付けております。

南上原区画整理事業も着実に進捗し、保留地販売も順調に進んでおり、地区内にはうむら病院も開院し、出産・子育てにより良い環境構築が図られております。

このように、平成26年度も様々な施策や各種事業にまい進できましたのも、議員各位並びに村民の皆様のお力添えのおかげであり、心から感謝申し上げます。

平成27年度は、地方創生に向けたスタートの年でございます。

地方の人口減少問題とそれに伴う地方自治体の消滅の危機を背景に創設された制度で、地方自治体間の競争や自治体の自然淘汰とも言われておりますが、ポテンシャルの高い本村におきましては、光が指し、希望の持てる未来への足掛かりになる制度だと認識しております。

ここ数年の人口増加率も全国上位をキープし続けながら、今後数年も増加が見込まれます。

また、本村の地理的（位置的）条件からも、需要にあった住宅振興政策（建築）が叶えば、今後人口は伸び続ける要素しかありません。

本村の大部分が、規制の厳しい市街化調整区域の中、傾斜地以外の開発が可能な平地地の多くが、肥沃で優良な農地で、その大部分を占めるのが土地改良事業で基盤整備がされた広大な農業振興地域でございます。

人口増を担う住宅振興政策と本村の資源である広大な農地の有効活用としての農業振興政策を生かした構造改革特区など、創意工夫を図りながら調査、研究、検討を行い、村の進む道としての地方版総合戦略計画の策定へ繋げてまいります。

住みよい「まち」をつくり、「ひと」が寄

り添い、生きがいある「しごと」がある「まち・ひと・しごと創生関連事業」へ鋭意取り組んでまいります。

これから審議頂きます、平成27年度予算も過去最高の予算額となっております。

一括交付金を活用したビッグプロジェクトを継続している中、本村におきましては認可保育園に係る負担金など子育て支援に係る扶助費は伸び続けております。

人口増や吉の浦火力発電所に伴う固定資産税など税収の伸びはあるものの、高齢化の進行や低所得世帯の増加などに伴い扶助費の増加が見込まれ、非常に厳しい財政運営を余儀なくされております。

今後も厳しい財政状況が続きますが、徹底した事務事業の見直しを行い、効率的な実施を図りながら歳出抑制に努め、村民福祉の充実や村民サービスの向上に取り組み、豊かな村の可能性を發揮した「住みたい村、住みよい村、住み続けたい村」づくりへ取り組んでまいりますのでご理解とご協力を賜りたいと存じます。

## 2. 本年度の重点施策

### 東海岸地域サンライズ推進協議会

中城村、与那原町、西原町、北中城村の4町村にて協議会を設立、MICE施設の誘致をはじめ東海岸地域の開発促進と東海岸地域の活性化に向けた調査研究、魅力あるまちづくりの検討、広域イベント等実施に取り組みます。

### 護佐丸が村を守るグスク整備事業

自然災害に強い村づくりを推進していくため防災基盤の整備を実施します。また、防災情報を迅速かつ確実に村民等に伝達する手段の整備や、災害時の食糧や生活物資等の備蓄、コンビニ等へのAEDの設置、効率的・実働的な災害対策本部の整備、災害

関係表示板の設置などを実施します。

### とよむ中城産業まつり事業

中城村内で生産、製造又は提供される産業製品を村内外にPRし、知名度の向上を目指して開催される「とよむ中城産業まつり」を支援します。

### 特定不妊治療費助成事業

少子化が叫ばれる中、不妊に悩む子どもが欲しいと望む夫婦へ医療保険の適用外となっている高額な特定不妊治療を行う際、助成金の支給により経済的負担の軽減を図り、少子化対策へと繋げていきます。

### 島ニンジン栽培研究事業

中城村で古くから生産されてきた伝統野菜「島ニンジン」の品質向上を図るため、品質改善及び栽培方法の確立を目的とした調査研究を実施し島ニンジンのブランド化に努めます。

護佐丸バス・護佐丸タクシーの本格運行交通弱者の救済や交通空白地帯の解消に向け、新たな生活支援交通の導入としてコミュニティバスと乗り合いタクシーの本格運行を実施します。

### 歴史の道整備事業

一部が崩落の危険性がある歴史の道を整備して、誰もが安全・安心に歩行できるような観光資源としての機能強化を図ります。

### 久場前浜原線の整備事業

久場・泊地区の市街化編入予定区域の有効な土地利用を図るうえで、重要な村道となる村道久場前浜原線の整備事業を実施します。

### 南上原土地区画整理事業

住宅地区・商業地区・公園などのインフラ整備を行い、利便性と快適な住みよい生活環境の構築を図り、学園都市としての街づくりを推進します。保留地処分業務についても民間企業との連携を強化し保留地販売

促進に努めます。

#### 沖縄振興特別推進交付金の活用

(仮称)護佐丸歴史資料図書館整備事業  
(ハード・ソフト)

世代間交流・人材育成センター整備事業  
等

### 3. 部門別主要施策

#### (1) 教育・文化の振興

##### 幼児教育と学校教育の充実

幼児教育や学校教育においては、家庭・学校・地域の連携を密に、個性豊かな幼児・児童・生徒の育成に努め、人材育成基金等を活用して児童生徒等の活動を支援しながら、学力向上推進の一環として、対米請求権地域振興助成事業を活用し、小・中学校における「学力向上推進事業」及び中学校における「学習支援事業」を継続し、児童生徒の「確かな学力」の向上を目指してまいります。

また、「外国語指導助手」を引き続き小・中学校に配置し、国際理解教育を推進いたします。これからの教育に不可欠なICTについても専門員を配置し、学校の情報教育の推進を図ってまいります。

幼児・児童・生徒の命を守るために学校の危機管理体制の強化と防犯・防災対応の緊急連絡システムを活用し、地震津波に対応した避難訓練や避難経路の確保維持を図ります。

中城南小学校の急激な児童生徒の増加に対応するため、増築工事を行い教育環境の充実を図ります。津覇小学校では、老朽化した管理棟・給食棟改築工事の実施設計に着手し、平成28年度の工事着手を目指してまいります。

また、特別に支援を要する幼児児童生徒の教育的ニーズを把握し、その持てる力を

高め、生活や学習上の困難を克服するために、幼・小・中学校へ特別支援員や教育相談員、心理士を配置し個に応じたきめ細かな支援を行ってまいります。

平成26年度、小学校においては文部科学省より教育課程特例校として「中城ごさまる科」が認可されました。引き続き「護佐丸・中城城跡」などの副読本を活用し、郷土の歴史・文化の授業をとおして、幼児・児童が自然や地域を愛し大切にすることを育ててまいります。中学校においては、総合的学習の時間の中で、平成26年度に作成された副読本を用いて、地域・歴史を学ぶ探求的な学習を本年度よりスタートしていきます。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達のために、新鮮で安心安全な食材の使用に積極的に取り組んでいます。学校給食に地域の特産物を生かした献立を増やし、正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身に付けさせるとともに、豊かな心を育成し、好ましい人間関係を育てるため、各学校と連携し食育を推進いたします。平成27年度も引き続き村内の生産者や農林水産課と連携し、地産地消を推進いたします。

##### 教育に係わる各種支援の充実

経済的な理由により、就学困難な児童生徒に対し、教育の機会均等の精神に基づき、すべての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるように、要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業を引き続き行ってまいります。

平成27年度子ども・子育て支援新制度の本格スタートに伴い、幼稚園では一時預かりの時間延長、土曜日預かり等の拡充を図り、安心して子どもを育てられる環境づくりを行ってまいります。

平成27年度も、村立小・中学校及び琉球

大学教育学部付属小・中学校へ通学する児童生徒が3名以上いる世帯に対し、給食費の5割を助成する給食費助成事業を実施いたします。

### 生涯学習・人材育成の推進

住民の自発的な学習活動の援助と社会教育行政の企画・実施の強化を図るため、平成27年度から社会教育指導員を配置し、村婦人会や村青年会、村PTA連合会等の各種団体並びに村子ども育成連絡協議会の諸活動を支援し、育成を図ってまいります。

住民からのニーズが高い生涯学習教室・講座も継続して開催してまいります。

福岡県福智町子ども会交流事業、千葉県旭市児童交流事業についても継続して支援してまいります。

近年の少子化や核家族化、就労形態の多様化、家庭や地域の子育て機能の低下など、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、平成27年度におきましても「放課後子ども教室推進事業」、「学校支援本部事業」、「中城ジュニアオーケストラ育成支援事業」を実施してまいります。

中・高校生を対象とした、「海外短期留学派遣事業」、「小・中学生ESLキャンプ事業」も引き続き実施し人材育成に努めます。

### （仮称）護佐丸歴史資料図書館整備事業の推進

歴史資料館、図書館、防災施設の3つの機能を有する複合施設（仮称）護佐丸歴史資料図書館については、平成26年度から建築工事に着手しており、平成27年度中には建設工事が完了し、引き続き図書や備品等購入のソフト事業を展開して、平成28年度の開館を予定しております。

開館時の施設構想としまして、歴史資料展示室では、護佐丸が活躍した時代を中心

に小・中学生にも分かり易い琉球史の展示を行い、図書室では郷土資料や一般図書コーナー、児童図書コーナー、供用部には学習室も設けるなど、ニーズに沿った施設構成とし、学力向上と人材育成が図れる施設としてまいります。

また、災害発生時の避難所としての目的も有していることから、防災物資などの備蓄も行ってまいります。

### スポーツ・レクリエーション活動

体育振興については、村体育協会、吉の浦総合スポーツクラブ、村少年野球連盟への助成を継続するとともに、スポーツ推進委員、中学校部活指導員に対しても引き続き支援し、スポーツの振興を図ってまいります。

平成26年度の一括交付金を活用したキャンプ支援事業において、「J1のガンバ大阪等、プロサッカーチームを3チーム誘致し、キャンプの開催も大盛況に終わることができました。何よりも本村の子どもたちが、今年も間近でプロの技を観戦しながら交流を持てた事が最大の成果であると思います。引き続きスポーツキャンプの誘致を行なってまいります。

また、スポーツキャンプ誘致事業で整備された施設等は、シーズンオフには村民、村内各種育成団体等に開放し多様な利用方法を検討してまいります。

これまで、ごさまる陸上競技場の適正な芝管理を行ってきたことで県内屈指のサッカー仕様のキャンプ地として好評を得ており、今後も芝管理の強化に努めてまいります。

村民体育館のトレーニングルームは、スポーツキャンプへの利用、村民の体力・健康づくりへの利用など、利用形態にあった運営に努めながら、さらなる機能強化と利

便性向上に努めてまいります。

吉の浦公園は、村内外の保育所・幼稚園の遠足や各種団体のスポーツ・レクリエーション施設として憩いの場になっており、今後も計画的な適正管理に努めてまいります。

#### **中城城跡保存整備・文化（財）の振興**

世界遺産『中城城跡』は現在、国・県の補助を受け、保存整備を行っているところで、平成27年度も引き続き、修復工事、発掘調査等を行ってまいります。

歴史の道（中城ハンタ道）につきましては、平成26年度に整備を実施した区間のうち、「新垣区間」、「ペリーの旗立岩」、県営公園内の「伊舎堂区間」が国指定「歴史の道」の内定を受け、年度内には指定を受ける予定です。

平成27年度はペリーの旗立岩の補強工事を実施する予定でございます。

また、平成25年度から実施している村内文化財悉皆調査事業では、各字の拝所や戦前までの各集落の姿を文化財調査員が調査を行い、これまでに泊、屋宜、奥間の文化財パンフレットを発行することができました。平成27年度は4ヶ字での調査とパンフレット発行を行います。

文化の振興と継承のため、中城村文化協会など文化団体への助成を継続するとともに、中城村文化協会などの協力を得て毎年12月の冬至の日前後に開催している「わかてだを見る集い」も継続して実施いたします。

### **（2）保健・福祉の充実**

#### **母子保健の充実**

母と子の健康管理のため、妊婦健診と乳幼児健診を実施し、保健相談や栄養指導等に努め、妊娠期における疾病の予防、早期発見及び出産後の母と子の健康管理の充実

を図ります。

また、助産師による新生児家庭訪問や母子保健推進員によるこにちは赤ちゃん訪問事業の実施による育児の相談や乳幼児健診、各種予防接種の重要性を啓発し、母と子の支援に努めます。

#### **成人保健の充実**

健康で自立した生活を営める健康長寿の延伸を図ることが重要な課題となっております。そのためには、働き盛り世代から高齢者まで各年代の方々に特定健診を受診して頂き、脳血管疾患などをはじめとする生活習慣病予防対策へと繋げることが重要であります。

受診率の低い働き盛りの方々の受診率を高める取り組みとして、医療機関による日曜健診の実施、特定健診の無料化、はがきによる個別案内で周知徹底を図り、受診率向上に努めてまいります。

20歳から40歳未満の若年層の健康診査においては、今年度から集団健診に加え医療機関で行う個別健診を実施し、若い世代からの健康に対する意識啓発を図ります。

また、住民健診における各種がん検診（肺がん、胃がん、大腸がん）及び骨粗しょう症検査、婦人検診における子宮頸がん及び乳がん検診を実施するとともに、個別通知による受診勧奨を図り、病気の早期発見と早期治療に努めます。

生活習慣病の予防においては、健康に関する知識や食生活の改善などの取り組みも重要となります。そのためヘルスアップ事業や栄養教室などの保健事業を継続して取り組み、教室終了後においても継続して健康管理に取り組みよう保健師及び管理栄養士による保健指導に取り組みます。

#### **高齢者福祉・介護保険の充実**

12地区で実施しております「ふれあい事

業」においては、保健師による健康管理、保健相談を継続して実施し、高齢者の健康増進と住み慣れた地域の中で、安心して暮らしていけるよう関係機関と連携を図りながら高齢者福祉の充実に努めてまいります。

高齢化社会の進行に伴い、介護保険事業、介護予防事業のニーズが高まっております。村民に対し介護予防の知識普及を行い、一次予防事業の「とよむちよ筋教室」、二次予防の「ちゃ〜がんじゅ〜教室」及び認知症予防教室を各公民館や吉の浦会館で実施するとともに、村老人クラブ事業とのタイアップによる「ヨガ教室」、脳トレとなる「大正琴サ - クル」を新たに実施し、要介護にならない取り組みを推進します。

村内介護保険事業所などの関係機関との連携を強化し、未利用の要介護認定者へは、包括支援センターからの訪問指導などでサービスの利用を周知し、本人や家族の負担軽減を図ります。

また、地域における高齢者支援として、老人クラブ活動補助金や地域敬老会事業補助金、敬老祝い金や記念品の支給を継続してまいります。

#### **こころの健康づくりの推進**

社会環境がめまぐるしく変化する中、「健康問題」や「経済・生活問題」「職場・仕事問題」で心の病で苦しむ方々が多くなっており、その原因によってうつ症状などを発症し、自殺に至るケースが全国的に増加しています。

自殺予防対策事業として、相談員の配置、予防対策パンフレットの配布、いのちの電話の周知などを行い、心のケアを推進してまいります。

#### **障がい児（者）福祉の充実**

障がい児（者）数は、年々増加傾向にあり、障害の内容も様々で、ニーズも多様化

しています。障害福祉サービスによる支援をはじめ、サービス利用計画作成の基盤整備を強化し、障がい福祉制度に関する知識の普及を図りつつ相談支援体制の充実に努めながら、障がい児とその家族への支援の取組として、ごさまるキッズ事業を継続し地域で安心して楽しく過ごせるよう取り組んでまいります。

また、障害者地域活動支援センター事業を充実させ、障がい者が地域で自立した生活を送るための支援を進めてまいります。

発達の気になる子の支援については、引き続き相談員を配置し、未就学児からの早期の支援を実施いたします。

#### **国民健康保険・後期高齢者医療の充実**

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度は、社会保障及び国民保険の向上に欠かせない制度であり、相互扶助の精神にのっとり、関係機関と連携し事業運営に取り組んでまいります。

事業運営については、少子・高齢化の進展、医療技術の進歩などに伴う医療費の増加により財政的に厳しい状況が続いておりますが、保険税の納付しやすい環境整備を行うため、平成26年度国民健康保険において実施したコンビニエンスストアにおける収納サービスを平成27年度より後期高齢者医療においても実施し、納付の利便性の向上と保険税（料）の徴収強化に取り組みます。さらに、医療費の適正化や保健事業の実施、特定健診等による疾病の予防及び早期発見による健康の保持・増進を図り、医療費の抑制に繋げ安定的な事業運営に努めてまいります。

#### **国民年金の充実**

年金受給者数は年々増加し、村民生活の安定と村民福祉の向上に大きく貢献しております。年金受給権の確保は、村民生活と

福祉の観点から極めて重要であり、未納者解消や納付相談を充実させ、村民皆年金の確立に努めながら、年金保険料の減免申請などの相談業務や広報活動の充実も図ってまいります。

### **子育て支援の充実**

子ども達が安心して医療が受けられるよう、こども医療費助成事業及び未熟児養育医療事業による医療費の助成を継続し、保護者の経済的負担の軽減、自動償還払いによる手続きの負担軽減を図ります。

少子化が叫ばれる中、子どもが欲しいと望む夫婦が医療保険の適用外となっている高額な特定不妊治療を行う際の経済的負担の軽減を図り、さらに少子化対策へと繋げる「特定不妊治療費助成事業」を平成27年度より実施いたします。

平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」がスタートをいたします。

保育の場を増やし、子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます。安心して子育てができる環境づくりとして、村立保育所、3つの法人認可保育園に加え、新たに法人認可保育園、小規模保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業をスタートさせ、待機児童対策、子育てしやすい環境整備に取り組んでまいります。

法人認可保育園においても、特別に支援を要する保育の実施や延長保育を継続し、その運営補助も実施してまいります。

地域子育て支援センターでは、多くの子育て中の親子を支援するとともに、毎月1回のわくわくクラブを開催し、発達面で気になる子への支援も継続します。

児童生徒の健全な遊びの場を提供するなかよし児童館は、児童生徒の利用も増加しており、さらに内容の充実を図ります。

また、今年度も待機児童世帯助成事業、

第3子以降保育料無料化事業を継続し、認可外保育施設への安全対策事業、すこやか保育事業、病後児保育事業に加え、ファミリーサポートセンター事業も継続し、一時的な預かりや保育所等への送迎などができる育児支援を行います。

村内の学童クラブ7施設で組織する学童保育連絡協議会に補助を行い、学童における保育の充実を支援いたします。

社会問題化している児童虐待の件数は毎年増加しております。防止策につきましては、継続して要保護児童対策協議会を設置し、家庭環境に恵まれない児童のために、生活相談や指導及び支援策を行いながら、関連機関と連携して早期発見・早期対応に努めてまいります。児童相談員の配置で、通報への対処、訪問、関係機関及び民生委員児童委員との対策会議を行い、要保護児童やその家族の支援を行います。

### **地域支え合い活動の推進**

村民の地域福祉に対する意識の高揚や取り組みは、集落コミュニティにおける安心して暮らせる地域づくりに繋がります。

多様な福祉ニーズや地域防災、要援護者支援などは、民生委員や社会福祉協議会、福祉団体に加え、地域が自主的に取り組む自治会活動とも連携を密にして取り組みながら、災害時要配慮者については、引き続き状況把握の充実を図り、民生委員などの関係者との連携体制の強化に努めます。

### **保険・福祉に係わる各種支援の充実**

ひとり親家庭は、児童の養育や健康面の不安など生活の中に多くの問題を抱えており、経済的支援や相談支援を必要としています。母子及び父子家庭等医療費助成事業や児童扶養手当制度の活用促進、母子家庭の母の就業支援、母子寡婦福祉貸付金などの生活相談の充実を図ります。



また、ひとり親家庭学童クラブ利用料助成事業を継続して支援いたします。

近年の経済構造や雇用環境の変化は、生活や将来への不安を増しながら、生活困窮世帯の増加を招いております。平成27年度より生活困窮者自立支援法が開始されますが、生活保護に至る前の段階で早期の支援を進めるなど早期対策に努めてまいります。失業などの経済面や身体的健康面からの生活困窮が認められ、生活保護制度の活用を余儀なくされる世帯もあり、最低限の生活を営むためにも制度の周知と申請などの相談を進めてまいります。

消費税増税に伴う措置として、村民税が非課税且つ課税者に扶養されていない方々に対して、臨時福祉給付金支給事業を平成27年度も継続して実施いたします。併せて、16歳未満の児童がいる子育て世帯に対する臨時子育て給付金給付事業も継続して実施いたします。

### (3) 産業の振興

#### 農業の振興

農業の振興を図るため、生産施設の導入推進による生産の安定化及び機械化体系の整備による農作業の省力化、農村環境の整備、生産組織育成補助金などの支援、生産農家及び生産組織の育成、農業の担い手の確保と育成、新規就農者への青年就農給付金による支援に努めます。

また、農業経営の改善と技術及び知識の普及と指導を行うため、農業指導員を配置し、生産者及び関係機関との連携強化を図ります。

さらに、基幹作物であるさとうきびの振興策として、病害虫の防除、優良種苗の安定確保及び普及に努め、また、伝統野菜である島ニンジンや島大根の生産と販売の促進を図りブランド化を目指します。

台風などの災害による農産物被害を受けた生産者への支援に取り組みます。

渇水対策として、農業用水確保のための水利施設（井戸、ボーリング施設）の設置者に対し補助金を交付し支援いたします。

農業用廃プラスチックの処理費用の補助を行い、プラスチックの不法投棄の防止やリサイクルの促進と環境保全に取り組みます。

耕作放棄地対策として、耕作放棄地の土地所有者への働きかけと、農地の貸し手の掘り起こしを行い、農地中間管理機構を活用し担い手等への農地利用集積に取り組みます。

農業振興地域整備計画についても、優良農地の確保・有効利用を基本に、総合見直しに向けた基礎調査に取り組んでまいります。

地域農業の振興に向けて、新たな農産物や特産物を研究開発する企業等を支援する取り組みも検討してまいります。

農業用排水路については、堆積土砂の排除など維持管理を行ってまいります。

また、平成23年度から開始した久場地区土砂崩壊防止事業は平成27年度中の完了を予定していますが、今後新たな事業として新垣地区土砂崩壊防止事業の基礎調査を実施いたします。

#### 水産業の振興

水産業の振興を図るため、漁業組合育成補助金とともに、漁業経営改善に取り組む漁業者への支援として漁具購入費の補助を実施いたします。

また、つくり育てる漁業を推進しシャコ貝の稚貝の放流など、漁業組合と連携して沿岸漁場の水産資源の確保に努めます。

#### 畜産業の振興

家畜の伝染性疫病の予防及びまん延を防

ぐため、家畜飼養箇所の把握、ワクチン注射、検査などの予防を行い、畜産の振興を図ります。

### 商工業の振興

多様な産業が調和しながら発展し、豊かに暮らせる村づくりを実現するため、村内の中小企業の経営基盤強化、創業者の育成、女性の起業等を総合的に支援するため、中城村商工会に補助金を交付いたします。併せてLNG冷熱エネルギーを想定した新たな商品開発を行います。

また、地域経済の活性化、雇用創出、財政基盤の強化を目的として、企業誘致を展開してまいります。

商工業活性化の新たな取り組みとして、各種イベントと連携し、生産者の生産意欲の高揚と来場者に対し村産品に対する消費意欲の啓発を図るため、今年度は「とよむ中城産業まつり」を開催いたします。さらに、村内の事業者及び勤労者のため総合的な福祉事業を展開し、勤労者の福利厚生と生活の安定、勤労意欲の向上を図ってまいります。

### 観光の振興

平成26年の沖縄県入域観光客数は705万6,200人で対前年64万2,500人、率にして10.0%の増加となり、2年連続で過去最高を更新し、初の700万人台を記録しました。本村の中城城跡への入客数は一括交付金を活用した各種イベントなどの実施とICTを活用した外国人に対応した文化財案内コンテンツ整備により、前年を上回る11万9,550人を記録しました。特に外国人観光客の増加が大きく寄与しているものと考えております。さらに、景気は緩やかな回復基調にあることに加え、円安も継続すると予想されており、海外航空路線の拡充、クルーズ船の寄港回数増による外国人観光客

の増加に加え、春に県内最大級の多機能複合型ショッピングモールの開業が予定されていることから、県内旅行市場は堅調に推移するとみられるものの、県内観光地との競合が想定されます。引き続き、関係機関、各団体と連携し、プロジェクションマッピングやサッカーキャンプ支援事業等のイベントを開催して、中城村をPRするとともに、中城城跡へ足を運んでいただくことを検討しながら観光客誘客促進を図ってまいります。

また、マスコットキャラクター「護佐丸」を最大限に活用した本村のPRも行なってまいります。

### 特産品の開発・販売

特産品販路促進については、中城村ホームページ及びインターネット等を通じた中城村ブランドの効果的な販売とマスコットキャラクター「護佐丸」を活用したPRを図っております。

また、中城村あたいぐあ～朝市及び各種イベントでの出店、さらに、ふるさと納税者（チバリヨー！中城ごさまる応援寄附）への御礼の贈呈品に村特産品を提供している所でございます。

引き続き、特産品開発に取り組む個人や組織に対して、継続的なサポートを実施いたします。

### 企業誘致の促進

都市近郊という立地特性を背景に県内でも比較的早くから工業関連事業所が立地している海岸地域に沖縄電力吉の浦火力発電所の営業運転開始に伴い沖縄電力関連企業等への誘致活動により発電所の維持管理事業所の立地及び南上原土地区画整理事業地区への大型病院や幼稚園・保育園等が限られた土地利用の中で誘致できました。

将来にわたって企業の定着や新たな企業

誘致は、地域経済の活性化、雇用創出、財政基盤の強化が図られることから、引き続き企業誘致を推進してまいります。

#### **雇用対策**

県経済は、観光リゾート産業の伸びや情報通信関連産業の集積など一定の成果は上がっているものの、雇用情勢は完全失業率が高止まりで推移し、若年者を中心に依然として厳しい状況が続いております。そのため沖縄県においては、雇用情勢を改善し、完全失業率を全国並にするため、「みんなでグッジョブ運動」を展開して、産業の振興等による雇用の創出、維持、職業訓練やフォーラムをとおしてのミスマッチ解消、産官学が連携したキャリア教育の推進を行っております。本村も引き続き沖縄県及び関係団体と連携し広報啓発活動を行ってまいります。

また、村内の高齢者の皆さんが社会的役割を持つことは、生きがいや介護予防に繋がります。就業の場の提供、ボランティア、学習活動の支援を行うため、今年度も中城村シルバー人材センターに補助金を交付いたします。

#### **吉の浦火力発電所との連携**

平成25年5月、2号機の営業運転開始に伴い発電所が所在する地区において、地元三者連絡協議会（自治会・沖縄電力・中城村）を設置し、地元住民の安全・安心な生活環境を期するため円滑な連絡体制の構築を図ってまいります。

#### **LNG冷熱エネルギー利活用の検討**

沖縄電力吉の浦火力発電所の稼働に伴い、発電所から発生する冷熱エネルギーの活用促進を図るため、琉球大学と中城村が締結した包括連携協定にもとづき「ごさまるエネルギープロジェクト」を設置して共同研究を進めてまいりました。

これまで工業ガス製造、凍結粉碎、超低温冷凍倉庫、ドライアイス製造、陸上養殖等の可能性調査を検討し、中城村の農産物等の凍結粉碎及び海産物の蓄養などの実証実験を行ってきました。

今年度は、この実証実験に基づき、今後の事業展開にむけた計画策定に取り組んでまいります。

### **(4) 都市基盤・生活環境の整備**

#### **南上原土地区画整理事業の推進**

南上原土地区画整理事業は、平成4年から事業を開始し、補助幹線（3路線）が供用開始されております。平成27年度は、琉球大学側の既成市街地の築造工事、物件の移転補償等、約4億6千万円の事業を予定しております。

地区内の土地利用については、住宅建築も増加しており、平成26年は82件の申請がありました。

平成25年の中城南小学校開校、平成26年の糸蒲公園の供用開始、平成27年1月にはうえむら病院が開院、商業施設の増加等の要因もあり、平成27年1月末現在の人口が6,140名と計画人口（6,300名）の97%にまで増加し、平成27年度中には計画人口を超える見込みとなっております。

今後も土地利用の活用を推進し良好な居住環境の整備を行ってまいります。

保留地処分状況については、平成27年2月現在、全体の80%、51億3千万円を処分しております。平成27年度においても、沖縄県宅地建物取引業協会・ハウスメーカーと連携し民間のノウハウ等の活用やインターネットによる保留地情報の発信を行い保留地販売促進に努めてまいります。

#### **住宅政策**

本村は地形的に台地地域と平坦地域に分断されており、台地地域におきましては南

上原土地区画整理事業により人口が増加しております。

一方、南上原以外の地域は全てが市街化調整区域となっており、人口増加が鈍化していましたが、都市計画法第34条第11号及び第12号による緩和区域が拡大することによって大幅に住宅建築が可能となり人口増加が見込まれます。

併せて、農住政策の一環としまして、平成26年度に基本方針を策定した優良田園住宅制度を活用し住宅政策を進めてまいります。

#### **公園の整備**

吉の浦公園をはじめ、村内の都市公園施設を公園長寿命化計画に基づき維持・管理に努めてまいります。

新たに形成される住環境の向上、地域コミュニティの憩いの場として、南上原土地区画整理地内の街区公園7ヶ所中、未整備の2ヶ所を計画的に整備してまいります。

#### **道路、河川、排水路の整備**

道路や集落環境の整備は、年次的に進めておりますが、平成27年度につきましても、引き続き登又地内における村道中城城跡線改良事業の用地買収、物件補償を実施いたします。平成27年度2月末現在での用地買収及び物件補償につきましては約88%、工事につきましては約60%の進捗となっており、平成29年度事業完了を目指してまいります。

久場・泊地域の道路整備として、久場前浜原線の整備に着手し、久場・泊地域の特定保留の解除を行い市街化区域の編入を積極的に進めてまいります。

村道若南線道路改良整備事業を引き続き取り組んでまいります。

村道、農道、河川、排水路の維持管理等、安全で快適な環境づくりに努めるため、集

落内に道路・排水路等地域が共同で整備できる部分は、資材を提供する地域支援事業を行ってまいります。

農道の整備につきましては、平成25年度に採択した農業農村整備事業管理計画にもとづき、当間土地改良地区の農道舗装を平成27年度も継続して順次整備を進めてまいります。

#### **上水道の整備**

上水道の整備につきましては、南上原土地区画整理事業の進捗状況に合わせ、配水管布設工事と中城城跡線の道路整備工事に伴う配水管布設工事や屋宜地区の配水管老朽化による更新工事を実施いたします。

配水管の整備による水回りの改善や老朽管の更新による有収率向上により、安心、安全で安定した水道水を供給することに努めてまいります。

#### **下水道の整備**

下水道の整備につきましては、南上原土地区画整理地内、当間地区、添石地区の下水道管布設工事を実施いたします。

現在の下水道接続可能区域は、伊集から添石及び南上原土地区画整理の一部区域148haが供用開始を行っており、使用可能世帯数2,554世帯に対して使用世帯が900世帯と使用世帯は増加しておりますが、接続率は36.2%と県内でも依然低い接続率となっております。

接続可能区域においては、下水道接続が住民の義務となっており、今後も下水道法及び中城村下水道条例に基づき、接続可能区域の住民の方々へ、下水道への接続が義務であることを周知徹底し、公共用水域の水質保全及び公衆衛生の向上の観点から、下水道の必要性について周知を図るとともに、「中城村公共下水道接続促進補助金制度」の周知と併せて、接続率の向上に努め

てまいります。

### **緑化の推進**

森林は、村土の保全や地下水の保水機能や大気の浄化作用を有し、人間生活と密接な関係にあることから、今後も保全に努めてまいります。

沖縄の県花であるデイゴの保全のため病害虫対策を行い、さらに自治会や地域への緑化事業を推進してまいります。

### **公共交通の充実**

本村の公共交通の問題である、上地区と下地区を横断する公共交通手段がないことや路線バスの路線や本数も少なく公共交通の空白・不便地域が多いため、高齢者・障害者や児童・生徒などの交通弱者へ不便さと経済的負担を招いています。

本村の公共交通の問題解決と、生活支援としての公共交通サービスとして、コミュニティバスと乗り合いタクシーの本格運行を平成27年度中に実施いたします。

### **交通安全対策の推進**

交通安全の推進につきましては、年々村内の人口及び交通量が増加していることから、春・夏・秋・年末年始の4回の交通安全運動に加え、飲酒運転の危険性・反社会性を周知する飲酒運転根絶運動を展開するなど、広報誌やポスター、防災無線を活用しながら、これまで以上に地域や関係団体との協力、連携のもと、児童生徒の交通指導やドライバーの安全運転意識の啓発に努めてまいります。

また、道路維持パトロールを継続実施し、道路維持管理の徹底を図り、交通安全看板や歩行者用通路を示す外側線、路面表示などによる歩行者及びドライバーへの注意喚起を行うとともに、交通安全対策特別交付金を活用し、反射鏡、街灯、ガードレール等、交通安全施設を設置し危険箇所の改善

に取り組んでまいります。

### **中城らしい風景づくり**

平成22年度より中城の顔づくりとして、特色ある街並を形成するため景観計画の策定を進めてまいりました。平成27年度も引き続き、村民、事業者、行政等それぞれが景観づくりを進める上で共有できる目標や方向性を示す「中城村景観計画」の条例制定に取り組んでまいります。

### **ごみ対策と環境衛生の向上**

近年の著しい人口増加及び商業施設の増加といった産業構造の変化に伴い、ごみの排出総量は増加傾向にあり、生ごみ処理機の普及促進をはじめとしたごみの減量化及び分別収集の推進により、ごみ処理の効率化と再資源化に努め、生活環境の保全を図ってまいります。

中城村は豊かな自然と農地に恵まれている反面、山野や農道といった民家から離れ人目につきにくい場所への不法投棄が後を絶ちません。不法投棄場所が散在化傾向にあることから、職員による継続的なパトロール、不法投棄の多発する場所への監視カメラや警告看板の設置等、地域と連携をとりながら対策を強化してまいります。

生活排水に関しては、快適な住環境の確保、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の整備や住宅用合併処理浄化槽設置者への補助事業を進めているところであり、村内全域の水洗化を目指してまいります。

### **リサイクルの推進**

限りある資源の有効利用と自然環境への負荷軽減による持続可能な循環型社会の形成は私たちの生活全体の課題であります。

ごみを減らす(リデュース)・繰り返し使う(リユース)・再資源化する(リサイクル)の3R及び適正処理を基本理念とし、

「混ぜればごみ・分ければ資源」を合言葉に循環型社会の形成に向けた取り組みを推進いたします。

#### **墓地対策**

墓地の設置には許可が必要であり、原則的には市町村・宗教法人・公益法人のみが許可の対象となっておりますが、沖縄県においては風習上の理由から個人による設置も例外的に認められております。平成23年度から沖縄県知事から村長へ権限が移譲されましたが、墓地の無許可経営や、本来禁止されている墓地の分譲販売と見受けられるケースが課題となっております。今後も村墓地基本計画に基づき、墓地の無秩序な散在化による土地利用及び景観などへの影響を配慮し、墓地立地の適正な指導に努めてまいります。

#### **基地対策**

基地のない村でありながら、普天間飛行場を離発着する米軍機により昼夜構わず騒音被害を受け、村民の日常生活は脅されている現状があります。

恒常化している騒音被害の解消に向け、防衛局を始めてとして関係機関への航空機騒音測定調査の依頼や騒音測定器の設置を要望するとともに、不公平感の強い日米地位協定についての抜本的な見直しを求めながら、普天間基地の早期の「県外移設」を訴えてまいります。

また、本村は地上における米軍基地は所在しないものの、米軍機の通過ポイントであるキ口、タンゴ・ポイントがあるために、米軍基地の所在する市町村となら変わらない同様の基地関連被害を受けている状況から、「防衛施設周辺的生活環境の整備に関する法律」第9条で定める『特定防衛施設関連市町村』の指定を引き続き要請してまいります。

#### **広域火葬場・斎場建設**

中城村、宜野湾市、西原町、北谷町、北中城村の5構成市町村で検討してきました『(仮称)中部南地区火葬場・斎場建設』については、現在、本村内の1カ所を候補地として絞り込んでおります。

平成27年度は、財源の確保に重点をおき、補助金、交付金等獲得に向けた検討を重ね、広域火葬場・斎場の建設計画が図れるよう取り組んでまいります。

#### **その他の都市基盤・生活環境の整備の推進**

中城村、与那原町、西原町、北中城村の4町村にて東海岸地域サンライズ推進協議会を立上げ、沖縄県が検討している大型MICE施設の東海岸へ誘致と、4町村にまたがる東海岸地域の開発や活性化に向けた調査研究、沖縄市までの国道329号バイパス道延伸に向けた取り組みなど、推進協議会にて継続的に検討してまいります。

### **(5) 防災危機管理体制の推進**

#### **防災対策の推進**

平成25年度より防災訓練、講演会等を通して村民の防災意識の向上に取り組んでまいりましたが、引き続き自主防災会、各自治会と連携し、防災訓練を行うとともに、地域における自主防災組織の設立支援に努めます。併せて、職員の防災対策研修の実施を検討いたします。

また、防災基盤整備の一環として、土砂災害を含めた災害関連の表示板を設置するとともに、防災情報を迅速かつ確実に村民に伝達できるよう、伝達手段の多様化に向けた整備を継続して推進してまいります。

#### **防犯対策の強化**

村内各種団体や事業所をはじめ地域住民との協働による見廻り、声掛けなどといった「ちゅらさん運動」を推進しているところ

るであります。今後とも宜野湾警察署と連携したパトロールの強化や地域への啓発活動により安全意識を高め、より安全安心な暮らしを目指してまいります。

### **消防救急業務の確立**

消防・救急・救助活動は火災の警戒・鎮圧等の警防活動をはじめ、火災予防広報・予防査察、防火管理者の指導・育成及び救急業務の高度化、消防施設等消防力の充実強化を推進するとともに実践的で実効性のある教育訓練をとおり住民福祉の充実に取り組んできたところであります。

また、高度情報化時代に伴い、「電波法関係審査基準」の改正が行われ、平成28年5月31日までにアナログ無線からデジタル無線に移行することが義務づけられており、平成27年度末には、消防救急デジタル無線事業が完了いたします。それに伴い、平成27年10月より、沖縄県消防指令センターが一部運用することになり、職員1名を派遣いたします。

24時間営業の村内コンビニエンスストア等に自動体外式除細動器（AED）を設置し、消防等と協力し救急救命講習を実施することにより、人命を救う「時間」と「場所」の拡充に取り組みます。

## **（6）平和行政・交流事業の推進**

### **平和行政の推進**

戦後70年を迎え、戦争の風化が懸念される中、戦争の実態、悲惨さは忘れてはならない歴史であり、1985年に宣言した「中城村非核宣言」のもと、核兵器の廃絶と世界の恒久平和を願ってまいります。あわせて、本村戦没者の冥福を祈るため「中城村全戦没者慰霊祭」も実施いたします。

平和教育におきましては、戦争の実態・悲惨さを世代から世代へと受け継ぎ、平和の尊さを学ぶため、被爆地長崎県で開催さ

れる平和祈念式典と青少年ピースフォーラムに平和学習交流団として村内の中学生を派遣いたします。

### **国際交流・地域間交流の推進**

平成8年度から実施しております海外移住者子弟研修生受入事業につきましては、平成26年度までに55名の研修生を受け入れてまいりました。研修を通し、沖縄の文化、伝統芸能を習得し、自己のルーツを確認することにより、ウチナーンチュとしてのアイデンティティを形成し、帰国後は各国の村人会等の組織で中心的に活躍しております。移民県、移民村として研修制度の果たす役割と重要性を改めて認識しているところであります。

南米各国及びその他の国の村人会と中城村との友好交流の架け橋となる人材を育成し、さらなる発展のため平成27年度も引き続き受入事業を実施いたします。

千葉県旭市とは平成24年より姉妹都市提携を結んでおり、これからも両市村の友好と親善に繋げるため多岐に亘る交流を図ってまいります。

### **男女共同参画社会の実現・人権啓発活動**

男女共同参画社会の実現を推進するため、引き続き役場内及び関係機関における意識の高揚を図るとともに、生活様式の多様化に伴う社会の変化にあわせ、互いに尊重し合い、協力して生活できる社会の実現へ向け取り組んでまいります。

平成25年度より、人権相談所の名称を親しみのある「困りごと相談所」とし、年6回開設しておりますが、人権擁護委員だけでなく、弁護士や司法書士、行政相談員との合同相談を行うなど、より地域住民が活用しやすい相談所づくりに努めております。今後も「みんなで築こう 人権の世紀 考えよう相手の気持ち 育てよう思いやり

の心」を目標に人権尊重意識の高揚を図ってまいります。

## (7) 行財政運営の確立

### 行政組織の強化

近年の社会環境の変化等に伴う行政課題を的確に把握し、村民ニーズに柔軟に対応できる行政組織を構築するため、行政運営から行政経営への意識改革を推進し、職員の資質向上と能力開発の強化に取り組んでまいります。

主な取り組みとして、組織内の横断的連携及び協力体制強化のための職場内研修や村民サービス向上のための接客研修の実施、そして専門的知識と実践能力を高める研修等への派遣を計画的に実施してまいります

### 庁舎建設の推進

かねてより課題となっている庁舎建設については、検討委員会を立ち上げて、議論を重ねております。中城村第四次総合計画、庁舎建設基本計画に基づき候補地の選定を進め、建設に向け取り組んでまいります。

### 各種団体の創設と活動強化の推進

地域づくりを進めるには、村民が主体となって、自主的に諸活動に参加し、信頼と連帯感に満ちたコミュニティの形成が重要であります。

住みよい地域の形成に向けて、各自治会の自主的な地域活動の促進、自主防災会の組織化推進と活動助成を行ってまいります。

平成25年度から実施の自治会活動活性化補助事業は、既に8団体が助成を受け地域の活性化に活用されております。平成27年度も引き続き実施いたします。

平成26年度から、地域のリーダーとしての資質向上と自治会長としての自己研磨を目的とした自治会長会への助成を始めました。平成27年度も引き続き支援いたします。

また、地域の各種団体の活動強化には、

活動拠点施設の整備も必要です。地域の資源となる人材の育成を図りながらよりよい地域づくりに繋がる施設づくりとして世代間交流・人材育成センター施設の整備に向け取り組んでまいります。

### 広報・広聴の充実

広報伝達につきましては、事務委託者を通じたチラシ等の配布、広報紙、ホームページ、防災無線等で村民への伝達をいたしておりますが、今後も非常災害及び緊急時の情報を迅速かつ正確に村民に伝達するよう努めてまいります。

本村の広報紙である広報なかぐすくは、毎月発行し村内各世帯に配布しております。村民に親しまれる広報紙を目指し、見やすくわかりやすい紙面づくりを心がけ、内容の充実を図りながら魅力ある中城村情報を発信してまいります。

村ホームページは、福祉や教育を始めとして村の行政情報を分かりやすく掲載しながら、様々なイベントや旬な実施事業を村内外にPRするとともに本村の魅力を知って頂くため、見やすく展開しやすい画面構成のホームページとして発信しながら、世界へ向けた観光PRを行うため多言語による情報発信も行なってまいります。

広聴については、各種事業毎に地域の各種団体への意見聴取や意見交換の実施や各種委員会や住民会議などの委員の公募制を活用した住民参画を図ってまいります。

また、情報公開制度の活用、窓口相談、ホームページでの意見募集なども推進するとともに、各種団体との対話を積極的に実施いたします。

### 情報化の推進と情報保護の強化

本年度は、政府が策定した世界最先端IT国家創造宣言や沖縄県が策定したおきなわICT総合戦略に基づき、沖縄県と連携



しながら、今後も本村のICTのさらなる利活用を検討し業務の効率化を進めてまいります。

平成27年度は、10月から社会保障・税番号制度が開始されます。今後、本村の情報システムにおいては、特定個人情報を扱うことになることから、これまで以上にセキュリティ管理を徹底する必要があります。これまでも、村民の個人情報やプライバシーなど情報資産を守るため、気密性、完全性及び可用性を維持するための機能強化を行ってまいりました。今後も、技術的脅威及び人的脅威などあらゆる脅威に対する予防策、抑止策を準備し、その脅威の発見並びに回復について組織的かつ計画的に取り組まなければなりません。

また、中城村情報セキュリティ管理委員会並びに中城村ICT推進チームを活用し、職員のICTに関するスキルアップに取り組んでまいります。

#### **村税の徴収強化**

村財政の安定的な運営を図るためには、自主財源である村税を確保することは重要であります。国の景気情勢は回復傾向にあります。地方財政の景気回復の実感は薄く、住民の納税者としての負担感は継続している状況です。このような状況下、住民福祉の向上と効率的、効果的な行政運営を行うためには、税の重要性と納期限内納付の必要性について、住民のご理解とご協力を頂きながら、税の公平・公正を堅持し、引き続き村税の収納拡大に努めてまいります。

村税は平成26年度からコンビニエンスストアでの収納サービスを開始し、現年度収納率の向上による税収は増加傾向にありますが、滞納繰越分の税収は横ばい傾向となっております。今後の徴収対策として、

滞納繰越分の該当となる納税者の実態を的確に把握し、累積滞納額の縮減を図る必要があります。そのため、平成27年2月から庁内システムの整備にあわせ、滞納支援システムを導入しており、これまでの関係資料等の整理を進め、的確な実態調査を実施して滞納者の実態把握を行い、効率・効果的な滞納処分を実施してまいります。

また、平成26年度から沖縄県コザ県税事務所管内の市町村で合同公売も実施しており、本村としても合同公売への取り組みを強化してまいります。

#### **財政運営の効率化**

本村の財政状況は、歳入面においては主に南上原土地区画整理事業の進捗による人口や固定資産の増加に起因した税収の伸びや地方消費税交付金（社会保障財源化分を含む）等の拡大により、微増となっております。しかしながら、地方交付税については前年度並みと予想される中、国の地方財政計画によれば財源不足の補填措置とされている臨時財政対策債が大幅減となり、本村の一般財源は依然として厳しい状況にあるといえます。

歳出面におきましては、慣例にとらわれることなく、さらなる創意工夫による事務事業の徹底した見直しを行います。

今年度の新たな取り組みとして、国の補正予算において計上されました「まち・ひと・しごと創生事業費」により、これまで以上に、地域の自主性強化を目指した中城村プレミアム付き商品券発行事業や特定不妊治療費助成事業等を展開し、継続事業として、一括交付金を活用した（仮称）護佐丸歴史資料図書館整備事業や世代間交流・人材育成センター整備事業などを中心とした予算編成をいたしました。

村民の要請に応えていくためには、今後

とも徹底した行財政改革に取り組み、財政体質の健全化の確保に留意しつつ、村全体の創造性・自律性を高め、活力ある施策の展開が可能となるよう、限られた財源の中で、最大限の効果が得られるよう財政運営に努めてまいります。

#### 4. おわりに

このような状況に基づき編成しました一般会計予算案並びに特別会計予算案は次のとおりであります。

| 会 計 名            | 予 算 額        |
|------------------|--------------|
| 一般会計予算           | 6,870,685千円  |
| 国民健康保険特別会計予算     | 2,838,687千円  |
| 後期高齢者医療特別会計予算    | 120,847千円    |
| 土地区画整理事業特別会計予算   | 531,305千円    |
| 公共下水道特別会計予算      | 360,277千円    |
| 汚水処理施設管理事業特別会計予算 | 3,607千円      |
| 水道事業会計予算         | 517,165千円    |
| 合 計              | 11,242,573千円 |

以上、平成27年度の施政方針について所信を申し述べてまいりましたが、ご提案しました諸施策が完全執行できるよう組織の総力を結集して取り組む所存であります。議員各位並びに、村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成27年 3月 6日

中城村長 浜 田 京 介

議長 與那覇朝輝 以上で施政方針を終わります。

休憩します。

休 憩 ( 1 1 時 3 2 分 )

~~~~~

再 開 (1 1 時 4 8 分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第6 議案第3号 中城村行政手続条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第3号 中城村行政手続条例について御提案申し上げます。

議案第3号

中城村行政手続条例

中城村行政手続条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年3月6日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

平成26年6月6日行政不服審査法関連3法の成立に関連し行われる行政手続法の一部改正に伴い、本村においても行政手続条例を制定する必要がある。

中城村行政手続条例

第1章 総則

(目的等)

第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）第3条第2項において法第2章から第5章までの規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が村民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって村民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 本村の条例及び規則（規程を含む。以下同じ。）をいう。
- (2) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）（以下、「法律等」という。）及び条例等をいう。
- (3) 処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。ただし、第8号、第32条及び第33条第2項においては、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。
- (4) 申請 条例等（第31条においては、法令）に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。
- (5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等上必要とされている手続としての処分

イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分

ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの

- (6) 村の機関 村の執行機関若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令により独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (7) 行政指導 村の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。
- (8) 届出 行政庁に対し、一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の条例等上の効果を生じさせるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。

（適用除外）

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。

- (1) 議会の議決によってされる処分
- (2) 議会の議決を経て、又はその同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分
- (3) 地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて徴税吏員（他の法令に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む。）がする処分及び行政指導
- (4) 学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分及び行政指導
- (5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員（以下「公務員」という。）又は公務員であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導
- (6) 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分
- (7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名宛人とするものに限る。）及び行政指導
- (8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し又は発生する可能性のある現場においてこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律若しくは条例上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導
- (9) 報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導
- (10) 審査請求、異議申立て、その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分又は聴聞若しくは弁明の機会の付与の手續その他の意見陳述のための手續において法令に基づいてされる処分及び行政指導

(11) 補助事業者に対して交付する補助金、交付金、利子補給金その他の相当の反対給付を受けない給付金の交付に関してされる処分

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分(これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。)及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出(これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。)については、この条例の規定は、適用しない。

第2章 申請に対する処分

(審査基準)

第5条 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準(以下「審査基準」という。)を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

(標準処理期間)

第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間(条例等により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間)を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

(申請に対する審査、応答)

第7条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者(以下「申請者」という。)に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

(理由の提示)

第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面とするときは、同項の理由は、書面により示さなければなら

ない。

(情報の提供)

第9条 行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の際の見通しを示すよう努めなければならない。

2 行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載事項及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

(公聴会の開催等)

第10条 行政庁は、申請に対する処分であって、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該条例等において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

(複数の行政庁が関与する処分)

第11条 行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。

2 一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、当該複数の行政庁は、必要に応じ、相互に連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとする。

第3章 不利益処分

第1節 通則

(処分の基準)

第12条 行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準(次項において「処分基準」という。)を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

(不利益処分をしようとする場合の手續)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手續を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接剥奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

(2) 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

- (1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。
- (2) 条例等の規定上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。
- (3) 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が条例等において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。
- (4) 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の見金納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。
- (5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。

第2節 聴聞

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項
- (2) 不利益処分の原因となる事実
- (3) 聴聞の期日及び場所
- (4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

- (1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。

(2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

(参加人)

第17条 第19条の規定により聴聞を主宰する者(以下「主宰者」という。)は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であって当該不利益処分の根拠となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者(同条第2項第6号において「関係人」という。)に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者(以下「参加人」という。)は、代理人を選任することができる。

3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

(文書等の閲覧)

第18条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。)は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。

3 行政庁は、前2項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

(聴聞の主宰)

第19条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他規則で定める者が主宰する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

- (1) 当該聴聞の当事者又は参加人
- (2) 前号に規定する者の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族
- (3) 第1号に規定する者の代理人又は次条第3項に規定する補佐人
- (4) 前3号に規定する者であったことのある者
- (5) 第1号に規定する者の後見人、後見監督人又は保佐人
- (6) 参加人以外の関係人

(聴聞の期日における審理の方式)

第20条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し、説明させなければならない。

- 2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し、質問を発することができる。
- 3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し、質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。
- 5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。
- 6 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(陳述書等の提出)

第21条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

- 2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

(続行期日の指定)

第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。

- 2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。
- 3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)

第23条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。

(聴聞調書及び報告書)

第24条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。

3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第1項の調書とともに行政庁に提出しなければならない。

4 当事者又は参加人は、第1項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。

(聴聞の再開)

第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(聴聞を経てされる不利益処分の決定)

第26条 行政庁は、不利益処分の決定をするときは、第24条第1項の調書の内容及び同条第3項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

第3節 弁明の機会の付与

(弁明の機会の付与の方式)

第27条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めるときを除き、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項

(2) 不利益処分の原因となる事実

(3) 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

（聴聞に関する手続の準用）

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

第4章 行政指導

（行政指導の一般原則）

第30条 行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

（申請に関連する行政指導）

第31条 申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

（許認可等の権限に関連する行政指導）

第32条 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する行政機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

（行政指導の方式）

第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、村の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

- (1) 相手方に対し、その場において完了する行為を求めるもの
- (2) 既に文書（前項の書面を含む。）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

（複数の者を対象とする行政指導）

第34条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し、行政指導をしようとするときは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

（行政指導の中止等の求め）

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思量するときは、当該行政指導をした村の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導をした村の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置を取ることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思量する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該村の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思量されるときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する村の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項

(5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由

(6) その他参考となる事項

- 3 当該行政庁又は村の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

第5章 届出

(届出)

第35条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が条例等により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に第15条第1項又は第28条の規定による通知に相当する行為がされた場合においては、当該通知に相当する行為に係る不利益処分の手続に関しては、第3章の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行前に、届出がされた後一定期間内に限りすることができることとされている不利益処分に係る当該届出がされた場合においては、当該不利益処分に係る手続に関しては、第3章の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な経過措置は、規則で定める。

(中城村税条例の一部改正)

- 5 中城村税条例(昭和47年条例第37号)の一部を次のように改正する。

目次中「第6条」を「第6条の2」に改める。

第1章第1節中第6条の次に次の1条を加える。

(中城村行政手続条例の適用除外)

第6条の2 中城村行政手続条例(平成27年条例第 号)第3条又は第4条に定めるもののほか、村税に関する条例又は規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、同条例第2章(第8条を除く。)及び第3章(第14条を除く。)の規定は、適用しない。

2 中城村行政手続条例第3条、第4条又は第33条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。)については、同条例第33条第3項及び第34条の規定は、適用しない。

(中城村印鑑条例の一部改正)

- 6 中城村印鑑条例(昭和51年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

(中城村行政手続条例の適用除外)

第17条 この条例の規定による処分については、中城村行政手続条例（平成27年条例第号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休憩（11時50分）

~~~~~

再開（11時53分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第7 議案第4号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第4号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

#### 議案第4号

#### 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

中城村職員の給与に関する条例（昭和59年中城村条例第13号）の一部を別紙のとおり改正したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年3月6日 提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

沖縄県人事委員会の給与勧告等を考慮し、村職員の給与を改定する必要がある。

#### 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

中城村職員の給与に関する条例（昭和59年中城村条例第13号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                           | 改正前                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| （初任給、昇格、昇給等の基準）                                                                               | （初任給、昇格、昇給等の基準）                                                                              |
| 第7条（略）                                                                                        | 第7条（略）                                                                                       |
| 2～5（略）                                                                                        | 2～5（略）                                                                                       |
| 6 <u>55歳を超える職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給</u> | 6 <u>55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上である職員にあっては、3号給）」とあ</u> |

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 改正前     |         |         |         |         |         |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |  |  |  |  |  |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--|------|----|----|----|----|----|----|----|------|------|------|------|------|------|--|---|---|---|---|---|---|---|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--|--|--|--|--|--|------|----|----|----|----|----|----|----|------|------|------|------|------|------|--|---|---|---|---|---|---|---|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| <p>数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>7～9 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 平成30年3月31日までの間、別表第1に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が同表の6級であるもの(その号給がその職務の級における最低の号給である職員を除く。以下「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>7・8 (略)</p> <p>別表第1(第6条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="7">行政職給料表</th> </tr> <tr> <th>職務の級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> </tr> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> </tr> <tr> <th></th> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>137,600</td><td>187,700</td><td>223,900</td><td>258,300</td><td>285,000</td><td>315,800</td></tr> <tr><td>2</td><td>138,700</td><td>189,500</td><td>225,500</td><td>260,400</td><td>287,200</td><td>318,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>139,900</td><td>191,300</td><td>227,100</td><td>262,300</td><td>289,500</td><td>320,300</td></tr> <tr><td>4</td><td>141,000</td><td>193,100</td><td>228,700</td><td>264,400</td><td>291,700</td><td>322,500</td></tr> <tr><td>5</td><td>142,100</td><td>194,700</td><td>230,300</td><td>266,300</td><td>293,700</td><td>324,800</td></tr> <tr><td>6</td><td>143,200</td><td>196,500</td><td>232,000</td><td>268,300</td><td>296,000</td><td>326,800</td></tr> <tr><td>7</td><td>144,300</td><td>198,300</td><td>233,600</td><td>270,400</td><td>298,300</td><td>329,000</td></tr> <tr><td>8</td><td>145,400</td><td>200,100</td><td>235,200</td><td>272,500</td><td>300,600</td><td>331,200</td></tr> <tr><td>9</td><td>146,500</td><td>201,800</td><td>236,800</td><td>274,600</td><td>302,700</td><td>333,300</td></tr> <tr><td>10</td><td>147,900</td><td>203,600</td><td>238,400</td><td>276,600</td><td>305,000</td><td>335,500</td></tr> <tr><td>11</td><td>149,200</td><td>205,400</td><td>240,000</td><td>278,700</td><td>307,200</td><td>337,600</td></tr> <tr><td>12</td><td>150,500</td><td>207,200</td><td>241,600</td><td>280,800</td><td>309,500</td><td>339,800</td></tr> <tr><td>13</td><td>151,800</td><td>208,600</td><td>243,200</td><td>282,800</td><td>311,700</td><td>341,800</td></tr> <tr><td>14</td><td>153,300</td><td>210,400</td><td>244,700</td><td>284,900</td><td>313,800</td><td>343,800</td></tr> <tr><td>15</td><td>154,800</td><td>212,100</td><td>246,200</td><td>286,900</td><td>316,000</td><td>345,900</td></tr> </tbody> </table> | 行政職給料表  |         |         |         |         |         |  | 職務の級 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 号給 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |  | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 1 | 137,600 | 187,700 | 223,900 | 258,300 | 285,000 | 315,800 | 2 | 138,700 | 189,500 | 225,500 | 260,400 | 287,200 | 318,000 | 3 | 139,900 | 191,300 | 227,100 | 262,300 | 289,500 | 320,300 | 4 | 141,000 | 193,100 | 228,700 | 264,400 | 291,700 | 322,500 | 5 | 142,100 | 194,700 | 230,300 | 266,300 | 293,700 | 324,800 | 6 | 143,200 | 196,500 | 232,000 | 268,300 | 296,000 | 326,800 | 7 | 144,300 | 198,300 | 233,600 | 270,400 | 298,300 | 329,000 | 8 | 145,400 | 200,100 | 235,200 | 272,500 | 300,600 | 331,200 | 9 | 146,500 | 201,800 | 236,800 | 274,600 | 302,700 | 333,300 | 10 | 147,900 | 203,600 | 238,400 | 276,600 | 305,000 | 335,500 | 11 | 149,200 | 205,400 | 240,000 | 278,700 | 307,200 | 337,600 | 12 | 150,500 | 207,200 | 241,600 | 280,800 | 309,500 | 339,800 | 13 | 151,800 | 208,600 | 243,200 | 282,800 | 311,700 | 341,800 | 14 | 153,300 | 210,400 | 244,700 | 284,900 | 313,800 | 343,800 | 15 | 154,800 | 212,100 | 246,200 | 286,900 | 316,000 | 345,900 | <p>るのは「2号給」とする。</p> <p>7～9 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 別表第1に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が同表の6級であるもの(その号給がその職務の級における最低の号給である職員を除く。以下「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>7・8 (略)</p> <p>別表第1(第6条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="7">行政職給料表</th> </tr> <tr> <th>職務の級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> </tr> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> </tr> <tr> <th></th> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>137,600</td><td>187,700</td><td>224,600</td><td>263,500</td><td>290,700</td><td>322,100</td></tr> <tr><td>2</td><td>138,700</td><td>189,500</td><td>226,500</td><td>265,600</td><td>293,000</td><td>324,400</td></tr> <tr><td>3</td><td>139,900</td><td>191,300</td><td>228,400</td><td>267,600</td><td>295,300</td><td>326,700</td></tr> <tr><td>4</td><td>141,000</td><td>193,100</td><td>230,200</td><td>269,700</td><td>297,600</td><td>329,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>142,100</td><td>194,700</td><td>231,900</td><td>271,700</td><td>299,700</td><td>331,300</td></tr> <tr><td>6</td><td>143,200</td><td>196,500</td><td>233,800</td><td>273,800</td><td>302,000</td><td>333,400</td></tr> <tr><td>7</td><td>144,300</td><td>198,300</td><td>235,700</td><td>275,900</td><td>304,300</td><td>335,600</td></tr> <tr><td>8</td><td>145,400</td><td>200,100</td><td>237,500</td><td>278,000</td><td>306,600</td><td>337,800</td></tr> <tr><td>9</td><td>146,500</td><td>201,800</td><td>239,200</td><td>280,100</td><td>308,800</td><td>340,000</td></tr> <tr><td>10</td><td>147,900</td><td>203,600</td><td>241,100</td><td>282,200</td><td>311,100</td><td>342,200</td></tr> <tr><td>11</td><td>149,200</td><td>205,400</td><td>242,900</td><td>284,300</td><td>313,400</td><td>344,400</td></tr> <tr><td>12</td><td>150,500</td><td>207,200</td><td>244,800</td><td>286,400</td><td>315,700</td><td>346,600</td></tr> <tr><td>13</td><td>151,800</td><td>208,800</td><td>246,500</td><td>288,500</td><td>317,900</td><td>348,800</td></tr> <tr><td>14</td><td>153,300</td><td>210,700</td><td>248,400</td><td>290,600</td><td>320,100</td><td>350,700</td></tr> <tr><td>15</td><td>154,800</td><td>212,600</td><td>250,200</td><td>292,700</td><td>322,300</td><td>352,800</td></tr> </tbody> </table> | 行政職給料表 |  |  |  |  |  |  | 職務の級 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 号給 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |  | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 1 | 137,600 | 187,700 | 224,600 | 263,500 | 290,700 | 322,100 | 2 | 138,700 | 189,500 | 226,500 | 265,600 | 293,000 | 324,400 | 3 | 139,900 | 191,300 | 228,400 | 267,600 | 295,300 | 326,700 | 4 | 141,000 | 193,100 | 230,200 | 269,700 | 297,600 | 329,000 | 5 | 142,100 | 194,700 | 231,900 | 271,700 | 299,700 | 331,300 | 6 | 143,200 | 196,500 | 233,800 | 273,800 | 302,000 | 333,400 | 7 | 144,300 | 198,300 | 235,700 | 275,900 | 304,300 | 335,600 | 8 | 145,400 | 200,100 | 237,500 | 278,000 | 306,600 | 337,800 | 9 | 146,500 | 201,800 | 239,200 | 280,100 | 308,800 | 340,000 | 10 | 147,900 | 203,600 | 241,100 | 282,200 | 311,100 | 342,200 | 11 | 149,200 | 205,400 | 242,900 | 284,300 | 313,400 | 344,400 | 12 | 150,500 | 207,200 | 244,800 | 286,400 | 315,700 | 346,600 | 13 | 151,800 | 208,800 | 246,500 | 288,500 | 317,900 | 348,800 | 14 | 153,300 | 210,700 | 248,400 | 290,600 | 320,100 | 350,700 | 15 | 154,800 | 212,600 | 250,200 | 292,700 | 322,300 | 352,800 |
| 行政職給料表                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |         |         |         |         |         |         |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |  |  |  |  |  |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |
| 職務の級                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 1級      | 2級      | 3級      | 4級      | 5級      | 6級      |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |  |  |  |  |  |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |
| 号給                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |  |  |  |  |  |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |  |  |  |  |  |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |
| 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 137,600 | 187,700 | 223,900 | 258,300 | 285,000 | 315,800 |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |  |  |  |  |  |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |
| 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 138,700 | 189,500 | 225,500 | 260,400 | 287,200 | 318,000 |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |  |  |  |  |  |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |
| 3                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 139,900 | 191,300 | 227,100 | 262,300 | 289,500 | 320,300 |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |  |  |  |  |  |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |
| 4                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 141,000 | 193,100 | 228,700 | 264,400 | 291,700 | 322,500 |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |  |  |  |  |  |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |
| 5                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 142,100 | 194,700 | 230,300 | 266,300 | 293,700 | 324,800 |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |  |  |  |  |  |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |
| 6                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 143,200 | 196,500 | 232,000 | 268,300 | 296,000 | 326,800 |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |  |  |  |  |  |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |
| 7                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 144,300 | 198,300 | 233,600 | 270,400 | 298,300 | 329,000 |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |  |  |  |  |  |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |
| 8                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 145,400 | 200,100 | 235,200 | 272,500 | 300,600 | 331,200 |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |  |  |  |  |  |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |
| 9                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 146,500 | 201,800 | 236,800 | 274,600 | 302,700 | 333,300 |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |  |  |  |  |  |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |
| 10                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 147,900 | 203,600 | 238,400 | 276,600 | 305,000 | 335,500 |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |  |  |  |  |  |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |
| 11                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 149,200 | 205,400 | 240,000 | 278,700 | 307,200 | 337,600 |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |  |  |  |  |  |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |
| 12                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 150,500 | 207,200 | 241,600 | 280,800 | 309,500 | 339,800 |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |  |  |  |  |  |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |
| 13                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 151,800 | 208,600 | 243,200 | 282,800 | 311,700 | 341,800 |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |  |  |  |  |  |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |
| 14                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 153,300 | 210,400 | 244,700 | 284,900 | 313,800 | 343,800 |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |  |  |  |  |  |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |
| 15                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 154,800 | 212,100 | 246,200 | 286,900 | 316,000 | 345,900 |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |  |  |  |  |  |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |
| 行政職給料表                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |         |         |         |         |         |         |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |  |  |  |  |  |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |
| 職務の級                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 1級      | 2級      | 3級      | 4級      | 5級      | 6級      |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |  |  |  |  |  |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |
| 号給                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |  |  |  |  |  |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |  |  |  |  |  |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |
| 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 137,600 | 187,700 | 224,600 | 263,500 | 290,700 | 322,100 |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |  |  |  |  |  |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |
| 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 138,700 | 189,500 | 226,500 | 265,600 | 293,000 | 324,400 |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |  |  |  |  |  |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |
| 3                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 139,900 | 191,300 | 228,400 | 267,600 | 295,300 | 326,700 |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |  |  |  |  |  |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |
| 4                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 141,000 | 193,100 | 230,200 | 269,700 | 297,600 | 329,000 |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |  |  |  |  |  |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |
| 5                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 142,100 | 194,700 | 231,900 | 271,700 | 299,700 | 331,300 |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |  |  |  |  |  |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |
| 6                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 143,200 | 196,500 | 233,800 | 273,800 | 302,000 | 333,400 |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |  |  |  |  |  |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |
| 7                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 144,300 | 198,300 | 235,700 | 275,900 | 304,300 | 335,600 |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |  |  |  |  |  |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |
| 8                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 145,400 | 200,100 | 237,500 | 278,000 | 306,600 | 337,800 |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |  |  |  |  |  |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |
| 9                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 146,500 | 201,800 | 239,200 | 280,100 | 308,800 | 340,000 |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |  |  |  |  |  |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |
| 10                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 147,900 | 203,600 | 241,100 | 282,200 | 311,100 | 342,200 |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |  |  |  |  |  |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |
| 11                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 149,200 | 205,400 | 242,900 | 284,300 | 313,400 | 344,400 |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |  |  |  |  |  |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |
| 12                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 150,500 | 207,200 | 244,800 | 286,400 | 315,700 | 346,600 |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |  |  |  |  |  |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |
| 13                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 151,800 | 208,800 | 246,500 | 288,500 | 317,900 | 348,800 |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |  |  |  |  |  |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |
| 14                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 153,300 | 210,700 | 248,400 | 290,600 | 320,100 | 350,700 |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |  |  |  |  |  |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |
| 15                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 154,800 | 212,600 | 250,200 | 292,700 | 322,300 | 352,800 |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |  |  |  |  |  |  |      |    |    |    |    |    |    |    |      |      |      |      |      |      |  |   |   |   |   |   |   |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |   |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |    |         |         |         |         |         |         |

| 改正後 |         |         |         |         |         |         | 改正前 |         |         |         |         |         |         |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 16  | 156,400 | 213,900 | 247,700 | 289,000 | 318,100 | 347,900 | 16  | 156,400 | 214,500 | 252,000 | 294,800 | 324,500 | 354,900 |
| 17  | 157,700 | 215,600 | 249,200 | 291,000 | 320,200 | 349,800 | 17  | 157,700 | 216,300 | 253,700 | 296,800 | 326,600 | 356,800 |
| 18  | 159,200 | 217,300 | 251,100 | 293,000 | 322,200 | 351,800 | 18  | 159,200 | 218,200 | 255,700 | 298,900 | 328,700 | 358,800 |
| 19  | 160,700 | 219,000 | 252,900 | 295,100 | 324,300 | 353,700 | 19  | 160,700 | 220,100 | 257,700 | 301,000 | 330,800 | 360,800 |
| 20  | 162,200 | 220,600 | 254,700 | 297,100 | 326,300 | 355,600 | 20  | 162,200 | 222,000 | 259,700 | 303,100 | 332,800 | 362,700 |
| 21  | 163,600 | 222,200 | 256,400 | 299,200 | 328,300 | 357,600 | 21  | 163,600 | 223,700 | 261,600 | 305,200 | 334,900 | 364,800 |
| 22  | 166,300 | 223,900 | 258,300 | 301,300 | 330,400 | 359,500 | 22  | 166,300 | 225,600 | 263,500 | 307,300 | 337,000 | 366,700 |
| 23  | 168,900 | 225,600 | 260,200 | 303,300 | 332,400 | 361,500 | 23  | 168,900 | 227,500 | 265,400 | 309,400 | 339,100 | 368,700 |
| 24  | 171,500 | 227,200 | 261,900 | 305,400 | 334,500 | 363,400 | 24  | 171,500 | 229,400 | 267,200 | 311,500 | 341,200 | 370,700 |
| 25  | 174,200 | 228,700 | 263,900 | 307,200 | 336,100 | 365,400 | 25  | 174,200 | 231,000 | 269,200 | 313,400 | 342,800 | 372,700 |
| 26  | 175,900 | 230,300 | 265,800 | 309,300 | 338,000 | 367,300 | 26  | 175,900 | 232,800 | 271,100 | 315,500 | 344,800 | 374,700 |
| 27  | 177,600 | 231,800 | 267,600 | 311,400 | 340,000 | 369,300 | 27  | 177,600 | 234,500 | 273,000 | 317,600 | 346,800 | 376,700 |
| 28  | 179,300 | 233,200 | 269,500 | 313,400 | 341,900 | 371,300 | 28  | 179,300 | 236,300 | 274,900 | 319,700 | 348,800 | 378,700 |
| 29  | 180,800 | 234,600 | 271,200 | 315,400 | 343,600 | 372,800 | 29  | 180,800 | 237,700 | 276,700 | 321,700 | 350,600 | 380,300 |
| 30  | 182,600 | 235,800 | 273,100 | 317,400 | 345,500 | 374,600 | 30  | 182,600 | 239,200 | 278,600 | 323,800 | 352,500 | 382,100 |
| 31  | 184,400 | 237,000 | 275,000 | 319,500 | 347,400 | 376,400 | 31  | 184,400 | 240,700 | 280,500 | 325,900 | 354,400 | 383,900 |
| 32  | 186,100 | 238,300 | 276,800 | 321,600 | 349,200 | 378,000 | 32  | 186,100 | 242,200 | 282,400 | 328,000 | 356,300 | 385,600 |
| 33  | 187,700 | 239,600 | 278,500 | 323,100 | 351,100 | 379,800 | 33  | 187,700 | 243,600 | 284,100 | 329,600 | 358,200 | 387,400 |
| 34  | 189,200 | 241,000 | 280,400 | 325,100 | 352,900 | 381,200 | 34  | 189,200 | 245,100 | 286,000 | 331,600 | 360,000 | 388,800 |
| 35  | 190,700 | 242,300 | 282,200 | 327,100 | 354,700 | 382,700 | 35  | 190,700 | 246,600 | 287,900 | 333,700 | 361,800 | 390,400 |
| 36  | 192,200 | 243,600 | 284,100 | 329,200 | 356,400 | 384,300 | 36  | 192,200 | 248,200 | 289,800 | 335,800 | 363,500 | 392,000 |
| 37  | 193,500 | 244,600 | 285,800 | 331,100 | 357,800 | 385,700 | 37  | 193,500 | 249,500 | 291,500 | 337,700 | 365,000 | 393,500 |
| 38  | 194,800 | 246,100 | 287,500 | 333,000 | 359,100 | 386,900 | 38  | 194,800 | 251,100 | 293,300 | 339,700 | 366,300 | 394,700 |
| 39  | 196,100 | 247,700 | 289,300 | 335,000 | 360,500 | 388,100 | 39  | 196,100 | 252,700 | 295,100 | 341,700 | 367,700 | 395,900 |
| 40  | 197,400 | 249,200 | 291,100 | 336,900 | 361,900 | 389,200 | 40  | 197,400 | 254,300 | 296,900 | 343,700 | 369,100 | 397,100 |
| 41  | 198,700 | 250,600 | 292,800 | 338,800 | 363,200 | 390,300 | 41  | 198,700 | 255,700 | 298,700 | 345,600 | 370,600 | 398,200 |
| 42  | 200,000 | 252,000 | 294,500 | 340,700 | 364,100 | 391,500 | 42  | 200,000 | 257,100 | 300,400 | 347,500 | 371,500 | 399,400 |
| 43  | 201,300 | 253,400 | 296,200 | 342,500 | 365,200 | 392,700 | 43  | 201,300 | 258,500 | 302,100 | 349,400 | 372,600 | 400,600 |
| 44  | 202,600 | 254,800 | 297,800 | 344,400 | 366,300 | 393,800 | 44  | 202,600 | 259,900 | 303,800 | 351,300 | 373,700 | 401,800 |
| 45  | 203,800 | 256,000 | 299,500 | 345,900 | 367,100 | 394,500 | 45  | 203,800 | 261,100 | 305,500 | 352,800 | 374,500 | 402,500 |
| 46  | 205,100 | 257,300 | 301,200 | 347,300 | 368,000 | 395,200 | 46  | 205,100 | 262,500 | 307,200 | 354,300 | 375,400 | 403,200 |
| 47  | 206,400 | 258,700 | 302,800 | 348,800 | 368,900 | 395,900 | 47  | 206,400 | 263,900 | 308,900 | 355,800 | 376,300 | 403,900 |
| 48  | 207,700 | 260,100 | 304,500 | 350,300 | 369,800 | 396,600 | 48  | 207,700 | 265,300 | 310,600 | 357,300 | 377,200 | 404,600 |
| 49  | 208,800 | 261,400 | 305,700 | 351,900 | 370,700 | 397,200 | 49  | 208,800 | 266,600 | 311,800 | 359,000 | 378,200 | 405,200 |
| 50  | 209,900 | 262,500 | 307,200 | 352,700 | 371,500 | 397,800 | 50  | 209,900 | 267,800 | 313,400 | 359,800 | 379,000 | 405,900 |
| 51  | 211,000 | 263,800 | 308,800 | 353,900 | 372,300 | 398,300 | 51  | 211,000 | 269,100 | 315,000 | 361,000 | 379,800 | 406,600 |
| 52  | 212,100 | 265,100 | 310,400 | 354,900 | 373,100 | 398,700 | 52  | 212,100 | 270,400 | 316,600 | 362,000 | 380,600 | 407,300 |
| 53  | 213,300 | 266,200 | 312,000 | 355,800 | 373,800 | 399,100 | 53  | 213,300 | 271,500 | 318,300 | 362,900 | 381,300 | 408,000 |
| 54  | 214,300 | 267,300 | 313,600 | 356,900 | 374,500 | 399,400 | 54  | 214,300 | 272,700 | 319,900 | 364,000 | 382,000 | 408,700 |
| 55  | 215,300 | 268,600 | 315,200 | 357,800 | 375,200 | 399,700 | 55  | 215,300 | 274,000 | 321,500 | 365,000 | 382,700 | 409,400 |



| 改正後 |         |         |         |         |         |         | 改正前 |         |         |         |         |         |         |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 56  | 216,300 | 269,900 | 316,700 | 358,900 | 375,900 | 400,000 | 56  | 216,300 | 275,300 | 323,100 | 366,100 | 383,400 | 410,000 |
| 57  | 217,100 | 271,000 | 318,200 | 359,800 | 376,400 | 400,300 | 57  | 217,100 | 276,400 | 324,600 | 367,000 | 383,900 | 410,600 |
| 58  | 218,100 | 272,000 | 319,400 | 360,500 | 377,000 | 400,600 | 58  | 218,100 | 277,500 | 325,800 | 367,700 | 384,500 | 411,200 |
| 59  | 219,000 | 273,100 | 320,600 | 361,200 | 377,600 | 400,900 | 59  | 219,000 | 278,600 | 327,000 | 368,400 | 385,200 | 411,800 |
| 60  | 220,000 | 274,200 | 321,800 | 361,900 | 378,300 | 401,200 | 60  | 220,000 | 279,700 | 328,200 | 369,100 | 385,900 | 412,400 |
| 61  | 220,800 | 275,400 | 322,500 | 362,300 | 378,700 | 401,500 | 61  | 220,800 | 280,900 | 329,000 | 369,600 | 386,300 | 412,900 |
| 62  | 221,800 | 276,400 | 323,400 | 362,900 | 379,400 | 401,800 | 62  | 221,800 | 281,900 | 329,900 | 370,200 | 387,000 | 413,600 |
| 63  | 222,800 | 277,300 | 324,200 | 363,600 | 380,000 | 402,100 | 63  | 222,800 | 282,900 | 330,700 | 370,900 | 387,600 | 414,200 |
| 64  | 223,800 | 278,300 | 325,000 | 364,300 | 380,600 | 402,400 | 64  | 223,800 | 283,900 | 331,500 | 371,600 | 388,200 | 414,800 |
| 65  | 224,500 | 279,100 | 325,900 | 364,600 | 381,000 | 402,700 | 65  | 224,500 | 284,700 | 332,400 | 371,900 | 388,700 | 415,100 |
| 66  | 225,500 | 280,000 | 326,300 | 365,300 | 381,600 | 403,000 | 66  | 225,500 | 285,600 | 332,800 | 372,600 | 389,300 | 415,700 |
| 67  | 226,500 | 280,800 | 327,000 | 366,000 | 382,200 | 403,300 | 67  | 226,500 | 286,500 | 333,600 | 373,300 | 389,900 | 416,400 |
| 68  | 227,600 | 281,700 | 327,800 | 366,700 | 382,800 | 403,600 | 68  | 227,600 | 287,400 | 334,400 | 374,000 | 390,500 | 416,900 |
| 69  | 228,400 | 282,700 | 328,600 | 367,000 | 383,200 | 403,800 | 69  | 228,400 | 288,400 | 335,200 | 374,400 | 390,900 | 417,400 |
| 70  | 229,200 | 283,500 | 329,300 | 367,600 | 383,700 | 404,100 | 70  | 229,200 | 289,200 | 335,900 | 375,000 | 391,500 | 418,100 |
| 71  | 230,000 | 284,300 | 330,000 | 368,300 | 384,200 | 404,400 | 71  | 230,000 | 290,000 | 336,600 | 375,700 | 392,200 | 418,800 |
| 72  | 230,800 | 285,100 | 330,700 | 368,900 | 384,800 | 404,700 | 72  | 230,800 | 290,800 | 337,300 | 376,300 | 392,800 | 419,500 |
| 73  | 231,600 | 285,900 | 331,200 | 369,200 | 385,100 | 404,900 | 73  | 231,600 | 291,600 | 337,800 | 376,700 | 393,100 | 420,000 |
| 74  | 232,300 | 286,400 | 331,800 | 369,800 | 385,500 | 405,200 | 74  | 232,300 | 292,100 | 338,400 | 377,300 | 393,800 | 420,700 |
| 75  | 233,000 | 286,800 | 332,300 | 370,500 | 385,900 | 405,500 | 75  | 233,000 | 292,600 | 339,000 | 378,000 | 394,500 | 421,400 |
| 76  | 233,700 | 287,300 | 332,900 | 371,100 | 386,300 | 405,700 | 76  | 233,700 | 293,100 | 339,600 | 378,600 | 395,000 | 422,100 |
| 77  | 234,400 | 287,400 | 333,200 | 371,500 | 386,600 | 405,900 | 77  | 234,400 | 293,200 | 339,900 | 379,000 | 395,400 | 422,600 |
| 78  | 235,200 | 287,800 | 333,700 | 372,000 | 386,900 | 406,200 | 78  | 235,200 | 293,600 | 340,400 | 379,500 | 396,100 |         |
| 79  | 236,000 | 288,000 | 334,100 | 372,600 | 387,200 | 406,500 | 79  | 236,000 | 293,800 | 340,800 | 380,100 | 396,800 |         |
| 80  | 236,800 | 288,400 | 334,600 | 373,100 | 387,500 | 406,700 | 80  | 236,800 | 294,200 | 341,300 | 380,600 | 397,500 |         |
| 81  | 237,500 | 288,600 | 335,000 | 373,600 | 387,700 | 406,900 | 81  | 237,500 | 294,400 | 341,700 | 381,100 | 398,000 |         |
| 82  | 238,200 | 288,800 | 335,500 | 374,200 | 388,000 | 407,200 | 82  | 238,200 | 294,600 | 342,200 | 381,700 | 398,700 |         |
| 83  | 238,900 | 289,200 | 336,000 | 374,700 | 388,300 | 407,500 | 83  | 238,900 | 295,000 | 342,700 | 382,300 | 399,400 |         |
| 84  | 239,600 | 289,500 | 336,500 | 375,000 | 388,500 | 407,700 | 84  | 239,600 | 295,300 | 343,200 | 382,700 | 400,100 |         |
| 85  | 240,300 | 289,800 | 336,800 | 375,400 | 388,700 | 407,900 | 85  | 240,300 | 295,600 | 343,600 | 383,300 | 400,600 |         |
| 86  | 241,000 | 290,100 | 337,200 | 375,900 | 389,000 |         | 86  | 241,000 | 295,900 | 344,000 | 383,900 |         |         |
| 87  | 241,700 | 290,400 | 337,700 | 376,300 | 389,300 |         | 87  | 241,700 | 296,200 | 344,500 | 384,500 |         |         |
| 88  | 242,400 | 290,800 | 338,100 | 376,700 | 389,500 |         | 88  | 242,400 | 296,600 | 344,900 | 385,100 |         |         |
| 89  | 243,100 | 291,100 | 338,400 | 377,100 | 389,700 |         | 89  | 243,100 | 296,900 | 345,200 | 385,800 |         |         |
| 90  | 243,600 | 291,500 | 338,800 | 377,600 | 390,000 |         | 90  | 243,600 | 297,300 | 345,600 | 386,400 |         |         |
| 91  | 244,100 | 291,800 | 339,300 | 378,000 | 390,300 |         | 91  | 244,100 | 297,700 | 346,100 | 387,000 |         |         |
| 92  | 244,600 | 292,200 | 339,700 | 378,400 | 390,500 |         | 92  | 244,600 | 298,100 | 346,500 | 387,600 |         |         |
| 93  | 244,900 | 292,300 | 339,900 | 378,700 | 390,700 |         | 93  | 244,900 | 298,200 | 346,700 | 388,300 |         |         |
| 94  |         | 292,500 | 340,300 |         |         |         | 94  |         | 298,500 | 347,100 |         |         |         |
| 95  |         | 292,900 | 340,800 |         |         |         | 95  |         | 298,900 | 347,600 |         |         |         |

| 改正後                                                  |         |         |         |         |         |         | 改正前                                                  |         |         |         |         |         |         |
|------------------------------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------------------------------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 96                                                   |         | 293,300 | 341,200 |         |         |         | 96                                                   |         | 299,300 | 348,000 |         |         |         |
| 97                                                   |         | 293,500 | 341,300 |         |         |         | 97                                                   |         | 299,500 | 348,100 |         |         |         |
| 98                                                   |         | 293,800 | 341,800 |         |         |         | 98                                                   |         | 299,800 | 348,600 |         |         |         |
| 99                                                   |         | 294,200 | 342,200 |         |         |         | 99                                                   |         | 300,200 | 349,100 |         |         |         |
| 100                                                  |         | 294,600 | 342,500 |         |         |         | 100                                                  |         | 300,600 | 349,400 |         |         |         |
| 101                                                  |         | 294,800 | 342,800 |         |         |         | 101                                                  |         | 300,800 | 349,700 |         |         |         |
| 102                                                  |         | 295,100 | 343,200 |         |         |         | 102                                                  |         | 301,100 | 350,100 |         |         |         |
| 103                                                  |         | 295,500 | 343,600 |         |         |         | 103                                                  |         | 301,500 | 350,500 |         |         |         |
| 104                                                  |         | 295,800 | 344,000 |         |         |         | 104                                                  |         | 301,800 | 350,900 |         |         |         |
| 105                                                  |         | 296,000 | 344,500 |         |         |         | 105                                                  |         | 302,000 | 351,400 |         |         |         |
| 106                                                  |         | 296,300 | 344,900 |         |         |         | 106                                                  |         | 302,300 | 351,800 |         |         |         |
| 107                                                  |         | 296,700 | 345,300 |         |         |         | 107                                                  |         | 302,700 | 352,200 |         |         |         |
| 108                                                  |         | 297,000 | 345,700 |         |         |         | 108                                                  |         | 303,000 | 352,600 |         |         |         |
| 109                                                  |         | 297,200 | 346,200 |         |         |         | 109                                                  |         | 303,200 | 353,100 |         |         |         |
| 110                                                  |         | 297,600 | 346,600 |         |         |         | 110                                                  |         | 303,600 | 353,500 |         |         |         |
| 111                                                  |         | 298,000 | 346,900 |         |         |         | 111                                                  |         | 304,000 | 353,900 |         |         |         |
| 112                                                  |         | 298,300 | 347,200 |         |         |         | 112                                                  |         | 304,300 | 354,200 |         |         |         |
| 113                                                  |         | 298,400 | 347,700 |         |         |         | 113                                                  |         | 304,400 | 354,700 |         |         |         |
| 114                                                  |         | 298,700 |         |         |         |         | 114                                                  |         | 304,700 |         |         |         |         |
| 115                                                  |         | 299,000 |         |         |         |         | 115                                                  |         | 305,000 |         |         |         |         |
| 116                                                  |         | 299,400 |         |         |         |         | 116                                                  |         | 305,400 |         |         |         |         |
| 117                                                  |         | 299,600 |         |         |         |         | 117                                                  |         | 305,600 |         |         |         |         |
| 118                                                  |         | 299,800 |         |         |         |         | 118                                                  |         | 305,800 |         |         |         |         |
| 119                                                  |         | 300,100 |         |         |         |         | 119                                                  |         | 306,100 |         |         |         |         |
| 120                                                  |         | 300,400 |         |         |         |         | 120                                                  |         | 306,400 |         |         |         |         |
| 121                                                  |         | 300,800 |         |         |         |         | 121                                                  |         | 306,800 |         |         |         |         |
| 122                                                  |         | 301,000 |         |         |         |         | 122                                                  |         | 307,000 |         |         |         |         |
| 123                                                  |         | 301,300 |         |         |         |         | 123                                                  |         | 307,300 |         |         |         |         |
| 124                                                  |         | 301,600 |         |         |         |         | 124                                                  |         | 307,600 |         |         |         |         |
| 125                                                  |         | 301,900 |         |         |         |         | 125                                                  |         | 308,000 |         |         |         |         |
| 再任用職員                                                | 185,400 | 212,900 | 252,900 | 272,300 | 287,400 | 312,800 | 再任用職員                                                | 185,800 | 213,400 | 257,600 | 277,800 | 293,200 | 319,100 |
| 備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第24条に規定する職員を除く。 |         |         |         |         |         |         | 備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第24条に規定する職員を除く。 |         |         |         |         |         |         |

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

( 切替日前の異動者の号給の調整 )

- 2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日に職務の級を異にして異動した職員及び村長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、村長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
(給料の切替えに伴う経過措置)
- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が、切替日に改正前の中城村職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)の規定を適用した場合にその者が受けることとなる給料月額(切替日に昇格した職員にあっては、切替日に行われた昇格がないものとした場合に切替日にその者が受けることとなる給料月額)に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が6級である者には、当該額に100分の99.8を乗じて得た額)を給料として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 平成28年3月31日までの間、中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年中城村条例第19号。以下この項において「平成18年改正条例」という。)附則第7項から第9項までの規定の適用を受ける職員については、これらの規定及び前3項の規定にかかわらず、給料月額のほか、前3項の規定により算定した給料の額(前3項の規定により算定した給料の額が平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規定により算定した給料の額(以下この項において「平成18年経過措置額」という。)に達しないこととなる場合にあっては、平成18年経過措置額)を給料として支給する。
- 7 附則第3項から前項までの規定による給料を支給される職員に関する給与条例第10条第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前の給料月額と中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年中城村条例第13号)附則第3項から第6項までの規定による給料月額との合計額」とする。
- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を  
終わります。

休憩します。

休 憩(11時54分)

~~~~~

再 開(11時57分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第8 議案第5号 中城村税の特例に関
する条例を廃止する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第5号 中城村税の特
例に関する条例を廃止する条例について御提案

申し上げます。

議案第5号

中城村税の特例に関する条例を廃止する条例

中城村税の特例に関する条例（昭和47年中城村条例第57号）を別紙のとおり廃止したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年3月6日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

復帰前には「沖縄の所得税法」及び「沖縄の市町村税法」を根拠に課税していたものを、沖縄の本土復帰にあたり「地方税法」及び「税条例」を根拠に課税することになり、昭和47年度分の税に係る負担緩和措置として当該条例が制定されております。

当該条例は、現状においては廃止しても支障はないと判断し、廃止する。

中城村税の特例に関する条例を廃止する条例

中城村税の特例に関する条例（昭和47年中城村条例第57号）は、廃止する。

附則

この条例は、平成27年3月31日から施行する。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休憩（12時00分）

~~~~~

再開（13時30分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第9 議案第6号 中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第6号 中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第6号

中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について

中城村子ども医療費助成条例（平成6年中城村条例第8号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年3月6日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）の施行に伴う、沖縄県子ども医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する必要がある。

中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

中城村子ども医療費助成条例（平成6年中城村条例第8号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                       | 改正前                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1条（略）                                                                                                    | 第1条（略）                                                                                                    |
| （用語の意義）                                                                                                   | （用語の意義）                                                                                                   |
| 第2条（略）                                                                                                    | 第2条（略）                                                                                                    |
| （1）～（3）（略）                                                                                                | （1）～（3）（略）                                                                                                |
| （4）医療保険各法以外の法令の規定                                                                                         | （4）医療保険各法以外の法令の規定                                                                                         |
| イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第1項 | イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第1項 |
| ロ 児童福祉法（昭和22年法律第164号） <u>第19条の2、第20条又は第56条第1項</u>                                                         | ロ 児童福祉法（昭和22年法律第164号） <u>第20条、第21条の5又は第56条第1項</u>                                                         |
| ハ 母子保健法（昭和40年法律第141号） <u>第20条又は第21条の4第1項</u>                                                              | ハ 母子保健法（昭和40年法律第141号） <u>第20条又は第21条の4第1項</u>                                                              |
| ニ <u>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条</u>                                                               |                                                                                                           |

| 改正後                                        | 改正前                                        |
|--------------------------------------------|--------------------------------------------|
| ( 5 ) ~ ( 6 ) ( 略 )<br>第 3 条 ~ 第 7 条 ( 略 ) | ( 5 ) ~ ( 6 ) ( 略 )<br>第 3 条 ~ 第 7 条 ( 略 ) |

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成27年 1 月 1 日から適用する。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を  
終わります。

日程第10 議案第7号 中城村保育所設置及  
び管理条例の一部を改正する条例を議題としま  
す。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第7号 中城村保育所  
設置及び管理条例の一部を改正する条例につい  
て御提案申し上げます。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>議案第7号</p> <p>中城村保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例について</p> <p>中城村保育所設置及び管理条例（昭和47年中城村条例第40号）の一部を別紙のとおり改正した<br/>いので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。</p> <p>平成27年3月6日 提出</p> <p>中城村長 浜 田 京 介</p> <p>提 案 理 由</p> <p>「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関<br/>する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」における児童福祉<br/>法の改正により、中城村保育所設置及び管理条例の一部を改正する必要がある。</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

中城村保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

中城村保育所設置及び管理条例（昭和47年中城村条例第40号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                    | 改正前                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ( 設置 )<br>第 1 条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第<br>35条第3項の規定に基づき、 <u>保育を必要とする</u><br><u>乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育</u> | ( 設置 )<br>第 1 条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第<br>35条第3項の規定に基づき、 <u>日々保護者の委託</u><br><u>を受けて保育に欠ける乳幼児を保育するため、</u> |

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>を行うため、保育所を設置する。</p> <p><u>(用語の意義)</u><br/> <u>第2条 この条例において使用する用語の意義は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)において使用する用語の例による。</u></p> <p>(名称、位置及び定員)<br/> <u>第3条 保育所の名称、位置及び定員は別表のとおりとする。</u></p> <p>(職員)<br/> <u>第4条 (略)</u><br/> 2 (略)</p> <p>(所長等の職務)<br/> <u>第5条 (略)</u><br/> 2 (略)</p> | <p>保育所を設置する。</p> <p>(名称、位置及び定員)<br/> <u>第2条 前条により設置する保育所の名称、位置及び定員は別表のとおりとする。</u></p> <p>(職員)<br/> <u>第3条 (略)</u><br/> 2 (略)</p> <p>(所長等の職務)<br/> <u>第4条 (略)</u><br/> 2 (略)</p> <p><u>(入所措置基準)</u><br/> <u>第5条 保育所への入所措置は、児童福祉法第24条の規定に基づき、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。</u></p> <p><u>(2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。</u></p> <p><u>(3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。</u></p> <p><u>(4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精</u></p> |

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>( 保育料 )</p> <p>第 6 条 村長は、<u>保育所に入所した児童の支給認定保護者又は扶養義務者から保育料を毎月徴収する。</u></p> <p>2 <u>前項の保育料は、子ども・子育て支援法第27条第 3 項第 2 号並びに第28条第 2 項第 1 号及び第 2 号の政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める額とし、規則で定める。</u></p> <p>( 保育料の減免又は徴収猶予 )</p> <p>第 7 条 村長は、<u>災害その他の理由により特に必要があると認めるときは、保育料の減免又は徴収猶予をすることができる。</u></p> <p>( 委任 )</p> | <p><u>神若しくは身体に障害を有していること。</u></p> <p>( 5 ) <u>長期にわたり疾病の常態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。</u></p> <p>( 6 ) <u>震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。</u></p> <p>( 7 ) <u>村長が認める前各号に類する状態にあること。</u></p> <p>( 入所の制限 )</p> <p>第 6 条 <u>保育所に入所できる児童は、児童福祉法第24条の規定に該当する者その他保育に欠けることが明らかな者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、入所を制限することができる。</u></p> <p>( 1 ) <u>感染症その他悪質な疾患を有する者</u></p> <p>( 2 ) <u>身体が虚弱で集団保育に耐えない者</u></p> <p>( 3 ) <u>精神病又は悪癖を有する者</u></p> <p>( 保育料 )</p> <p>第 7 条 村長は保育所に入所した児童の扶養義務者から保育料を毎月徴収する。<u>ただし、扶養義務者が負担能力がないと認めるときは村長は保育料の一部を免除することができる。</u></p> <p>2 <u>保育料の額は別に村長が定める。</u></p> <p>( 委任 )</p> |



| 改正後                                                                           | 改正前                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>（略）</p> | <p>第8条 この条例に定めるものを除くほか保育所の運営管理その他この条例の実施について必要な事項は村長が別に定める。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>（略）</p> |

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第11 議案第8号 中城村教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第8号 中城村教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例について御提案申し上げます。

議案第8号

中城村教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例

中城村教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年中城村条例第42号）を別紙のとおり廃止したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年3月6日

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

地方行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い中城村教育長給与、勤務時間条例を廃止する必要がある。

中城村教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例

中城村教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年中城村条例第42号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。次項において「改正法」という。）の施行日（平成27年4月1日）から施行する。

（経過措置）

2 改正法附則第2条第1項の場合においては、この条例の規定は適用しない。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第12 議案第9号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第9号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第9号

中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和47年中城村条例第18号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年3月6日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提 案 理 由

地方行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する必要がある。

中城村特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

中城村特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和47年中城村条例第18号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 改正前      |           |     |               |                |                |      |          |    |    |     |    |           |            |                  |    |    |    |        |         |    |     |           |    |               |                |                |      |                  |    |    |    |        |         |        |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |    |      |     |  |     |          |    |    |     |    |           |            |           |    |    |    |        |         |    |     |           |    |               |                |                |      |           |    |    |    |        |         |        |    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-----------|-----|---------------|----------------|----------------|------|----------|----|----|-----|----|-----------|------------|------------------|----|----|----|--------|---------|----|-----|-----------|----|---------------|----------------|----------------|------|------------------|----|----|----|--------|---------|--------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|------|-----|--|-----|----------|----|----|-----|----|-----------|------------|-----------|----|----|----|--------|---------|----|-----|-----------|----|---------------|----------------|----------------|------|-----------|----|----|----|--------|---------|--------|----|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員で常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の給与及び旅費の支給について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 教育長</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>副村長</td> <td style="text-align: right;">539,400円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td style="text-align: right;">506,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">船賃</th> <th style="text-align: center;">航空賃</th> <th style="text-align: center;">車賃</th> <th style="text-align: center;">日当（1日につき）</th> <th style="text-align: center;">宿泊料（1夜につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>村長<br/>副村長<br/>教育長</td> <td>実費</td> <td>実費</td> <td>実費</td> <td style="text-align: center;">1,300円</td> <td style="text-align: center;">10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2の2（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">航空賃</th> <th style="text-align: center;">鉄道賃<br/>船賃</th> <th style="text-align: center;">車賃</th> <th style="text-align: center;">日当<br/>（1日につき）</th> <th style="text-align: center;">宿泊料<br/>（1夜につき）</th> <th style="text-align: center;">食卓料<br/>（1夜につき）</th> <th style="text-align: center;">旅行雑費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>村長<br/>副村長<br/>教育長</td> <td>実費</td> <td>実費</td> <td>実費</td> <td style="text-align: center;">7,000円</td> <td style="text-align: center;">20,000円</td> <td style="text-align: center;">7,000円</td> <td>実費</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>日当は、旅行中の昼食費及びこれに伴う雑費並びに目的地たる地域内を巡回する場合の船賃等の諸雑費</li> <li>宿泊料は、旅行中の宿泊の費用（夕食代）及び朝食代並びにこれらに伴う諸雑費を含む。ただし、水路又は航空旅行中は、原則として支給しない。</li> </ol> | 職名       | 給料月額      | (略) |               | 副村長            | 539,400円       | 教育長  | 506,000円 | 職名 | 船賃 | 航空賃 | 車賃 | 日当（1日につき） | 宿泊料（1夜につき） | 村長<br>副村長<br>教育長 | 実費 | 実費 | 実費 | 1,300円 | 10,000円 | 区分 | 航空賃 | 鉄道賃<br>船賃 | 車賃 | 日当<br>（1日につき） | 宿泊料<br>（1夜につき） | 食卓料<br>（1夜につき） | 旅行雑費 | 村長<br>副村長<br>教育長 | 実費 | 実費 | 実費 | 7,000円 | 20,000円 | 7,000円 | 実費 | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員で常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の給与及び旅費の支給について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>副村長</td> <td style="text-align: right;">539,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">船賃</th> <th style="text-align: center;">航空賃</th> <th style="text-align: center;">車賃</th> <th style="text-align: center;">日当（1日につき）</th> <th style="text-align: center;">宿泊料（1夜につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>村長<br/>副村長</td> <td>実費</td> <td>実費</td> <td>実費</td> <td style="text-align: center;">1,300円</td> <td style="text-align: center;">10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2の2（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">航空賃</th> <th style="text-align: center;">鉄道賃<br/>船賃</th> <th style="text-align: center;">車賃</th> <th style="text-align: center;">日当<br/>（1日につき）</th> <th style="text-align: center;">宿泊料<br/>（1夜につき）</th> <th style="text-align: center;">食卓料<br/>（1夜につき）</th> <th style="text-align: center;">旅行雑費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>村長<br/>副村長</td> <td>実費</td> <td>実費</td> <td>実費</td> <td style="text-align: center;">7,000円</td> <td style="text-align: center;">20,000円</td> <td style="text-align: center;">7,000円</td> <td>実費</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>日当は、旅行中の昼食費及びこれに伴う雑費並びに目的地たる地域内を巡回する場合の船賃等の諸雑費</li> <li>宿泊料は、旅行中の宿泊の費用（夕食代）及び朝食代並びにこれらに伴う諸雑費を含む。ただし、水路又は航空旅行中は、原則として支給しない。</li> </ol> | 職名 | 給料月額 | (略) |  | 副村長 | 539,400円 | 職名 | 船賃 | 航空賃 | 車賃 | 日当（1日につき） | 宿泊料（1夜につき） | 村長<br>副村長 | 実費 | 実費 | 実費 | 1,300円 | 10,000円 | 区分 | 航空賃 | 鉄道賃<br>船賃 | 車賃 | 日当<br>（1日につき） | 宿泊料<br>（1夜につき） | 食卓料<br>（1夜につき） | 旅行雑費 | 村長<br>副村長 | 実費 | 実費 | 実費 | 7,000円 | 20,000円 | 7,000円 | 実費 |
| 職名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 給料月額     |           |     |               |                |                |      |          |    |    |     |    |           |            |                  |    |    |    |        |         |    |     |           |    |               |                |                |      |                  |    |    |    |        |         |        |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |    |      |     |  |     |          |    |    |     |    |           |            |           |    |    |    |        |         |    |     |           |    |               |                |                |      |           |    |    |    |        |         |        |    |
| (略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |           |     |               |                |                |      |          |    |    |     |    |           |            |                  |    |    |    |        |         |    |     |           |    |               |                |                |      |                  |    |    |    |        |         |        |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |    |      |     |  |     |          |    |    |     |    |           |            |           |    |    |    |        |         |    |     |           |    |               |                |                |      |           |    |    |    |        |         |        |    |
| 副村長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 539,400円 |           |     |               |                |                |      |          |    |    |     |    |           |            |                  |    |    |    |        |         |    |     |           |    |               |                |                |      |                  |    |    |    |        |         |        |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |    |      |     |  |     |          |    |    |     |    |           |            |           |    |    |    |        |         |    |     |           |    |               |                |                |      |           |    |    |    |        |         |        |    |
| 教育長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 506,000円 |           |     |               |                |                |      |          |    |    |     |    |           |            |                  |    |    |    |        |         |    |     |           |    |               |                |                |      |                  |    |    |    |        |         |        |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |    |      |     |  |     |          |    |    |     |    |           |            |           |    |    |    |        |         |    |     |           |    |               |                |                |      |           |    |    |    |        |         |        |    |
| 職名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 船賃       | 航空賃       | 車賃  | 日当（1日につき）     | 宿泊料（1夜につき）     |                |      |          |    |    |     |    |           |            |                  |    |    |    |        |         |    |     |           |    |               |                |                |      |                  |    |    |    |        |         |        |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |    |      |     |  |     |          |    |    |     |    |           |            |           |    |    |    |        |         |    |     |           |    |               |                |                |      |           |    |    |    |        |         |        |    |
| 村長<br>副村長<br>教育長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 実費       | 実費        | 実費  | 1,300円        | 10,000円        |                |      |          |    |    |     |    |           |            |                  |    |    |    |        |         |    |     |           |    |               |                |                |      |                  |    |    |    |        |         |        |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |    |      |     |  |     |          |    |    |     |    |           |            |           |    |    |    |        |         |    |     |           |    |               |                |                |      |           |    |    |    |        |         |        |    |
| 区分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 航空賃      | 鉄道賃<br>船賃 | 車賃  | 日当<br>（1日につき） | 宿泊料<br>（1夜につき） | 食卓料<br>（1夜につき） | 旅行雑費 |          |    |    |     |    |           |            |                  |    |    |    |        |         |    |     |           |    |               |                |                |      |                  |    |    |    |        |         |        |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |    |      |     |  |     |          |    |    |     |    |           |            |           |    |    |    |        |         |    |     |           |    |               |                |                |      |           |    |    |    |        |         |        |    |
| 村長<br>副村長<br>教育長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 実費       | 実費        | 実費  | 7,000円        | 20,000円        | 7,000円         | 実費   |          |    |    |     |    |           |            |                  |    |    |    |        |         |    |     |           |    |               |                |                |      |                  |    |    |    |        |         |        |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |    |      |     |  |     |          |    |    |     |    |           |            |           |    |    |    |        |         |    |     |           |    |               |                |                |      |           |    |    |    |        |         |        |    |
| 職名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 給料月額     |           |     |               |                |                |      |          |    |    |     |    |           |            |                  |    |    |    |        |         |    |     |           |    |               |                |                |      |                  |    |    |    |        |         |        |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |    |      |     |  |     |          |    |    |     |    |           |            |           |    |    |    |        |         |    |     |           |    |               |                |                |      |           |    |    |    |        |         |        |    |
| (略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |           |     |               |                |                |      |          |    |    |     |    |           |            |                  |    |    |    |        |         |    |     |           |    |               |                |                |      |                  |    |    |    |        |         |        |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |    |      |     |  |     |          |    |    |     |    |           |            |           |    |    |    |        |         |    |     |           |    |               |                |                |      |           |    |    |    |        |         |        |    |
| 副村長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 539,400円 |           |     |               |                |                |      |          |    |    |     |    |           |            |                  |    |    |    |        |         |    |     |           |    |               |                |                |      |                  |    |    |    |        |         |        |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |    |      |     |  |     |          |    |    |     |    |           |            |           |    |    |    |        |         |    |     |           |    |               |                |                |      |           |    |    |    |        |         |        |    |
| 職名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 船賃       | 航空賃       | 車賃  | 日当（1日につき）     | 宿泊料（1夜につき）     |                |      |          |    |    |     |    |           |            |                  |    |    |    |        |         |    |     |           |    |               |                |                |      |                  |    |    |    |        |         |        |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |    |      |     |  |     |          |    |    |     |    |           |            |           |    |    |    |        |         |    |     |           |    |               |                |                |      |           |    |    |    |        |         |        |    |
| 村長<br>副村長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 実費       | 実費        | 実費  | 1,300円        | 10,000円        |                |      |          |    |    |     |    |           |            |                  |    |    |    |        |         |    |     |           |    |               |                |                |      |                  |    |    |    |        |         |        |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |    |      |     |  |     |          |    |    |     |    |           |            |           |    |    |    |        |         |    |     |           |    |               |                |                |      |           |    |    |    |        |         |        |    |
| 区分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 航空賃      | 鉄道賃<br>船賃 | 車賃  | 日当<br>（1日につき） | 宿泊料<br>（1夜につき） | 食卓料<br>（1夜につき） | 旅行雑費 |          |    |    |     |    |           |            |                  |    |    |    |        |         |    |     |           |    |               |                |                |      |                  |    |    |    |        |         |        |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |    |      |     |  |     |          |    |    |     |    |           |            |           |    |    |    |        |         |    |     |           |    |               |                |                |      |           |    |    |    |        |         |        |    |
| 村長<br>副村長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 実費       | 実費        | 実費  | 7,000円        | 20,000円        | 7,000円         | 実費   |          |    |    |     |    |           |            |                  |    |    |    |        |         |    |     |           |    |               |                |                |      |                  |    |    |    |        |         |        |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |    |      |     |  |     |          |    |    |     |    |           |            |           |    |    |    |        |         |    |     |           |    |               |                |                |      |           |    |    |    |        |         |        |    |

| 改正後                                                                                                                                                     |     | 改正前                                                                                                                                                     |                  |                     |                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|---------------------|------------------|
| <p>3 食卓料は、水路又は航空運賃に食事代（朝夕食代）及びこれに伴う雑費が含まれない場合の費用</p> <p>4 旅行雑費は、旅行者の予防注射料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税とし、その他旅行に必要なものについては一般職の職員の支給の例により、70,000円を限度として支給する。</p> |     | <p>3 食卓料は、水路又は航空運賃に食事代（朝夕食代）及びこれに伴う雑費が含まれない場合の費用</p> <p>4 旅行雑費は、旅行者の予防注射料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税とし、その他旅行に必要なものについては一般職の職員の支給の例により、70,000円を限度として支給する。</p> |                  |                     |                  |
| 別表第2の3（第5条関係）                                                                                                                                           |     | 別表第2の3（第5条関係）                                                                                                                                           |                  |                     |                  |
| 職名                                                                                                                                                      | 旅費  |                                                                                                                                                         |                  |                     |                  |
|                                                                                                                                                         | 航空賃 | 船賃                                                                                                                                                      | 県内               |                     | 県外               |
|                                                                                                                                                         |     |                                                                                                                                                         | 打切旅費（弁当、車賃を含む日額） | 鉄道賃（2以上の都道府県にわたる場合） | 打切旅費（弁当、車賃を含む日額） |
| 村長<br>副村長<br>教育長                                                                                                                                        | 実費  | 実費                                                                                                                                                      | 10,000円          | 実費                  | 15,000円          |

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。次項において「改正法」という。）の施行日（平成27年4月1日）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正法附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の中城村特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例第1条、別表第1（第3条関係）及び第2（第5条関係）の規定は適用せず、この条例による改正前の中城村特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例第1（第3条関係）及び別表第2（第5条関係）の規定は、なおその効力を有する。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第13 議案第10号 中城村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第10号 中城村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について御提案申し上げます。

議案第10号

中城村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

中城村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を制定したいので地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年3月6日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

地方行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、中城村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を定める必要がある。

中城村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。

（職務に専念する義務の免除）

第2条 教育長の職務に専念する義務の免除については、中城村職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和47年中城村条例第4号）の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例中「任命権者」とあるのは「教育委員会」とする。

附則

（施行期日）

1 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。次項において「改正法」という。）の施行日（平成27年4月1日）から施行する。

（経過措置）

2 改正法附則第2条第1項の場合においては、この条例の規定は適用しない。

以上でございます。  
議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を  
終わります。

日程第14 議案第11号 中城村立幼稚園保育  
料等徴収条例を廃止する条例を議題とします。  
本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

園保育料等徴収条例を廃止する条例について御

村長 浜田京介 議案第11号 中城村立幼稚

提案申し上げます。

議案第11号

中城村立幼稚園保育料等徴収条例を廃止する条例

中城村立幼稚園保育料等徴収条例（昭和57年中城村条例第8号）を別紙のとおり廃止したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年3月6日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

子ども・子育て支援法の施行に伴い、中城村立幼稚園保育料条例を制定するため、現行の中城村立幼稚園保育料等徴収条例を廃止する必要がある。

中城村立幼稚園保育料等徴収条例を廃止する条例

中城村立幼稚園保育料等徴収条例（昭和57年中城村条例第8号）は廃止する。

附 則

（施行期日）

この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行日（平成27年4月1日）から施行する。

以上でございます。

本件について提案理由の説明を求めます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を  
終わります。

村長 浜田京介。

日程第15 議案第12号 中城村立幼稚園保育  
料条例を議題とします。

村長 浜田京介 議案第12号 中城村立幼稚園  
保育料条例について御提案申し上げます。

議案第12号

中城村立幼稚園保育料条例

中城村立幼稚園保育料条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年3月6日提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

子ども・子育て支援法の施行に伴い、村立幼稚園の保育料の額を、国の考え方及び現行の保育料水準等を踏まえ条例で定める必要がある。

### 中城村立幼稚園保育料条例

#### （趣旨）

第1条 この条例は、村立幼稚園の保育料（以下「保育料」という。）並びに村立幼稚園における教育課程に係る教育時間終了後に幼児を一時的に預かり、必要な保育を行う教育活動（以下「預かり保育」という。）の利用に要する費用（以下「預かり保育料」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 村立幼稚園 中城村立学校設置条例（昭和47年中城村条例第40号）第1条に基づき設置した幼稚園をいう。
- (2) 支給認定保護者 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。
- (3) 支給認定子ども 法第20条第4項に規定する子どもをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例で使用する用語は、法において使用する用語の例による。

#### （保育料）

第3条 村立幼稚園を利用する支給認定保護者は、保育料を納付しなければならない。

2 前項の保育料は、法第27条第3項第2号並びに第28条第2項第1号及び第3号の政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める額とする。

3 前項の規定にかかわらず、支給認定子どもの属する世帯が母子世帯、父子世帯その他の規則で定める世帯である場合は、その規則で定めるところにより算定した額を保育料とする。

#### （保育料の減免）

第4条 村長は、災害その他の特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、保育料を減額し、又は免除することができる。

(預かり保育料)

第5条 預かり保育を利用する支給認定子どもの保護者又は扶養義務者は、預かり保育料を納付しなければならない。

2 預かり保育料の額は、規則で定める額とする。

3 月の途中において預かり保育の利用を開始し、又は終了した場合の預かり保育料は、これを1月として計算する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法の施行の日(平成27年4月1日)から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、この条例による廃止前の中城村立幼稚園保育料等徴収条例(昭和57年中城村条例第8号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なおその効力を有する。

(準備行為)

3 村長は、この条例の施行の日前においても、第3条の規定に係る手続その他この条例の施行に関し、必要な準備行為をすることができる。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第16 議案第13号 中城村吉の浦公園クラブハウスの設置及び管理に関する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第13号 中城村吉の浦公園クラブハウスの設置及び管理に関する条例について御提案申し上げます。

議案第13号

中城村吉の浦公園クラブハウスの設置及び管理に関する条例

中城村吉の浦公園クラブハウスの設置及び管理に関する条例を制定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年3月6日提出

中城村長 浜 田 京 介



## 提 案 理 由

中城村吉の浦公園内にクラブハウスが設置するにあたり、施設の管理条例を制定する必要がある。

### 中城村吉の浦公園クラブハウスの設置及び管理に関する条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、本村がスポーツ及びレクレーションを通じ、観光振興と地域活性化を図るため、中城村吉の浦公園クラブハウス(以下「クラブハウス」という。)を設置する。

#### (位置)

第2条 クラブハウスの位置は、中城村字当間620番地とする。

#### (管理)

第3条 クラブハウスは、中城村教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

#### (使用許可)

第4条 クラブハウスを使用する者(以下「使用者」という。)は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可に条件を付けることができる。

#### (使用許可の制限)

第5条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあるとき。

(2) 施設又はその附属設備をき損するおそれがあるとき。

(3) 管理上支障があると認めるとき。

#### (許可の取消し又は停止)

第6条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用の許可を取消し、又は使用を停止することができる。

(1) この条例又は規則に違反したとき。

(2) 使用許可の条件又は指示に違反したとき。

#### (目的外使用の禁止)

第7条 使用者は、許可を受けた目的以外にクラブハウスを使用してはならない。

#### (使用料)

第8条 使用者は、別表に定める額の使用料を納入しなければならない。

2 教育委員会は、特に必要と認めるときは、使用料を減免することができる。

#### (使用料の返還)

第9条 既納の使用料は返還しない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

( 損害の賠償 )

第10条 使用者が故意又は過失により、施設及び附属施設をき損又は滅失したときには、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がその必要がないと認めたときはこの限りでない。

( 委任 )

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

( 施行期日 )

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表 ( 第8条関係 )

1 クラブハウス

( 1 ) 部分使用料

| 区分             |    | 午前9時～<br>午後1時      | 午後1時～<br>午後5時 | 全日            | 夜間             |
|----------------|----|--------------------|---------------|---------------|----------------|
|                |    |                    |               | 午前9時～<br>午後5時 | 午後5時～<br>午後10時 |
| 多目的<br>ルーム     | 村内 | 1,000              | 1,000         | 2,000         | 1,500          |
|                | 村外 | 1,500              | 1,500         | 3,000         | 2,500          |
| 更衣室<br>( 1 室 ) | 村内 | 1,000              | 1,000         | 2,000         | 1,500          |
|                | 村外 | 1,500              | 1,500         | 3,000         | 2,500          |
| 冷房使用料          |    | 1時間につき、各1室500円とする。 |               |               |                |

( 2 ) その他の施設使用料

| 区分      | 単位 | 使用料  |
|---------|----|------|
| シャワールーム | 1人 | 100円 |

備考

( 1 ) 時間を延長して使用する場合は、1時間未満であっても1時間とみなし、延長分の使用料を追加徴収する。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第17 議案第14号 土地改良事業の計画変更を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第14号 土地改良事業の計画変更について御提案申し上げます。

議案第14号

土地改良事業の計画変更について

土地改良事業（農用地保全）の計画変更を行うため、別紙のとおり計画を定めたので、土地改良法第96条の3第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年3月6日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

久場地区土砂崩壊防止事業において、工法変更等による事業費の増額が生じたため計画変更する必要があり、本案を提出する。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休憩（13時53分）

~~~~~

再開（14時09分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第18 承認第1号 専決処分の承認（村道中城城跡線改良舗装工事（5工区）改定契約）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 承認第1号 専決処分の承認について御報告申し上げます。

承認第1号

専決処分の承認について

村道中城城跡線改良舗装工事（5工区）の改定契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年3月6日 提出

中城村長 浜田京介

理由

議会を招集するいとまがないため、村道中城城跡線改良舗装工事（5工区）改定契約について専決処分しました。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

休 憩（14時10分）

~~~~~

再 開（14時18分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、承認第1号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認（村道中城城跡線改良舗装工事（5工区）改定契約）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、承認第1号 専決処分の承認（村道中城城跡線改良舗装工事（5工区）改定契約）は承認することに決定いたしました。

日程第19 同意第1号 教育委員会委員の任命を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 同意第1号 教育委員会委員の任命について御提案申し上げます。

同意第1号

### 教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 中城村字北浜  
氏 名 仲 松 敏 成  
生年月日 昭和38年生

平成27年3月6日提出

中城村長 浜 田 京 介

提 案 理 由

教育委員会委員が平成27年3月31日で任期満了するので、当人を再任命したいため、地方教育行政に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休 憩（14時21分）

~~~~~

再 開（14時21分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、同意第1号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第1号 教育委員会委員の任命を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、同意第1号 教育委員会委員の任命は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第20 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御提案申し上げます。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所：中城村字津霸
氏 名：新 垣 幸 枝
生年月日：昭和25年生

平成27年3月6日提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

人権擁護委員が平成27年6月30日で任期満了するので、当人を再推薦したいため、人権擁護委員法（昭和24年5月31日法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要がある。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休 憩（14時24分）

~~~~~

再 開（14時25分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております諮問第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、諮問第1号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることを採決いたします。

お諮りします。本案は諮問のとおり答申したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることは諮問のとおり答申することに決定しました。

日程第21 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御提案申し上げます。

諮問第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所：中城村字屋宜  
氏 名：奥 間 章 夫  
生年月日：昭和23年生

平成27年3月6日提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

人権擁護委員が平成27年6月30日で任期満了するので、当人を再推薦したいため、人権擁護委員法（昭和24年5月31日法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要がある。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休 憩（14時26分）

~~~~~

再 開（14時26分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております諮問第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、諮問第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることを採決いたします。

お諮りします。本案は諮問のとおり答申したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることは諮問のとおり答申することに決定しました。

日程第22 報告第1号 平成27年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第1号 平成27年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について御報告いたします。

報告第1号

平成27年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成27年度沖縄県町村土地開発公社事業計画を別冊のとおり報告します。

平成27年3月6日 提出

中城村長 浜田 京介

中城村は借り入れ等はありませんので、御報告いたします。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休憩（14時28分）

~~~~~

再開（14時29分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会（14時29分）



## 平成27年第2回中城村議会定例会（第4日目）

|                        |              |                     |                  |       |
|------------------------|--------------|---------------------|------------------|-------|
| 招集年月日                  | 平成27年3月6日（金） |                     |                  |       |
| 招集の場所                  | 中城村議会議事堂     |                     |                  |       |
| 開会・散会・閉会等日時            | 開議           | 平成27年3月9日（午前10時00分） |                  |       |
|                        | 散会           | 平成27年3月9日（午後11時16分） |                  |       |
| 応招議員<br><br>（出席議員）     | 議席番号         | 氏名                  | 議席番号             | 氏名    |
|                        | 1番           | 石原昌雄                | 9番               | 新垣徳正  |
|                        | 2番           | 外間博則                | 10番              | 安里ヨシ子 |
|                        | 3番           | 大城常良                | 11番              | 新垣光栄  |
|                        | 4番           | 欠席                  | 12番              | 新垣博正  |
|                        | 5番           | 仲松正敏                | 13番              | 仲座勇   |
|                        | 6番           | 新垣貞則                | 14番              | 新垣善功  |
|                        | 7番           | 金城章                 | 15番              | 宮城重夫  |
|                        | 8番           | 伊佐則勝                | 16番              | 與那覇朝輝 |
| 欠席議員                   | 4番           | 屋良清                 |                  |       |
| 会議録署名議員                | 10番          | 安里ヨシ子               | 11番              | 新垣光栄  |
| 職務のため本会議に出席した者         | 議会事務局長       | 知名勉                 | 議事係長             | 比嘉保   |
| 地方自治法第121条の規定による本会議出席者 | 村長           | 浜田京介                | 企画課長             | 與儀忍   |
|                        | 副村長          | 比嘉正豊                | 企業立地・観光推進課長      | 屋良朝次  |
|                        | 教育長          | 呉屋之雄                | 都市建設課長           | 新垣正   |
|                        | 総務課長         | 比嘉忠典                | 農林水産課長兼農業委員会事務局長 | 津覇盛之  |
|                        | 住民生活課長       | 新垣親裕                | 上下水道課長           | 仲村盛和  |
|                        | 会計管理者        | 比嘉義人                | 教育総務課長           | 名幸孝   |
|                        | 税務課長         | 稲嶺盛昌                | 生涯学習課長           | 新垣一弘  |
|                        | 福祉課長         | 仲松範三                | 教育総務課主幹          | 伊波正明  |
| 健康保険課長                 | 比嘉健治         |                     |                  |       |

## 議 事 日 程 第 2 号

| 日 程 | 件 名                                   |
|-----|---------------------------------------|
| 第 1 | 議案第15号 平成26年度中城村一般会計補正予算(第5号)         |
| 第 2 | 議案第16号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)   |
| 第 3 | 議案第17号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)  |
| 第 4 | 議案第18号 平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号) |
| 第 5 | 議案第19号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)  |
| 第 6 | 議案第20号 平成26年度中城村水道事業会計補正予算(第2号)       |

議長 與那覇朝輝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第15号 平成26年度中城村一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第15号 平成26年度中城村一般会計補正予算(第5号)について御提案申し上げます。

議案第15号

平成26年度中城村一般会計補正予算(第5号)

平成26年度中城村一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ101,347千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,422,317千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成27年3月6日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款        | 項        | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|----------|----------|-----------|--------|-----------|
| 1 村税     |          | 1,834,019 | 25,913 | 1,859,932 |
|          | 1 村民税    | 721,252   | 15,392 | 736,644   |
|          | 2 固定資産税  | 964,998   | 10,521 | 975,519   |
| 3 利子割交付金 |          | 3,782     | 764    | 3,018     |
|          | 1 利子割交付金 | 3,782     | 764    | 3,018     |
| 4 配当割交付金 |          | 2,000     | 2,376  | 4,376     |
|          | 1 配当割交付金 | 2,000     | 2,376  | 4,376     |

| 款             | 項             | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|---------------|---------------|-----------|---------|-----------|
| 5 株式等譲渡所得割交付金 |               | 572       | 2,686   | 3,258     |
|               | 1 株式等譲渡所得割交付金 | 572       | 2,686   | 3,258     |
| 6 地方消費税交付金    |               | 148,172   | 1,173   | 149,345   |
|               | 1 地方消費税交付金    | 148,172   | 1,173   | 149,345   |
| 7 ゴルフ場利用税交付金  |               | 21,872    | 4,381   | 26,253    |
|               | 1 ゴルフ場利用税交付金  | 21,872    | 4,381   | 26,253    |
| 8 自動車取得税交付金   |               | 5,295     | 1,348   | 3,947     |
|               | 1 自動車取得税交付金   | 5,295     | 1,348   | 3,947     |
| 10 地方交付税      |               | 1,608,809 | 2,464   | 1,611,273 |
|               | 1 地方交付税       | 1,608,809 | 2,464   | 1,611,273 |
| 12 分担金及び負担金   |               | 2,223     | 174     | 2,397     |
|               | 2 負担金         | 2,223     | 174     | 2,397     |
| 13 使用料及び手数料   |               | 117,795   | 903     | 116,892   |
|               | 1 使用料         | 87,047    | 520     | 87,567    |
|               | 2 手数料         | 30,748    | 1,423   | 29,325    |
| 14 国庫支出金      |               | 1,044,628 | 40,782  | 1,085,410 |
|               | 1 国庫負担金       | 598,581   | 202     | 598,379   |
|               | 2 国庫補助金       | 441,982   | 40,984  | 482,966   |
| 15 県支出金       |               | 1,748,257 | 10,666  | 1,758,923 |
|               | 1 県負担金        | 297,880   | 8       | 297,888   |
|               | 2 県補助金        | 1,412,307 | 12,491  | 1,424,798 |
|               | 3 委託金         | 38,070    | 1,833   | 36,237    |
| 17 寄附金        |               | 2         | 5,294   | 5,296     |
|               | 1 寄附金         | 2         | 5,294   | 5,296     |
| 18 繰入金        |               | 99,124    | 6,382   | 105,505   |
|               | 2 基金繰入金       | 99,123    | 6,382   | 105,506   |
| 20 諸収入        |               | 79,626    | 71      | 79,697    |
|               | 4 雑入          | 74,734    | 71      | 74,805    |
| 21 村債         |               | 432,881   | 2,000   | 434,881   |
|               | 1 村債          | 432,881   | 2,000   | 434,881   |
| 歳 入 合 計       |               | 7,320,970 | 101,347 | 7,422,317 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款        | 項           | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|----------|-------------|-----------|--------|-----------|
| 1 議会費    |             | 108,157   | 10     | 108,147   |
|          | 1 議会費       | 108,157   | 10     | 108,147   |
| 2 総務費    |             | 981,490   | 49,734 | 1,031,224 |
|          | 1 総務管理費     | 828,546   | 56,119 | 884,665   |
|          | 2 徴税費       | 89,038    | 714    | 88,324    |
|          | 3 戸籍住民基本台帳費 | 38,638    | 39     | 38,677    |
|          | 4 選挙費       | 21,740    | 5,710  | 16,030    |
| 3 民生費    |             | 2,289,331 | 65,665 | 2,354,996 |
|          | 1 社会福祉費     | 1,061,991 | 81,259 | 1,143,250 |
|          | 2 児童福祉費     | 1,227,340 | 15,594 | 1,211,746 |
| 4 衛生費    |             | 742,733   | 23,224 | 765,957   |
|          | 1 保健衛生費     | 368,380   | 22,925 | 391,305   |
|          | 2 清掃費       | 374,353   | 299    | 374,652   |
| 6 農林水産業費 |             | 227,509   | 2,726  | 230,235   |
|          | 1 農業費       | 215,251   | 2,918  | 218,169   |
|          | 2 林業費       | 1,395     | 183    | 1,212     |
|          | 3 水産業費      | 10,863    | 9      | 10,854    |
| 7 商工費    |             | 82,612    | 7,267  | 75,345    |
|          | 1 商工費       | 82,612    | 7,267  | 75,345    |
| 8 土木費    |             | 520,401   | 4,930  | 515,471   |
|          | 1 土木管理費     | 14,225    | 57     | 14,282    |
|          | 2 道路橋梁費     | 296,118   | 1,575  | 294,543   |
|          | 4 都市計画費     | 92,317    | 1,184  | 91,133    |
|          | 5 下水道費      | 109,717   | 2,228  | 107,489   |
| 9 消防費    |             | 237,251   | 7,230  | 230,021   |
|          | 1 消防費       | 237,251   | 7,230  | 230,021   |
| 10 教育費   |             | 1,545,904 | 14,665 | 1,531,239 |
|          | 1 教育総務費     | 115,558   | 2,765  | 112,793   |
|          | 2 小学校費      | 141,484   | 3,851  | 137,633   |
|          | 3 中学校費      | 59,290    | 987    | 60,277    |
|          | 4 幼稚園費      | 46,940    | 480    | 47,420    |

| 款       | 項       | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|---------|---------|-----------|---------|-----------|
| 10 教育費  | 5 社会教育費 | 903,972   | 4,425   | 899,547   |
|         | 6 保健体育費 | 278,660   | 5,091   | 273,569   |
| 12 公債費  |         | 561,559   | 5,900   | 555,659   |
|         | 1 公債費   | 561,559   | 5,900   | 555,659   |
| 歳 出 合 計 |         | 7,320,970 | 101,347 | 7,422,317 |

第2表 繰越明許費

| 款        | 項       | 事業名                  | 金額          |
|----------|---------|----------------------|-------------|
| 2 総務費    | 1 総務管理費 | 地方版総合戦略策定事業          | 千円<br>8,000 |
|          |         | プレミアム付商品券発行事業        | 28,798      |
|          |         | 自治会活動活性化事業           | 2,000       |
|          |         | デマンドタクシー運行事業         | 14,922      |
|          |         | 社会保障・税番号制度システム整備補助事業 | 19,744      |
| 3 民生費    | 2 児童福祉費 | 安心子ども事業              | 106,357     |
|          |         | 第3子以降保育料無料化事業        | 5,808       |
| 4 衛生費    | 1 保健衛生費 | 特定不妊治療費助成事業          | 1,500       |
| 6 農林水産業費 | 1 農業費   | 農業基盤整備促進事業           | 14,329      |
|          |         | 久場地区土砂崩壊防止事業         | 54,358      |
| 8 土木費    | 2 道路橋梁費 | 中城城跡線改良舗装事業          | 10,121      |
|          |         | 久場前浜原線整備事業           | 129,509     |
|          | 4 都市計画費 | 南上原土地区画整理事業          | 13,284      |
| 10 教育費   | 1 教育総務費 | 第3子以降学校給食費助成事業補助金    | 2,050       |
|          | 2 小学校費  | 教師用教科書・指導書整備事業       | 1,606       |
|          | 5 社会教育費 | 護佐丸歴史資料図書館整備事業       | 296,734     |

ページを開いていただきまして、歳入歳出をそれぞれ款、項、補正前の額、補正額、合計の順に読み上げて御提案申し上げます。

まず歳入の1款村税、1項村民税、補正前の額7億2,125万2,000円、補正額1,539万2,000円、合計で7億3,664万4,000円。2項固定資産税、補正前の額9億6,499万8,000円、補正額1,052万1,000円、合計で9億7,551万9,000円。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、補正前の額378万2,000円、補正額76万4,000円の減額補正、合計で301万8,000円。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、補正前の額200万円、補正額237万6,000円、合計で437万6,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、補正前の額57万2,000円、補正額268万6,000円、合計で325万8,000円。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、補正前の額1億4,817万2,000円、補正額117万3,000円、合計で1億4,934万5,000円。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、補正前の額2,187万2,000円、補正額438万1,000円、合計で2,625万3,000円。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、補正前の額529万5,000円、補正額134万8,000円の減額補正、合計で394万7,000円。

10款地方交付税、1項地方交付税、補正前の額16億880万9,000円、補正額246万4,000円、合計で16億1,127万3,000円。

12款分担金及び負担金、2項負担金、補正前の額222万3,000円、補正額17万4,000円、合計で239万7,000円。

13款使用料及び手数料、1項使用料、補正前の額8,704万7,000円、補正額52万円、合計で8,756万7,000円。2項手数料、補正前の額3,074万8,000円、補正額142万3,000円の減額補正、合計で2,932万5,000円。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、補正前の

額5億9,858万1,000円、補正額20万2,000円の減額補正、合計で5億9,837万9,000円。2項国庫補助金、補正前の額4億4,198万2,000円、補正額4,098万4,000円、合計で4億8,296万6,000円。

15款県支出金、1項県負担金、補正前の額2億9,788万円、補正額8,000円、合計で2億9,788万8,000円。同じく2項県補助金、補正前の額14億1,230万7,000円、補正額1,249万1,000円、合計で14億2,479万8,000円。

17款寄附金、1項寄附金、補正前の額2,000円、補正額529万4,000円、合計で529万6,000円。

18款繰入金、2項基金繰入金、補正前の額9,912万3,000円、補正額638万2,000円、合計で1億550万5,000円。

20款諸収入、4項雑入、補正前の額7,473万4,000円、補正額7万1,000円、合計で7,480万5,000円。

21款村債、1項村債、補正前の額4億3,288万1,000円、補正額200万円、合計で4億3,488万1,000円。

歳入合計、補正前の額73億2,097万円、補正額1億134万7,000円、合計で74億2,231万7,000円。

続いて歳出でございます。歳出、1款議会費、1項議会費、補正前の額1億815万7,000円、補正額1万円の減額補正、合計で1億814万7,000円。

2款総務費、1項総務管理費、補正前の額8億2,854万6,000円、補正額5,611万9,000円、合計で8億8,466万5,000円。2項徴税费、補正前の額8,903万8,000円、補正額71万4,000円の減額補正、合計で8,832万4,000円。3項戸籍住民基本台帳費、補正前の額3,863万8,000円、補正額3万9,000円、合計で3,867万7,000円。4項選挙費、補正前の額2,174万円、補正額571万円の減額補正、合計で1,603万円。

3款民生費、1項社会福祉費、補正前の額10

億6,199万1,000円、補正額8,125万9,000円、合計で11億4,325万円。2項児童福祉費、補正前の額12億2,734万円、補正額1,559万4,000円の減額補正、合計で12億1,174万6,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、補正前の額3億6,838万円、補正額2,292万5,000円、合計で3億9,130万5,000円。2項清掃費、補正前の額3億7,435万3,000円、補正額29万9,000円、合計で3億7,465万2,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、補正前の額2億1,525万1,000円、補正額291万8,000円、合計で2億1,816万9,000円。2項林業費、補正前の額139万5,000円、補正額18万3,000円の減額補正、合計で121万2,000円。3項水産業費、補正前の額1,086万3,000円、補正額9,000円の減額補正、合計で1,085万4,000円。

7款商工費、1項商工費、補正前の額8,261万2,000円、補正額726万7,000円の減額補正、合計で7,534万5,000円。

8款土木費、1項土木管理費、補正前の額1,422万5,000円、補正額5万7,000円、合計で1,428万2,000円。2項道路橋梁費、補正前の額2億9,611万8,000円、補正額157万5,000円の減額補正、合計で2億9,454万3,000円。4項都市計画費、補正前の額9,231万7,000円、補正額118万4,000円の減額補正、合計で9,113万3,000円。5項下水道費、補正前の額1億971万7,000円、補正額222万8,000円の減額補正、合計で1億748万9,000円。

9款消防費、1項消防費、補正前の額2億3,725万1,000円、補正額723万円の減額補正、合計で2億3,002万1,000円。

10款教育費、1項教育総務費、補正前の額1億1,555万8,000円、補正額276万5,000円の減額補正、合計で1億1,279万3,000円。2項小学校費、補正前の額1億4,148万4,000円、補正額385万1,000円の減額補正、合計で1億3,763万3,000円。3項中学校費、補正前の額5,929万円、

補正額98万7,000円、合計で6,027万7,000円。

4項幼稚園費、補正前の額4,694万円、補正額48万円、合計で4,742万円。5項社会教育費、補正前の額9億397万2,000円、補正額442万5,000円の減額補正、合計で8億9,954万7,000円。6項保健体育費、補正前の額2億7,866万円、補正額509万1,000円の減額補正、合計で2億7,356万9,000円。

12款公債費、1項公債費、補正前の額5億6,155万9,000円、補正額590万円の減額補正、合計で5億5,565万9,000円。

歳出合計、補正前の額73億2,097万円、補正額1億134万7,000円、合計で74億2,231万7,000円でございます。

続いて第2表繰越明許費、款、項、事業名、金額の順に読み上げて御提案申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、地方版総合戦略策定事業800万円、プレミアム付商品券発行事業2,879万8,000円、自治会活動活性化事業200万円、デマンドタクシー運行事業1,492万2,000円、社会保障・税番号制度システム整備補助事業1,974万4,000円。

3款民生費、2項児童福祉費、安心子ども事業1億635万7,000円、第3子以降保育料無料化事業580万8,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、特定不妊治療費助成事業150万円。

6款農林水産業費、1項農業費、農業基盤整備促進事業1,432万9,000円、久場地区土砂崩壊防止事業5,435万8,000円。

8款土木費、2項道路橋梁費、中城城跡線改良舗装事業1,012万1,000円、久場前浜原線整備事業1億2,950万9,000円。4項都市計画費、南上原土地区画整理事業1,328万4,000円。

10款教育費、1項教育総務費、第3子以降学校給食費助成事業補助金205万円。2項小学校費、教師用教科書・指導書整備事業160万6,000円。5項社会教育費、護佐丸歴史資料図書館整



備事業 2 億9,673万4,000円。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩 ( 1 0 時 1 4 分 )

~~~~~

再 開 (1 0 時 4 7 分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第 2 議案第16号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第16号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) について御提案申し上げます。

議案第16号

平成26年度中城村国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)

平成26年度中城村国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,452千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,454,207千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年 3 月 6 日 提出

中城村長 浜 田 京 介

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単 位 : 千 円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		352,163	5,058	357,221
	1 国民健康保険税	352,163	5,058	357,221
4 国庫支出金		1,078,267	65,024	1,013,243
	1 国庫負担金	678,267	55,650	622,617
	2 国庫補助金	400,000	9,374	390,626
5 療養給付費交付金		73,789	2,040	75,829
	1 療養給付費交付金	73,789	2,040	75,829

款	項	補正前の額	補正額	計
6 前期高齢者交付金		84,593	60,200	24,393
	1 前期高齢者交付金	84,593	60,200	24,393
7 県支出金		182,513	6,072	188,585
	1 県負担金	21,312	2,050	19,262
	2 県補助金	161,201	8,122	169,323
8 共同事業交付金		414,146	33,865	448,011
	1 共同事業交付金	414,146	33,865	448,011
10 繰入金		204,306	88,621	292,927
	1 他会計繰入金	204,305	88,621	292,926
12 諸収入		6,687	980	5,707
	1 延滞金・加算金及び過料	3,002	500	2,502
	4 雑入	3,683	480	3,203
歳 入 合 計		2,444,755	9,452	2,454,207

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		39,231	2,465	36,766
	1 総務管理費	29,878	796	29,082
	2 徴税费	9,305	1,669	7,636
2 保険給付費		1,487,240	5,018	1,492,258
	1 療養諸費	1,249,700	10,205	1,259,905
	2 高額療養費	216,866	1,107	215,759
	4 出産育児諸費	20,172	4,000	16,172
	5 葬祭諸費	500	80	420
3 後期高齢者支援金等		303,222	0	303,222
	1 後期高齢者支援金等	303,222	0	303,222
6 介護納付金		155,674	0	155,674
	1 介護納付金	155,674	0	155,674
7 共同事業拠出金		414,184	14,376	399,808
	1 共同事業拠出金	414,184	14,376	399,808
8 保健事業費		31,923	680	31,243
	1 特定健康診査等事業費	14,176	111	14,065

款	項	補正前の額	補正額	計
8 保健事業費	2 保健事業費	17,747	569	17,178
11 諸支出金		3,203	21,955	25,158
	1 償還金及び還付加算金	3,202	21,955	25,157
歳 出 合 計		2,444,755	9,452	2,454,207

ページを開いていただきまして、歳入歳出それぞれ款、項、補正前の額、補正額、合計の順に読み上げて御提案申し上げます。

歳入の1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、補正前の額3億5,216万3,000円、補正額505万8,000円、合計で3億5,722万1,000円。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、補正前の額6億7,826万7,000円、補正額5,565万円の減額補正、合計で6億2,261万7,000円。2項国庫補助金、補正前の額4億円、補正額937万4,000円の減額補正、合計で3億9,062万6,000円。

5款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、補正前の額7,378万9,000円、補正額204万円、合計で7,582万9,000円。

6款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、補正前の額8,459万3,000円、補正額6,020万円の減額補正、合計で2,439万3,000円。

7款県支出金、1項県負担金、補正前の額2,131万2,000円、補正額205万円の減額補正、合計で1,926万2,000円。2項県補助金、補正前の額1億6,120万1,000円、補正額812万2,000円、合計で1億6,932万3,000円。

8款共同事業交付金、1項共同事業交付金、補正前の額4億1,414万6,000円、補正額3,386万5,000円、合計で4億4,801万1,000円。

10款繰入金、1項他会計繰入金、補正前の額2億430万5,000円、補正額8,862万1,000円、合計で2億9,292万6,000円。

12款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料、補正前の額300万2,000円、補正額50万円の減額補正、合計で250万2,000円。4項雑入、補正前

の額368万3,000円、補正額48万円の減額補正、合計で320万3,000円。

歳入合計、補正前の額24億4,475万5,000円、補正額945万2,000円、合計で24億5,420万7,000円。

続いて歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、補正前の額2,987万8,000円、補正額79万6,000円の減額補正、合計で2,908万2,000円。2項徴税費、補正前の額930万5,000円、補正額166万9,000円の減額補正、合計で763万6,000円。

2款保険給付費、1項療養諸費、補正前の額12億4,970万円、補正額1,020万5,000円、合計で12億5,990万5,000円。2項高額療養費、補正前の額2億1,686万6,000円、補正額110万7,000円の減額補正、合計で2億1,575万9,000円。4項出産育児諸費、補正前の額2,017万2,000円、補正額400万円の減額補正、合計で1,617万2,000円。5項葬祭諸費、補正前の額50万円、補正額8万円の減額補正、合計で42万円。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、補正前の額3億322万2,000円、補正額はゼロでございます。合計も同じく3億322万2,000円。

6款介護納付金、1項介護納付金、補正前の額1億5,567万4,000円、補正額ゼロ、合計も1億5,567万4,000円。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、補正前の額4億1,418万4,000円、補正額1,437万6,000円の減額補正、合計で3億9,980万8,000円。

8 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費、補正前の額1,417万6,000円、補正額11万1,000円の減額補正、合計で1,406万5,000円。2 項保健事業費、補正前の額1,774万7,000円、補正額56万9,000円の減額補正、合計で1,717万8,000円。

11款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、補正前の額320万2,000円、補正額2,195万5,000円、合計で2,515万7,000円。

歳出合計、補正前の額24億4,475万5,000円、補正額945万2,000円、合計で24億5,420万7,000円でございます。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（10時54分）

~~~~~

再開（11時02分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第3 議案第17号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第17号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御提案申し上げます。

議案第17号

平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,217千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120,163千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月6日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款            | 項            | 補正前の額  | 補正額   | 計      |
|--------------|--------------|--------|-------|--------|
| 1 後期高齢者医療保険料 |              | 72,545 | 3,745 | 76,290 |
|              | 1 後期高齢者医療保険料 | 72,545 | 3,745 | 76,290 |

| 款          | 項         | 補正前の額   | 補正額   | 計       |
|------------|-----------|---------|-------|---------|
| 2 使用料及び手数料 |           | 2       | 26    | 28      |
|            | 1 手数料     | 2       | 26    | 28      |
| 4 繰入金      |           | 41,911  | 1,567 | 40,344  |
|            | 1 一般会計繰入金 | 41,910  | 1,567 | 40,343  |
| 6 諸収入      |           | 1,454   | 13    | 1,467   |
|            | 4 雑入      | 1,000   | 13    | 1,013   |
| 歳 入 合 計    |           | 117,946 | 2,217 | 120,163 |

( 歳 出 )

( 単位 : 千円 )

| 款                | 項                | 補正前の額   | 補正額   | 計       |
|------------------|------------------|---------|-------|---------|
| 1 総務費            |                  | 3,377   | 471   | 2,906   |
|                  | 1 総務管理費          | 2,102   | 399   | 1,703   |
|                  | 2 徴収費            | 1,275   | 72    | 1,203   |
| 2 後期高齢者医療広域連合納付金 |                  | 112,383 | 4,198 | 116,581 |
|                  | 1 後期高齢者医療広域連合納付金 | 112,383 | 4,198 | 116,581 |
| 4 予備費            |                  | 1,734   | 1,510 | 224     |
|                  | 1 予備費            | 1,734   | 1,510 | 224     |
| 歳 出 合 計          |                  | 117,946 | 2,217 | 120,163 |

同じく第1表歳入歳出予算補正を読み上げて御提案申し上げます。

まず歳入の1款です。後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、補正前の額7,254万5,000円、補正額374万5,000円、合計で7,629万円。

2款使用料及び手数料、1項手数料は補正前の額2,000円、補正額2万6,000円、合計で2万8,000円。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、補正前の額4,191万円、補正額156万7,000円の減額補正、合計で4,034万3,000円。

6款諸収入、4項雑入、補正前の額100万円、補正額1万3,000円、合計で101万3,000円。

歳入合計、補正前の額1億1,794万6,000円、

補正額221万7,000円、合計で1億2,016万3,000円。

続いて歳出でございます。歳出、1款総務費、1項総務管理費、補正前の額210万2,000円、補正額39万9,000円の減額補正、合計で170万3,000円。2項徴収費、補正前の額127万5,000円、補正額7万2,000円の減額補正、合計で120万3,000円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、補正前の額1億1,238万3,000円、補正額419万8,000円、合計で1億1,658万1,000円。

4款予備費、1項予備費、補正前の額173万4,000円、補正額151万円の減額補正、合計で22万4,000円。

歳出合計、補正前の額 1 億1,794万6,000円、補正額221万7,000円、合計で 1 億2,016万3,000円。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休憩（11時06分）

~~~~~

再開（11時07分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第4 議案第18号 平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第18号 平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について御提案申し上げます。

議案第18号

平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129,392千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ580,493千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成27年3月6日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		150,200	150,200	0
	1 基金繰入金	150,200	150,200	0

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金		2	129,392	129,394
	1 繰越金	2	129,392	129,394
5 保留地処分金		300,000	150,200	450,200
	1 南上原区画整理事業保留地処分金	300,000	150,200	450,200
歳入合計		451,101	129,392	580,493

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理事業費		451,099	129,392	580,491
	1 南上原土地区画整理事業費	451,099	129,392	580,491
歳出合計		451,101	129,392	580,493

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額(千円)
1 土地区画整理事業費	1 南上原土地区画整理事業費	南上原土地区画整理事業	166,051

ページを開いていただきまして、同じく第1表歳入歳出予算補正、款、項、補正前の額、補正額、合計の順に読み上げて御提案申し上げます。

歳入、2款繰入金、1項基金繰入金、補正前の額1億5,020万円、補正額も同じく1億5,020万円の減額補正、合計はゼロでございます。

3款繰越金、1項繰越金、補正前の額2,000円、補正額1億2,939万2,000円、合計で1億2,939万4,000円。

5款保留地処分金、1項南上原区画整理事業保留地処分機、補正前の額3億円、補正額1億5,020万円、合計で4億5,020万円。

歳入合計、補正前の額4億5,110万1,000円、補正額1億2,939万2,000円、合計で5億8,049万3,000円。

歳出、1款土地区画整理事業費、1項南上原

土地区画整理事業費、補正前の額4億5,109万9,000円、補正額1億2,939万2,000円、合計で5億8,049万1,000円。

歳出合計、補正前の額4億5,110万1,000円、補正額1億2,939万2,000円、合計で5億8,049万3,000円。

第2表繰越明許費でございます。

1款土地区画整理事業費、1項南上原土地区画整理事業費、事業名南上原土地区画整理事業、金額が1億6,605万1,000円でございます。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(11時10分)

~~~~~

再開(11時12分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第5 議案第19号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第19号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について御提案申し上げます。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>議案第19号</p> <p style="margin-top: 20px;">平成26年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)</p> <p style="margin-top: 20px;">平成26年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。</p> <p style="margin-top: 20px;">(歳入歳出予算の補正)</p> <p style="margin-top: 20px;">第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。</p> <p style="margin-top: 20px;">平成27年3月6日提出</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">中城村長 浜田京介</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

| 款     | 項         | 補正前の額   | 補正額   | 計       |
|-------|-----------|---------|-------|---------|
| 3 繰入金 |           | 109,717 | 2,228 | 107,489 |
|       | 1 一般会計繰入金 | 109,717 | 2,228 | 107,489 |
| 5 諸収入 |           | 4,440   | 2,228 | 6,668   |
|       | 2 雑入      | 4,439   | 2,228 | 6,667   |
| 歳入合計  |           | 349,418 | 0     | 349,418 |

ページを開いていただきまして、歳入の3款繰入金、1項一般会計繰入金、補正前の額1億971万7,000円、補正額222万8,000円の減額補正、合計で1億748万9,000円。

5款諸収入、2項雑入、補正前の額443万9,000円、補正額222万8,000円、合計で666万7,000円。

歳入合計、補正前の額3億4,941万8,000円、補正額はそのままゼロでございます。金額も3

億4,941万8,000円。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第6 議案第20号 平成26年度中城村水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第20号 平成26年度中



城村水道事業会計補正予算（第2号）について  
御提案申し上げます。

議案第20号

平成26年度中城村水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 平成26年度中城村水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成26年度中城村水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

|     | (科 目) | (既決予定額)  | (補正予定額) | ( 計 )    |
|-----|-------|----------|---------|----------|
| 第1款 | 資本的収入 | 18,001千円 | 500千円   | 17,501千円 |
| 第2項 | 出 資 金 | 2,000千円  | 500千円   | 1,500千円  |

支 出

|     | (科 目) | (既決予定額)  | (補正予定額) | ( 計 )    |
|-----|-------|----------|---------|----------|
| 第1款 | 資本的支出 | 77,091千円 | 500千円   | 76,591千円 |
| 第1項 | 建設改良費 | 68,833千円 | 500千円   | 68,333千円 |

平成27年3月6日提出

中城村長 浜 田 京 介

まずページを開いていただきまして、第1条平成26年度中城村水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成26年度中城村水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず1款、収入の資本的収入の第2項出資金、既決予定額が200万円、補正予定額が50万円の減額補正、合計で150万円。第1款の資本的収入も同じく50万円の減額で1,800万1,000円が1,750万1,000円となります。支出のほう、第1款資本的支出、第1項建設改良費、既決予定額6,883万3,000円が50万円の減額補正で6,833万

3,000円。同じく資本的支出も7,709万1,000円から50万円の減額補正で7,659万1,000円。

平成27年3月6日提出、中城村長 浜田京介。  
以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会（11時16分）

## 平成27年第2回中城村議会定例会（第5日目）

|                                                 |                 |                       |                                    |         |
|-------------------------------------------------|-----------------|-----------------------|------------------------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                                       | 平成27年3月6日（金）    |                       |                                    |         |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                       |                                    |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 平成27年3月10日 （午前10時00分） |                                    |         |
|                                                 | 散 会             | 平成27年3月10日 （午後2時15分）  |                                    |         |
| 応 招 議 員<br><br>( 出 席 議 員 )                      | 議 席 番 号         | 氏 名                   | 議 席 番 号                            | 氏 名     |
|                                                 | 1 番             | 石 原 昌 雄               | 9 番                                | 新 垣 徳 正 |
|                                                 | 2 番             | 外 間 博 則               | 10 番                               | 安 里 ヨシ子 |
|                                                 | 3 番             | 大 城 常 良               | 11 番                               | 新 垣 光 栄 |
|                                                 | 4 番             | 欠 席                   | 12 番                               | 新 垣 博 正 |
|                                                 | 5 番             | 仲 松 正 敏               | 13 番                               | 仲 座 勇   |
|                                                 | 6 番             | 新 垣 貞 則               | 14 番                               | 新 垣 善 功 |
|                                                 | 7 番             | 金 城 章                 | 15 番                               | 宮 城 重 夫 |
|                                                 | 8 番             | 伊 佐 則 勝               | 16 番                               | 與那覇 朝 輝 |
| 欠 席 議 員                                         | 4 番             | 屋 良 清                 |                                    |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 10 番            | 安 里 ヨシ子               | 11 番                               | 新 垣 光 栄 |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 知 名 勉                 | 議 事 係 長                            | 比 嘉 保   |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介               | 企 画 課 長                            | 與 儀 忍   |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 正 豊               | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 屋 良 朝 次 |
|                                                 | 教 育 長           | 呉 屋 之 雄               | 都 市 建 設 課 長                        | 新 垣 正   |
|                                                 | 総 務 課 長         | 比 嘉 忠 典               | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 津 覇 盛 之 |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 新 垣 親 裕               | 上 下 水 道 課 長                        | 仲 村 盛 和 |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 比 嘉 義 人               | 教 育 総 務 課 長                        | 名 幸 孝   |
|                                                 | 税 務 課 長         | 稲 嶺 盛 昌               | 生 涯 学 習 課 長                        | 新 垣 一 弘 |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 仲 松 範 三               | 教 育 総 務 課<br>主 幹                   | 伊 波 正 明 |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 比 嘉 健 治               |                                    |         |

## 議 事 日 程 第 3 号

| 日 程  | 件 名                                |
|------|------------------------------------|
| 第 1  | 議案第21号 平成27年度中城村一般会計予算             |
| 第 2  | 議案第22号 平成27年度中城村国民健康保険特別会計予算       |
| 第 3  | 議案第23号 平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計予算      |
| 第 4  | 議案第24号 平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計予算     |
| 第 5  | 議案第25号 平成27年度中城村公共下水道事業特別会計予算      |
| 第 6  | 議案第26号 平成27年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算   |
| 第 7  | 議案第27号 平成27年度中城村水道事業会計予算           |
| 第 8  | 議案第 3号 中城村行政手続条例                   |
| 第 9  | 議案第10号 中城村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例   |
| 第 10 | 議案第12号 中城村立幼稚園保育料条例                |
| 第 11 | 議案第13号 中城村吉の浦公園クラブハウスの設置及び管理に関する条例 |

議長 與那覇朝輝 これより本日の会議を開きます。

( 10時00分)

日程第1 議案第21号 平成27年度中城村一般会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは議案第21号 平成27年度中城村一般会計予算について御提案申し上げます。

#### 議案第21号

#### 平成27年度中城村一般会計予算

平成27年度中城村一般会計予算は、次に定めるところによる。

##### ( 歳入歳出予算 )

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,870,685千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

##### ( 地方債 )

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

##### ( 一時借入金 )

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,200,000千円と定める。

##### ( 歳出予算の流用 )

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

( 1 ) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成27年3月6日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

| 款              | 項             | 金額        |
|----------------|---------------|-----------|
| 1 村税           |               | 1,884,366 |
|                | 1 村民税         | 755,513   |
|                | 2 固定資産税       | 980,233   |
|                | 3 軽自動車税       | 57,418    |
|                | 4 村たばこ税       | 91,201    |
|                | 5 特別土地保有税     | 1         |
| 2 地方譲与税        |               | 42,646    |
|                | 1 地方揮発油譲与税    | 12,275    |
|                | 2 自動車重量譲与税    | 28,370    |
|                | 3 特別とん譲与税     | 2,000     |
|                | 4 地方道路譲与税     | 1         |
| 3 利子割交付金       |               | 3,056     |
|                | 1 利子割交付金      | 3,056     |
| 4 配当割交付金       |               | 3,840     |
|                | 1 配当割交付金      | 3,840     |
| 5 株式等譲渡所得割交付金  |               | 4,583     |
|                | 1 株式等譲渡所得割交付金 | 4,583     |
| 6 地方消費税交付金     |               | 239,466   |
|                | 1 地方消費税交付金    | 239,466   |
| 7 ゴルフ場利用税交付金   |               | 26,625    |
|                | 1 ゴルフ場利用税交付金  | 26,625    |
| 8 自動車取得税交付金    |               | 3,686     |
|                | 1 自動車取得税交付金   | 3,686     |
| 9 地方特例交付金      |               | 12,728    |
|                | 1 地方特例交付金     | 12,728    |
| 10 地方交付税       |               | 1,458,000 |
|                | 1 地方交付税       | 1,458,000 |
| 11 交通安全対策特別交付金 |               | 1,800     |
|                | 1 交通安全対策特別交付金 | 1,800     |

| 款           | 項             | 金額        |
|-------------|---------------|-----------|
| 12 分担金及び負担金 |               | 2,244     |
|             | 2 負担金         | 2,244     |
| 13 使用料及び手数料 |               | 131,006   |
|             | 1 使用料         | 101,461   |
|             | 2 手数料         | 29,545    |
| 14 国庫支出金    |               | 1,279,646 |
|             | 1 国庫負担金       | 733,995   |
|             | 2 国庫補助金       | 541,488   |
|             | 3 委託金         | 4,163     |
| 15 県支出金     |               | 1,273,757 |
|             | 1 県負担金        | 370,491   |
|             | 2 県補助金        | 865,107   |
|             | 3 委託金         | 38,159    |
| 16 財産収入     |               | 11,803    |
|             | 1 財産運用収入      | 11,802    |
|             | 2 財産売払収入      | 1         |
| 17 寄附金      |               | 2         |
|             | 1 寄附金         | 2         |
| 18 繰入金      |               | 40,303    |
|             | 1 特別会計繰入金     | 1         |
|             | 2 基金繰入金       | 40,302    |
| 19 繰越金      |               | 30,000    |
|             | 1 繰越金         | 30,000    |
| 20 諸収入      |               | 86,250    |
|             | 1 延滞金、加算金及び過料 | 3,697     |
|             | 2 村預金利子       | 1         |
|             | 3 貸付金元利収入     | 1         |
|             | 4 雑入          | 82,551    |
| 21 村債       |               | 334,878   |
|             | 1 村債          | 334,878   |
| 歳 入 合 計     |               | 6,870,685 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款        | 項           | 金額        |
|----------|-------------|-----------|
| 1 議会費    |             | 112,664   |
|          | 1 議会費       | 112,664   |
| 2 総務費    |             | 717,660   |
|          | 1 総務管理費     | 570,983   |
|          | 2 徴税費       | 88,935    |
|          | 3 戸籍住民基本台帳費 | 47,244    |
|          | 4 選挙費       | 2,750     |
|          | 5 統計調査費     | 6,243     |
|          | 6 監査委員費     | 1,505     |
| 3 民生費    |             | 2,279,459 |
|          | 1 社会福祉費     | 1,078,250 |
|          | 2 児童福祉費     | 1,201,209 |
| 4 衛生費    |             | 766,122   |
|          | 1 保健衛生費     | 382,591   |
|          | 2 清掃費       | 383,531   |
| 5 労働費    |             | 4,019     |
|          | 1 労働諸費      | 4,019     |
| 6 農林水産業費 |             | 190,889   |
|          | 1 農業費       | 175,843   |
|          | 2 林業費       | 786       |
|          | 3 水産業費      | 14,260    |
| 7 商工費    |             | 77,951    |
|          | 1 商工費       | 77,951    |
| 8 土木費    |             | 487,430   |
|          | 1 土木管理費     | 13,770    |
|          | 2 道路橋梁費     | 308,477   |
|          | 3 河川費       | 3,975     |
|          | 4 都市計画費     | 37,072    |
|          | 5 下水道費      | 124,136   |
| 9 消防費    |             | 247,679   |
|          | 1 消防費       | 247,679   |

| 款        | 項           | 金額        |
|----------|-------------|-----------|
| 10 教育費   |             | 1,410,185 |
|          | 1 教育総務費     | 117,733   |
|          | 2 小学校費      | 296,358   |
|          | 3 中学校費      | 40,441    |
|          | 4 幼稚園費      | 83,844    |
|          | 5 社会教育費     | 773,934   |
|          | 6 保健体育費     | 97,875    |
| 11 災害復旧費 |             | 2         |
|          | 2 土木施設災害復旧費 | 2         |
| 12 公債費   |             | 556,624   |
|          | 1 公債費       | 556,624   |
| 13 諸支出金  |             | 1         |
|          | 1 普通財産取得費   | 1         |
| 14 予備費   |             | 20,000    |
|          | 1 予備費       | 20,000    |
| 歳 出 合 計  |             | 6,870,685 |

第2表 地 方 債

| 起債の目的       | 限度額           | 起債の方法              | 利率                                                                                                 | 償還の方法                                                                                                                                                    |
|-------------|---------------|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 臨時財政対策債     | 千円<br>190,978 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 年5%以内<br>(ただし、利率見直し<br>方式で借り入れる政府<br>資金及び公営企業金融<br>公庫資金について、利<br>率の見直しを行った後<br>においては当該見直し<br>後の利率) | 特別の融資条件のあ<br>るものを除き、償還期<br>限は、据置期間を含め<br>40年以内、償還方法<br>は、元金均等又は元利<br>均等による。<br>ただし、財政の都合<br>により据置期間及び償<br>還期間を短縮し、もし<br>くは繰上げ償還又は低<br>利に借換えすることが<br>できる。 |
| 施設整備債       | 1,800         |                    |                                                                                                    |                                                                                                                                                          |
| 道路整備事業債     | 12,100        |                    |                                                                                                    |                                                                                                                                                          |
| 社会教育施設整備事業債 | 100,100       |                    |                                                                                                    |                                                                                                                                                          |
| 公立学校施設整備事業債 | 29,900        |                    |                                                                                                    |                                                                                                                                                          |
| 計           | 334,878       |                    |                                                                                                    |                                                                                                                                                          |



それでは第1表歳入歳出予算、歳入歳出読み上げて御提案申し上げます。

まず歳入の第1款村税、1項村民税、7億5,551万3,000円。2項固定資産税、9億8,023万3,000円。3項軽自動車税、5,741万8,000円。4項村たばこ税、9,120万1,000円。5項特別土地保有税は費目存置でございます。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1,227万5,000円。2項自動車重量譲与税、2,837万円。3項特別とん譲与税、200万円。4項地方道路譲与税は費目存置でございます。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、305万6,000円。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、384万円。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、458万3,000円。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、2億3,946万6,000円。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、2,662万5,000円。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、368万6,000円。

9款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1,272万8,000円。

10款地方交付税、1項地方交付税、14億5,800万円。

11款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、180万円。

12款分担金及び負担金、2項負担金224万4,000円。

13款使用料及び手数料、1項使用料、1億146万1,000円。2項手数料、2,954万5,000円。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、7億3,399万5,000円。2項国庫補助金、5億4,148万8,000円。3項委託金、416万3,000円。

15款県支出金、1項県負担金、3億7,049万1,000円。2項県補助金、8億6,510万7,000円。

3項委託金、3,815万9,000円。

16款財産収入、1項財産運用収入、1,180万2,000円。2項財産売払収入は費目存置でございます。

17款寄附金、1項寄附金も費目存置でございます。

18款繰入金、1項特別会計繰入金も費目存置でございます。2項基金繰入金、4,030万2,000円。

19款繰越金、1項繰越金、3,000万円。

20款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、369万7,000円。2項村預金利子は費目存置。3項貸付金元利収入も費目存置。4項雑入、8,255万1,000円。

21款村債、1項村債、3億3,487万8,000円。

歳入合計、68億7,068万5,000円でございます。続いて歳出、1款議会費、1項議会費、1億1,266万4,000円。

2款総務費、1項総務管理費、5億7,098万3,000円。2項徴税费、8,893万5,000円。3項戸籍住民基本台帳費、4,724万4,000円。4項選挙費、275万円。5項統計調査費、624万3,000円。6項監査委員費、150万5,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、10億7,825万円。2項児童福祉費、12億120万9,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、3億8,259万1,000円。2項清掃費、3億8,353万1,000円。

5款労働費、1項労働諸費、401万9,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、1億7,584万3,000円。2項林業費、78万6,000円。3項水産業費1,426万円。

7款商工費、1項商工費、7,795万1,000円。

8款土木費、1項土木管理費、1,377万円。2項道路橋梁費、3億847万7,000円。3項河川費、397万5,000円。4項都市計画費、3,707万2,000円。5項下水道費、1億2,413万6,000円。

9款消防費、1項消防費、2億4,767万9,000円。

10款教育費、1項教育総務費、1億1,773万3,000円。2項小学校費、2億9,635万8,000円。3項中学校費、4,044万1,000円。4項幼稚園費、8,384万4,000円。5項社会教育費、7億7,393万4,000円。6項保健体育費、9,787万5,000円。

11款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費は費目存置でございます。

12款公債費、1項公債費、5億5,662万4,000円。

13款諸支出金、1項普通財産取得費は費目存置。

14款予備費、1項予備費、2,000万円。

歳出合計、68億7,068万5,000円。

以上でございます。

続いて第2表地方債、地方債の目的、まず臨時財政対策債、限度額が1億9,097万8,000円。

続いて施設整備債、限度額180万円。道路整備事業債、限度額1,210万円。社会教育施設整備事業債、限度額1億10万円。公立学校施設整備事業債、限度額2,990万円。限度額合計で3億3,487万8,000円でございます。

全ての起債の方法は、証書借入又は証券発行。

全ての利率、年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融

公庫資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)。

全ての償還の方法、特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。

以上でございます。詳細についてはまた副村長のほうから御説明をさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(10時10分)

~~~~~

再開(11時12分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第2 議案第22号 平成27年度中城村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第22号 平成27年度中城村国民健康保険特別会計予算について御提案申し上げます。

議案第22号

平成27年度中城村国民健康保険特別会計予算

平成27年度中城村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,838,687千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年3月6日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		359,065
	1 国民健康保険税	359,065
2 一部負担金		2
	1 一部負担金	2
3 使用料及び手数料		430
	1 手数料	430
4 国庫支出金		1,025,094
	1 国庫負担金	625,094
	2 国庫補助金	400,000
5 療養給付費交付金		78,171
	1 療養給付費交付金	78,171
6 前期高齢者交付金		91,502
	1 前期高齢者交付金	91,502
7 県支出金		196,739
	1 県負担金	21,739
	2 県補助金	175,000
8 共同事業交付金		881,371
	1 共同事業交付金	881,371
9 財産収入		1
	1 財産運用収入	1

款	項	金額
10 繰入金		200,001
	1 他会計繰入金	200,000
	2 基金繰入金	1
11 繰越金		2
	1 繰越金	2
12 諸収入		6,309
	1 延滞金・加算金及び過料	3,002
	2 預金利子	1
	3 受託事業収入	1
	4 雑入	3,305
歳入合計		2,838,687

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		37,773
	1 総務管理費	29,080
	2 徴税费	8,645
	3 運営協議会費	48
2 保険給付費		1,497,124
	1 療養諸費	1,267,300
	2 高額療養費	209,150
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	20,172
	5 葬祭諸費	500
3 後期高齢者支援金等		304,146
	1 後期高齢者支援金等	304,146
4 前期高齢者納付金等		167
	1 前期高齢者納付金等	167
5 老人保健拠出金		11
	1 老人保健拠出金	11
6 介護納付金		149,177
	1 介護納付金	149,177

款	項	金額
7 共同事業拠出金		803,456
	1 共同事業拠出金	803,456
8 保健事業費		35,228
	1 特定健康診査等事業費	15,167
	2 保健事業費	20,061
9 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
10 公債費		1
	1 公債費	1
11 諸支出金		1,603
	1 償還金及び還付加算金	1,602
	2 延滞金	1
12 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		2,838,687

それでは第1表歳入歳出予算、歳入歳出を読み上げて御提案申し上げます。

歳入の1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、3億5,906万5,000円。

2款一部負担金、1項一部負担金は費目存置。

3款使用料及び手数料、1項手数料、43万円。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、6億2,509万4,000円。2項国庫補助金、4億円。

5款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、7,817万1,000円。

6款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、9,150万2,000円。

7款県支出金、1項県負担金、2,173万9,000円。2項県補助金、1億7,500万円。

8款共同事業交付金、1項共同事業交付金、8億8,137万1,000円。

9款財産収入、1項財産運用収入は費目存置。

10款繰入金、1項他会計繰入金、2億円。2

項基金繰入金は費目存置。

11款繰越金、1項繰越金は費目存置。

12款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料、300万2,000円。2項預金利子、3項受託事業収入は費目存置。4項雑入、330万5,000円。

歳入合計、28億3,868万7,000円でございます。

続いて歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、2,908万円。2項徴税费、864万5,000円。3項運営協議会費、4万8,000円。

2款保険給付費、1項療養諸費、12億6,730万円。2項高額療養費、2億915万円。3項移送費、費目存置。4項出産育児諸費、2,017万2,000円。5項葬祭諸費、50万円。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、3億414万6,000円。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、16万7,000円。

5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、

1万1,000円。

6款介護納付金、1項介護納付金、1億4,917万7,000円。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、8億345万6,000円。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1,516万7,000円。2項保健事業費、2,006万1,000円。

9款基金積立金、1項基金積立金は費目存置。

10款公債費、1項公債費も費目存置。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、160万2,000円。2項延滞金は費目存置。

12款予備費、1項予備費、1,000万円です。

歳出合計、28億3,868万7,000円。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（11時18分）

~~~~~

再 開（11時23分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第3 議案第23号 平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第23号 平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計予算について御提案申し上げます。

#### 議案第23号

#### 平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計予算

平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ120,847千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

#### （歳出予算の流用）

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した後期高齢者医療に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年3月6日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

| 款            | 項             | 金額      |
|--------------|---------------|---------|
| 1 後期高齢者医療保険料 |               | 77,191  |
|              | 1 後期高齢者医療保険料  | 77,191  |
| 2 使用料及び手数料   |               | 2       |
|              | 1 手数料         | 2       |
| 3 寄付金        |               | 1       |
|              | 1 寄付金         | 1       |
| 4 繰入金        |               | 41,911  |
|              | 1 一般会計繰入金     | 41,910  |
|              | 2 他会計繰入金      | 1       |
| 5 繰越金        |               | 1       |
|              | 1 繰越金         | 1       |
| 6 諸収入        |               | 1,741   |
|              | 1 延滞金、加算金及び過料 | 2       |
|              | 2 償還金及び還付加算金  | 320     |
|              | 3 預金利子        | 1       |
|              | 4 雑入          | 1,418   |
| 歳入合計         |               | 120,847 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款                | 項                | 金額      |
|------------------|------------------|---------|
| 1 総務費            |                  | 3,784   |
|                  | 1 総務管理費          | 1,947   |
|                  | 2 徴収費            | 1,837   |
| 2 後期高齢者医療広域連合納付金 |                  | 116,529 |
|                  | 1 後期高齢者医療広域連合納付金 | 116,529 |
| 3 諸支出金           |                  | 321     |
|                  | 1 償還金及び還付加算金     | 320     |
|                  | 2 繰出金            | 1       |
| 4 予備費            |                  | 213     |
|                  | 1 予備費            | 213     |
| 歳出合計             |                  | 120,847 |

それでは第1表歳入歳出予算、歳入のほうから読み上げて御提案申し上げます。

歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、7,719万1,000円。

2款使用料及び手数料は費目存置でございます。

3款寄付金も費目存置でございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、4,191万円。2項他会計繰入金は費目存置でございます。

5款繰越金も費目存置でございます。

6款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料も費目存置。2項償還金及び還付加算金が32万円。

3項預金利子は費目存置。4項雑入が141万8,000円。

歳入合計、1億2,084万7,000円でございます。

続いて歳出でございます。歳出、1款総務費、1項総務管理費、194万7,000円。2項徴収費、183万7,000円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1億1,652万

9,000円。

3諸支出金、1項償還金及び還付加算金、32万円。2項の繰出金は費目存置。

4款予備費、1項予備費、21万3,000円。

歳出合計、1億2,084万7,000円でございます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休憩(11時26分)

~~~~~

再開(11時28分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第4 議案第24号 平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第24号 平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計予算について御提案申し上げます。

議案第24号

平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計予算

平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ531,305千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した土地区画整理事業費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内で

のこれらの経費の各項間の流用。

平成27年3月6日 提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		1,300
	2 使用料	1,300
2 繰入金		230,000
	1 基金繰入金	230,000
3 繰越金		2
	1 繰越金	2
4 諸収入		2
	1 雑入	2
5 保留地処分金		300,000
	1 南上原区画整理事業保留地処分金	300,000
6 村債		1
	1 村債	1
歳入合計		531,305

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 土地区画整理事業費		531,303
	1 南上原土地区画整理事業費	531,303
2 公債費		1
	1 公債費	1
3 予備費		1
	1 予備費	1
歳出合計		531,305

第1表の歳入歳出予算、まず読み上げます。
歳入のほうからです。1款使用料及び手数料、
2項使用料、130万円。
2款繰入金、1項基金繰入金、2億3,000万
円。
3款繰越金は費目存置。
4款諸収入も費目存置。
5款保留地処分金、1項南上原区画整理事業
保留地処分金、3億円。
6款村債は費目存置。
歳入合計が5億3,130万5,000円でございます。
歳出のほうは1款土地区画整理事業費、1項
南上原土地区画整理事業費、5億3,130万3,000
円。
2款公債費及び3款予備費は費目存置でござ
います。

歳出合計、5億3,130万5,000円でございます。
以上でございます。
議長 與那覇朝輝 休憩します。
休 憩（11時30分）
~~~~~  
再 開（11時41分）  
議長 與那覇朝輝 再開します。  
これで提案理由の説明を終わります。  
日程第5 議案第25号 平成27年度中城村公  
共下水道事業特別会計予算を議題とします。  
本件について提案理由の説明を求めます。  
村長 浜田京介。  
村長 浜田京介 議案第25号 平成27年度中  
城村公共下水道事業特別会計予算について御提  
案申し上げます。

議案第25号

平成27年度中城村公共下水道事業特別会計予算

平成27年度中城村公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ360,277千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、200,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成27年3月6日提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

| 款        | 項         | 金額      |
|----------|-----------|---------|
| 1 使用料手数料 |           | 15,961  |
|          | 1 使用料     | 15,900  |
|          | 2 手数料     | 61      |
| 2 県支出金   |           | 120,000 |
|          | 1 県補助金    | 120,000 |
| 3 繰入金    |           | 124,136 |
|          | 1 一般会計繰入金 | 124,136 |
| 4 繰越金    |           | 1       |
|          | 1 繰越金     | 1       |
| 5 諸収入    |           | 3,179   |
|          | 1 預金利子    | 1       |
|          | 2 雑入      | 3,178   |
| 6 村債     |           | 97,000  |
|          | 1 村債      | 97,000  |
| 歳入合計     |           | 360,277 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款        | 項        | 金額      |
|----------|----------|---------|
| 1 公共下水道費 |          | 248,007 |
|          | 1 公共下水道費 | 248,007 |
| 2 公債費    |          | 112,070 |
|          | 1 公債費    | 112,070 |
| 3 予備費    |          | 200     |
|          | 1 予備費    | 200     |
| 歳出合計     |          | 360,277 |

第2表 地方債

| 起債の目的   | 限度額          | 起債の方法              | 利率    | 償還の方法                                                                                                              |
|---------|--------------|--------------------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 下水道整備事業 | 千円<br>97,000 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 年5%以内 | 特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。<br>ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは、繰り上げ償還又は低利に借換えすることができる。 |
| 計       | 97,000       |                    |       |                                                                                                                    |

同じく第1表歳入歳出予算、まず歳入のほうから読み上げて御提案申し上げます。

1 款使用料手数料、1 項使用料、1,590万円。  
2 項手数料、6 万1,000円。

2 款県支出金、1 項県補助金、1 億2,000万円。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 億2,413万6,000円。

4 款繰越金は費目存置。

5 款諸収入、1 項預金利子は費目存置。2 項雑入、317万8,000円。

6 款村債、1 項村債、9,700万円。

歳入合計、3 億6,027万7,000円。

歳出でございます。歳出、1 款公共下水道費、

1 項公共下水道費、2 億4,800万7,000円。

2 款公債費、1 項公債費、1 億1,207万円。

3 款予備費、1 項予備費は20万円。

歳出合計、3 億6,027万7,000円。

続いて第2表地方債でございます。起債の目的、下水道整備事業。限度額が9,700万円。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率年5%以内。償還の方法、特別の融資条件のあるもの

を除き、償還期限は据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは、繰り上げ償還又は、低利に借換えすることができる。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（11時45分）

~~~~~

再 開（11時49分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第6 議案第26号 平成27年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第26号 平成27年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算について御提案申し上げます。

議案第26号

平成27年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算

平成27年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,607千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した汚水処理施設管理事業に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの各項の間の流用。

平成27年3月6日提出

中城村長 浜田 京介

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		3,602
	1 使用料	3,601
	2 手数料	1
2 寄附金		1
	1 寄附金	1
3 繰入金		1
	1 基金繰入金	1
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑収入	1
歳入合計		3,607

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 汚水処理施設管理費		2,630
	1 汚水処理施設管理費	2,630
2 予備費		977
	1 予備費	977
歳出合計		3,607

第1表歳入歳出予算、まず歳入のほうから1款使用料及び手数料、1項使用料、360万1,000円。2項手数料は費目存置。

2款寄附金、3款繰入金、4款繰越金、5款諸収入については費目存置でございます。

歳入合計、360万7,000円。

続いて歳出でございます。歳出の1款汚水処理施設管理費、1項汚水処理施設管理費、263万円。

2款予備費、1項予備費、97万7,000円。

歳出合計が360万7,000円。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(11時51分)

~~~~~

再開(11時54分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第7 議案第27号 平成27年度中城村水道事業会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第27号 平成27年度中城村水道事業会計予算について御提案申し上げます。

議案第27号

平成27年度中城村水道事業会計予算について

みだしのことについて、地方公営企業法第24条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成27年3月6日提出

中城村長 浜田京介

平成27年度中城村水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度中城村水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

|               |                   |                |
|---------------|-------------------|----------------|
| (1) 給水栓数      | 5,501             | 栓              |
| (2) 年間配水量     | 2,141,175         | m <sup>3</sup> |
| (3) 一日平均水量    | 5,850             | m <sup>3</sup> |
| (4) 主要な建設改良事業 | 村内配水管布設工事及び設計委託業務 |                |

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| <u>収 入</u> |         |    |
|------------|---------|----|
| 第1款 水道事業収益 | 490,320 | 千円 |
| 第1項 営業収益   | 436,064 | 千円 |
| 第2項 営業外収益  | 54,253  | 千円 |
| 第3項 特別利益   | 3       | 千円 |
| <u>支 出</u> |         |    |
| 第1款 水道事業費用 | 446,540 | 千円 |
| 第1項 営業費用   | 435,662 | 千円 |
| 第2項 営業外費用  | 9,776   | 千円 |
| 第3項 特別損失   | 102     | 千円 |
| 第4項 予備費    | 1,000   | 千円 |

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的收入額が資本的支出額に不足する額58,474千円(建設改良支出のうち、2,350千円は賞与引当金取崩形状によるものであるため増額する。)は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,694千円、過年度損益勘定留保資金54,780千円、で補填するものとする。

| <u>収 入</u>   |        |    |
|--------------|--------|----|
| 第1款 資本的収入    | 14,501 | 千円 |
| 第1項 国庫補助金    | 13,000 | 千円 |
| 第2項 出資金      | 1,500  | 千円 |
| 第3項 固定資産売却代金 | 1      | 千円 |
| <u>支 出</u>   |        |    |
| 第1款 資本的支出    | 70,625 | 千円 |
| 第1項 建設改良費    | 60,994 | 千円 |
| 第2項 企業債償還金   | 8,430  | 千円 |
| 第3項 その他資本的支出 | 1,200  | 千円 |

第4項 予 備 費

1 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用及び特別損失との間
- (2) 建設改良費と企業債償還金との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 40,447 千円

(棚卸資産購入限度額)

第8条 棚卸資産の購入限度額は、2,297千円と定める。

平成27年3月6日 提出  
中城村長 浜 田 京 介

まず平成27年度中城村水道事業会計予算。

(総則)第1条 平成27年度中城村水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。(1)給水栓数、5,501栓。(2)年間配水量、214万1,175m<sup>3</sup>。(3)一日平均配水量、5,850m<sup>3</sup>。(4)主要な建設改良事業、村内配水管布設工事及び設計委託業務。

(収益的収入及び支出)第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

まず収入のほうからです。第1款水道事業収益、第1項営業収益、4億3,606万4,000円。第2項営業外収益、5,425万3,000円。第3項特別利益、3,000円。

続いて支出のほうでございます。第1款水道事業費用、第1項営業費用、4億3,566万2,000

円。第2項営業外費用、977万6,000円。第3項特別損失、10万2,000円。第4項予備費、100万円。

(資本的収入及び支出)第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に不足する額5,847万4,000円(建設改良支出のうち、235万円は賞与引当金取崩計上によるものであるため増額する。)は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額369万4,000円、過年度損益勘定留保資金5,478万円で補填するものとする。

収入のほうの第1款資本的収入、第1項国庫補助金、1,300万円。第2項出資金、150万円。第3項固定資産売却代金、1,000円。

続いて、支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費、6,099万4,000円。第2項企業債償還



金、843万円。第3項その他資本的支出が120万円。第4項予備費、1,000円。

(一時借入金)第5条 一時借入金の限度額は2,000万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1) 営業費用と営業外費用及び特別損失との間。(2) 建設改良費と企業債償還金との間。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。(1) 職員給与費、4,044万7,000円。

(棚卸資産購入限度額)第8条 棚卸資産の購入限度額は、229万7,000円と定める。

平成27年3月6日提出、中城村長 浜田京介。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休憩(12時00分)

~~~~~

再開(13時30分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第8 議案第3号 中城村行政手続条例を議題とします。

本件については3月6日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 それでは議案第3号中城村行政手続条例について質疑します。

第1条目的などの中に行政手続法第2章から第5章とあります。第2章は許認可などの申請に対する処分の手続です。第3章は不利益処分の手続です。第4章は行政指導の手続です。第5章は届けなどの手続です。行政機関と国民、

事業所との共通的なルールを定めた法です。

それでは、行政手続法はどんな行政分野でも適用されますか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 ただいまの御質疑にお答えします。

行政手続法の中、行政で処分すべき処分とか、行政指導を行うものが対象になります。行政の手続でいろいろあると思います。不服申し立て等が出た場合の、この処分に対する不服申し立てが出た場合に中止を求められることが出来るとか、処分が出た場合に本人からの申し出、それとまた処分がされていない場合に個人が、村民個人の処分を求められることができるという条例となっております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 行政分野の部分、大変部分があると思います。今おっしゃったように、行政手続法の中には適用除外とかいろいろな問題があると思います。広い分野の部分があると、それで第2条の(5)不利益処分とあります。それはどういった意味か。それから申請処分、情報データベースや、それから不利益処分情報データベース、そういった一覧表とか作成をしていますか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

第3条の地方公務員法に関する職務の身分に関する処分及び行政指導の件だと思います。処分には地方公務員法の中で分限処分というのがあります。それに対するものについては、休職とか、戒告とか、訓告とかいろいろな行政職務がございます。それ相応に対する異議申し立てということで考えております。

済みません、訂正します。これは適用除外です。こういう処分に対する、これは条例で処分することは可能ですので、その部分について異議申し立てはできるんですが、この行政手続法

の中では適用除外ということになります。

不利益処分の意味といえますか、本人が自分の処分について違うんじゃないかという部分があれば、いろいろ行政手続のほうでも説明責任がございしますので、その辺はやっぱり不利益の手続を申し立てをすることは可能でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 申請、処分、情報とかですね、それから不利益情報、データベース、一覧表とかについて、こういったものを作成することによって許認可などの種類や、また所管課の情報等が把握できます。そうしたら、村民が申請の手続もスムーズに行くと思いますので、そういうことでよろしくをお願いします。

それから行政手続法の一部改正する法律に、事後救済手続を定める行政不服審査法の改正に合わせ、国民の権利、利益、保護の充実のための手続を整備するとあります。それでは行政処分、行政指導に携わる人は、どんなことに気をつけて処分、指導しなければなりませんか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

携わる職員はどういうことに気をつけて携わるかということの御質問ですが、お互い、条例規則に基づいて業務を執行しています。条例に照らし、法律に照らし、職員としての指導はどうあるべきかということ念頭に置いて業務を遂行するということになると思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で新垣貞則議員の質疑を終わります。

休憩します。

休憩（13時39分）

~~~~~

再開（13時52分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかにありますか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号 中城村行政手続条例は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めました。したがって、議案第3号 中城村行政手続条例は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第9 議案第10号 中城村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を議題とします。

本件については3月6日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩（13時53分）

~~~~~

再開（13時56分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかにありますか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号 中城村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例は、文教社会常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めました。したがって、議案第10号 中城村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例は文教社会常任委員会に付託することに決定しました。

日程第10 議案第12号 中城村立幼稚園保育料条例を議題とします。

本件については3月6日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩（13時57分）

~~~~~

再開（14時01分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第12号 中城村立幼稚園保育料条例は、文教社会常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第12号 中城村立幼稚園保育料条例は文教社会常任委員会に付託することに決定しました。

日程第11 議案第13号 中城村吉の浦公園クラブハウスの設置及び管理に関する条例を議題とします。

本件については3月6日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩（14時02分）

~~~~~

再開（14時08分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 それでは議案第13号 中城村吉の浦公園クラブハウスの設置及び管理に関する条例について質疑します。

第1条趣旨、この条例は本村がスポーツ及びレクリエーションを通じ、観光振興と知識活性化を図るため、中城村吉の浦公園クラブハウスを設置するとあります。この趣旨の中にスポーツ及びレクリエーションを通じ、地域活性化を図るとありますが、こういった団体に使用させ、知識活性化を図ろうとしていますか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。

いわゆる施設としてはサッカー、お互い誘致という感じで、観光振興ということでまず目的がありますが、やはり主となるのはお互いの村の教育ですか、そして村民が一般的に利用しやすく開放することを目的としております。ですから、どなたが利用する場合でも、しっかりと今後開放して、しっかりと村民の健康に寄与できるように利用活用していきたいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 今、生涯学習課長からありましたように、各種団体の皆さんに使わせるということで、少年野球とか、子ども会とか、体協とかいろいろ団体があると思う。そういったところに活用させて、地域活性化が図られると思います。

そこで、子ども会の宿泊合宿とか、それから青年会、婦人会の宿泊研修、また中学校の部活動の合宿とか、そういった形の宿泊も可能なんですか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。

今回できましたクラブハウスということで、これは宿泊となると、やはりそこには今回、会議室ではありますが、あくまで普通はクラブ、例えば子ども会とか、少年野球とか、そこで宿泊となると、やはり普通の例えば練習中の休憩室として今現在設備はやっています。ただ運用上、ここにはまず給食が、食事ですか、炊事室とかがないとかですね。例えばその中には調理場がないとか、宿泊になると寝具のこととかいろいろ出てきますので、そこまでは今はまだできる状態ではありません。ただ、教育委員会としては今後ですね、運用上、これはできるだけ子どもたちのこの団体に関しては、宿泊もできるような形にしていきたいと思います。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 今、生涯学習課長からありましたように、あっちは施設、せっかくすばらしいものをつくっています。このクラブハウスを活用して子ども会のリーダー、それから青年会、婦人会、スポーツリーダーの研修会をですね、昔は婦人会とか青年会もよく宿泊研修をやっていたんです。そういうことをやりながら地域活性化が図られていたんです。今、そういう宿泊する場所がなし、ここで寝泊まりをしながら、お互い同士のコミュニケーションを図りながら、中城の夢を語り明かしたんです。ぜひともここはやってもらいたいと思う。

それから中学校の合宿を取り入れることによって、サッカーも強くなるし、スポーツの競技力向上も図れると思います。例えば課長と一緒に、例えば料理するところがなくても、吉の浦会館がありますので、そういったところを活用しながらやってもいいかなと思っています。せっかくすばらしい施設をつくっていますので、その施設を活用して初めて人材育成につながると思いますので、検討してください。

議長 與那覇朝輝 以上で新垣貞則議員の質疑を終わります。

ほかにありますか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案第13号 中城村吉の浦公園クラブハウスの設置及び管理に関する条例は、文教社会常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第13号 中城村吉の浦公園クラブハウスの設置及び管理に関する条例は文教社会常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会 (1 4 時 1 5 分)

平成27年第2回中城村議会定例会（第7日目）

招集年月日	平成27年3月6日（金）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	平成27年3月12日（午前10時00分）		
	散会	平成27年3月12日（午後1時47分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	石原昌雄	9番	新垣徳正
	2番	外間博則	10番	安里ヨシ子
	3番	大城常良	11番	新垣光荣
	4番	欠席	12番	新垣博正
	5番	仲松正敏	13番	仲座勇
	6番	新垣貞則	14番	新垣善功
	7番	金城章	15番	宮城重夫
	8番	伊佐則勝	16番	與那覇朝輝
欠席議員	4番	屋良清		
会議録署名議員	10番	安里ヨシ子	11番	新垣光荣
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	知名勉	議事係長	比嘉保
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	與儀忍
	副村長	比嘉正豊	企業立地・観光推進課長	屋良朝次
	教育長	呉屋之雄	都市建設課長	新垣正
	総務課長	比嘉忠典	農林水産課長兼農業委員会事務局長	津覇盛之
	住民生活課長	新垣親裕	上下水道課長	仲村盛和
	会計管理者	比嘉義人	教育総務課長	名幸孝
	税務課長	稲嶺盛昌	生涯学習課長	新垣一弘
	福祉課長	仲松範三	教育総務課主幹	伊波正明
	健康保険課長	比嘉健治		

議 事 日 程 第 4 号

日 程	件 名
第 1	議案第4号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第 2	議案第5号 中城村税の特例に関する条例を廃止する条例
第 3	議案第6号 中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例
第 4	議案第7号 中城村保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例
第 5	議案第8号 中城村教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する 条例
第 6	議案第9号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改 正する条例
第 7	議案第11号 中城村立幼稚園保育料等徴収条例を廃止する条例
第 8	議案第14号 土地改良事業の計画変更
第 9	議案第15号 平成26年度中城村一般会計補正予算（第5号）
第 10	議案第16号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
第 11	議案第17号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
第 12	議案第18号 平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
第 13	議案第19号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
第 14	議案第20号 平成26年度中城村水道事業会計補正予算（第2号）

議長 與那覇朝輝 皆様、おはようございます。本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第4号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については、3月6日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(10時01分)

~~~~~

再開(10時19分)

議長 與那覇朝輝 再開します。  
質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第4号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第4号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり

可決されました。

日程第2 議案第5号 中城村税の特例に関する条例を廃止する条例を議題とします。

本件については、3月6日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(10時21分)

~~~~~

再開(10時31分)

議長 與那覇朝輝 再開します。
質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第5号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 中城村税の特例に関する条例を廃止する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第5号 中城村税の特例に関する条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第6号 中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については、3月6日に説明を受けてお

りますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩（10時33分）

~~~~~

再開（10時38分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第6号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第6号 中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第7号 中城村保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については、3月6日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩（10時39分）

~~~~~

再開（10時50分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第7号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 中城村保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第7号 中城村保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第8号 中城村教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例を議題とします。

本件については、3月6日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩（10時52分）

~~~~~

再開（10時53分）



議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第8号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 中城村教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第8号 中城村教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第9号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については、3月6日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第9号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第9号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第11号 中城村立幼稚園保育料等徴収条例を廃止する条例を議題とします。

本件については、3月6日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第11号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号 中城村立幼稚園保育料等徴収条例を廃止する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第11号 中城村立幼稚園保育料等徴収条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第14号 土地改良事業の計画変更を議題とします。

本件については、3月6日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(10時58分)

~~~~~

再開(11時01分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第14号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第14号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号 土地改良事業の計画変更を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する

ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第14号 土地改良事業の計画変更は原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩(11時02分)

~~~~~

再開(11時14分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第9 議案第15号 平成26年度中城村一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

本件については、3月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(11時14分)

~~~~~

再開(12時09分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第15号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第15号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号 平成26年度中城村一般会計補正予算(第5号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する

ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第15号 平成26年度中城村一般会計補正予算(第5号)は原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩(12時10分)

~~~~~

再開(13時30分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第10 議案第16号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本件については、3月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第16号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第16号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第17号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本件については、3月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第17号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第17号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第17号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第18号 平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本件については、3月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩（13時34分）

~~~~~

再開（13時38分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第18号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第18号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号 平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第18号 平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第19号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件については、3月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第19号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第19号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第20号 平成26年度中城村水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件については、3月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩（13時42分）

~~~~~

再開（13時46分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第20号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号 平成26年度中城村水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第20号 平成26年度中城村水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会（13時47分）

## 平成27年第2回中城村議会定例会（第11日目）

|                        |              |                      |                  |       |
|------------------------|--------------|----------------------|------------------|-------|
| 招集年月日                  | 平成27年3月6日（金） |                      |                  |       |
| 招集の場所                  | 中城村議会議事堂     |                      |                  |       |
| 開会・散会・閉会等日時            | 開議           | 平成27年3月16日（午前10時00分） |                  |       |
|                        | 散会           | 平成27年3月16日（午後2時08分）  |                  |       |
| 応招議員<br><br>（出席議員）     | 議席番号         | 氏名                   | 議席番号             | 氏名    |
|                        | 1番           | 石原昌雄                 | 9番               | 新垣徳正  |
|                        | 2番           | 外間博則                 | 10番              | 安里ヨシ子 |
|                        | 3番           | 大城常良                 | 11番              | 新垣光栄  |
|                        | 4番           | 欠席                   | 12番              | 新垣博正  |
|                        | 5番           | 仲松正敏                 | 13番              | 仲座勇   |
|                        | 6番           | 新垣貞則                 | 14番              | 新垣善功  |
|                        | 7番           | 金城章                  | 15番              | 宮城重夫  |
|                        | 8番           | 伊佐則勝                 | 16番              | 與那覇朝輝 |
| 欠席議員                   | 4番           | 屋良清                  |                  |       |
| 会議録署名議員                | 10番          | 安里ヨシ子                | 11番              | 新垣光栄  |
| 職務のため本会議に出席した者         | 議会事務局長       | 知名勉                  | 議事係長             | 比嘉保   |
| 地方自治法第121条の規定による本会議出席者 | 村長           | 浜田京介                 | 企画課長             | 與儀忍   |
|                        | 副村長          | 比嘉正豊                 | 企業立地・観光推進課長      | 屋良朝次  |
|                        | 教育長          | 呉屋之雄                 | 都市建設課長           | 新垣正   |
|                        | 総務課長         | 比嘉忠典                 | 農林水産課長兼農業委員会事務局長 | 津覇盛之  |
|                        | 住民生活課長       | 新垣親裕                 | 上下水道課長           | 仲村盛和  |
|                        | 会計管理者        | 比嘉義人                 | 教育総務課長           | 名幸孝   |
|                        | 税務課長         | 稲嶺盛昌                 | 生涯学習課長           | 新垣一弘  |
|                        | 福祉課長         | 仲松範三                 | 教育総務課主幹          | 伊波正明  |
| 健康保険課長                 | 比嘉健治         |                      |                  |       |

## 議 事 日 程 第 5 号

| 日 程 | 件 名                              |
|-----|----------------------------------|
| 第 1 | 議案第21号 平成27年度中城村一般会計予算           |
| 第 2 | 議案第22号 平成27年度中城村国民健康保険特別会計予算     |
| 第 3 | 議案第23号 平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計予算    |
| 第 4 | 議案第24号 平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計予算   |
| 第 5 | 議案第25号 平成27年度中城村公共下水道事業特別会計予算    |
| 第 6 | 議案第26号 平成27年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算 |
| 第 7 | 議案第27号 平成27年度中城村水道事業会計予算         |

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

( 10時00分)

日程第1 議案第21号 平成27年度中城村一般会計予算を議題といたします。

本件については3月10日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(10時00分)

~~~~~

再開(12時00分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 それでは、議案第21号平成27年度中城村一般会計予算について質疑します。歳出関係の質疑です。

1点目総務費、57ページです。2款1項4目11節です。建物修繕費がありますが、50万円の予算が計上されて、どういう建物の修繕を予定していますか。

次、2点目ですが、民生費です。72ページです。3款1項5目13節介護予防事業があります。認知症予防として139万円の予算が計上されています。政府は認知症対策として国家戦略、認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)を決定しました。認知症の人は2025年、10年後には推計700万人前後が予定されています。65歳以上の高齢者の5人に1人になると発表された。本村も認知症予防事業を実施しますが、具体的にはどういう事業内容ですか、説明をお願いします。

次に3点目、商工費です。91ページです。7款1項1目9節県外旅費。8万円が計上されています。どういった視察を予定していますか。

次、4点目です。教育です。118ページです。10款6項3目11節建物修繕費10万円が計上されています。どういった修繕を予定していますか。以上4点よろしくをお願いします。

議長 與那覇朝輝 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 それでは新垣貞則議員の質疑に答えていきます。

建物修繕費の50万円でございますが、現庁舎は築49年過ぎております。その中で水漏れと雨漏り等がございます。そういう部分について、建物自体が劣化しておりますので、それに対応できるように予算措置をしております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 新垣議員の質疑にお答えします。

介護予防事業で行う認知症予防、65歳以上の方が対象となります。3月中旬まで生涯学習課でサークル講座をしていただいた仲真先生の評判が大変よくて、ぜひ介護予防上、認知症予防でもお願いしたいということで、4月から毎週木曜日の午後調整して認知症予防をやっていただくことになっております。内容としては一次予防とは違い、脳トレにいい運動とか、あとは暗記力、小学生の公文の材料を使って理解力、そういう対策をして認知症にならないように予防していきたいと思います。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 新垣貞則議員の御質疑にお答えいたしたいと思います。

7款1項1目9節の県外旅費についてですが、これは電源立地地域対策交付金事業の継続要請をするための旅費でございます。現在、吉の浦火力発電所計画については4号機まで供給計画されておりますが、3号機、4号機においては、沖縄の社会情勢、経済状況によるもので、現状では平成33年以降の計画があるということで、既に既存の1、2号機への市町村への...、運開された1、2号機の市町村への環境負担が大きいいということも踏まえて関係省庁への要請をし、地域の理解をお願いすることで旅費を計上して

おります。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。

ただいま質疑の公園施設費です。その中のいわゆる修繕費、建物ですけど、今回、吉の浦公園のトイレ修繕関係ですが、それに4万円程度、そして周辺の外灯、例えばガラスが割れた箇所が2カ所ありますので、その修繕費が6万4,000円ということで計上させていただきました。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 1点目の総務課の外階段ですが、老朽化で鉄筋が腐食して、コンクリートが上から下に落ちてきます。地面にはコンクリートが散乱しています。去年、本土では2階の看板が落ちて、行人の女性が被害に遭い亡くなりました。もし、村民の方が2階から落ちてくるコンクリートに当たったら、大変なことになると思います。その対策として、先ほど総務課長からありましたように、その50万円の予算の範囲内でやる考えですか。これが1点目。

次、2点目ですが、福祉課長から答弁がありましたように、認知症の予防教室として平成20年度、公民館や吉の浦会館で村老人クラブとのタイアップによる脳トレ教室などを予定していると。平成20年度の福祉課の予定ですね。認知症はいろいろな原因で脳が死んでしまったり、働きが悪くなったために、さまざまな障害が起こり、生活に支障を来す脳の病気です。認知症の予防として運動をしましょう。食生活に気をつけましょう。脳の活性化に動きましょう。ウォーキングを週3回、30分から40分やると脳が活性化されるという、先ほど課長がおっしゃった。生涯学習課では脳トレ教室として、2月18日から3月25日まで、毎週水曜日、認知予防運動として体と脳を一気に鍛える、コグニサイズですね。コグニサイズ運動を実施しています。今後は生涯学習課と福祉課とのタイアップをし

て事業を実施できないものか。

それから3点目ですが、企業立地課長にお伺いしますが、平成15年に確かに県外視察がありました。添石、伊舎堂、泊、久場自治会ですね。この県外視察のときは新大分、新小倉発電所に視察に行きました。その視察の目的は何でしたか。

次、4点目ですね。生涯学習課長です。吉の浦公園の大人の広場ですけど、テントがありません。野球場のテント側ですが、そこに5本の支柱があります。今、3本が腐食して非常に危険な状態です。この施設は安里老人クラブの皆さんがゲートボールを楽しんで、休憩場所として利用しています。小学生や親子連れの人たちも利用しています。テントが腐食して、テントが壊れたら村民の人がけがをしないか心配です。その対策はどうなっていますか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

外階段のほうにコンクリート片が散乱しております。片づけておけばよかったなと思っております。それについては、これまで亀裂が入っている部分等、自分のほうである程度巡回しながら、即これだけの建物を修繕するのは莫大な費用がかかります。そういうことで劣化している部分についてコンクリート片が落ちそうな部分について、自分のほうで今コンクリートを落としています。そういう状況で今、対応をしておいて状況になっております。その辺は50万円に対応できる部分があれば対応をしていきたいというふうに考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 新垣議員の質疑にお答えします。

福祉課で行っている介護予防につきましては、年齢が65歳以上、財源については介護広域連合会からの委託金で事業を行っています。生涯学習課が行っている事業は、多分、若い30代、40

代の方が対象となっていると思われます。財源についても一般財源で事業を行っていることもあり、合同、一緒にとすることはちょっと無理がありますので、先ほども述べたように、いい講師がいれば情報を共有して紹介すると。対象者についても福祉の介護予防で運動を終えた方々については、生涯学習課がまた実施すれば、そのほうにも紹介して運動を継続するように情報交換をしてやっていきたいと思います。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 新垣貞則議員の御質疑にお答えしたいと思います。

平成14年、平成15年の視察の話ですが、当初、吉の浦火力発電所誘致建設事業については、平成13年度から何名かの担当職員の力もかりながら、平成25年、2号機運開に向けて進んでおりますが、当初の視察の目的としては、沖縄県初のLNG火力発電所計画が地域住民に対する安全性の理解の視察だと考えております。目的については発電所及び地域実態において意見交換等をしておりまして、平成15年8月に72名の視察が記録されております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。

ただいま議員がおっしゃったゲートボール場のテントの件です。実は私もそれに関しては現場を調査しています。というのは、予算編成後、査定が終わった後ちょっと確認してみたら、異常は1カ所ですか、支柱が4本程度、ちょっと危ないなということで、私も覚えております。既に見積書もとって早目に、現在は10万円の予算があるんですけども、見積書からすると大体8万円ぐらいでおさまるといって、見積書をとって進めたいと思います。ぜひですね、やはり危険な状況でありますので早目に、それから優先に行きたいと思います。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 1点目の総務課長のほうに質疑します。

庁舎建設ですね、今、積立金も2億8,000万円ですね。17万8,000円の積立金があります。庁舎建設も2年から3年後になると思います。先ほどおっしゃったように、村民が2階から落ちてくるコンクリートに当たったら命にかかわるけがにつながります。応急処置として、通行人が通らないような対策、周りを囲むとか、そういった対策はできないものか。

それから当初予算では今、50万円しか組まれていませんので、多分、その範囲内ではできない部分があります。どうしても2年後、3年後の庁舎建設になると思いますので、できれば6月議会に計上しながら、村民の安全を守る意味からも、早急に修繕する必要があると思いますので、そういったところをよろしくお願いします。

2点目の福祉課長に伺います。福祉課も認知症予防予算があります。生涯学習課も認知症予防予算事業を実施しています。福祉課、生涯学習課、それから村老人クラブなど、関連する団体が集まり、横の線ですね。横の連携を図ることによって、事業の効果が得られると思います。最近のニュースでは、10年後には国民の4人に1人の割合で認知症になるおそれがあると言われております。高齢者の皆様も、ここに生まれてよかった、ここで暮らして幸せだったと思える理想の長寿社会を実現するために、関係する団体を集めて認知症予防対策会議とかできないものですか。そこからいろいろな発想、アイデアが生まれて認知症の予防や予算の有効活用につながるといいます。そういった理由で認知症予防対策会議が関係団体を集めてできないものでしょうか。

それから3点目、企業立地・観光推進課長にお伺いします。平成15年の視察は発電所建設がスムーズにいくために、地元及び周辺住民の合

意形成を図るために視察に行きました。今回の視察の目的は、吉の浦火力発電所から発生する火災、アンモニアガスの流出、地震などの災害が発生した場合の対策はどういうふうになっているのか。つまり、実際に発電所、役場、自主防災組織の代表と会い、災害が起きた場合の自助・共助・公助の役割分担はどのようになっているのか。自主防災組織とはどういったことをしているのか。研修をすることによって災害の軽減が図れると思います。災害の軽減を図るために、自主防災組織を立ち上げるためにも地元久場、泊地区、三者連絡協議会のメンバーの県外視察、県外研修は必要だと思いますがどう思いますか。

4点目ですが、生涯学習課長からありましたように、先ほどテントが壊れかけていますので、対応するという事ですので、早急に対応してください。以上です。

議長 與那覇朝輝 総務課長 比嘉忠典。
総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

庁舎建設までは待てないということではありますが、庁舎の状況を見ると庁舎全体でございますので、全体の外の部分、内の部分、天井裏の部分含めてどれだけの予算がかかるのか、その辺を調査を入れて、可能かどうかについて検討をしていきたいというふうに考えます。以上です。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 新垣議員の質疑にお答えします。

議員のおっしゃるとおり、認知症は年寄りの方だけではなくて40代、50代の方々も認知症になってきます。いずれまた65歳以上となりますので、その前の対策として、議員のおっしゃるとおり生涯学習課、社協とは密に連絡をとってやっていますけれども、他課の生涯学習課とも横のつながりを連携しながら事業を進めていきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

新たな施策として発電所のほうからの防災対策ということでありまして。質問事項に対して必要ではないかということで同感をしております。それについては、また地域、地元、三者協議会も設置されております。その中で地域と相談をしながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 以上で新垣貞則議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 議案第21号 平成27年度中城村一般会計予算について、3点ほど質疑します。

1点目、ごさまる陸上競技場のフェンスの囲い込みについて、議会からも不便を来している旨を指摘してまいりました。特に陸上競技大会などで高齢者などが出入りするときとか、あるいはテントを搬入、搬出するときに非常に不便を来しているということで、出入り口をふやしてほしい旨を指摘をまいりましたが、その対応が現在とられていないようですが、新年度ではどのような対応を考えているのかをお伺いいたします。

そして2点目に、久場海岸での便益施設を建設する旨を前年度では審議して明許繰越でたしか事業を先送りしたんですけれども、新年度の、この平成27年度予算には計上されていないようですが、この便益施設は建設不可能になったのかどうかをお伺いいたします。

そしてもう1点、ごみ処理場青葉苑の管理について質疑いたします。青葉苑は私たち清掃組合議会として視察をしましたが、昨年の台風でかなりの被害を受けたという報告も受けており

ますが、議会のほうには全く報告はありませんでした。今後、この青葉苑の管理についても大ごとがあった場合はぜひ報告してほしいというのと、あと1点は小学校、中学校など学校の清掃活動等において、ごみを搬入する際に、大型のごみが混ざって破砕機がとまってしまうというケースがあるということが職員から報告がありました。そういうケースの場合に、ぜひ対策を講じるようにということで、ぜひ住民に周知をして、機械のふぐあいが生じる可能性があるものに対しては指導を徹底するような申し合わせをしたほうがいいのではないかなと思いますが、その辺への対応について、この3点をお伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。

ただいまの新垣議員の質疑ですけれども、今年度ですね、フェスについてはまだ予算化してありません。というのは、今年度新しく陸上競技場等のほうにクラブハウスができますので、そのクラブハウスとの流れですか、ごさまる陸上競技場からクラブハウスに行くためには、どうしてもフェンスが邪魔になっています。その件もありますので、一括してこのグラウンドのフェンスの出入り口ですか、それを何力所か設けるよう検討していきたいと思えます。以上です。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 新垣博正議員の御質疑に答弁したいと思います。

久場地区の海浜施設については課題がありまして、まず1点目に、県の指導による不法建築物の撤去。それから、村における都市計画法における開発行為の申請に伴う進入路の問題があります。その件についてはまだ解決されてなくて、継続で検討をしているところでございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 お答えいたします。

青葉苑の昨年の台風時の災害の大きな修繕についてですけれども、確かに大きな修繕がございました。ただその青葉苑、いわゆる清掃組合の予算内の範囲で修繕できるということでしたので、そういう議会での報告、あるいは予算措置はしてありません。

それから、ごみ搬入の件ですけれども、確かに学校、あるいは地域の毎年のごみ搬入の際には、我々はまず一般ごみについてはごみ搬入の手引きをもとにお願いしているところですが、こういった学校等のごみ搬入の際には、職員が日曜日なんですけれども、職員が出向いて、そこでごみの確認をしております。それにたまたまこれを見落として、今回大きな破砕機に影響が出たということがございます。そこは常々学校等、あるいは地域にも注意してございますけれども、たまたまそういうことがございましたので、今後とも注意しながら指導をしていきたいと思えます。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 陸上競技場についてですが、昨年、高齢の人たちも応援したいんだけど、人のテントの前を通ったりしてトイレに行くのが非常に気になるということで、帰ってしまったという話をかなり聞きました。これは不便を本当に来しているなという思いがしておりますので、早急に対策を講じるように要望いたします。そして便益施設、これはまだやる考えがあるのか、それとも断念するのか正確に答えていただきたいと思えます。

そして青葉苑についてであります。私たちが視察で見たときには柱が何本か見本として職員が置いてありまして、このようなものが破砕機にかかると、この施設は一旦とめて冷えるのを待って、手作業でそれらを取り除く作業をしないとイケない。そうなるとごみ処理に対して

のコストが非常にかかってしまうという報告も受けております。そういったものがないように、しっかりと指導を住民も含めてやっていただくようお願いいたします。

そして台風対策についてもですが、今は窓が割れた状態で、板で塞いでいる状態でありました。雨ざらしになって、精密機械、操作する機械がもしかしたら破壊された可能性もあるわけですから、そういったところも対策をしっかりと今後も講じていくように連携をとってほしいと思いますので、これは答弁は要りませんので、便益施設についてだけ答弁をお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 答弁させていただきます。

便益施設についてはですね、利用者が現在相当数おりまして、必要な物だとは認識しておりますが、現時点では先ほど申し上げた課題の解決がなければ前に進まない状態であります。課題の整備ができたときにまた計画をしていきたいと考えております。つけ加えますが、現在のところ、ビーチ利用者については企業の努力で便益施設をつくっておりますので、今のところ支障のないような状況ではあります。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 これは明許線越もされていないんですが、不用額として一旦は流していくのか、というのを伺いたいと思います。そして不法に占拠している業者がいるということですが、それらについてはどのような対策を今、講じられているのかお伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

明線手続については設計の分野でありまして、

もう清算をしております。不法建物については、県のほうにお願いをして撤去の指導をさせている状況であります。以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で新垣博正議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 60ページの7目、13節の委託料、その基幹系システム、社会保障・税番号制度の改修委託料ですけれども、それについて、これから質疑いたしますけれども、2013年にマイナンバー法が国会で成立をして、このマイナンバーというのは生まれてから死ぬまで同じ番号になります。これは2003年に行われたものですが、住基ネットが2003年に稼働しました。その住基カードも沖縄県の普及率が3.58%の人がそのカードを受け取ったということになっております。経費の多額負担など、担当者の業務負担、プライバシー保護の問題が大変指摘をされましたけれども、担当者は全額国の助成で財政負担はないとのことでしたが、これ浦添市では100枚のカードをふやすのに3,000万円の経費がかかったそうで、1枚のカードを発行するのに30万円かかったことになるということでした。これは住基ネットに反対する会が調べた結果ですけれども、北大東村でも3億円の予算のうち、この住基ネットで300万円かかったということで、向こうは1枚もカードがふえていないということでした。それも国のほうは、この住基ネットに対しても失敗したということですよ。だけど今度は、きょうこの自民党政府が共通番号制の導入を今進めています。それが税と社会保障ということで、それを進めておりますけれども、村として、このマイナンバー制の利便性とか準備状況、経費はどのようになっていますか伺います。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

今、提案しているのが平成27年度の一般会計予算の提案でございまして、私のほうではシステム改修に係る経費ということで今お答えをするわけですが、もちろん社会保障・税番号制度ですので、平成27年10月から国民一人一人に番号が振られ、それが例えば税の申告の漏れ、あるいは納税の漏れ、そういうものを防いでいくと。恩恵につきましても、一人の人がいろいろな恩恵を受けるという、表現として正しいかはちょっとわかりませんが、不正を防ぐという、そういう目的で今回、社会保障・税番号制が導入されるものと認識をしているところでございます。利便性につきましても、もちろんこれは一人一人にそういう番号が振られることによりまして、いろいろな各行政機関へ提出する書類というものが省かれてくるわけですから、そういう意味では利便性は高まってくるだろうというふうなことで認識をしております。

それから、現在の準備状況ですが、これは平成26年度の4号補正、あるいはこの前可決していただきました5号補正におきまして、現在、そのシステムの改修についての委託を行っているところでございます。平成27年10月からの番号付番です。さらには平成28年1月からその制度に向けて動いていきますので、現在はそのシステム改修を行っている状況でございます。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 これはいろいろな危険性をはらんでいると思われまして。今、課長がおっしゃったように、税の申告の漏れとか不正を防ぐとか、そういうことをおっしゃっておりますけれども、このカードは生まれてから死ぬまで同じ番号であり、個人の通帳とかその中身、家族全部の管理などが把握されて、収入所得、そして病歴、通院歴、犯罪歴、そういった利用が拡大される恐れがあると思われまして。国があらゆる個人情報全てを管理することになる

ということについて、個人の行動もいちいち監視をされることになり、そしてまた他人のカードの不正使用とか、そういったものが出てこないかというようなことを私たちは懸念するものですが、村としてはどのような弊害が出てくるか予測できますか、伺います。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

国におきまして、このマイナンバー制度につきましても、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律。こういう法律が制定されております。市町村につきましても、この法律に基づいた今、番号を付番するためのシステムを改修しているところでございます。村における弊害というのは今のところ我々は想定はしておりません。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 村による弊害というより、住民に対してどういった弊害があるかということをお聞きしたかったんです。これはもう既に国のほうで政令で定めているんですけども、最初は社会保障とか税の改革というふうにおっしゃっていましたが、政令において、破壊活動防止法とか組織犯罪対策法など公安警察の活動に関するものが並んでいると言われております。公権力に不正に利用される可能性が出てくるのではないかとということで、大変危険なものをはらんでいる、そのことを私たち国民は知らない前にそういったカードが郵送されるということなんですけれども、村としてはそのことで個人情報を、プライバシーをどのように守っていくか、そしてまた郵送に対して、これはどのように郵送するかわかりませんけれども、村民への周知、説明はどのようにしているか、プライバシーの問題もお願いします。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(12時45分)

~~~~~

再開（12時45分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

議員がおっしゃっているような心配ももしかすると起こり得るかもしれません。ただ、我々としましては、先ほど申し上げました法律に基づいて市町村の責務として今行っているところです。これは個人情報保護法を含めてそういうことがないように、村としてできることは全て尽くしていきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 以上で安里ヨシ子議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号 平成27年度中城村一般会計予算は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第21号 平成27年度中城村一般会計予算は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

休憩します。

休憩（12時47分）

~~~~~

再開（14時00分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第2 議案第22号 平成27年度中城村国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本件については3月10日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（14時00分）

~~~~~

再開（14時04分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号 平成27年度中城村国民健康保険特別会計予算は、文教社会常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第22号 平成27年度中城村国民健康保険特別会計予算は、文教社会常任委員会に付託することに決定しました。

日程第3 議案第23号 平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本件については3月10日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号 平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計予算は、文教社会常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第23号 平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計予算は、文教社会常任委員会に付託することに決定しました。

日程第4 議案第24号 平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。

本件については3月10日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質

疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第24号 平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計予算は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第24号 平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計予算は、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第5 議案第25号 平成27年度中城村公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本件については3月10日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号 平成27年度中城村公共下水道事業特別会計予算は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第25号 平成27年度中城村公共下水道事業特別会計予算は、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第6 議案第26号 平成27年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算を議題といたします。

本件については3月10日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号 平成27年度中城村污水处理施設

管理事業特別会計予算は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第26号 平成27年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算は、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第7 議案第27号 平成27年度中城村水道事業会計予算を議題といたします。

本件については3月10日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号 平成27年度中城村水道事業会計予算は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第27号 平成27年度中城村水道事業会計予算は、建設常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会(14時08分)



## 平成27年第2回中城村議会定例会（第19日目）

|                        |              |                     |                  |       |
|------------------------|--------------|---------------------|------------------|-------|
| 招集年月日                  | 平成27年3月6日（金） |                     |                  |       |
| 招集の場所                  | 中城村議会議事堂     |                     |                  |       |
| 開会・散会・閉会等日時            | 開議           | 平成27年3月24日（午後1時30分） |                  |       |
|                        | 散会           | 平成27年3月24日（午後3時44分） |                  |       |
| 応招議員<br><br>（出席議員）     | 議席番号         | 氏名                  | 議席番号             | 氏名    |
|                        | 1番           | 石原昌雄                | 9番               | 新垣徳正  |
|                        | 2番           | 外間博則                | 10番              | 安里ヨシ子 |
|                        | 3番           | 大城常良                | 11番              | 新垣光栄  |
|                        | 4番           | 欠席                  | 12番              | 新垣博正  |
|                        | 5番           | 仲松正敏                | 13番              | 仲座勇   |
|                        | 6番           | 新垣貞則                | 14番              | 新垣善功  |
|                        | 7番           | 金城章                 | 15番              | 宮城重夫  |
|                        | 8番           | 伊佐則勝                | 16番              | 與那覇朝輝 |
| 欠席議員                   | 4番           | 屋良清                 |                  |       |
| 会議録署名議員                | 10番          | 安里ヨシ子               | 11番              | 新垣光栄  |
| 職務のため本会議に出席した者         | 議会事務局長       | 知名勉                 | 議事係長             | 比嘉保   |
| 地方自治法第121条の規定による本会議出席者 | 村長           | 浜田京介                | 企画課長             | 與儀忍   |
|                        | 副村長          | 比嘉正豊                | 企業立地・観光推進課長      | 屋良朝次  |
|                        | 教育長          | 呉屋之雄                | 都市建設課長           | 新垣正   |
|                        | 総務課長         | 比嘉忠典                | 農林水産課長兼農業委員会事務局長 | 津覇盛之  |
|                        | 住民生活課長       | 新垣親裕                | 上下水道課長           | 仲村盛和  |
|                        | 会計管理者        | 比嘉義人                | 教育総務課長           | 名幸孝   |
|                        | 税務課長         | 稲嶺盛昌                | 生涯学習課長           | 新垣一弘  |
|                        | 福祉課長         | 仲松範三                | 教育総務課主           | 伊波正明  |
|                        | 健康保険課長       | 比嘉健治                |                  |       |

議事日程第6号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

議長 與那覇朝輝 皆さん、こんにちは。これから本日の会議を開きます。

( 13時30分 )

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。

それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に大城常良議員の一般質問を許します。

3番 大城常良議員 それでは、大枠1番の子ども医療費助成制度について伺いたいと思います。平成27年10月より、ことし10月から沖縄県の医療費助成制度が入院は現行の15歳まで。通院のほうは、現在3歳までなんですけれども、それが就学前の6歳まで拡充されることになっております。本村の今後の取り組みについて、拡充するのか、またそのまま現行でいくのか、伺いたいと思います。は予算についてということなんですけれども、これは子ども医療費助成制度の予算のほうをお聞きしたいと思っています。

大枠の2番、これは施政方針から墓地対策について。で、今現在進行形で、今添石のほうの国道の上に宗教法人墓地が造成中であるんですけれども、それについて中城村にとってメリットはあるのか。で、議会への、事前に報告はできないのか。で、土地利用、あるいはまた景観に対して影響はないのかどうか、そこら辺を伺います。

大枠の3番、これは中部南地区火葬場、斎場建設について伺いたいと思います。が、12月定例会後、建設検討委員会及び担当者会議は行われましたか。が、地権者からの要請で、去年12月4日に説明会を行ったという話がありまして、その後、地元への説明会は行われたかどうかお聞きします。、これは建設検討委員会の議事録のほうからの質問になるかと思えますけれども、そのほうもお伺いしたいと思います。以上、簡潔な御答弁をよろしくお聞きしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは、大城常良議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番の子ども医療費につきましては健康保険課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番の、につきましては住民生活課、

につきましては企画課。大枠3につきましても企画課のほうで答弁をさせていただきます。

私のほうでは大枠1番の子ども医療費助成制度について、これは子育て支援制度の大枠について所見を述べさせていただきます。御質問の子ども医療費につきましては、議員も御承知だとは思いますが、本村は県に先んじて、たしか平成22年ごろだったと思いますが、そこから拡充を図ってまいりました。もちろん今後も子育て支援という意味では、私の公約の1丁目1番地でございますので、子育て支援という大枠の中で拡充を図っていきいたいなど、この医療費制度も含めて、今後人口も大いに増えつつある本村でございますので、それに見合うような形でしっかりと需要に応えていきたいという姿勢は持って、今後も進めていきたいと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 それでは、大城議員の大枠1の と についてお答えします。

本村も村長が先ほど答弁もありましたが、これまで子育て支援の1つとして平成22年度、入院を中学生まで拡充してきました。平成24年度については通院も就学前まで拡充し取り組んできました。今後も子ども医療費助成事業を継続して、子どもたちが安心して医療が受けられるように取り組んでいきたいと考えております。対象年齢の拡充については財政的な課題もありますので、今後、検討協議を行い、取り組んでいきたいと考えております。

予算についてですが、平成27年度の予算については、3,120万円を計上させていただいてお

ります。以上です。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 新垣親裕。  
住民生活課長 新垣親裕 大城議員の大枠2  
についてお答えいたします。

まず から、墓地経営許可の権限移譲を平成23年度から沖縄県から受けております。村では墓地の乱立、散在化を防ぐため、宗教法人墓地には、この受け皿としての役割を期待しております。加えて永代供養も受けられる管理型霊園墓地ということで、近年問題となっている無縁仏化や管理放棄状態となってしまう墓地の防止に役立つものと考えております。

についてですけれども、墓地の経営許可については墓地埋葬法において、先ほど申し上げたとおり、中城村の権限による許可がされておりますけれども、議会の議決や議会の報告は要件とされておられません。自治体の予算、財産、それから執行に伴わず首長の権限責任において許可、認可がされる個別案件について許可以前、以後を問わず議会へ報告することは制度の趣旨になじまないと思われます。議会の議決を要するものについては地方自治法96条に規定されており、議会の報告議案に、あるものについては法第180条の規定による専決処分、199条の規定による監査報告、法243条の3の規定による法人等第三セクターの経営状況報告などがございます。

それから についても私のほうから少し説明させていただきます。無制限な法人墓地の乱立による村の土地利用及び景観への影響を避け、秩序ある墓地の立地を誘導しております。法人墓地の立地においても3割以上の緑地の確保を義務づけており、環境への影響は少ないものだと思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。  
企画課長 與儀 忍 中部南地区火葬場、斎場建設検討についてお答えいたします。

12月定例会以降に開催されました建設検討委

員会等の会議につきましては、平成27年1月14日に5市町村の部課長会議を開催しております。部課長会議の会議内容につきましては、1つ目に平成26年度業務委託をしている内容の設計変更についてでございます。2つ目に、平成27年度事業計画についてでございます。3つ目に、平成27年度負担金についてでございます。以上3点について話し合いが持たれております。

次に、地元説明会についてお答えいたします。  
12月4日の意見交換会以後の説明会は開催しておりません。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今の御答弁がありましたとおり、再度1問ずつ順を追って再質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、大枠1番の子ども医療費助成制度、今、村長からも答弁がありましたとおり、いろいろな子ども・子育ての予算を勘案して進めていくと、これトータル的な見地に立って進めるということで、4月1日からは子ども医療制度等、いろいろと変わるみたいですので、それも含めてのことと思ひますけれども、施政方針でもありますように、子育て支援の政策で、これは施政方針の中で、第3子以降、保育料無料化事業、これは就学前にやっているんですけれども、あとは第3子以降給食費助成事業、ほか5事業が拡充を図りながら継続をしていくという中で、医療費助成事業も、これは今まで、村長の重点政策であったということで、先んじて就学前、6歳までやっているということで、これは県よりも3歳前倒しで行っているという、すばらしい事業になりまして、これが10月からは県のほうが6歳になると、今現行の中城村がやっている就学前の事業まで拡大するというので、本村は今どういう状況かと言いますと、6歳までそのままということになっていると思ひます。これが、本村においては単独事業ではあるんですけれども、6歳まで無料になっていますが、

これから次の時代、次世代を担う子供たちが本  
当に安心・安全に育っていくためには、どうし  
てもいろいろな病気、本当にこれはゼロ歳から  
3歳までは非常に病気が多くて、医療費も大分  
かかっていると、4歳から6歳まではできるだ  
け抑えているというよりは、やっぱりもう体が  
でき上がりつつある中で医療費も少なくなっ  
ているということになるんで、これは保護者の経  
済的な負担も軽減しながら、さらには若い御夫  
婦、これから子育てに入る、あるいはまた今子  
育て中の若い御夫婦に対しても、中城村にも呼  
び込むためにも、ぜひ通院費を、私が言ったの  
は入院費は今、現行、中学校卒業まで15歳まで  
なっているんですけども、さらには通院費を  
できるだけ拡充していただいて、これは前々か  
らの、ある程度の議員からも恐らく何年ぐら  
い前からか、それできないかということで一般質  
問でも取り上げていただいたと思いますけれど  
も、そろそろ、中学校卒業まで拡充することは  
できないのか、提案したいと思えますけれど、  
村長、いかがでしょうか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それではお答えいたします。

先ほども答弁いたしましたけれども、私の中  
ではこの子ども医療費の問題も全てひっくるめ  
て、子育て支援という立場で考えさせていただ  
いております。今年度はまた上村病院での病児  
保育の預かりの事業だとか、あるいは毎年いろ  
んな形で子育て支援の部分改善をしながら、  
その需要に応えていきたいというのが基本方針  
にありまして、その優先順位という中で、その  
都度決めさせていただいております。また、こ  
れは不定期、あるいは公式の場ではありません  
けれども、そういう子育てをなさっている方々  
からの意見をなるべく多く聞くようにいたしま  
して、その中でもやはり保育料だとか、その預  
かり保育の問題だとか、そういうものがどうし  
ても優先事項としては上位のほうにくるもんで

すから、そういうのをいろんなことを勘案しな  
がら、何を最初にすべきかということで決めて  
いきたいと思えますので、もちろん、今議員が  
おっしゃる、その子ども医療の部分も私の念頭  
にはきちんと入っておりますので、それをひっ  
くるめてこれからしっかり検討をしていきたい  
と思っております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 1番と2番をひっくる  
めて、今やってきたと思えますので、今、予算  
のほうが中学校卒業、今1歳から3歳までが補  
助がある事業なんですけれども、それが4歳か  
ら6歳、それ見込みでも構いませんので、あと  
は小学校1年から6年まで、中学校1年から3  
年までの予算というのは、これわかるでしょ  
うか。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 それではお答えい  
たします。

4歳から6歳までの、現在、平成26年度予定  
ということでお答えしたいと思います。350  
万円を4歳から6歳の単独事業として見込んで  
おります。通院費を小学校拡充した場合、中学  
校まで拡充した場合ということですが、小学  
校の場合が年間、1年から6年までとして1,380  
万円ほどになるのではないかと、中学校につ  
いては年間550万円程度になるのではないかと試  
算しております。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今、課長のほうからも  
御答弁ありましたとおり、相当数量の金額に達  
しはするんですけども、12歳、小学校卒業ま  
でが、今答弁の中で1,380万円、中学校まで含  
めると、トータルで約1,930万円、中城村の  
財政の厳しい中で、それを出すというのは、本  
当に厳しいかもしれませんけれども、これはぜ  
ひ村長のほうもよく考えていただいて、今まで  
こうして1丁目1番地ということで、いろいろ

な政策の中での1つになるかと思えますけれども、それを含めてできるだけ早期に実現できるようにお願いしたいと思います。特に村長は子育て支援政策には、非常に力を入れている中で、通院費の中学校卒業までの予算、先ほど言った1,930万円、これは費用対効果、そういうのを全く除外して、これは将来への先行投資ということで、こういう予算をできるだけ早期に組んでいただきたいと思います。

これは、私のほうも公約の中にも入れておまして、ほかの議員の方々も三、四名ぐらいは入れてあったと思えますけれども、その中でもよりよい返事を早期につくっていただきたいというふうに思っております。

全体の中でのまたそのほうもいろいろと政策の中で、どんどん優先順位での中に組み込んでもいただいて、ひとつ進めていってください。

それでは、大枠2番です。施政方針の中から、墓地対策についてなんですけれども、現在、本村、中城村全体に3,000基以上の個人墓が、これは伊集から久場までの斜面地を中心に、ありとあらゆるところに個人墓地が点在しているという中で、さらには当間の斜面地、メモリアルパーク、これも宗教法人墓地で、これは前に行って調べたところ1,600基、墓地が建てられています。その中で村内の方が利用しているのは、1,600の中の96基しかない、0.6%ぐらいしか本村の利用状況はない。これは需要と供給を本村内に当てはめると、全然使われていないという状況で、さらには、宗教法人の約6,000坪以上の宗教法人墓地が、添石の上に、造成中ではありますが、これはこの前、議員の視察の中でも回って見まして、非常に大きくなるなどということで見たいんですけれども、それが予定では、約900基の墓地を建設するという中で、その中には国道沿いの上のほうに本堂もつくって、大きい本堂ができ上がるということ担当の方からも聞きました。

それで、村としては今、メモリアルパーク、さらにはそこにつくろうとしている偲(うむい)があるんですけれども、今後もこういう宗教法人、あるいはまた公益法人の中から申請が出てきた場合、村としては許可するのか、条例を見ましたら村長が緩和して、いろいろつくれるようなことも書かれてはいるんですけれども、こちら辺でとめられないのかなというふうに考えてはいるんですけれども、村長どうでしょうか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

法律的な話をいたしますと、それは私の権限でもとめることのできない法律の案件もあるようでございます。ただ、村の方針でお話をさせていただきますと、例えば墓がいいとか悪いかということとは別にいたしまして、その土地に選択できるものが多数あるのであれば、選択肢がたくさんあるのであれば、その土地の利用形態が。例えば、宅地にも可能だとか、いろんなものに使えるだとかということであれば、最初から恐らく地権者もその土地の利用度で、選択肢が広がるということは、その方面にももちろん行くかもしれませんけれども、行かない可能性も多いわけですので、今私が議会の中でお話させていただいたと思うんですが、中城の土地には余りにも選択肢がないと、それを何とか都計法、農地法、あるいはそういうものを超えた優良田園住宅制度、あるいは今回、また農と住の部分での地方創生に向けての取り組み、そういうものでいろんなカバーをしていけば、議員が危惧しているようなことにはならないのではないのかなというものも含めて今後は検討していきたいなと思っております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今の立地的に斜面地ということで、確かに崩れる可能性もある中で、こういう墓地が一番いいという発想かとは思いますが、どうしてもこの国道上、余りに

も、もう恐らく、みんながみんなそう思っていると思うんですけども、余りに墓地が多いという中で、さらにこれ以上墓地をつくってしまってしまった場合に、もう中城村は墓地だらけだなと、がけ崩れをして墓地が崩れるという話は今まで聞いたこともないものですから、できるだけいろいろな政策も含めて、墓地だけではなくて、今村長がおっしゃられたいろいろな政策の中で、本当にほかに何かつくれないのか、住宅、あるいはアパートでも、そういう大幅な緩和をしていって、そういう物がつくれるのであればぜひそういったところにも頭を向けていただきたいと思います。

あとは、2番の議会に事前報告はできないかということで、これ我々議員も、今現在、添石の上にあるうむいのほうで、そこも工事が始まってからしか全然わからないという中で、これは行政と議会は本当に皆様方がいっているとおり、両輪ということをよく伺いはするんですけども、その中で全然議会には知らされていないということで、これは工事が始まって、住民の方々が、こっち何をつくるのと言われた場合、我々は何ができるんだろうというような感覚しかないわけで、ぜひそれは我々議会に対してでも、これ先ほど答弁にあったとおり、法律上、全然言う権利はないということではあるんですけども、報告ぐらいはしていただいて、その中で今度こういうのがつくられますよと。いろいろ質問とかそういうものの中でじゃなくても、何か報告はいただかないと、我々議員も全然その内容、あるいはまた何ができるのかと、どういうのが建つのかと、どれぐらいの大きさで建つのかと、こういうことが全く知らされないというのは、非常に私は疑問に思っているんですよ。この前視察に行ってから、「アイヤ、これすごい、斜面にこういうのがつくられるんだな」と、県道からは何メートル離れているか全くわからない、国道から幾ら離れているかも

全然わからないという中で、本堂が建つ隣には、添石の民家もありまして、そこから100メートル、恐らく離れていないだろうという中で、本当にこれはまた許可申請の枠にはめた場合に、これは承認するのに値するのかなというぐらいのことを思っているの、これは何とか議会のほうにも事前報告なりはできないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 新垣親裕。  
住民生活課長 新垣親裕 お答えいたします。

今の御質問ですけども、先ほどもお答えしましたけれども、個別案件について、個々について議会に報告するというのは難しいと思えますけれども、こういった件については情報提供という形でどうにか報告したいというふうに思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今、課長から答弁があったとおり、できるだけ事前報告まではいかなくても、こういうのがありますよということで、提供はしていただきたいと、その中で我々議員も休憩なり、いろいろ集まって話している中で、そういった話が出てきて、じゃあこれは次、こういったことになるのかなということも、どんどん話が進んでいきますので、ぜひ事前報告ではなくても、先ほど言われた情報提供はこれから大きい事件が起こった場合にはいただきたいと。これ墓地だけではなくて、大規模な用地を使った工作物がつくられるという段階であれば、ぜひ提供はしていただきたいというふうに思っております。

その中でも、今ここに墓地の経営の許可などに関する施行規則というのがあるんですけども、第5条のほうに、国道、県道、その他主要道路及び河川から30メートル以上離れていること、人家から100メートル以上離れていること、オのほうには、地すべり防止区域、または急傾斜地崩壊危険区域ではないことということに条例のほうで施行規則、そんなふうにあるん

ですけれども、これは現在つくっているうむい  
なんですけれども、そのほうには全然抵触して  
いるとは思わないですか。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（ 1 4 時 0 2 分）

~~~~~

再 開（ 1 4 時 0 3 分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 お答えいたします。

今、施行規則の第5条の件でその抵触しない
かということですが、確かにこの県道、
あるいはこの施設、老人ホームがございますけ
れども、そこから100メートル、あるいは30
メートルという規定がございます。これを差し
置いて、そこで公衆衛生上、支障がないという
場合は、ただし書きなんです、そのただし書
きの中に公衆衛生上及び公共の福祉の観点から、
支障がないと思われる場合は、この基準を緩和
できるということでございますので、その緩和
処置でございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今、老人センターのほ
うから、大分近いということを見ているんです。
県道、国道からも、恐らく100メートル、全然、
100メートルというより、これはもう30メー
トルですね、ということになっているんですけ
れども。これはただし書きのほうで、これは村長
は緩和することができますとありますよね、これ。
余りにもこれはまた現行の緩和する段階で、あ
る宗教法人から、こういうものをつくります、
申請が出ました。多分、見に行くと、ああ、場
所はここだな、人家から幾ら離れている、県道
から幾ら離れている。河川から幾ら離れている、
こういうのを勘案して、これを村長と協議して、
じゃあこの議案は許可するのか、あるいはまた
いろいろともう1回調べて、本当にこっちにで
けるのかという中で、今言われたとおり、ただ

し書きのほうで緩和することができるというこ
とがあるんですけれども、これ村長のちょっと
拡大緩和し過ぎていないですか。この施行規則
に沿って、そういう思いがあるんですけれども、
村長、どんなですか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

ただし書きの部分については、例えば村長の
考えだとか、あるいは協議して決めるだとか、
いろんな形のものがあると思いますけれども、
これ全てにおいて、そのただし書きの根拠とな
るのは、まず地権者の利益になるのか、もちろ
んこれはイコール村益ということにもなります。
地権者の利益になるのか、それと今度はその反
対側、この利益が、他者の不利益にならないの
か。これは他者の不利益というのは地域の方々
も同意しているかという意味です。地権者が利
益になって、地権者がもちろん同意をして、地
域の合意がとれているものを、私の権限でだめ
ですよというほうが、私はこの解釈を間違っ
ているものという捉え方をしていますので、今回
の件につきましては地権者の利益、同意、そし
て地域の合意、全てが整った形でできております
ので、許認可という部分では何ら問題がないと
いう判断をいたしました。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 これは、先ほど村長が
答弁したとおり地権者それと地元合意というこ
とで、その両方が整えておれば恐らくだめだ
ということできないという答弁ですけれども、
あるいは中城村にとって、これ確かに地権者は
土地を売るもんですから、あるいはまた貸すも
のですから利益は入ってくると。それに対して
この地元区民も何らかのメリットがあれば印鑑
を押して行ってそれ相応の、部落にとってもい
い方向にいくだろうということの中で、村に対
して村全体でいいますと、ここに墓をつくった、
宗教法人墓ですね、900基つくと、今からあ

るんですけども、その中で村に対してはどれだけのメリットがあるのか。これは最初に聞いたんですけども、本当に村に対して、こういう法人墓をつくって、いろいろと家をつくるのならわかりますよ、固定資産税が入る、いろいろな税金が入ってくるので、ありとあらゆるものがくっついて、村に相当数量の税金が入ってくるというのはわかるんですけども、我々の知見からは、今墓地をつくる場合には、どうしても、もうこの墓地の事務所、駐車場、これだけしか恐らく税金は入ってこないだろうというふうに思っているんですけども、ほかに税金が入ってくる余地はありますか。

議長 與那覇朝輝 税務課長 稲嶺盛昌。

税務課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

ただ今、大城常良議員の質問でありました、税金に関してでございますが、基本的に墓地に関してはおっしゃるとおり非課税と、地方税上は非課税となっております。

宗教法人に関しても、布教活動等、本来の用に供する部分、境内とか、本堂、本殿、これにかかわる建物について非課税になりますが、おっしゃるとおり、そうではない営業所とか、そういったところに関しては税金は課税されます。

さらにあと1点は、その宗教法人と医療法人も含め、公共団体、公共施設と言われるところは一緒なんですけど、この土地を有料で借り受けた場合には、その貸し手側、土地の所有者には固定資産税が課税されます。そういう賃貸というんですかね、契約があった場合には、その土地の所有者に固定資産税が課税されます。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 貸し手側には固定資産税がかかるということなんですけども、これは相対的に見た場合、あれだけの6,000坪余りの土地を貸し、あるいはまた売って、それから

恐らく100年、200年、この宗教法人墓地というのはなくなってしまうだろうということの中で、本当にこれだけの固定資産税、あるいはまた建物と駐車場の入ってくる税金だけで、村にメリットがあるのかという中では、いささか疑問にも思うんですけども、村長も先ほども言われたとおり、今後は開発行為がある場合には、十分吟味して、これからは進めていきたいということですので、これはぜひ進めるというよりは、これからの時代は、もうつからないということを念頭に置いて、中城村に余りにも墓が多過ぎるということを勘案して、恐らく900基つくる、このうむいの宗教法人墓も中城村が利用するのはまた50基、そこら辺になるかと思うんですよ。余りにも少な過ぎて、村に対してはメリットがないというふうに思いますので、ぜひこれからはこういう宗教墓、あるいは法人墓に対して申請がある場合には十分な議論と吟味して、我々はできればとめていただきたいというふうに思っているんで、ぜひ検討のほうをお願いしたいと思っております。

あとは のほう、土地利用及び景観の影響ということで、そのほうは、現在、都市建設課のほうで、景観条例を作成している中で、こういった墓地関係の話が出てきて、今造成中という中で、我々はすばらしい中城城跡という世界遺産を持っている中で、本当にその下のほうで、こういった墓地がどんどん立て続けに建っていった場合、それに対していささかも行政としては、まずいなというふうな考え方をしていないのかどうか。この条例が今から出てくるのに照らし合わせても、本当に疑問に思って、それだけどんどんつくっていいのかという、私なりには不満もあるものですから、そこはまたどういう策定の仕方で行うのか、伺いたいと思います。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今の中城村の景観計画ですけれども、今まで2回の議員さんたちの説明会をして、この条例自体が平成16年度に、国のほうから今までやっていた景観形成が市町村におりてきました。それについて、景観形成条例を各市町村で制定して、景観を残していこうという条例ですので、これで開発を抑制しようという、景観条例ではなく、あくまでも上位法の都計法、あとは景観形成の重点地区を指定すれば、バッファゾーン周辺を、中心に村の生涯学習課のほうで、中城村自然環境の確保に関する条例、これ平成10年に制定していますけれども、その地区を重点地区に指定して、景観形成の条例を作成しているかなと思っています。本議会に、3月の定例議会に条例制定を提案する予定だったんですけども、もう一回、議員の先生方が勉強会をしたいということでありますので、6月議会に向けて、条例制定をしていきたいと思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 これから、条例の中で、こういう景観条例も始まるわけですから、ぜひ相対的に考えて、この斜面地というのは、本当に中城村ならではの有効利用をすればすばらしいものができ上がるということも考えながら、こういう条例もとりあえずは、どんどん強化していってもらって、これ以上は、中城村には墓地は要らないというぐらいのところまで持って行っていただきたいというふうに思っております。

続きまして、大枠3番、中部南地区、火葬場、斎場建設について。課長のほうから、平成27年1月14日に部課長会議を開いたということで、その中での検討項目が、業務委託の設計変更、事業計画、そして負担金と、3項目、話し合われたということですが、業務委託設計の変更というのは、どういった内容ですか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

計画地はまだ決まらないことから、基本計画の課題の検討、それから成果品でありますパース、それについての作業が難しいというふうなことで設計変更を検討したところでございます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 担当者会議、これは12月定例会でも話がありましたとおり、3回行われたということでしたね。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(14時16分)

~~~~~

再開(14時17分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 今、3回だと思っていたんですが2回ということで、今回も1月に1回やったと。これを含めていないわけですよね、1月の分は。部課長会議。その中で、私が知る限り平成25年10月に第3回の建設検討委員会が行われたと思うんですけども、3回目の検討委員会が行われてから、もう1年以上になるわけなんですけれども、この建設検討委員会というのはなぜ、この1年余りも行われなかったのか、これはどういういきさつでそうなっているのでしょうか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

なるべく多くの建設検討委員会を開催し、多くの議論をしていきたいというふうなことで考えておりましたが、財源の確保のめどが全く立たないものですから、建設検討委員会の開催までは至ってないということでございます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 話を交えて、ことし2月8日に地元安里区の方で、安里区民を中心にした火葬場建設反対村民の会が発足されたと思うんです、その中で約110名、約ではあるんで

すけれども110名ほどが集まって、参加して発足したと。現在もありとあらゆる行動をやっているということを伺っているんですけれども、それに対して村長、何か一言ありますか。反対運動をしているという過程の中で、村としてはそのまま反対運動をどんどん続けさせていいのか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

反対の会についてのコメントということでございますね。それについてというよりも、村の方針は私はもう議会においても常日ごろから話しておりますとおり、先ほどまた企画課長が言ったとおり、財源のめどが立たないのでは話にならないものですから、今、それはもう言うならば宙ぶらりんの格好になっておりますよね。それを財源のめどが立って初めてそこには賛成も反対もあるものだろうとは思っておりますので、今そこについてのコメントを求められても私がどうこう言える立場でもございませんし、我々としましては、財源の確保、めどが立つてからの話だと思っております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 恐らく、この反対の会は、地元への情報不足、あるいは行政として、地元でこういうことがあるなしにかかわらず、本当に行政に対して地元の方々は不信感を持っていると。その中でも信頼を失って、こういう反対の会が結成されてきたと。恐らく今、村長が言われた財源をめどにしてということなんですけれども、財源が整った場合、これもまた急につくられるんじゃないかと、そういう不安も多々あると思うんですね。その中でこういう結果になってしまっているのではないかというふうに強く思うわけです。担当課長のほうも、できるだけ地元にも足を運んでどんどん説明したいということをおられたんですけれども、それも財源のめどが立つてからの話になるとい

うことなのかもしれませんけれども、やっぱり地元としては、その前に逐一、情報を流していただきたいということを思っていると思いますので、今現在こういう状況になっていきますよと。財源はないんだけど、ないならないなりに、またそれだけの説明責任を、それをしていただきたいというふうに思っております。

あと、安里区では、ことし3月15日日曜日なんですけれども、自治会長選挙が行われまして、これは現自治会長と、新しい自治会長2名が立候補したと。新しい自治会長は火葬場建設に反対という旨の、公約に掲げて、今安里区のほうでは96世帯、戸主がおりまして、その中で3月15日に決定したのは、参加者が74世帯と、74戸主ですね、その中で決したと思うんですけれども、新自治会長が火葬場に反対する新自治会長が選任されたということで、その内訳が49人が反対をする自治会長に投票したと。あとは棄権かどうかわからないんですけれども、残りは賛成かどうか、それまではやっていないと。49戸主が反対した中でそれは圧倒的な過半数を得て、安里区民は新しい自治会長を選んだということで、約66%がこの火葬場には反対という意見を唱えて当選したということになっているわけです。その中でこの反対の会も安里区民は大分いるわけですし、火葬場反対という民意を我々は下したという中で、それでも安里区にそれを、第一候補だという中で押し進めていくのか。財源が確保されても、もうできないよという返事を我々はもうしているんだということを、ぜひ村長にも思っていたきたいと。民意は下されたという中で、安里にはもう火葬場はつくれないということをお私思っているんですけれども、その民意は行政としてどう受けとめますか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今のお話などは、地域でのことで、私が見たことでもありませんし、あえてそれについての

強い答弁は避けたいと思いますけれども、ただ言えることは、何度も同じ話になりますけれども、財源が確保できて、補助金が、あるいは交付金がなければ、私はもうやりませんよと、この場でも何度もお話をさせていただいています。それを今の段階で、あえて対立軸をつくるような、そういうものは私はいかがなものかと思えますよ。今、私は村としての考え方や意向も全部、この議会においてもお話をさせていただいておりますし、またこの間のユンタク会においても各自治会からの話の中でも同じ話をさせていただいています。「財源のめどが立たない限りは、この話はやりませんよ。また、財源がだめだというんだったら自腹切ってやるものじゃありませんよ、断念です、やりません」とまではっきり言っているわけですから、それをあえて、今の安里自治会の話を持ち出して、民意という言葉を使いながら、それをあえて対立軸をつくるようなものは私は望むところでもありませんし、いかがなものかと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 以上で大城常良議員の一般質問を終わります。

続いて石原昌雄議員の一般質問を許します。

1番 石原昌雄議員 皆さんこんにちは、1番、石原昌雄、一般質問を行います。その前に、平成27年度の施政方針、そして予算が今議会に提案されまして、いろんな活動が計画されておりまして、今、執行部の頑張りど、それをまた住民がサービスを受ける27年度、期待をしながら質問をしていきたいと思えます。

それでは通告書に従って質問をいたします。まず、1点目、村内にアパートを建てることについてです。中城村は那覇広域都市計画区域の中にあり、大部分が調整区域になっての土地利用となります。そのため、住宅需要に対し供給が不足していると思われまます。そこで、現在、南上原を除く自治会におけるアパートの状況は

どうですか。アパート建築ができる要件があれば示してください。村民への周知や住宅促進の方法は今後、どう考えているかをお聞きします。

2番、地域盛り上げ隊の今後の活動について伺います。平成26年度から始まった地域盛り上げ隊は、各字の活動や行事に積極的にかかわり、好評を得ているとの報告がありますが、今後について村長に伺います。まず1点目、各字での職員の活動状況や自治会からの評価のとりまとめはありますか。2点目に、地域盛り上げ隊の活動はボランティアと聞いているが、今後もその取り組みが続けられるのか伺います。3点目に、職員の研修の一環と位置づけていますが、その効果はどのように捉えていますか、答弁をお願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは、石原昌雄議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。大枠2番につきましては企画課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、大枠2番の地域盛り上げ隊についての所見を述べさせていただきますが、年末年始と続きました地域ユンタク会の中でも、この盛り上げ隊の話はよく出まして、非常に評判がいいということでおほめの言葉をいただきました。大変うれしい思いをいたしました。今後やはり、特に中城村、中城ももちろんそうですけれども、その地域との距離感というのは、やはり都市部と違いまして、非常に近いものがあると思えますので、そういった意味ではこういう取り組みは非常に地域の方々との触れ合いや活性化につながるものではないかなと期待をしておりますので、今後も頑張っていきたいなと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

について、26年度末現在で、南上原以外の地域でのアパートは95棟あります。南上原では193棟、計で288棟現在中城村においてあります。比率としては南上原の67%となります。

については、議員も大分御承知だと思いますが、那覇広域都市計画区域、那覇市及び10市町村を含めた区域の市街化調整区域では、沖縄県開発審査会提案基準14号、これは線引き時点、昭和49年8月1日において、宅地を有する土地、いわゆる既存宅地、その要件に該当する場合はアパート建設はできます。

3については、南上原以外の地域は、全てが市街化調整区域となっております。人口増加が鈍化で推移していましたが、都市計画法34条11項を久場、新垣、奥間、和宇慶、伊集の一部を平成16年6月に指定し、平成24年10月に泊、伊舎堂、添石、屋宜、当間、安里を12号指定をしました。また平成25年度4月に11号の追加指定として新垣、南浜、北浜、奥間、新垣を行い、さらに平成26年5月に、指定既存集落の指定がなかった地域に、新たに北上原、登又を指定されることになり、緩和区域が拡大することによって、住宅政策が可能となり、人口増加を見込んでいます。あわせて、農住政策の一環としまして、優良田園住宅制度を活用し、住宅政策を進めてまいります。村民への通知は、村のインターネット、広報、緩和区域指定された自治会のチラシを配布して行っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 地域盛り上げ隊の活動状況等についてお答えいたします。

各班ごとに事業開始前に事業計画を立て、取り組みを始めております。各字行事などへの参加状況や活動が随時報告されていることから、活動状況につきましては取りまとめてあります。1年目の途中でございますので、地域、自治会からの意見など、正式なものは届いておりませ

んが地域盛り上げ隊の考え方や、取り組みなどについて、各自治会から一般的に評価をいただいていると認識をしております。

なお、取りまとめは行っておりません。また、実際に各字行事へ参加している中で、住民からもよい評価をいただいていると認識をしております。

次に、ボランティアとしての活動についてお答えいたします。

現在の活動状況として、勤務時間外の夜間や土、日の休日に参加をしております。超勤手当や振りかえ休暇などは取得しておらず、ボランティアとして取り組んでおります。今後もできる限りその方針で取り組んでいきたいと考えております。

次に、職員研修としての効果についてお答えいたします。職員の退職等もあり、地域の方々にはその地域出身の職員がいることも知られていない場合もあることから、職員の顔と人を覚えていただくことも効果があると考えております。また、職員の中にはライフスタイルや価値観の多様化により、地域活動への参加が少なかったことや地域にさまざまな行事があることなど、地域について知らなかったこともあったと考えております。地域の行事に参加し地域を見ることにより、地域が身近なものになり地域の課題に気づくことができるものと期待をしております。さらに、業務に関し顔も知らなかったことによる機械的な対応から、顔見知りになることで柔軟な対応がとれ、業務が進めやすくなるというようなこともあったと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 大枠1について再度質問していきたいと思っております。

今、課長からありましたように、アパートの件数については南上原が193棟、あと残りの地区で95棟ということでありましてけれども、やっ

ぱり本村における住宅事情は、南上原を除く地域では厳しいという認知を取られています。特に、若い世代にとっては、結婚してすぐに住宅というわけにはいかず、どうしてもよそでアパート生活ということになってしまいます。そういう中で、南上原に移動するケースも多いんですけども、その地域の中にアパートがあれば、その地域の中にとどまると。いわゆる若い世代の流出をとめるには特に下地区の村内において、アパートの建築は大きな効果があるというふうに考えております。そういうこともあって、特にアパートについてはもっと建築についてのあっせんとか、そういうのも必要だと思います。あっせんについて、特にアパート関係について、どうお考えですか、お願いします。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

先ほども答弁しましたが、もともと昭和49年8月1日以前からの既存宅地、それから登記簿謄本に宅地とある宅地については、既存宅地扱いをしますので、下地区でも住宅を壊した場合はほとんどがアパートはできます。ただ今南上原でも、飽和状態でアパートが大分建ち始めてはいますけれども、下のほうを見ると泊地区とか見ても空き室があるという観点から、そのアパートをつくる、既存宅地を壊してアパートを建築するというのは、その施主のほうで拒んでいる部分もあると思います。実際は下のほうでも既存宅地であれば大分アパートはつくれますので、その辺を検討したほうがいいんじゃないかなと。今の法律制度が変わらない限り、アパート建築というのは厳しいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 確かにそういう状況で、既存宅地については、やっぱりアパートができるという情報ですね。今後のこともあるのでもっと周知ができればなというふうに考えてい

ます。広報紙とかでやっているところだと思っただけですけども、この改正された時点において、広報とかされているんですけども、実際には家を、住宅を求めるタイミングというのがあって、実際につくりたいというタイミングと合わない場合は、なかなか個人として情報をキャッチできないところが多いんじゃないかというふうに思われます。そういうときもあろうとは思いますが、今後について相談窓口の充実といいますか、村民のそういうふうな家を建てたいとか、そういうことに対しての積極的な窓口のオープンということはいかがでしょうか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

市街化調整区域の開発工事については、うちの窓口はいろんな緩和区域も含めて、情報発信をしていますので、先ほども答弁していましたが、インターネットにも緩和区域のどこどこというのはありますので、これらを活用して、ましてや今不動産屋さんのほうが、詳しく緩和区域については動いていますので。それと住宅は絶対できないというものじゃなくて、農家住宅も踏まえて、その辺をやれば住宅が減るといのはまずないと思うんです。この辺を都市建設課のほうに問い合わせれば、幾らでもできる方法はありますので、その辺を皆様方も発信してもらいたいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 今、答弁があったように、みんなで情報の発信というのは求められていると思います。バランスのとれた人口増加が今求められていると思います。特に、津覇小学校校区や中城小学校校区においては、児童の増加が薄いと。それから若い世代の定住が課題だというふうに見ております。そういうことでそのためにも、私たち関係する団体、そして役場の関係する部署、例えば都市建設課を初め、企画、総務課、福祉課、住民生活課、教育委員会

なども一緒になってこの下地区の人口の対応について協議できる場をつくりながらバランスのいい人口発展を望んでいます。この件について以上で質問は終わります。

次に、地域盛り上げ隊の活動について質問させていただきます。地域盛り上げ隊の活動は、職員が村内の自治会を知りながら、村民との意見交換、地域実情の収集ということで課長からも報告がありましたように、非常に期待するものがあります。特に自治会長などの地域の役員との交流、あるいは業務推進での取り組みの効果というのも、おっしゃるとおりに重要に捉えているものだと思います。そして各字のイベントに参加することによって、新アイデアとか展開の仕方とか、そういうのも職員に役立つものだと思います。そこでですけれども、地域盛り上げ隊の実践報告会などを実施して、ぜひ三役とその職員との情報交換会などを行ってほしいと考えますけれども、いかがでしょうか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

活動状況につきましては、取りまとめてあるということで先ほど答弁をいたしました。その活動報告に基づきまして、まだ職員に周知されていない部分もあろうかと思えます。その辺は村の三役を含めまして、情報を共有し、さらにいい活動ができるように努めていきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 この地域盛り上げ隊については、特にボランティアでの参加ということで声をかけて、一般的に言えば、もう最初はみんなオーケーだけれども、2年、3年となるとどうかなと。そこら辺からするとぜひ三役とその活動のあり方についての意見交換会をしながら、その意義などを双方で確認しながら進めていってほしいなというふうに思います。

そして職員の研修についてですけれども、県

外研修などの実務研修が少ないと思いますが、今後の計画があれば教えてほしいというふうに思います。

議長 與那覇朝輝 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 職員研修についてお答えをいたします。

これまで県外研修が12年ほどなかった時期がございます。そういうことで去年、平成25年度から職員の県外研修、3泊4日程度を職員3名分を予算計上して、ただいま研修をしている状況です。その研修報告を受けているんですが、この報告書を読んだら、研修に行くと、ほかの地域、全国の地域の方たちと交流をしながら研修を受けるといって、いろいろ情報網が発展をし、それから個人の資質向上にすごく役立っているだろうというふうに考えております。今後も継続をしてまいりたいと思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 そのように中断した時期があって、平成25年からまた再開しているということでもありますけれども、やっぱり研修、特にまたほかの市町村との職員の交流というのは、非常にプラスになる面が多いかと思えます。特に業務だけの分じゃなくて、人を知ることによってその情報の入手が速くなるという部分では効果的だというふうに考えております。ぜひ、もうちょっと力を入れて、その業務の部分についてもぜひ多くの若者たちが研修できればというふうに期待しております。

村の発展には三役の指導力と職員の実践が求められているというふうに考えます。近年は、役場職員も若返り、大きく期待しているところであります。そこで村長の経営方針の中で、若い職員に多くの体験や経験のできる研修などの機会をつくって、今後の住民サービスの向上を図ってほしいと思いますが、村長の考えを再度お聞きして一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

石原議員と思いは同じだと思いますけれども、やはり若い職員がいろんな経験をして、経験でしか学び得ないというものは、我々経験則としてわかっているつもりですので、いろんな経験をしてもらって、それをしっかり住民サービスにつなげていくと、大きな志があるわけですから、それを我々もしっかりと職員に指導しながら、それを我々もしっかりと職員に指導しながら、すばらしい中城をつくっていきたいと思っております。以上でございます。

1番 石原昌雄議員 ありがとうございます。  
た。

議長 與那覇朝輝 以上で石原昌雄議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（14時50分）

~~~~~

再開（15時03分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて新垣博正議員の一般質問を許します。

12番 新垣博正議員 議席番号12番、新垣博正です。それでは通告書に従いまして一般質問をいたします。

まず、大枠の1番、ハートライフ病院高齢者介護関連施設建設についてであります。職員・利用者の駐車場出入り口が伊集区民が生活道路として利用する村道伊集中央線から国道329号へ向けての出入り口、がじまる薬局側が朝、夕のラッシュアワーの時間帯において、対面通行がスムーズにできず、地域住民とのトラブルが予想されます。その対策をどのように考えるか所見をお伺いします。同村道の拡幅、または対面通行できる一時停止スペースを拡幅するなどの対策は考えられないかお伺いいたします。下水道接続の状況はどのようになっているか伺います。番、工事に伴う村道の破損への改修工事等はどのように対応するかお伺い

いたします。

大枠の2番、地域農業の振興についてであります。新たな農産物や特産品を研究開発する企業等を支援する取り組みを示しておりますが、一括交付金を活用した民間事業者の支援が昨年度芽出しするものと期待していましたが、いまだにスタートできていない、その原因はどこにあるのかお伺いいたします。これまでと新年度の支援体制には違いがあるのか、お伺いいたします。

大枠の3番、自治会活動活性化支援についてであります。地縁団体を設立した自治会の状況についてお伺いいたします。地縁団体として登記した自治会は何団体ですか、お伺いいたします。土地、建物などの財産登記まで完了した自治会は何団体ありますか、お伺いいたします。

自治会が管理する防犯灯に対してLED照明化を推進することを提案しますが、整備の費用等を支援する考えはないか所見をお伺いいたします。番、地域の歴史、文化、地理、言語、生活様式等の移り変わりを記録し、後世へ語り継ぐ上からも字誌の発刊は重要であり、その支援のあり方について所見をお伺いいたします。以上、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣博正議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番の、につきましては都市建設課、につきましては上下水道課、も都市建設課。大枠2番につきましては農林水産課のほうでお答えをさせていただきます。大枠3のにつきましては企画課、都市建設課、が教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、議員御質問の大枠2番の地域農業の振興、これは一括交付金を利用した民間事業者への支援でございますが、議員がおっしゃるとおり、私も大いに期待をしております。

た。今回、これあきらめたということではなくて、私どもの姿勢としましては、やる気のある民間業者、そして当然、費用対効果の見込める事業については積極的に一括交付金を活用した支援を行っていきたいと思っております。今年度詳細については、農林水産課のほうでお答えしますけれども、今年度もそこにしっかりチャレンジをして、何とか事業化に取り組んでいきたいなと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 新垣博正議員の御質問の大枠3の自治会活動活性化支援についての についてお答えします。

教育委員会では、民俗学的立場からの専門的な知識の指導、またこれまで蓄積したデータ情報記録を提供しながら、字誌発刊に積極的に教育支援を行っていきます。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 新垣博正議員の大枠1の と と 、さらに大枠3の についてお答えします。

について、ハートライフ総合ケアセンターの建築場所は、西原町に属していることから西原町からの開発申請となりますが、伊集の地番にも駐車場整備の計画となっていることから、村としても開発申請者に対して集落内の幹線道路の利用を控えるよう指示し、さらに伊集自治会に対しての説明を行うよう指導し、病院側が平成25年12月6日、自治会長に説明を行い、伊集からの要望として職員駐車場への道路についてはがじまる薬局からの村道利用を要望しています。病院側からの了承を得て、伊集自治会と同意書を12月13日に交わしています。

について、基本的にはがじまる薬局からの職員駐車場へのアクセスとなりますが、ラーメン屋下から、駐車場となることから、当初の駐車場の配置計画では村道境界までの利用となっていたことから病院側と協議し、村道側から

セットバックをお願いし、病院側も3メートルセットバックし、一時停止するスペースを確保する協議を了解を得ました。今現在、3メートルバックしたところでアスファルト工事を終えています。さらに、看板設置等も行って職員にも交通指導を徹底指導して行うことになっています。また、施設の利用者は国道から2つの出入り口がありますので、そこを利用することになっています。

について、開発行為の協議段階から、工事を着手する前には現況調査と着手前の現況写真を撮ることを指導しています。竣工時には検査を行い、道路の補修等があれば開発業者に対応させていただきます。

大枠3の について、集落内の街灯については、以前から水銀灯や蛍光灯が多く設置され、負担も年々増えてきていると思います。ことしのユンタク会、行政懇談会においても各自治会からLEDにかえてほしいという要望が多くありました。自治会の街灯の料金を把握するために調査を行い、その結果報告として、年間の現在の電気使用料、全自治会、438本設置し、そのうち65本をLEDで計算すると365万7,000円、LEDにかえたときの電気料、438本で115万9,000円、差額として249万8,000円となります。約68%電気料が節約できることから、取りかえは必要であると認識をしていますが、418本のLEDの取りかえ費用として4,180万円余りの経費がかかることから、補助がない状況では厳しいと思われます。整備費の支援についても今のところ予定はしてないですが、新規設置とか、既存街灯の取りかえ等で徐々にLEDに改善したいと思います。

議長 與那覇朝輝 上下水道課長 仲村盛和。

上下水道課長 仲村盛和 新垣博正議員の質問の大枠1の についてお答えします。

平成26年7月11日に、排水設備計画確認申請書が提出されており、下水道の接続及び供用開

始は平成27年5月を予定しております。以上です。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは新垣博正議員の大枠2の と についてお答えをいたします。

まず についてですが、昨年、民間からの事業提案のありました本村の新たな特産品としてキラゲの栽培から加工販売までの実証化モデル事業については、現在も継続して協議を行っております。事業予算としては沖縄県分の一括交付金の活用により事業実施ができないか、昨年11月には沖縄県へ予算措置などの陳情書を提出し、事業説明も行ってあります。また、事業提案者みずからコンテナを活用し、小規模ではありますが実証試験を実施する予定とのことで本年5月ごろまでには実証試験を開始するものと報告を受けておりますので、少しずつではありますが事業化に向けて進捗しているものと認識しております。今後も事業採択に向けて事業提案者、沖縄県とも協議を行いながら取り組んでいきたいと考えております。

について、支援体制については、大きな違いはございません、今後も民間等からの事業提案等がありましたら、既存の補助事業及び一括交付金での事業実施の可能性について、沖縄県とも調整を図りながら支援を行っていききたいと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 自治会活動活性化支援の地縁団体についてお答えいたします。

現在、地方自治法第260条の2に基づく地縁団体としまして、12の自治会が認可を受けております。認可地縁団体の不動産登記につきましても、不動産登記が済んだことの報告を義務付けておりませんので、直接把握しているわけではございませんが、税務課のほうで確認したと

ころ10の自治会について不動産の全部、もしくは一部の登記が済んでおります。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 それでは順を追って質問をいたします。

ハートライフ病院の関連施設の建設に伴って、今工事車両が集落内に多々入り込んで来るものですから、非常に危険な部分、しょうがないかなという部分はあるんですけども、今後オープンしたときに、やはり職員が朝、夕車で混雑するだろうし、またおりにて徒歩でまた各持ち場に出勤するときに、歩行用のスペースもなく、ある意味危険を伴う部分も予想されるので、この辺しっかりと病院側と協議もされて、事故のないことがまず第一でありますので、この辺の対策を今後とも講じていただきたい。スペースについても確保できそうな雰囲気でもありますので、その辺は課長の答弁を信頼して受けとめてまいります。

また、工事のところでは1カ所だけ、グレーチングも少しへこんでいるような感じがしますが、それらも破損の補修はされるというようなことでありますでしょうか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

がじまる薬局の下あたりのグレーチングだと思えますけれども、これについても病院側と協議をして、病院側が原因であればお願いして対応させようと思っています。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 しっかりと協議をしてスムーズに住民とのトラブルがないように講じていただきたいというふうに考えております。

あと、下水道のほうをお尋ねします。これは接続するのは既存の病院が5月に接続するということが了解されたのでしょうか。

議長 與那覇朝輝 上下水道課長 仲村盛和。

上下水道課長 仲村盛和 お答えします。

この5月の接続は、今建築中であります総合ケアセンターのほうです。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 総合ケアセンターは新築ですので、当然その新築の段階で接続というのは義務づけられると思いますが、私が今気になるのは、これまで既存の病院が接続していないということに対して非常に懸念をしております、何とか接続し、地域の環境も守っていくということはこの病院の果たす役割としては非常に大きなものがあるんじゃないかなと思います。この辺の今病院側の態度というのはどのような態度を示しているのかお伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 上下水道課長 仲村盛和。

上下水道課長 仲村盛和 お答えします。

平成27年、ことし1月ごろから接続に向けての協議を開始していきまして、既存の駐車場スペースに新棟を建築予定があるということで、それに合わせて接続する方向で今、調整しているところです。この新棟が29年7月開院予定を目標に進めていくということですので、それに向けて接続の協議を行っているところです。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 これは病院の、この接続されていない部分、既存の。どれぐらいの費用といたしますか、年間で下水道料金が発生するというふうに見積もられているか、もし数字を把握しているのであったらお答えいただけますでしょうか。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（15時21分）

~~~~~

再開（15時21分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

上下水道課長 仲村盛和。

上下水道課長 仲村盛和 現在のハートライフ病院の水道使用料から換算すると、約、月44

万円ぐらいの下水道使用料が見込めるものと思いますけれども、ただ全部が汚水として流しているわけではなくて、再生水として一部利用していますので、その分は控除しないといけないと思います。今、水量から考えた場合の額です。44万円を算定しています。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 水量からの算定ということで、マックスで44万円ぐらいかかるという想定がされるわけですね。過去も含めれば、すごい料金を我々は、本来は納めてもらうような料金になったかと思うんですけども、それらが本村の収入として入ってこないというような状況は、これはいかがなものかというふうに思います。29年に向けて、新築の工事とあわせて行うということですが、我々村民に対して、これまで接続をずっと促しているようではあるんですが、事業所に対しては接続を促すのが弱いんじゃないかなという印象を持たざるを得ないというところがありますが、そのほかにも事業所として、大口としてまだ接続されていないところはあるのでしょうか。ちょっとこれは質問の要旨はないんですけども、確認の意味で答えていただけますか。

議長 與那覇朝輝 上下水道課長 仲村盛和。

上下水道課長 仲村盛和 お答えします。

大口として、我々が把握している中では、今未接続は、今中城苑がございます。ただ、中城苑の場合は、勾配的なものがちょっととれなくて、今接続をちょっと見送っている状況であります。本館のほうはどうしても向こうの接続口より浅くなっているということで、過去にお願いしに行った経緯はありますが、そういった費用面でちょっと対応ができないということで、返事をもらっている状況です。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 了解しました。

それでは大卒の2番のほうの質問のほうに進

んでまいります。地域農業の振興についてであります。これまでも何度か私は取り上げてまいりましたが、本当に昨年度、この一括交付金を活用してどのような産業支援ができるかということをとっても期待していたんですけれども、課長の答弁でも、県分であって、村分の配分の活用というのは今のところどうなっているんですか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

村分の一括交付金も昨年、検討はしましたけれども、その時点では平成27年度の一括交付金については、おおむね計画があるということで、村分の枠はないという判断をして、まず沖縄県の既存の事業か、または一括交付金ということで、取り組んでおります。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（15時25分）

~~~~~

再開（15時25分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

答弁訂正します。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 ただいまの答弁を訂正いたします。

この県の一括交付金を活用したいというのは、事業提案者からの希望でもございました。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 今後もどんどん、この産業を育成していくためには、民間の事業所が提案を出してくると思いますが、それに対して、しっかりと対応していただきたいというふうにいつも希望はするんですけれども、一括交付金のイメージは、使い勝手がいいというのが我々のイメージで思っているんですが、それとは裏腹になかなか遅々としてこの活用が進んで

いないような印象があって、常に先送りされていて、これまでの支援策と余り変わりがないんじゃないかなという印象まで私は持ってしまうんですけれども、今年度この意気込みをちょっと課長、見せていただけませんか。絶対やってやるんだというぐらいの。産業を興してほしいんですよね、こちらの希望としては。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

やはり一括交付金の活用というのは、やっぱり有効的に使っていきたいと。この今回のキラゲの栽培等につきましては、県の一括交付金で執り行うということなんですけれども、今後、またこういった提案等々が出れば、当然村の一括交付金も活用できるか、または当然既存の補助事業も活用できるかというのを検討してまいりたいと思います。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 私たち4名の議員で、政務活動費を活用しまして、仙台のほうに行つてまいりまして、イチゴ農家といいますが、農家というかももう大きな事業でしたけれども、視察に行つてまいりました。若い人たちが生き生きと農業に取り組んでいる姿を見て感動してまいりました。これが沖縄でも十分可能だというような印象を持ちました。このようにして、新しい沖縄に今まで根づかなかつたような農業について、若者が提案をしてきております。こういったものをいかに生かしていくかというのは、非常に重要な産業育成に係ってくるんじゃないかなと思っています。なぜならば、よく聞いていただきたいんですけれども、沖縄の産業構造のいびつさというのを、私も調べてみたんですけれども、まず第1次産業が、ちょっと数年前のデータなんですけれども1.7%です。そして第2次産業が、建設とか製造業が12.7%。そし

て残りの85.6%というのが観光・サービス産業なんですね。その農水の中で、じゃあサトウキビの収入の割合はどれぐらいなのかなという、県内の総生産の1%といわれているんですね。そのような中で、常に、県の資料もそうですけども、今回の施政方針でもサトウキビは常にトップバッターに立っていて、基幹作物というふうに捉えられていまして、もちろんサトウキビを生産している人たちを揶揄するつもりはありませんが、そろそろ転換を迎える時期に来ているんじゃないかなという気はするんですけども、なかなかしかし、それからシフトできないというところに歯がゆい思いをしております。だから課長の答弁はいつも農家の高齢化、担い手不足というような答弁を聞かされると、気持ちもうダウンしてしまって、これ以上話を進めにくくなるんですけども、生き生きした農業というふうな言葉をぜひ私たちは耳にしていきたいなと思っています。

それで、もう一つ聞きたいんですけども、新年度の施政方針の中で、伝統野菜である島ニンジンや島ダイコン、それらのブランド化を図ってまいりますというような触れがありますが、このブランド化に対する基準というのと、もう一つ、特に島ニンジンについては経済的な効果というのはどの程度のものを見込んで、その位置づけをされているのかをお伺いします。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

今、島ニンジン、いわゆる伝統野菜のブランド化ということで、27年度に一括交付金を活用しまして研究等々を行う予定でありますけれども、ブランド化というのは、我々が考えているのは、まずその島ニンジンの特色である黄色ニンジン、これが今のところたまに化けたりして、オレンジ色に変色すると。そういうのを従来の

黄色に統一化を図れないかということで研究を進めてまいります。それでこれが中城村の特産品の島ニンジンであるという確立をしていきたいということを考えております。

経済的效果についてでございますけれども、今現在で幾ら、例えば農業収益が上がるのかということは、今お答えできませんけれども、我々、その取り組みをしながら徐々に生産を拡大していくと、当然面積も増やしていったら、当然ながら生産量も上げていけばおのずと生産額が上がって、経済効果もあるものと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 そのあたりだと私は思いますね。拡大していくと言われても、どれぐらい拡大していくのかなとか、ブランド化といってもどの基準を示してブランド化といっているのか。我々としては何となくはわかりますよ。島ニンジンが黄色くて長くて、ゴボウに似ているようなものというのは、何となくわかりますけれども、それだけなのか。それでじゃあほかの、慶良間あたりのあの離島の島々でも生産されているニンジンと、実際に違って、勝負したら勝てるのかとか、そこまで行きついて検証して言っているのかどうなのか。課長の答弁では何か家庭菜園の趣味の世界のことを言っているのかなんていう印象しか持たれないんですけども。かつて、農林水産課は経済課と呼ばれていたんですよ。ですから、やっぱり経済振興に対してインパクトを与えるということをやらないと、中城の村民が中城で働きたいということを何とかサポートしていくところを気を張ってやってもらわないと、農業支援といっても、たまたま農業をやった人に対して、たまたま支援をしている。たまたまこういうメニューがありました、たまたまそれを適当に活用しましたというようなところで、気がついてみると耕作放棄地だらけになっていたというふ

うな形で、じゃんじゃんで終わっていないかなというのが、中城村全体の農業の印象になりはしないかなということで、とても懸念しています。やはり、これだけ一括交付金というのは国も県も挙げて、地域を振興していこうということで、特に沖縄に対して、こう担っていくような財源だと思います。有効に活用して、民間の企業が、あるいはまた農業生産法人等も、活力あるようなものに実らせていただきたいというふうに希望します。

続きまして、大卒の3番目の地域自治会活動の活性化支援についてであります。ぜひ、地縁団体を今後も登記していきたいという希望をしている自治会とかありますでしょうか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

現在まだ9つの自治会が認可されていないわけですが、認可されるためにはいろんな条件がありまして、当然不動産を所有している、あるいは所有する予定があるというふうな条件が付されますので、そういう自治会からの話があることは聞いております。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 ぜひ、残りの自治会も団体として登記して、しっかりとした活動が、盤石な活動になるように希望いたします。

あと のLED化について、課長のほうからも積極的な答弁がいただきましたが、68%が節約できるということであれば、今後将来、電気代も節約できて、交換の時期も、寿命も長くなるということですので、年次ごとにこれやはり支援していく、一気にはできないというのは私も理解しておりますので、年次ごとに支援していくということが可能かどうか、ぜひ答弁をお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

去年の26年度要望が各自治会で35件ありまし

た。そのうち5基のLED改定しています。なので、ことしも6基、7基の範囲だろうなと思っておりますけれども、最終的には本当に年次的にかえる方向でいかないと、電気の節約にもならないんじゃないかなと思っていますので、その辺はうちのほうでまた年次的に計画を立てて、やらせてもらいたいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 これもまた財源の確保をしっかりとメニューを探して、進捗していただくことを希望いたします。

あとは、防犯灯については、必ずしも上部から照らすのではなくて、フットライトのような低床型も結構、最近は見られるようですが、こういったものも可能なところというのは考えられないかなと思います。なぜかと言いますと、地域によっては、高齢化をしていて、高い電柱に登れないとか、あるいは高い費用を出して業者に頼めないという部分があったり、交換に対して非常に懸念を示しているところもあって、離島の自治体にちょっと聞いてみたら、低床型、壁にはめ込んで照らす。そして電球をかえる時期になれば、簡単にかえられるというようなことも、安全にかえられるということもあって、場所によっては、そういったところも可能なかなと思いますが、そういったものをちょっと検討してみたいかがかどうか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今のフラットライトだと思いますけれども、この辺は、地域によってはできるところ、あるかもしれないので、この辺は調査しながらやっていかないことには、すぐここで全部やりますというのは答弁できませんので、まずは検証しながら検討させてください。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 そうですね、場所によってだと思いますので、こういった壁とか、

擁壁あたりが利用できる場所は、そういったところも活用していくのも1つの手じゃないかなと思いますので、提案をいたします。

それでは、最後のほうの字誌発刊に向けての件であります。今、地域でそういったのも希望としてはつくりたいと思うんですけども、なかなか資料を収集したり、じゃあ予算はどうしようかということが先立つと、どうしてもお尻が重たくなってできないというふうなことがあると思います。字誌の発刊は、皆さん共通認識で重要だとは思いつつも、それらのまとめる能力というのに対しては、なかなか手を挙げづらいところがあると思います。そこでぜひ、行政側、特に教育委員会が所管すると思えますが、資料収集に対して、ぜひ情報提供していただきたいと思えます。そして、自分史を発刊した方々も村内にもたくさんいるかわかりません。私もお2人は知ってしまして、読ましていただきましたが、非常に地域の歴史についても触れられていて、もちろん自分史ですから、自分の歴史といいますが、過去を振り返りながら編集はしているんですけども、その時代の背景というまで踏み込んで触れられているので、非常に読みごたえがあって、ためになるなという感じがします。そういった自分史もぜひ図書館もできることです。情報収集して、このような書籍も集めていただきたいと思えますが、そういったものに対してどのような取り組みを、支援策をお願いできるか、もう1回、課長のほうからでもよろしいですから答弁をお願いします。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。

ただいま議員がおっしゃったように、この字誌に関しては、各字とも、これは戦後のお互いの沖縄県民の負の遺産だと思います。しっかりそれに対しては支援していきたいと思えます。私たちとして、いわゆる沖縄戦で、大きな人的

被害、物的被害を受けまして、その中で大事なものの、一番だとウガンジュとかそういう中城の財産が奪われました。それを70年たちましたけれども、これは地道な作業になると思います。一人一人がやはり語れるものから、現在、皆さんが元気なうちに、語れるものからしっかり聞き取りをし、そしてできるだけ資料収集を行い、しっかり各字がそういう発刊に向けて準備態勢ができれば、教育委員会としては、やはりその編集委員に対しての協力をできるだけ行っていきたいと思えます。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 そういった資料が収集できたら、ぜひ公開していただいて、地域のそういった字誌等をつくるときには、こういった資料を提供しながら、支援しますよ、情報提供しますよということ、何となくイメージを沸かせるような取り組みをぜひしていただきたいなと思えます。私もきょう1冊持ってきたんですけども、新垣良英さんという方、もう亡くなりましたけれども、伊集の方はよく御存じで、与那原でガラス屋をやっていたと言えば、大体の人はわかるんですけども、出身が伊集でありまして、この方の歴史というのは、実は与那原町史の中にも転載して載っているぐらい、貴重な記述が盛り込まれています。その中でも特に私が感動したのは、沖縄の帽子クマーの歴史ですね。そういったものまで踏み込んで、自分がかかりながら、そのときに経済効果がどれぐらいあったというまで、サトウキビに次いで2番ぐらいだったというふうに書かれておりまして、我々戦後の人間が、意外だったなというようなところが結構触れられていまして非常に参考になりました。そして、沖縄戦のときには、この方、何とあの佐敷の海岸から中城湾を泳いで渡ったという記録まで書かれていまして、実はこの人は泳げないんですけども、泳いで渡ったと書いてあるんですけども、

泳げなかったれども、どうして泳いで渡ったのかなといたしますと、実は日本の兵隊も一緒に渡って、この人の足に竹ざおを縛りつけて、この人は水泳の名手で、一緒になって引っ張ってもらって、泳ぎ渡ったというふうなことを書いてあるんですね。このような貴重な経験をした方々の歴史ですので、これは字誌の発刊に向けたら、こういったものは、とても記事として参考になるところが多々ありますので、ぜひそういったものも活用していきたいと思いますので、ぜひ教育委員会のほうとしては協力をよろしくお願いいたします。私の一般質問はこれで終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で新垣博正議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会（ 1 5 時 4 4 分）

平成27年第2回中城村議会定例会（第20日目）

招集年月日	平成27年3月6日（金）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	平成27年3月25日（午前10時00分）		
	散会	平成27年3月25日（午後2時41分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	石原昌雄	9番	新垣徳正
	2番	外間博則	10番	安里ヨシ子
	3番	大城常良	11番	新垣光栄
	4番	欠席	12番	新垣博正
	5番	仲松正敏	13番	仲座勇
	6番	新垣貞則	14番	新垣善功
	7番	金城章	15番	宮城重夫
	8番	伊佐則勝	16番	與那覇朝輝
欠席議員	4番	屋良清		
会議録署名議員	10番	安里ヨシ子	11番	新垣光栄
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	知名勉	議事係長	比嘉保
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	與儀忍
	副村長	比嘉正豊	企業立地・観光推進課長	屋良朝次
	教育長	呉屋之雄	都市建設課長	新垣正
	総務課長	比嘉忠典	農林水産課長兼農業委員会事務局長	津覇盛之
	住民生活課長	新垣親裕	上下水道課長	仲村盛和
	会計管理者	比嘉義人	教育総務課長	名幸孝
	税務課長	稲嶺盛昌	生涯学習課長	新垣一弘
	福祉課長	仲松範三	教育総務課主幹	伊波正明
	健康保険課長	比嘉健治		

議事日程第7号

日 程	件 名
第 1	一般質問

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に宮城重夫議員の一般質問を許します。

15番 宮城重夫議員 おはようございます。それでは通告書に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

大枠1番、中城村土の将来に向けた土地利用計画住宅政策について。村当局の努力で都市計画法第34条第12号、11号の設定、指定により中城村内の自己用住宅開発許可等は緩和されましたが、近隣市町村と比較してまだ制約が厳しいと思っておりますが、更なる緩和策、那覇広域からの除外に向けて取り組む考えはないですか。お伺いします。

2点目、平和行政について。今年は終戦70年の節目の年ですが中城村独自の何らかの記念事業はできないか伺います。去る大戦で、中城村内の戦没者が約5,140名余の方がお亡くなりになっていますので、ぜひともその節目に後世にこの戦争に対する被害者が出たことを語り継ぐためにもぜひとも節目の年で、何らかの事業をやってもらいたいと思っております。

3点目、吉の浦公園内の整備、及び施設設置についてでございますが、吉の浦公園内のゲートボール場の面の整地が必要と思っておりますが、面の整備ができないか伺います。で、公園内に屋外バスケットコートを設置できないか。我々の時代には各公民館に必ずどこの部落でもバスケットコートというのがあったんですね。あの時分は、バスケットに関しては中城という、そのぐらい有名だったんですけども、最近、部活の子供たちは体育館内でそういったバスケットはしますけれども、普通の部活に入っていない子供たちがどうしても放課後に遊ぶ場所

と言いますか、これは必要ではないかなと思っておりますので、ぜひともそこを御理解の上、屋外のバスケットコートの設置をお願いしたいと思っております。それでは答弁よろしく申し上げます。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは宮城重夫議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、都市建設課。大枠2番につきましては、福祉課。大枠3番につきましては、教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、御質問の大枠1番、村の土地利用についての御質問でございますけれども、所見を述べさせていただきますが、議員も御承知のとおり、本村は非常に法規制の厳しい地域でございます。都計法、そして農地法、非常にたくさんの法規制がございます。ただ近年は御質問の中にもありますけれども、緩和区域の広がりとその一つとしまして、優良田園住宅制度活用をして、何らかの糸口にはしないかと期待をしているところであります。それとともに今年度は地方創生というキーワードがございます。国は地方の声に耳を傾けていきますという宣言を受けて、そこに我々独自の取り組みはできないかということで、チャレンジをしていきたいと思っております。詳細につきましては、また都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 宮城重夫議員の大枠3の施設の整備、運営に管理について。この場所は、大人の広場(一部ゲートボール場)として無料で使用させております。広場の土壌(面整備)については、この場所は、大人の広場としての多目的利用が主であり、利用できるための整備状況は、対応できると理解しております。仮に部分的にゲートボールプレーに支障があるようであればその部分を目砂散布で修繕対応し

ます。現在、専用のゲートボール場整備するかは、検討はしておりません。

公園内は既に利用者からは、施設ごとに有効利用されており、広いバスケットコート面を設置することは、他施設利用にも影響を与えますので厳しい面があります。コートの設置は検討しておりません。以上です。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 宮城重夫議員の大枠1について、お答えします。

那覇広域都市計画区域（那覇市及び10市町村を含めた区域）は線引き時点昭和49年8月1日に区域区分されており、近隣市町村の都市計画区域内と同じ市街化調整区域と比較して、厳しいわけではありません。市街化調整区域を市街化区域への編入する手続は、人口フレームや面整備の条件を整えることが、必須であります。現在、泊、久場の市街化編入へ向けて整備を進めています。また、質問にもあります、11号の追加、12号の緩和区域の指定、更に平成26年5月に指定既存集落の指定がなかった地域に新たな北上原、登又が指定されることにより、緩和区域が南上原以外の全集落に拡大することによって、住宅政策が可能となり、人口が見込まれています。また、那覇広域都市計画区域からの除外に向けて取り組む考えの質問ですが、那覇広域都市計画区域からの離脱と言うのは、線引き時点において、当時の議会決議により琉球大学敷地を市街化区域に編入し、他の集落地域の区域については、市街化調整区域が指定され現在に至っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 宮城議員の質問にお答えします。

平成27年11月7日予定の村慰霊祭終了後、村と村遺族連合会の共催により、終戦70周年記念事業を計画しております。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 平和行政について、お答えいたします。

現在、平和行政の一環として、中学生3名を「青少年平和学習交流団」として、長崎県で開催される「長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典」と「青少年ピースフォーラム」に派遣をしております。戦争、被爆体験者から講話を聴くことにより、戦争の悲惨さや平和の尊さを学んでおります。戦争の風化が懸念される中、継続的に事業を行うことにより、次代を担う子供たちが戦争と平和について学ぶ機会の提供を続けていこうと考えております。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 まず1点目の件に関して、村長の答弁からすると優良田園住宅とか、そういうのを考えている。あるいはまた登又、北上原、新たな指定区域を指定したと、それで住宅整備は緩和されているのではないかなと都建課あるいは村長からの答弁でございましたけれども、確かに緩和されていますけれども、その中に中城第4次総合計画基本構想の中でもうたわれている優良田園住宅は300平米以上で3階建て以下の規制がありますよね。あるいはまた、この資料によりますと優良田園住宅対象範囲が登又と北上原とのそういう限定的になっているんじゃないかなと思います。村全体のどこでもつくれるようなそういう状況をつくれなかつたかという考えでもって質問をしているんですけども、その件に関してはどうお考えですか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

議員のおっしゃるとおりでございますが、私も非常に残念と言いますか、優良田園住宅制度は全体的にやりたい希望は持っているんですけども、それをやはりどうしても農地法とか、都計法の範囲内での話になるものですから、こういうゾーニングになってしまいましたけれども、これは入口ですから将来的にはまた少し

ずつ広がっていくものではありませんけれども、ただ先ほど答弁いたしましたとおり、実は県のほうの話になりますと、今のような法規制の話になってくるものですから、今回、地方創生で、その地方独自の考え方によって、まちづくりを推進していきたいという、この政策がございますので、直接国との話し合いの中で、我々大きな例えば優良田園住宅であれば、もっとゾーニングを広げたとか、あるいは農と住の特区的なもの。この教育委員会のほうで去年やりました文科省からの特区も同じようなことでございますけれども、我々独自の特区でつれないとか、いろいろな方法で考えていきたいんですね。そして、議員がおっしゃる那覇広域都市計画の離脱という部分も念頭に置きながら、ただこの部分を一点集中的に交渉していきますと、どうしても時間的な部分が入ってきますので、いろいろな知恵を出し合いながら、いろいろなAプラン、Bプラン、Cプランという形で積極的に取り組んでいきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 補足説明を都市建設課長 新垣 正。

休憩します。

休憩（10時13分）

~~~~~

再開（10時13分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 答弁します。

議員からの質問の中で、北上原、登又の優良田園という話がありましたけれども、基本的には村全体、11号、12号の緩和区域の農振白地については、優良田園の範囲に入っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 都建課長の答弁にちょっと疑問があるんですけども、この第4次総合計画においては、新しい資料ではこれで

はオレンジ枠線で優良田園住宅対象範囲は登又と北上原と明記しているわけですよ。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今、議員が持っている図面は農林水産課のほうで作成して、去年優良田園住宅範囲が決まっていますので、その図面を、農林水産課のほうでも作成していますので、その図面が一番新しいものと思います。今持っている図面は改正前の図面ですので、よろしく願います。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 田園住宅に関しては都建課長の答弁が新しいということ。全域とか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

優良田園住宅のいわゆる建設が可能な土地というのは、今都市計画法の11号、12号が定められておりますので、その土地に接する部分ということで、村の全域というよりも、当然その辺の区域の設定はされております。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（10時16分）

~~~~~

再開（10時16分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 補足の回答をいたします。

緩和区域と言いますのは、ご存知のとおり、上地区、登又、北上原、あとは下は伊集から久場までの範囲となっております。そのいわゆる優良田園住宅の建設ができる部分というのは、その緩和区域に接する土地ということになっております。基本方針の中では、

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 あとは都建課長に伺いますけれども、久場前原線市街化編入で今、今年予定していますよね。それで現場説明会の中でちょっといろいろな規制があるという話を聞いたんですけども、何でいろいろな規制がかかるかどうか。私らはあの地域を全部何でも建てられるそういう考えで持っていたんですけども、現場に聞いたらあの道路から電力側のその間にしかどうこうなったんですが、そういうところも詳しく説明できますか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

準工業地域に指定し、本来は何でも建築は可能です。ただし、集落が上のほうにありますので、村の条例、地区計画を制定して、騒音がうるさい施設とか、例えばホテルとか、そういう迷惑をかける施設は排除しようということで、久場のまちづくり検討委員会の中に投げかけして、村の条例をつくって地区計画の条例を作成していく段階です。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 法に規制されるのではなくて、お互い村の条例でもって規制しようということですか。

3月19日の新聞報道によりますと、県内の土地の値段の記事が載っていますよね。約1週間ぐらい前ですか、中城村の場合、この他の市町村においては、2年連続宅地価格は上昇しているのに、ぽつんと中城だけは横ばいであると。名護市、本部町、中城村は横ばい。その原因というのは、そもそも今先ほどから私が質問しているように住宅を建てないといえ、個人住宅に限定されていますよね、その土地利用の面からではないかと思えますけれども、村長はどうお考えですか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

先週の新聞の中で、公示価格が出ていました。

恐らく新垣地点だということで認識しています。南上原の公示価格は今回載っていませんけれども、南上原については市街化区域として、宅地造成事業をして毎年上がっていますけれども、調整区域の中では先ほど言ったようにアパートもつくれないとかという土地利用規制があるものですから、評価としても横ばいの価格となっています。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 住宅の変化、商業地域というのもあるんですよね。この場合、中城村の場合、調査なしと。そういうぐあいに考えているのは、商業地域というのは中城村にはないわけですよね。そういったものも含めて、関連してやはり、商業地域の指定ぐらいできるぐらいの土地利用というのはできないかどうか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今の商業地域の話は、市街化区域、市街化調整区域、市街化区域の中で用途の制限が出てきます。準工業地域、工業地域、第1種住宅専用地域、第1種中高層地域ということで、それぞれの用途指定されます。その中で市街化区域にそういう用途は生まれてこなくて、市街化調整区域はあくまでも市街化を抑制する地域で住宅等しかできない用途になってきます。以上です。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 村土の有効利用からすればやはり中城村としてのそういった商業地域も指定できるようにそういう土地利用と言いますか、今後は考えてもらいたいと思うわけです。

次に進みますけれども、この南上原地区の整備事業というのは、29年度で終了すると言っています。都建課長から伺っていますけれども、その後は何も無いのか、どういう都市建設課からの事業は何の予定もないわけですか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

都市建設課としては、29年度に南上原土地区画整理事業が完了していきます。次の段階としては上地区の今登又、北上原、第4次総合計画の中でも載っているような計画的市街地を目指しましょうというのがありますので、その辺の事業化をめどに考える必要があるかなとは思いますが。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 27年度は小学校が子供たちが多くて、7教室増設しますよね。今後、そういうふうを考えてみますと、やはり今から住宅政策というのをきちんとやっておかないとまた、よく十四、五年前に言われましたよね。二男、三男がつくるヤーンネーランという。あとは10年、20年後にまたそういう状態が生まれてくるのではないかと思うんですよ。南上原土地区画整備事業も着工は確かに平成8年だと思います。工事業だけで25年使っていますので。計画から計算すると計画は大体5年ぐらい。25年の計算は必要ではないかなと思いますよ。子供たちが多くなっている将来を見越して、住宅政策とあるいは中城村の土地利用計画を立てる場合、今から着々と進めないといけないじゃないかと思うんですけれども、その件について、村長はどう考えますか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

議員おっしゃるとおり今後の住宅需要に対して、我々がどう供給していくかということについては、今の区画整理をして南上原のように区画整理をして供給できるのが一番いい形だとは思っております。ただ、そこら辺は時代の変遷とともにやはり補助金の問題があったり、あるいは例えば今現時点でもし考えるとすると、当時の減歩率が約2～3割多くても、3割5分程度ですけれども、今一番小さくても5割程度は減歩される時代になっておりますので、それは

減歩される時代になっておりますので、その地権者の方が今はもう一番小さくても5割程度は減歩される時代になっておりますので、それを地権者の皆さんが理解できるかということの壁もあると思います。御承知だと思いますけれども、久場で一度、区画整理ができないかということで検討したときがありますけれども、減歩率が50%を超えてしまうと地主さんの理解は得られませんし、またそれに伴っての費用対効果というのは大きなものは望めないという結果が出ておりますので、今後はもちろん区画整理という部分での住宅需要に対する供給の手段を考えるのももちろんですけれども、それとともに先ほど私がお話ししているように中城も法規制の厳しいところを皆さんとともに知恵を出し合って、それを一つ一つ紐解きながら住宅の供給あるいは、アパートも含めてのことになりますけれども、そういう供給ができないかという、この両方の部分で考えていかないといけない時代になっていると思っております。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 ただいま村長からの答弁がありましたように、確かに大規模な南上原みたいな整備事業というのは相当難しい面もあると思いますけれども、しかし、法規制を緩和する。あるいはそういったような取り組みで、村全体、特に私が心配するのは下地区なんです。そここのところも今後は重点的にそういった法規制の緩和をやっていくべきではないかと思うわけです。例えばこういう場合において、法規制になった場合、いろいろな問題点もあると思うんですよね。デメリット、またはいろいろな想定されていると思いますけれども、大体どういうことが考えられますでしょうか。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 お答えいたします。

現在の土地利用について、一定限度の法的規制があるから現状を保っているということにな

ると思います。当然、今ある規制を全て取っ払えばもう無秩序の開発。要するに逆に言えば法的建設確認も何も要りません。道も要りませんという形になればスラム街化していく以外にないわけですので、一定限度のやはり土地利用の制限というのは必要です。確かに厳しい部分があります。あるがゆえに現状の生活環境を保っているという部分があるわけですね。厳し過ぎるから、では全部なくしましょうというわけではなくて、段階的にどういう形まで持っていけるかというのは、行政として努力する必要があります。ただ、丸っきりゼロにすることははっきり申し上げまして、住環境とか、工場と住宅の混在とか、法規制がなければ、一切個人任せになってしまいますので、そういう面では基本的に一定限度の土地利用の規制というのは必要だと考えています。その上で、厳しければそれをどうある程度、緩和しながら住環境を維持していくかというのに努力するべきだというふうに考えています。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 確かにこれは法規制を緩和する一方においては、ただいま副村長があったように、いろいろ問題点は生じてくるだろうと思います。しかしながら、それはお互いの村の土地利用ですので、それは条例とか、そういう制定して、規制できると思いますけれども、これの件に関してはどうですか。条例で規制というのは。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

全てを取っ払って、あとは村だけで条例を決めようかというのは、恐らく全国的にも例はないでしょうし、まず常識的に不可能だと思っております。やはりある程度、先ほど副村長からの答弁もありましたとおり、規制はそのまま残す規制と、それとあまりにもこれは、前の時代のもので、我々はこれは改正していくべきでは

ないかという部分と両方あると思いますので、やはりゼロか100かということであれば、今の議員のお気持ちもよく分かるんですけども、ゼロか100かはまず不可能ですので、今ある規制を少しずつでも前に進めるように少しずつでも住民の要望に応えられる形にできる規制は我々の条例とか、あるいは規制をそのまま使うとか、そういう部分での対応になっていくと思っております。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 今までの議論として主に個人住宅の議論になっていきますけれども、やはりそこはあと一歩踏み込んで集合住宅に関しても今後は緩和していかないと、その個人住宅は子育て真っ最中の年齢層がいきなり住宅というのは厳しいんじゃないかなと、やはりそこに人間を呼び寄せるためには集合住宅をもうちょっと緩和する必要があるんじゃないかと思っておりますけれども、その件に関しては都建課長。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今の整備の中で市街化区域に編入すれば、アパート建築も可能です。これについても例えば当間地区を区画整理事業しましょうという中で、その事業費云々、先ほども村長の答弁がありましたけれども、減歩率でオーケーして、面整備をやりましょうと。それと人口フレームも、この四、五年で人口がふえたという根拠づけをして、5年に一回は見直し作業がありますので、その中でこの事業が取り入れられるのであれば組合施行とかも考えられるし、そのときにはアパートあとは皆さん方がつくりたい商業地域もできるという可能性はあります。ただし、今人口がその地区で何名ふえたか、その辺の基礎調査をしながら5年に1回、市街化区域の見直しがありますので、その辺を議論したほうが私はいいのかなと思っております。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 今答弁として人口の問題がありますけれども、いかに人口が少ないからだって、その人口をふやすかが答弁の問題ではないかと思えます。そこを今都建課長が答弁したような議論をするまでにやったし、人を呼び寄せないといけなくなるんですよ。その件に関しては答弁できますか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

私の感じていることをお話しさせていただきます。現行の法律というのは、すべての人口がふえたからこうしましょうというものが基本にあるような気がします。ところが、先ほどからお話を申し上げておりますけれども、地方創生の戦略的な政策の部分においては、人口をふやすためにどうするかという大きな基本理念がありますので、我々はですからそこに何とか地方の知恵を出して、そこにのっかりたいというのが実はあるわけです。先ほど都市建設課長が答弁したように、現行の法律というのは結果でしか物は進んでいかない。しかし今やろうとしているものは将来においての目指すところで政策をうってきっているとありますので、そこに向かっていきたいなという気はしております。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 ぜひとも村長頑張ってもらいたいと思えます。

それでは次の2番の平和行政についてです。福祉課長のほうからは村慰霊祭のときに、遺族会と共催をやるという。この共催する事業の具体的な考えとかはお持ちですか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

事業費については、要求以上に予算をつけていただきました。内容については、50周年、60周年を参考に遺族連合会の皆さんと一緒に検討してやっていきたいと思えます。宮城議員も遺族連合会の役員ですので、一緒に頑張ってい

ましよう。よろしく申し上げます。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 あとは28年度から護佐丸資料図書館ができますけれども、その図書館内にそういった戦争関連、資料、書籍等を陳列するコーナーというのは設けることはできないですか。平和学習関連。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。

28年度から護佐丸歴史資料館が開館しますけれども、この開館というのは、やはり沖縄独自の独立性を活かした会館でありますので、当然、沖縄戦を体験した我々としてはそれに関する資料収集等は十分それは進んで設置したいと思えます。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 ありがとうございます。それでは公園内の吉の浦公園の整備に移りますけれども、今、利用者がわざわざホーム下のほうの海岸から砂を運んで、面を整えているんだよというそういう話をなされていたんですよ。芝もところどころはげています。その芝の張り替え等はできないかどうか。それもできないですか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 御指摘ありがとうございます。ただいまゲートボールについて、やはり老人クラブ、健康上の一環としてからも十分それはゲートボールとして使っていただきたいと思えます。現在、このゲートボール場は、教育長が答弁しているように大人の広場として、どこでも広場、例えば保育園の運動会とか、小学校の遠足とか、その時期になると結構使っています。ですからその合間の時期に空いた日はゲートボール場を皆さんに使ってもらっております。その間、ゲートボールに関して、整備もして、きれいにやってもらいます。皆さんがそれだけやっていることに関しては、当然こちらと

しては砂とか、散布とか、資材費はこちらで十分準備しますので、もし何かあれば私のほうに御一報ということで、協力したいと思います。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 今、利用する方々がやっているから、行政で何とかやってもらいたいなという話なんですよ。これはまた同じじゃないですか、現状維持。そういうことですか。使う人がやりなさいと。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。
生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。

現在、おっしゃっているのは全面改装とか、そういうあれは計画はしておりません。ただ、このゲートボールに関して、支障があればこちらとしてはある程度の整備は砂を入れたり、それは協力当然やっていきますということで維持補修費で今後やっていきたいと思えます。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 面の全面整備はできなくて、でこぼこの部分だけ部分的にパッチングみたいな感じのその補修しかできないということですか。これは村の財産ではないですか。その管理も利用者がというのはちょっと問題ではないですか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。
生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。

当然、これは村の財産でありますので、その施設に関しては維持に関してはこちらの維持管理費の中でやっていきたいと思えます。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 維持管理は当然、村がやるという答弁すけれども、実際、面整備はできないと。一応、他の市町村の例えばちゃんとした行くんじゃないですか、対外試合なんか。こちらの土とか向こうに行くとちゃんとした芝が張られているところでやるという、そのギャップと考えると村は当然、これは面整備をやって当たり前と思うけれども、どうですか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。
生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。

最初でお話ししました、この場所は大人の広場としても幼稚園生、保育園の運動会とか、そこでできる広場であります。その中でゲートボール場の場合も一部として、皆さんに専用的に今使わせている状態であります。ですから、皆さんが専用ゲートボールを使いたい気持ちはわかるんですけども、この広場自体は全村民、全村外からの皆さんも多目的な広場ですので、使わせるように一応進めています。今回、議員がおっしゃるようにゲートボール場の今ある程度、でこぼこがあるので、こちらの維持補修費の中で修繕対応していきたいと思えます。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 ぜひちゃんとした本当にゲートボール場であるというふうに、誰が見ても、よその地区との比較、検討して、よそがやっているぐらいの維持管理をやってもらいたいです。あとは屋外バスケットコートが広くて、ちょっと無理であるという教育長の答弁すけれども、せめて3オン3、そのぐらいでもやれば、子供たちは本当に喜ぶと思うんですよ。かわいそうですよ、中城の子供たちは。私はいろいろな公園へ行きますけれども、もう女の子から青年、高校生からいっぱいするわけです。どうですか、その3オン3のコートも無理ですか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。
生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。

議員趣旨の設問に、質問の中でバスケットコート面とあるものですから、私はまず最初は全面コートという解釈で回答いたしました。議員が最初おっしゃったようにやはり思いは一緒であります。いわゆる県下では本村はバスケット伝統の村であります。そのため、以前はほとんどの公民館広場にバスケットリングがありました。その場所は地域交流の場としても重要な

役割を果たしてきました。その後、諸事情により地域の公民館からリングが消え、部活をしない小中学生、帰宅後の行き場、居場所が狭められ、子供同士の交流、大人の交流が少なくなったことは否めません。今、議員のおっしゃるいわゆる半分のコート、いわゆる3オン3というのをつくって、狭い場所でもできるコートというのをそれであれば吉の浦公園ですか、どうか設置できないかなということ、今後またお互い、子供たち、いわゆる健全育成の立場からも健全な遊ぶ場所というんですか、それを設置するやはり検討しないといけないなと思っています。ですから今言ったのは、教育長は全面コートというのは広いのはちょっと無理ですけども、議員がおっしゃるようにそういうハーフコート、3対3とか、4対4、1対1、ボール1個を持って練習ができればすばらしい提案だと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 最後にそれでは最後にバスケットコートの半分、3オン3のコートをやるという村長の答弁を聞いて、質問を終わります。答弁をお願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

十分気持ちは伝わりましたので、場所的な部分とももちろん財政的な部分があると思いますけれども、担当課としっかり協議をして、まず場所がどういった場所のできるのかを検討させていただいて、その後どういう財源であるいはどういう金額ぐらいになるのかをはじき出して、真剣に考えていきたいと思っています。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 與那覇朝輝 これで宮城重夫議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩(10時47分)

~~~~~

再開(10時58分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて新垣善功議員の一般質問を許します。

14番 新垣善功議員 それでは許可を得ましたので、通告書に基づきまして質問をします。

施政方針の中から、まず1点目、産業振興ということで、うたわれていますが、本村の産業と言えば農業・漁業と言っても過言ではないと考えています。その農業・漁業振興策はどのようになっているのか。また観光との連携についてはどのように考えているのか。これは農林水産課と企業立地・観光推進課との横の連携はどうなっているのか。それと商業振興について、LNG冷熱エネルギーを想定した、新たな商品開発を行うということであります。その概要と実施計画は、特産品の開発販売について、どのような特産品を考えているのか。また販路開拓について、どのように考えているのか。観光振興について、中城城跡への観光客誘客促進をどのように推進していくのか。村長の目標である15万人目標達成の実現をどのように目指しているのか。そして、今年の民泊事業の支援計画についてはどうなっているか。今回、施政方針の中では、抜けていますけれども、民泊も今年も10月20日と11月25日と、12月8日ということで、NPO法人があると思いますが、これはどのようにやっているのか。商工会も一度やりましたけれども、その後、商工会との連携はどうなっているのか。

それと2番目の平和行政についてでございます。平和行政については、先ほども質問がありましたとおり、私は別の観点から質問をさせていただきます。これまで平和行政ということで、施政方針の中を見ますと、1985年に中城村非核宣言を村としての宣言をしたわけでございます

が、その宣言した立て看が、今何力所ぐらい村内に立地されているのか。それと中城村戦没者慰霊祭とそれから先ほども答弁ありましたように被爆地長崎県に平和祈念式典に児童生徒を派遣していますけれども、村民に対する平和行政はどのようになっているのか。今中断していますけれども、これまでは憲法記念日に憲法講演会とか、いろいろやってきました。今は以前よりは中城の平和行政については、後退しているような気がします。ことしで70年ということですが、節目になっていると思いますが、その平和行政について、今真剣に考える時期にきていないか。戦没者の遺族の皆さん方が高齢化して、今後慰霊祭も果たして開催できるかどうか、そういう時代に来ているんですよ。しかし、平和行政については、平和なくて発展はないという基本的な考えを持っていますので、ひとつ平和行政についてもうちょっと村民に対し、村全体としての平和行政を強化して、拡充していくべきではないかと考えておりますし、学校現場において、児童生徒にどのように平和について教えているか。これは平和行政についてはもう全般にまたがります。特に子供のころから平和については、大事なことです。これはもう一番大切なことだと思います。平和があるからお互いこういふ今の日本が、我が国ができたわけでございます。今も情勢はいろいろと混んとしていますけれども、今こそ私は平和行政を村民に推進していくべきではないかと思えます。以上、2点質問をいたしまして、答弁を求めてからまた随時質問をさせていただきます。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣善功議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番につきましては、農林水産課と企業立地・観光推進課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番につきましては、主として企画課の

ほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、御質問の大枠1番の観光振興についてでございます。私も15万人を目標にしますということで宣言をさせていただいておりますので、今何とか12万人までは来ていますので、あともうひと踏ん張りだという気持ちで取り組んでいますので、本村の観光という面で考えますと、沖縄全体ではやはり沖縄の観光は夏、空、海、これが大部分だと思います。我々の中城城跡という1点で考えますと、そのすみ分けをこれからもっと強い意志でやっていきたいなと思っています。というのは、我々、中城城跡への観光誘客というのは、やはり冬場、それと夜のナイトスポット的な部分を担っていければ、これは沖縄県の観光誘客の一翼を担うこともできるんじゃないかと思っておりますので、いろいろ知恵を出し合いながらイベント関係もそうですけれども、その辺を担えれば、この15万人達成もそろそろやれるのではないかと思っております。頑張っていきたいと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは新垣善功議員の大枠1の と について、お答えをいたします。

まず についてですが、本村の農業はさとうきびを中心に野菜、花き、果樹等の露地栽培や施設栽培を行ってきております。現在、農業振興策として、農道舗装による基盤整備を実施しており、今後は生産環境改善を図るために土地改良施設の維持管理が必要だと考えております。次に、ソフト的な面からは、現在、生産組織への補助、井戸設置補助等を行っております。また、担い手育成に向けた新規就農者への青年就農給付金の交付やビニールハウス設置事業の導入を実施し支援をしております。漁業の振興といたしましては、漁港施設の整備はほぼ完了し

ており、漁業組合へ育成補助金や漁具購入等への補助を行っております。今後は漁獲量低下への対策として稚魚の放流等への支援を検討していく必要があると考えております。観光との連携については、本村で生産されております農林水産物の六次産業化による加工品の開発。いわゆる特産品が必要になるものと考えております。

について、特産品の開発については、基本的には本村の伝統野菜である島ニンジン、島ダイコンを活用した加工品の開発について可能性を検討したいと考えております。販路については、関係機関と連携イベント等でのPR行動、あと給食センターや量販店への売り込み等による販路開拓を図りたいと考えております。また将来的には特産品販売施設等の集客施設の設置も検討する必要があるものと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では新垣善功議員の御質問にお答えをしていきたいと思っております。

農林水産課長との答弁が一部重複する可能性があります。御了承願いたいと思っております。まずは大枠1については、農漁業との観光連携ということでありますが、農漁業との観光連携については、民泊受け入れるときに農業体験また新たなグリーンツーリズム等の取り組みが観光と連携ができるものだと考えております。 については、ごさまるエネルギープロジェクトは、LNG冷熱利用可能性については、これまで調査研究をしてきました。1番目に、凍結粉碎の研究及び商品開発。2番目に、冷凍倉庫の可能性研究。3番目に、陸上養殖の可能性研究。4番目に、植物工場への可能性研究の4つに絞り込み、その中から凍結粉碎物を使った各種食品開発と製氷技術の確立、陸上養殖実験、植物工場への冷水栽培の検討を行って

おります。今年度、施政方針にありますとおり、新たな商品開発について、オキコ株式会社の島にんじんペーストを利用した洋菓子の商品がこれまで完成しております。平成27年5月30日（護佐丸の日）に発表し、販売を開始する予定であります。販売個数については、試験を兼ねているということもありまして、1万5,000個から2万個を予定しております。記者会見については、沖縄県の記者クラブを予定しているところであります。また、議員の皆さんにもその時期が来ましたら、御案内したいと思っております。

それから ですが特産品の開発販売については、農林水産課長からもありましたとおりですが、特に農水産物の加工品を特産物としての開発ができないかということでもあります。また販路開拓については、例えば朝市、学校給食等での地産地消の取り組み、中城ホームページでの情報発信、ふるさと納税者への御礼の贈呈品等に現在、活用をしております。さらに県レベルで申し上げますと、沖縄県産業まつりへの出店を目指していきたいと考えております。

の観光振興についてですが、観光振興については、これまで中城城跡への観光誘客数15万人を目標として業務を推進してまいりました。実現に向けては、中城城跡での誘客イベントや中城城跡PR事業を行い、誘客に努めております。平成27年度の観光客誘客促進事業については、まず中城城跡共同管理事業組合との支援事業としましては、7月から9月にかけて、グスクの響きを予定しております。それから9月に北中城村の青年エイサー祭りが予定されております。12月にはわかていだを見る集いとツブキまつり。1月には、初日の出の観覧、そして花のカーニバル事業。次に中城村事業としまして、今年もプロジェクションマッピングを11月に予定をしております。それから世界遺産劇場については、今文化庁への申請をしております。

併せてとよむ中城文化遺産観光活性化事業についても文化庁に申請をしているところであります。また、新たに事業の熟度が固まり次第、一括交付金事業に該当できる事業を計画して、関係課と調整をしながら新たなイベント事業も今年度できたら開催していきたいと考えております。

次に、民泊事業の支援計画はということですが、まずは民泊事業については、村内では2事業所行われております。村商工会とNPO法人しまんちゅ活力支援隊の2団体が民泊受入事業を展開しております。村としては中城城跡の観覧料の減免、民泊に関するパンフレットの作成、入離村式へのサポート支援を行っております。平成27年度は11月に茨城県の高校3校を受け入れる予定であります。特に議員、最後の御質問のところ、商工会との連携ということですが、今、商工会では単独で民泊事業を受け入れることはかなり厳しいものがあるということで、相談を受けまして、今後、NPO法人と一緒にやって取り組んでいく方向を決めております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

平和行政についてでございます。戦後70年となり、戦争の悲惨さを語っていただいた戦争体験者の方々は確実に減少しております。そのことにより戦争の悲惨さや平和の尊さを直接伝えることができなくなることを大変危惧しております。戦争はいつの時代、いかなる理由であろうとも、起こしてはいけないものと考えております。次代を担う子供たちが戦争と平和について学ぶ機会である「青少年平和交流団派遣事業」は今後とも継続したいと考えております。また、次世代はもとより、広く一般の方を対象とした平和事業の計画を視野に入れ、取り組んでいきたいと考えております。平成16年度までは憲法記念日である5月3日に憲法講演会を開催し、

平和憲法の重要性を村民とともに共有をしております。しかし、ゴールデンウィーク期間中であることから講演会への参加者が減少したため、やむなく中止をしているところでございます。それから児童生徒に対する平和事業についてですけれども、6月23日慰霊の日前後に各学校におきまして、平和集会を以前は開催されておりました。恐らく現在もそういう集会を持たれていると考えております。それから非核宣言についてでございます。世界唯一の被爆国民として、また第二次世界大戦におきまして、日本国内での唯一の悲惨な地上戦を体験した沖縄県民、中城村民として全ての戦争を否定し、人類の生存を脅かす核の廃絶を世界の全核保有国に強く求めるために、1985年7月29日に中城村非核宣言をしております。非核宣言の看板につきましては、たしか役場前の1カ所であると認識をしております。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 伊波正明。

教育総務課主幹 伊波正明 質問の中にもありました学校教育の中での平和教育のことに關してですが、各学校においては平和教育の年間指導計画が策定されています。それとともに人権教育計画も策定されて、その中で平和について考える時間、主に特活とか道徳とかそういったもろもろ広く学校教育の中で平和についての取り組みを行っているところです。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 それでは順を追って再質問をさせていただきます。

予算書を見た場合、施政方針を読みますと、毎年同じような内容でちょっと字句が違っただけで、ほとんどが今の答弁を聞いてももう同じ、前に聞いた覚えのことしかやっていない。施政方針とは村長の方針ですよね。1年間の。去年の施政方針について、どう感じているのか。果たして自分がこれをやっていきますという村

民に対する1年1年の公約だと思いますが、それがどの程度達成されているのか。それに対してどのような指示をし、やってきたか。私は今まで見ていますと、もう課長に任せて、課長が答弁する。その後の検証もない。そしてもしそれができていなければ指示をしてちゃんと村長の施政方針に沿うようにやるべきだと思いますし、農業振興の予算についても、例年とあまり変わらない。生産者育成、農協に対して30万幾らか補助金を丸投げして、それでも農協任せという状況なんですよ。そして漁業についても結局は今整備だけでしょう。本当に利益の上がる漁民や農民の所得が上がるような政策を打ち出せないものか。村独自の予算を使ってでもいいからやる。ほとんどが新規就農、青年の就農についても、県の補助金頼りでしょう。村独自の予算をして、将来の中城の農業をこう持っていくんだという方向性が全くない。変わらないですよ。よく言う農業では生活ができないということをよく聞いていますよね。耳にしますけれども、では生活ができない農業を、生活のできる農業にどう持っていくかは、私は行政の責任だと思っていますよ。皆さん方は村民の福祉、村民所得の向上に向けて行政は先頭を切って、村民を引っ張っていく責任があると思うんですよ。そこら辺、村長どう考えているのか。どうしてそんなにして農業について無関心なの。本当に中城の農業を振興しようという気はあるんですか。これも皆さんを見ると私はそうは見えないんですけども、村長その辺の考えを伺います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

農業については、確かに議員がおっしゃるとおり大変難しい問題があります。答えがはっきりしている部分については、我々行政はそれは資金投下も辞さない構えでやれるのは当然ですけども、しかし何が儲かるか。これが儲かる

かということについて、最初からわかっていないものですから、行政主導というのは確かに厳しいところはあると思います。さとうきびは今までは収益の部分で疑問点がつくようなものがたくさんありますけれども、だからと言ってこれにかえてみたらどうだ。あれに変えてみたらどうだということになりますと、当然そこには資金的な部分が出てきます。その設備投資も含めて、農家の皆さんがそれに見合うような投資ができるのか。行政としては一致をすれば新垣博正議員の質問にもあったと思いますが、そのやる気のある、あるいはこれをやりたいという部分については、行政はよし、費用対効果も含めて、もちろん我々も調査もしますけれども、そこについては支援もやぶさかではないんですが、ただ何がこれからというものについての支援というのは非常に厳しいものがあるというのはこれは御理解いただきたいなと思います。ただ、施政としてはやはり農業で何らかの生活が立たないか。それについては我々も行政もしっかり考えていかなければいけないとは思ってはおります。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 今、村長の答弁の中でわからないからやらないというような言い分で、また資金も十分にはないというような。確かに農業をするには資金は必要ですよ。しかし、それは今、国もそうですよね。農業振興のためにいろいろなTPPの導入が始まる前に日本の農業を再生しようと一生懸命やっています。いろいろな補助金があります。メニューがあります。そういうメニューを利用して、補助金をもらう。ただ補助金だけで村からの補助がないんですよ。例えばビニールハウスをつくる場合は80%補助だったら、20%は自己負担ですよ。それは農業をする方々は非常に負担が大きいと思うんですよ。1億円のビニールハウスをつくるには2,000万円ですよ。それに対して村

は幾らぐらい、持つのか。そういうのがないから農業をしたくてもお金がない。そして昔の職員は先輩方を褒めるわけではないけれども、当時は産業課の方々は常に現場を回っているんですよ。現場回りをして。今の公務員というのは現場を回っているのは見えないんですよ。要件がない限り回らない。村長も要件がないと県庁に行かないという答弁を以前にももらいましたが、要件がなくてもまずはどうなっているかというその状況の現場を見て、そこからいろいろな発想が生まれてくると思いますよ。私はそういう自分の体験からやはり現場を踏んで、現場はどうなっているか。現場の声を聞いて、そして自分なりのアイデア、自分なりの政策をつくる、企画・立案していくというのが私の考え方なんです。そういう意味で、村長も現場を作業着けて、「農業生産法人有限会社はどうですか」という声かけ合っていけば、これも励みになると思うんですよ。それで漁業組合についても、あの施設は何十億円かけているんですか。あの施設は。施設はほとんどでき上がっていますよ。今回、施政方針の中ではシャコガイの稚貝を放流するということがありますけれども、これは以前にもあったはずよね。屋良課長は分かるよね。そういう継続は力なりというように継続してやらないと、一時的にやってただため、そうじゃなくて継続してやらないと成果は上がらないと思いますよ。そういう意味でももうちょっと村長も農業について、漁業についてももうちょっと現場を見ていただきたいなと思っています。そういう意味からも本当に、農家の所得を上げることが税収につながってくると思うんですよ。昨日の質問でもさとうきびについてですが、さとうきび一辺倒なんですよ。これも基幹作物の転換も考えるぐらい大きな発想を持たないと、そして実際、農業をして、若い人で年収1,000万円を上げている人がいるわけですよ。村内には何名か。しかし、

村外の方も来てからやっている方もいらっしゃるんですけども、いるんですよ、何名か。この方々の農業経営を見て勉強していくべきではないですか、職員の皆さん方は、現場の皆さん方。そういう意味で村長もうちょっと農協の、育成みたいに、野菜生産部会ですか、補助金流すだけじゃなくて、本当に農業をしている。今、一生懸命1,000万円以上を上げている方々に対しても、もっと伸ばすように補助もする。これからやる新規に農業に従事していきたいという人たちに対してもやると。農業する人は自力しかできないんですよ。それでは中城の農業振興はできないと私は考えておりますので、ひとつその辺は考慮していただきたい。

それと人材育成についてで、やはり何事にも人材が大事ですよ。担い手を育てるとかありますけれども、そして役場職員の資質、農業委員会の委員の資質を上げるためには、研修費ぐらいはつけてもらえないかな。皆さん方は農業委員会をどう見ているかわかりませんが、私は行ってびっくりしたんですけども、これからでも育てていくべきでは、せめて県内研修あるいは県外研修をさせないと人材育成できませんよ。そういう意味でも、村長ひとつ農業、農林水産課長の要望については、120%応えるように、副村長がカットしているとありますけれども、この辺をしっかりとってくださいよ。お願いします。

それと 商工業振興について、LNGのあるいはこれまで平成25年が700万円、26年が1,000万、1,700万円使ってきました。どういう結果が出たのか、それは島にんじんの粉碎して、オキコパンになんやかんや、これは去年かな、一昨年も話を聞きました。同じ話を聞いていますよ、私たちは。この洋菓子をつくると、これはオキコパンですよ。どういう内容のものなのか、逆に村内にも洋菓子店とか、お菓子をつくっている方々が何名かいらっしゃいますよね。



そういう方々に委託して、この人たちに村民のアイデアを村民の人がやると、あんな大手のオキコパンにするよりは地元でお菓子をつくっている、個人的にこの前、通ったら屋宜でもやっていますね。小さいんですけども、北上原もあるし、またあっちこっちあると思うんですよ。そういう人たちの意見も聞いて、またこういう人たちは技術が全国一の方もいますので、そういう人たちの知恵を借りて、どうか中城村で婦人会を活用して、婦人会のやりたい人を集めて、吉の浦会館ですか、あそこには調理場もあるし、あそこでいろいろな器具もありますから、そこでの特産品づくりの研究会なんかは立ち上げて、それでできないものか。やればたくさんあるんですよ仕事は、皆さん方の仕事は、ただ予算だけ執行して、お金を使いっぱなしではいけないので、たくさんありますよ、考えれば。そういうのを一つ一つクリアしていくべきではないかと思えますけれども、屋良課長。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では答弁したいと思います。特産品づくりにも幅広くあります。商工会関係を見ている課として、やはり本村では1次産業の農業、それから水産物を加工を前提に商品化を考えているところがあります。そういうことで今回のLNGごさまるプロジェクトについては、こういう中城村の農産物、水産物を研究をしまして、商品化に向けての事業をこの2カ年間やってきたということでもあります。例えば商品開発については、ごさまるLNGプロジェクトの中に商工会員も含んでの協議もしておりますし、今回、洋菓子の完成については西原町のオキコパンではありますが、村内の事業所にも公募をかけたということも御理解いただきたいと思います。では村内ではまだ商品化に向けて取り組んでいる商品もあります。例えば鰹節の粉碎パックの製品化を目

指しているところもあります。これは与那嶺鰹節店、それからホームルについてはゴーヤー入りのウインナー、これも研究段階ではありますが、中城村のゴーヤーを使って、ウインナーに混ぜて商品を完成はしてはおりますが、まだ市場に出すということには技術的にもう少し加えなければならないということもあります。そういうこともありまして、決して平成25年、26年の研究が滞ることなく、またその成果を踏まえて、今後も新しい商品開発には向けて、努力してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 課長、こんな大きな会社に委託しないで、お互い小さくつくって、最初から大きなことではなくて、小さいものからつくっていくべきではないか。全国の特産品を見ても、まず個人、二、三名でつくったのが爆発的な人気が出てるんですよ。ああいうのを沖縄では一流企業でしょう。そして地元であるホームルさんもうんと活用すれば、昔は生活改善何とかあったと思うんですけども、今はありますか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

以前は生活改善グループという名称で活動しておりました。現在は、正式にはちょっと覚えていませんが、中城村農水産物加工研究という名称だと思いますけれども、そこにも当然、補助もしております。そこでいろいろな島にんじんとか、島だいこんの加工品の開発等もいろいろ研究をしておりました。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 していましたということですけども、現在もやっているの。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（11時37分）

~~~~~

再開（11時38分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

先ほどの名称ですけれども、正式には中城村農漁村生活研究会となっております。現在でも当然、会員がおりまして、いろいろ吉の浦会館の調理室で、その辺の料理研究を行っております。年1回の総会等も開いております。いろいろな活動計画等を立てております。補助金は10万円を計上しております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 10万円でもいいのかどうか、涙ぐらいの出してやりなさいということでは困る。商品開発するにはそれなりの材料とかも予算もかかると思います。その辺はグループと研究会と話し合って要望も聞きながら進めていかないと。逆に皆さん方がリードしていかないとできませんよ。村長も以前に職員は村民を一步リードして、そして引っ張っていくと答弁をされてきましたよね。私は今、役場職員の皆さん方が本当にもうちょっと村民を引っ張っていて、村民から何の要求もないから何もやらないのではなくて、皆さん方が考えて、中城村の農業の振興はどうあるべきかは考えて、そこに持っていくように村民をリードしていくべきではないかなと私は思っていますよ。皆さん方のリーダーシップが全くない。補助金を出せばそれでいいと思っている。10万円あるいは漁業についても35万円ぐらいですか、釣り針買ったり、あれで漁業振興ができると思いますか、皆さん。パヤオもつくったりしてあげて、漁獲高を上げていく方法を考えないと、そういう意味で村長、地元ですからしっかり漁業組合の皆さん

の方とも話し合いをしながら、莫大な金はできないけど施設はできましてから、この漁民が漁獲高を上げる方法を、どうにか支援ができないかどうか。前はパヤオの件に対してもありましたよね。そういう意味でもうちょっと真剣に考えていただきたい。村長と副村長が予算を握っていますので、ひとつ農林水産課の農業振興について、しっかり考えていただいて、これまでどおりではなくて、新しい考えを村長、副村長は持っていただいて、農業振興に取り組んでいくことを希望いたします。

皆さん方は何の計画書もないと思いますよ。あります。そして、観光振興については、15万人目標ですよ。これも具体的に示して、そして営業もかけないとサッカーは営業かけていますよね。観覧についても営業をかけて予算を計上して、営業をかけるべきではないですか。前もそれは何度も言いました。やっています。やっていたんだったらどういう方法でやっていたのか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えいたしたいと思います。

観光誘客の営業ということの御理解をしておりますが、沖縄の観光の現状としましては、これまで国内ファミリー層を中心にビーチリゾートが主でありましたが、近年格安航空券の就航等によって、若者等々の顧客がふえ、また円安が進み、外国の観光客が年々ふえている状況であります。営業的な活動ということですが、これまで修学旅行生への学校のパンフレットを送付しております。新たに26年度は観光客を誘客促進するために旅行会社6社、それから中頭地区の中学校、小学校へ訪問して世界遺産中城城跡を紹介して、ツアーの企画をお願いしております。旅行関連会社につきましては、8月5日に那覇バス、これは定期バスツアー等の企画と

運行を主に営業しているところです。それから同日に沖縄バス、それから8月20日には株式会社セルリアンブルー、これも観光バスツアーを企画販売しているところです。9月10日には株式会社JAL、JTAセールスのほうに商品の販売をしております。それから10月15日には近畿日本ツーリスト沖縄。10月15日にはトップツアー株式会社沖縄支社のほうに直接出向いて営業活動しております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 これは課長、あなた一人で行ったんですか、営業は。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えします。

職員で行っております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 村長と副村長にお尋ねします。

そうして職員を行かすのもいいけれども、トップ営業も必要ではないかと思うんですよ。トップが行くのと、職員が行くのとでは相手の受けとめ方が全然違うと思うんですよ。これはどのように思います、村長。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今おっしゃるとおりトップセールスももちろん大事だと思っています。時間の許す限りは私もそういうもので行いたいと思いますし、先ほど御質問がありましたけれども、サッカーとかそういう部分ではやらせていただきました。新規の開拓という意味で、今回、せっかく御提案ですので、時間をとりながら、ここだけではなくて、観光全般でトップセールスも考えていきたいなと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 それで村長、村長と

副村長の日程の計画もつくって、何月何日はこういうセールスに行くと、もし村長ができなければ副村長でも代理で行くという。2人いますからね、交代はできると思いますよね。その辺はトップの皆さん方も1年間のスケジュールは、大体何月ごろ行くというのは決めておくべきではないかと思うんですよ。調整するとか。農林水産課については、漁業組合員の皆さん方も、あるいは農業に従事している方々が集まって、そこでユンタク会ですか、向こうの要求を直接聞くと。そういうのが私は不足しているのではないかと思います。そういう意味で、ひとつ今後、行政のトップに立つお二人さんはしっかりその辺を肝に銘じ、そして各担当課長には指示をしたからには、どのような経過になっているかは確認すべきだと思う。その確認がなされているか、私はそれについても疑問を感じています。もう課長任せではいけないと思うんですよ。課長の皆さん方も村長と一緒にいってくれたら勇気づけられるし、副村長と一緒にいっても勇気づけられると思うんですよ。そういう意味でひとつ考えを変えて、今後の中城村の農業振興あるいは観光振興に頑張りたいと思います。観光客というのは、私は県外を想定しているんですよ。この15万人というのは、皆さん方は、いろいろ聞いてみるとイベントを打つと1万人、それは確かに来ますよ。イベントを打てば打つほど入ってきますよ。私は観覧料を取って、入ってくるのと、それともそうではない。そして県内、県外、国外とかそういう分析もやって、今後の観光のあり方について、参考にすべきだと思うので、その辺村長どう思いますか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

県外観光客だけを想定するというのではなく、もちろん海外からの観光客だけでも想定するというものでもなし、全てに対応できるよう

な形で、例えば多言語対応のシステムを入れたりだとか、いろいろやっているつもりでございますので、純然たる観光客だけをターゲットにだとか、そういうことではそういうことではなくて、全般的に中城をアピールするという意味では非常に大事なことだと思いますし、イベントも収益性のあるイベントというのは、そこで貸し出し、場所を提供して、それに見合う分のまた入場料の補填という部分まで入ってきますので、イベントは打ては打つほどということではありますけれども、これは文化庁との調整もありますので、そうそう全てができるわけではないんですが、総体的に捉えた形で今後も先ほどの営業の話ではありませんが、営業もかけながら数をふやしていけば、おのずとすそのは広がっていくものだと確信はしております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 それではもう1番は終わって。2番の平和行政についてですが、課長は1カ所と言いましたが2カ所なんですね。役場と老人福祉センター前に。前は新垣のほうにもありました。吉の浦入り口、そこも撤去してありますね。皆さん平和行政と言いながら、本当に平和行政に真剣に考えているのか疑問に思うんですよ。この辺はどう考えているか。看板ですが非核宣言の村ということで、看板が、あと2カ所しかない。最初は何カ所立ててあったか分かります。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

1985年当時のことですので、何カ所あったかどうかというのは、把握しておりません。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 慰霊祭もこれまでの平和行政、これも結構です。これからは新しい発想と考え方でもってそれでいいのかどうか、平和について村民が考える講演会とか、いろいろなものがあると思います。そこら辺は村長、

頭の中に浮かび上がることはありますか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

いろいろな形でどうやっていくかというのは、もちろん今後検討させていただきますし、またやらなければいけないことだとは思っておりますので、確かに1985年ですか、非核宣言の村からすれば、今の自己意識というのは確かに薄れているような気もしますね。看板の設置も含めて、逆に言えば当時は核についての部分で、非常に取りざたされていたのかもしれませんが、私の記憶が定かではないんですが、今はある程度、その部分も平和へ移行してきているのかなとそれで少し薄らいでいるのかなという気がしますが、しかし、御承知のとおり近年、非常にきな臭いと言いますか、いろいろな事情が、外交的な部分も含めてありますので、やはりもう一度足元を見直す意味でも村民の意識をもちろん盛り上げるために、今の話は真剣に考えていきたいなと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 私も最近のクロアチアの問題で確認もして、外交的な一つの戦術かもしれませんが、大変びっくりしたわけです。世界は動いているんですよ。あっちこっちで年から年中戦争していますよね。みんな戦争は反対と言いながら、あっちこっちで戦争して、その分、この我が日本は70年間、戦争に巻き込まれることなく平和で暮らしてきたわけです。先ほども全ての戦争と言うんだけど、全ての戦争ではないと私は思うんですよ。自衛戦争については私は認めるべきだと思いますよ。自分の国を守る。侵略戦争やそして憲法にうたわれているよね、国際紛争を解決する手段としては、武力を行使してはならないと前文にうたわれている。そういう憲法もたまには皆さん方は読んでもらいたいね、前文から103条までありますね。そうしたら新たな気持ちが湧いてきますよ。

我々も経験上、憲法は丸暗記するように教えられてきたんですけれども、最近読んでいなくて、久しぶりに読んでみたらやはり新たな平和というのは大切だなと思いました。日本国憲法のいい悪いは別にして、これから我々が平和で、安心して暮らせる世の中をつくっていくためにはどうすべきか。それは子供のときから児童生徒のときからそういうのは教育しないといかない。戦争の起きる原因というのは、何だと思っておりますか、課長。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

今の御質問についてですが、庁内部でその答弁の調整をしておりますので、どういうふうに答えていいか、ちょっと私も困ってはおりますが、ただこれは戦争に限らず、お互いが他人の気持ちを思いやる心がないと、どこかでの衝突は出てくるものだと考えております。それぞれの国と国がそういう理解をし合えないものが戦争であるというふうなことで認識をしております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 私の所見としては、やはりお互いに考え方は違いますよね、みんな。違うからといって敵視するのではなくて、やはりそこには話し合いをし、相手の立場も理解しながらこちらの立場も相手に理解してもらおうとそういう精神だと私は考えております。だから憲法前文にもうたわれているように、常に相手の立場、あるいは自国のことだけ考えないで、相手のことも考えていくというようなことをうたわれている。そういう意味でも職員の皆さん方も憲法を読み直してください。そして、平和行政についても、これまでどおりではなくて、もうちょっと変わった方法で進めていくことを希望いたします、終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で新垣善功議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩(11時58分)

~~~~~

再開(13時30分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて外間博則議員の一般質問を許します。

2番 外間博則議員 こんにちは。質問事項の順を追って答弁をよろしくお願いします。

大枠1、農業の振興について。農業整備計画総合見直しに向けて基盤調査の取り組みについてお伺いします。総合計画をされて、調査に当たると。調査後の振興についてを、質問いたします。農振農用地内での不法投棄が目立ちますが、今後の対策・改善・回収についてお伺いします。

続いて大枠2、津覇区内における生活排水の改善についてであります。津覇区内(495番地、496番地)の間の法定外排水路、排水口への連結についての改善をどうなっているか、お伺いします。以上で答弁よろしくお願ひいたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは外間博則議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番につきましては、農林水産課、大枠2番につきましては、都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、特に大枠1番の不法投棄についてでございますが、不法投棄は農用地以外、村内全般としまして、至るところで見受けられるようでございます。もうそろそろと言いますか、もう一步踏み込んだ形で、行政も強い姿勢を見せなくてはいけない時期なのかなと思いますので、例えば不法投棄という言葉自体、これはもう犯罪でございますので、犯罪行為というものをもっと認識させるような、あるいは犯罪を犯した場合には、こういう償いをしてもらうとかというふうなもうちょっと細かく踏み込ん

だ形でやれば良いなと思っていますので、今後、それについて真剣に考えていきたいなと思っています。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは外間博則議員の大枠1の についてお答えいたします。

まず についてですが、本村は昭和49年度に農業振興地域の指定を受け、昭和51年度に中城農業振興地域整備計画を策定し、昭和60年度、平成5年度、そして平成15年度と概ね10年間で総合見直しを行い現在に至っております。その後は一部変更見直しにより対応をしてきております。市町村の総合見直しは、農業振興地域の区域変更、基礎調査の結果等に基づき変更する必要がある実施することになります。

今回の基礎調査は、最終の総合見直しから12年を経過しており、総合見直しの必要性を検討すべきものと判断し実施するものであります。基礎調査の内容は、土地一筆台帳作成、土地利用現況調査、地権者アンケートや説明会等での土地需要動向調査等を実施し、村の各種計画との調整を図り、農振法の要件等に照らし合わせて、村の総合見直しの必要性について検討をしていきたいと考えております。

について、農振農用地内においての不法投棄は、耕作放棄地に多く見受けられることから、農業委員会や農地中間管理機構の関係機関と連携し、耕作放棄地所有者に対し貸し出し等を促し、解消を図って行きたいと考えております。不法投棄物の回収については、今後、住民生活課とも協議して行きたいと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 それではお答えいたします。

大枠1の について、先ほど村長、それから

農林水産課長からお話ございました。ただ、私有地については、不法投棄の回収等は所有者で行うというのが基本でございます。村としてもパトロールの強化及び早期発見、警告看板の設置・配布による「不法投棄は犯罪である」という意識啓発といった対策を進めております。以上です。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 ではお答えします。

大枠2の についてお答えします。津覇495番地一帯は議員も御承知かと思いますが、土地改良事業の反対により、排水路整備をやむを得ないことからクランクで整備してあります。集中豪雨には1カ所の柵に合流するために、オーバーフローする場合がありますが、今年1月には寺原一帯の排水の土砂除去を終えたことで、排水機能が改善されています。今後は維持管理の範囲で管理してまいります。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

2番 外間博則議員 ただいま執行部より答弁を受け、順を追って再質問させていただきます。

大枠1、 についてであります。先ほど農林水産課長からも御説明があったとおり答弁されましたので、この委託管理で行うコンサルタントの方々は委託されて、住民の方々、地域の方が地域を把握してどれだけの規模と言いますか、その調査の結果、調査をする前にこの住民の方に農振にかかわる農地の所有される方々です。地域のことをどのように反映していくのか。また反映されるのか、その辺の答弁をいただきたいのですが、お願いできますでしょうか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

住民地域の皆様のいわゆる意向がどう反映されているかということだと思っておりますけれども、

これは当然ながら、現在も農振農用地を所有されている方を対象となりますけれども、例えば地域に出向いて説明を行う。まずは地権者のアンケート調査を行うということになっております。その結果に基づいて、ある程度、住民・地域の意見等も把握していきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

2番 外間博則議員 ただいま質問しましたけれども、もう1点だけ質問がございまして、農振地内において、所有者不在の農地が幾つかありますけれども、その面に対しての対策というのは、どういうふうにされるのか。不在者農地ですね。そこも何件かあるとは思いますが、その他については答弁できればよろしく願いいたします。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

村に不在だという地主だと思っておりますけれども、例えば県内でも市町村外と、あとは県外という場合は、当然ながら追跡調査をいたします。これはコンサルタントに委託して、追跡調査もいたしまして、当然連絡先が見つければそこにアンケートを送付して、結果を転送してもらうという体制をとりたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

2番 外間博則議員 調査を行ってその上、地域の方にも説明会を行うということで、不在者による農地については追及して調査を行うというふうに答弁されました。また、今回の田園住宅ですか、上地区ではやはり、この区画整理内ポイントありますよね、このポイントの中でどの区域までが緩和されると、区域内については先ほど答弁ございましたけれども、下地区ですね、大規模な農振地域で各農家数も倍増している状況で、耕作放棄地等そういう面が多々、

多くなってきております。担い手不足にもつながりますけれども、その面で少々農振地域を大幅に見直ししてもらうことが最優先で先決ではないかと思っておりますので、二男、三男ですかね、先ほども答弁ございましたけれども、住宅がつくれて村民・住民が増加に対しての減と少なくなっている状況であります。そのためにもやはり農振地域を緩和区域の大幅な見直しをぜひ検討していただいて、早目に家がつくれる状態、地域の方に反映されるような行政、振興していただきたいと思っておりますので、その点はやはり村民の皆さんの意見を反映しながらやっていただきたいと思っております。

引き続き 不法投棄についてですけれども、村全般において、民家が少ない集落に不法投棄が多く見られると思うんですが、農振地内でも不法投棄されたものを自主的に今収集してもらうということに先ほど答弁ありましたけれども、それについては台風時にここに投棄されたものが河川に流れたり、この周囲に台風時に移動したかわかりませんが、さんざん散らかった状態で、道路付近にもたくさん積まれているという状態でありまして、その点については道路側についての回収というのはどういうふうになっているか。どのように回収されるのか、お聞きします。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 新垣親裕。住民生活課長 新垣親裕 お答えいたします。

先ほど私有地、自己管理のことについては自己責任で回収するというのが基本だということです。今おっしゃる農道あるいは河川あるいは村道といったところは管理課のほうで対応してもらって、それで住民生活課と連携して処理のほうはやっていくということになります。以上です。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

2番 外間博則議員 村内全般的には軽減して解消されていると施政方針にもございますけ

ども、パトロール等を行って、旗看を立てたり、警告看板について、これに対して多く立てる。看板を多く設置する。不法投棄が多い地域においての警告看板についてふやして、これで改善できるかどうか、この警告看板をふやすというお話をされてきました。この件について解消できるか。現在、減ってはいるんですけど、ゼロにする。犯罪ですので、ゼロにするというのはやはり難しいことではありますけれど、さらに少なくして軽減していただけるのはどのように解消策を持っているか伺います。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 お答えいたします。

もちろん不法投棄がゼロになる。それが我々の目標であり目的なんですけれども、ただこのなかなかこれが全くゼロになるということはなかなか難しいのが今の状況ではございます。不法投棄をまず見かけたときには通報、地域の目と言うんですかね。そういったことによる抑止効果あるいは私有地の適正な管理といった不法投棄をしにくい環境づくりを地域住民との協力でやっていきたいというふうに思っております。これは看板も含めて要望があれば、看板も提供するようにしておりますので、それで対応したいというふうに思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

2番 外間博則議員 その後の解消、改善に向けてですが、やはり地域の方々が目を光らせて、この犯罪が起きる状況を未然に防ぐためにはやはり村民・住民、不法投棄が多く行われる地域において、重点的にパトロールを推進しながら解消に向けて頑張っていたきたいと思います。については以上でございます。

それで大枠2、津覇区内、先ほど都市建設課長からの答弁もございましたけれども、36番地と一般質問ではお答えしていますけれども、正式名は35番地下ですね。向こうのほうは住民の方からも近隣の方からいい評価を得ていまして、

改善されてやはり生活道路としてこれまで不適だったものが道路も堆積土砂を取り除いて平坦にしてもらって、排水もきれいにさせていただいたということで、いい評価を得ております。この点については、都市建設課長のほうも頑張っていて、御礼を申し上げます。同じ津覇区内で関連しますけれども、公共施設ですけれども、改善センター横にも素掘りされた排水がございまして、この改善センターの下のほうにも住宅が3軒ほど建っていますけれども、その間にまだ排水が通っていて、素掘りされた連結部分ですね、この部分が柵になっていて、さらに素掘りされた排水がこれも1メートルぐらいしかない落差があるということで、水がたまった状態ですね。それで周囲からも悪臭。大雨時にはなくなるんですけども、やはり落差が1メートル以上あるものだから、それで水の流れが悪い。いつも溜まった状態ということで、ボウフラがわいたり、蚊とか。一時期はハブとかそういうのも何度か苦情も出ている状態です。それで排水敷、いろいろ老人の方、一般的に区民の方も多く利用される施設でございますので、またその敷地内には児童公園もございまして、子供たちもここで集い、遊びの場として遊具などで遊び場となっていますので、その辺、敷地をまたいで排水敷のところで遊んでいる子供たちもよく見かけるもので、安全的にも危ないんじゃないかということがありますので、ぜひこの現場をちょっと見てもらわないとわからないと思いますので、その生活排水です。その辺の改善、排水整備をどのようにお考えか、お尋ねします。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今の排水路については、構造改善センターの後ろ側が素掘りで、現場はよく知っています。今年で行政懇談会、ユンタク会でもその件については出ていましたので、都市建設課としては



検討するというお答えしていますので、27年度検討する方向で対応してまいりたいと思います。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

2番 外間博則議員 ただいまの答弁で次年度予算化して整備をしていただくということで、了承をいただいてよろしいですか。自治会としてはこれからまた今後の事業として、グラウンド整備、それも協議しながら活かしていこうと。部落の活性化をやる意味でもやはり環境が整った施設でないといけないと思いますので、排水の整備もしていただくということでよろしくお願います。これまで先ほどからも農振については、重複する部分がございます、答弁を受けていますので、一般質問を閉じますけれども、いずれにしても、自治会に及ぶ活性化につなげるよう我々も自治会員としても、私も地元ではございますので、協力して頑張っていきたいと思っておりますので、行政の方々も協力しながら進めていきたいと思っております。以上でございますけれども、質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で外間博則議員の一般質問を終わります。

続いて安里ヨシ子議員の一般質問を許します。

10番 安里ヨシ子議員 皆さんこんにちは。私は10番 安里ヨシ子、一般質問を行います。

大枠1番の防災について。組織的な取り組みをつくる必要があると。これは3.11の防災訓練のときに村としてもアンケートをとったと思っておりますけれども、その取り組みをつくる必要について、伺います。社協を拠点にボランティアを育成する必要性について。今、老人センターのほうに社協もおんぶされている格好です。以前は社協に車椅子に乗った人とか、障害の方とか、婦人会、そしてほかの団体の人たちも出入りをして大変賑わっていました。老人クラブよりもそういったボランティア団体がいっぱいしていたということで、いろいろなお話ができただけですけれども、今後もできたら社

協と老人センターを別にしてほしいと思いますけれども、当分はできないということだと思いますので、社協、老人センターを中心にボランティア育成できるかどうか。そして低地帯の避難はどのように考えていますか。浜とか北浜、津覇の下のほうとか、そこら辺を考えております。

大枠2番目の子ども、子育て新制度について。1番、新制度への移行はスムーズにいつていると思いませんか。2番目、子育て会議が設置されていますか。3番目に、待機児童をどのように解決をなさるか。4番目に、認可外保育所の認可に向けた計画がどのようになっていますか。5番目に、保護者からの苦情や要望などがありますか。以上についてお答え願います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは安里ヨシ子議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番につきましては、総務課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番につきましては、福祉課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは御質問の大枠2番、子ども、子育ての分野でございますが、私の子育て支援という部分では、私のもちろん公約の第1番目でございますし、これまでも取り組んできたことでもあるし、またこれからはしっかりと取り組んでいきたいと思っております。今年度のこの子ども、子育て新制度についてお話をしますと、例えば本村で今年度からやる小規模保育事業だとか、あるいは事業所内事業、もちろん認定子ども園は既にされておりませんが、他市町村に先駆けてと言いますか、私はこの子育て支援のしやすい村はイコール住みたい村につながると思っておりますので、そういう意味ではこの子育て支援には積極的に取り組んでいこうと考えております。その成果のあらわれが、議員も御承知かと思っておりますが、日本経済新聞に載っておりました。全国

の子育てのしやすい町の全国千何百もある市町村の中でもランキング第2位でございますので、その成果があらわれてきたかなと非常に職員ともども喜んでおります。そういう意味では今回、またいろいろな政策を実施しながら中城が子育てといえば中城。子育て中城であれば中城に住みたいという形のものをしっかりとまた築いていこうと、決してあぐらをかくことなくチャレンジしていきたいなと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 それでは安里ヨシ子議員の大枠の から についてお答えをします。

組織についてですが、自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であります。組織に当たっては、住民の意識等、地域によってさまざまであります。地域の実情に応じた組織の結成が進められることが必要であります。自分たちの身を自分たちの努力によって守るとともに、ふだんから顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力しながら、防災活動に組織的に取り組むことが必要であると考えます。

について。避難時要支援者の避難支援体制を確認する上で、社会福祉協議会等、災害時要支援者の介助者や家族の協力も必要であります。社会福祉協議会でボランティアを育成することは必要であるというふうに考えます。

低地帯の避難についてですが、低地帯の避難については、災害発生の危険性が高まったときに避難勧告前に避難準備情報が発せられます。この情報は、避難勧告より前の段階で高台へ避難開始を求めるものであります。情報収集がくれ、避難開始がくれた方については、近くにある高い建物に避難する。危険に備えて、避難路や避難場所のあらかじめ確認しておく必要があります。浜、津覇等の低地帯についての避

難はどうしますかという御質問ですが、先ほども避難がくれた場合どうするかということをお答えいたしました。今回、吉の浦にごさまる歴史資料館、図書館ですね。それが平成28年度供用開始いたします。その建物が避難施設を共有します。屋上のほうが5,700平米の広さがございます。そこに避難するというので、その役割が果たせるというふうに考えております。あとは低地帯という中城国道下という部分は全地域低地帯でございますので、その辺の低地帯の部分については避難訓練を行いながら、自分たちの地域の危険箇所、避難経路というものは自分たちで把握しながら早目に避難に心がけるということをしてしながら、全地域訓練を実施して、この防災についての意識の高揚を図ってきたいというふうに考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 安里ヨシ子議員の御質問にお答えします。

大枠2番の 去った9月定例議会では、条例の制定について皆さん方には大変御心配をかけたと思いますが、新制度の新しい事務である認定申請及び認定書の交付手続も終了いたしました。また、2つの認可外保育園が認定こども園と小規模保育事業の新制度へ移行することになりました。新たに事業所内保育事業、病児保育事業所が開園することで順調に進んでいると認識しています。昨年9月に12人の委員を選任し、子ども子育て会議を設置しました。今月16日までに5回の会議を終了しております。平成27年度の待機児童は第1希望の当初27名ではありませんでしたが、現在、利用調整をして13名と減少しています。新制度への移行は、認可外保育園各施設の判断にゆだねることとなっています。村としましては、新制度への移行準備として県と共催による認可外施設の職員を対象に地域型保育従事者等研修を行い、人材の確保、質の向上を図りました。大きな苦情はありませんが、

入所決定通知を早目にしてほしいという要望がありました。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 一般質問の前に申し上げようと思っていましたけれども、村長の政策でもある子育て支援、子供の支援については非常に進んでいると認識はしております。大きな問題であった5歳児問題ですか、それを政策としていち早く他市町村に先駆けて解決を示してくださったということに対しては保護者も含めて大変評価をしております。本当に他市町村はいろいろな方に議員とのやりとりの中でも、5歳児問題をどうするかということ。預かり保育に拡充してそこに一緒に詰め込むと言ったらおかしいですけども、空き教室を利用してそこでやるとか、どうしたほうがいいのかということで、とても議論の対象になっていましたので、「中城はチャーナトーガヤー」と思ったら、課長は少し進んでいますよねと言ったら、「いや、大変中城は進んでいる」と言っていて、私もそうだなということを実感はしました。

では質問の順序に従って質問をします。防災についてですが、組織づくりをします。なぜ組織づくりをするかということについてですけども、3月11日に防災訓練が行われました。それに参加して感じたことは、この訓練がみんな1カ所に集まって、そこから歩いて避難所まで行って10分以内で着いたということでありまして、これは前もって打ち合わせをして車椅子が何名いるのか、どこにいるのか。そして隣近所に声をかけるとか、そういうこともなく終わってしまっ、終わってから防災に対する意識高揚になったと思いますけれども、もっと計画性を持って議論をして、話し合いを持つべきだったなと思っております。これを踏まえて、各字でやはり幾つか班をつくって、小さい部落は3つぐらいの班をつくって、それからお年寄りや障害を持っている人、社会的に弱者と言わ

れている人たちはどう見守っていくのかというのをやはりみんなで議論をすべきだなと。そして課長は自主的につくる組織であるとかおっしゃっていますけれども、これは自主的につくると言われても、やはりマップをつくったり、これは前にも質問したと思うんですけども、マップをつくったりするときに、婦人会、民生委員、赤十字奉仕団とか、各種団体の活動家を集めて、この班づくりをします。そしてそこで研究とか、どのような行動をとるのか、話し合いを持つ必要を感じました。その行政としてやはり先頭に立つということはなかなか各字で自治会長もいらっしやいますけれども、そこまでやらないと。そういったときにやはり地域を盛り上げ隊というわけではないんですけども、その地域に行政側もおりて、そういった指導をすべきではないかなと思っております。そういったリーダー的な存在をつくるそういうときにやはり行政の助言とか、指導とか、そういったものが欲しいと思うんですけども、それについてはどのように。

議長 與那覇朝輝 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 組織づくりについてですが、この自主防災会については、大震災以後、平成24年から事務委託者会の中で組織化については呼びかけをし、組織に関心がある地域については役場がみずから地域に出向いて、地域の方たちに役場が中心になりますが、その方たちに自主防災会というものはどういうものなのかということを説明をしながら、これまでやってきております。その中で避難訓練の件ですが、避難訓練もなかなか自分たちではすぐできるものではございません。そういうことで役場が中心になり、この避難訓練の方法、計画等も二度、三度、役員会に出向いて、この計画書をつくり、実施に至るということで、これまで進めてきております。3.11については、平成25年の浜、津覇が初めてでございます。その後、10月25日

だったと思いますが、伊舎堂のほうで一斉清掃の日に早目に清掃を終わり、潮垣線の地区にも住宅地がございます。それで潮垣線のところから車椅子を出す。それと3本ガジュマルのほうでの作業をやっている人たち、それとそこでも要支援者ということで車椅子を出す。介護施設の場所の組合がございます。向こうで作業をしている。向こうの近くに要支援者がいるということで、3カ所からですね、車椅子での避難を実施しています。あと2月についても第二団地からの要望がございました。第二団地でも作業をしている。日曜日にもやりましたが、作業しているということです。津波が押し寄せたという想定の中で、7階まで避難をしてみようと。その中で、参加者が50名ぐらいいたと思います。年配の方たちも1階から3階まで家族と一緒に避難をして、そういう訓練をしています。地域に避難訓練をやってくださいと言っても、地域で初めてのこういうことですので、なかなかできるわけではございませんので、役場が先頭に立ってやっていていただいて、そういう考え方で今進めております。組織についても同じように、説明会を持ちながら、早目に組織化に向けて考えております。去年は、登又のほうで組織化をしたいということで説明会を行い、今年度組織化できることを期待しております。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 去年からですけれども、5,700平米でちょっと何名ぐらいの収容ができるか。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（14時18分）

~~~~~

再開（14時18分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 先ほどの答弁を訂正い

たします。自分のごさまる歴史資料図書館の面積、今の施設の面積が5,700と言ったみたいですが。訂正いたします。570平方メートルです。よろしくお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 この避難タワーに逃げる人たちがどの地域の人たちかということも問題ではあるんですけども、図書館ですので、もし津波が来たときに、向こうは低地帯ですよ。本とかいろいろなことを村長は備蓄もそこにやるとおっしゃってございましたけれども、図書館ですので、本とかそういったものについて、どのように人数とかそういったのを職員とかいろいろあるし、人間も避難しないといけないということもあるし、そのときにどうなるのかなと、備蓄も含めて図書とかそういったものについてどのように守っていくかというのも心配ですけども、それはまだいずれできた後、そのそういったものが出てくるのではないかなと思っております。ただ、低地帯というのは、浜と津覇の下とか、北浜、南浜とかありますけれども、そこに中城苑がありますので、3階建てではあるんですけども、その避難するときの訓練と言いますか、村行政と話し合いをなさったことがありますか、お聞きします。

議長 與那覇朝輝 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

中城苑については、こういう避難訓練をどうするかということで、こちらからの呼びかけもやったことがございます。独自の避難訓練も中城苑は行っております。津波避難は3階建ての屋上になりますが、そこへの避難をするということですけども、訓練を独自でやっております。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 消防の出初式のときにはよく感じることでですけども、女性消防団員が向こう何名かいらっしゃいますけれども、

みんな北中城の人たちだけなんですよね。それで中城の女性消防団員もいてもいいんじゃないかなと。なぜかと言いますと、その人たちを活用して勉強していったり、そしてまた村の婦人、そういった女性団体の啓蒙にもなるかと思うんですけれども、それについては枠もあるかと思えますけれども、呼びかけをなされたこともあるか。地域防災のリーダーの育成ということで、その消防団員が必要ではないかなと考えておりますけれども、それについて。

議長 與那覇朝輝 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 消防団員の募集ですが、消防団員の部分で15名という定数枠がございます。現在、その定数を満たしているわけですが、団員の女性の皆さんにだけという団員の要望をしているかということではなくて、広報で団員の募集はやったことがございます。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 いつだったか消防の広報に載っていたかなと記憶しておりますけれども、やはり消防団員がいることだけでも婦人会とかそういった婦人学級とかそういったところで、この人を活用して防災意識を高めていくという点では、やはりいたほうが良いと私は思っております。いつも出初式のときに、非常に感じて、てきぱきとそこの訓練をやっている女性の皆さんが四、五名ですかね、北中城の人たちだけです。それで中城もそういった婦人の消防団員はやはり1人、2人ぐらいはいてもいいんじゃないかなと思っております。いろいろありますけれども、訓練については定期的に何回もやって体が覚えるぐらいやらないといけないと感じてはおります。この前やったときには泊は「アマカラチカサルムンヌ、ヌーガウマカラスル」というのもあったし、幾つか道はあるので、津波だけではなくて、やはり地震も来るかもしれないし、小さい地震が北海道とかそういったところ東北でもあるし、この前の石垣

でもありましたので、地震についてもそういった啓蒙をやっていけたらなと考えております。泊とかはすぐ山手のほうが近いので、話し合いも車椅子とかは問題ではありますけれども、区長を中心に、そういったものをつくらないといけないのかなと感じております。1、防災についてこれで終わりたいと思います。

次の子ども子育て新制度についてです。複雑で何かわかりにくいということがあって、保護者のほうもどうなるのかなということを心配をされておりましたけれども、いち早く大きな問題でありました5歳児が解決して、喜んでおります。これから5年かけて整備をされていく。そして事業計画を立てていかなないといけなないので、この子育て会議の設置についてはなされていると。5回も会議をやっているということでもよかったと思えますけれども、そのメンバーについて、どういった人たちが12名の中に入っているか、お聞きしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

子ども子育て会議の委員は、公立保育所の所長、認可保育施設の所長、認可外保育施設の園長、学童クラブの園長、公立幼稚園の教頭、私立幼稚園の園長、あと保護者代表で12名となっております。事務局として、福祉課、健康保険課、教育総務課、生涯学習課の課長が参加しております。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 メンバーを見ておりましたら、いろいろな組織の人たちがかわってきているということで、実は安心しております。主な人たちが全部入ってきていますので、多分議論がとて高揚していきんだらうと思えます。認可化に向けてどのような支援を行っているかということですが、その認可外保育所に聞いたら、自分は望まないとか、そういったものもありましたので、私はこの質

問を取り下げようかなと思ったんですけども、何でよと言って、いろいろと話し合いになって、友達が認可外をやっているものですから、その認可外の保育所ではあっても、子供たちがいっぱい集まっていると。そしてそこでも資格を持っている人たちがほとんどなんですよね。それで認可外が一概によくないとは言わないんですけども、でも認可外であってもすばらしい保育をやっているところもあります。ただ、問題なのはやはり認定されたほうがいろいろな事故が起こったりとか、あるいはいろいろ補助金が出たりとか、そういったものもありますので、ぜひとも認可に向けて頑張ったほうがいいよということを話し合いをしました。認可外は8園ありますけれども、基準を満たしている園もありますか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 認可外施設がいいか悪いかは別として、ニーズ調査の中でも保護者が約30%近くが認可外施設を選んでいる結果が出ています。その内容としましては、特色がある、送迎があるという理由で認可外施設を選ぶ保護者がいます。今9施設ある中で、きらら保育園が新しい小規模保育事業へ移行します。それは施設の園児の人数保育士人数とかをきちんと守ればあと8施設も新しい施設に移行できると思います。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 ではどちらの認可外でも認定園に移行できるということですよ。公立もいいし、認定園もいい、特色とかもあるんですけども、認可外は給食が自園でつくると。業者に給食を委託している園もありますよね。その中で認可外は自園で、自分の園で食事もつくって、食は命ということで、食に非常に重きを置いてやっているところもありますので、担当村長も担当課の職員も今まで以上に頑張っ

のかなと自分は思ったりしています。子育てがしやすいのかなとは思いますが。そこで認可外で小さい規模ですので、子供の悩みとか、親の悩みとか、そういったものを話し合いができるというもの、そうしたら地域でのコミュニケーションができていくということで、やはり認可外も評価をして、今まで待機児童は認可外が担ってきました。それで今後も認可に持っていくまでには待機児童がもっとたくさんいると思うんですけども、待機児童の担い手となるのが認可外だと思いますので、村長もっと認可外に手厚く支援をお願いしたいと思っております。認可外も頑張っています。それでこの新制度になってから企業の参入が中城ではないかと思っておりますけれども、それについてはありますか、企業の参入とか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

中城村では企業の参入はまだありません。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 企業の参入はないということではありまして、大変喜んでます。なぜかと言ったら直接契約、保護者との直接契約なので、やはり企業となったら営利目的ですので、ゼロ歳から2歳までの子供はコストがかかりますよね。それでそれを断られることがあるというお話も聞きましたので、ぜひゼロ歳から2歳、3歳未満の子供たちの父母が安心して預けられるようにやってほしいと思います。それで発達支援の子もいますでしょうか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 特別支援を必要とする保育児が吉の浦保育園で4名いまして、3人の加配をしています。ひよこ保育園に2名いまして、2人の加配をしています。中城南保育園に1人いまして、1人の加配を予算計上していません。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 発達障害を持っている子を受け入れているんですが、これは親が仕事をしていなくても、発達支援の子を受け入れているということですかね。もし仕事を持っていなければ断るといようなことなのかな。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 保育を、欠けるから必要という国の定義が変わりましたので、お母さんが働いていない方でもそういう要件を満たしていれば保育所に入園できるようになっています。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 子ども子育てについては、他市町村に先駆けと言いますか、大変進んでいると思っております。今後もやはり子育てのしやすい村で、子供はできる若い夫婦が中城に住めば、安心して仕事もできるし、子育てもできるよというふうなことを話をして、やはりどうせアパートを借りるんだから中城のほうで借りたほうがいいということで、私は何名かにそういう話もしております。それで今以上に村長、目玉と言ったらおかしいんですけども、子ども子育て支援については、今以上に努力をされて、住みたい村、子供が多く集まるそういう村にしてほしいことを願って私の一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で安里ヨシ子議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会（14時41分）

平成27年第2回中城村議会定例会（第21日目）

招 集 年 月 日	平成27年3月6日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	平成27年3月26日 （午前10時00分）		
	散 会	平成27年3月26日 （午後3時05分）		
応 招 議 員 (出 席 議 員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	石 原 昌 雄	9 番	新 垣 徳 正
	2 番	外 間 博 則	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	大 城 常 良	11 番	新 垣 光 栄
	4 番	欠 席	12 番	新 垣 博 正
	5 番	仲 松 正 敏	13 番	仲 座 勇
	6 番	新 垣 貞 則	14 番	新 垣 善 功
	7 番	金 城 章	15 番	宮 城 重 夫
	8 番	伊 佐 則 勝	16 番	與那覇 朝 輝
欠 席 議 員	4 番	屋 良 清		
会 議 録 署 名 議 員	10 番	安 里 ヨシ子	11 番	新 垣 光 栄
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	知 名 勉	議 事 係 長	比 嘉 保
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	與 儀 忍
	副 村 長	比 嘉 正 豊	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	呉 屋 之 雄	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	総 務 課 長	比 嘉 忠 典	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	津 覇 盛 之
	住 民 生 活 課 長	新 垣 親 裕	上 下 水 道 課 長	仲 村 盛 和
	会 計 管 理 者	比 嘉 義 人	教 育 総 務 課 長	名 幸 孝
	税 務 課 長	稲 嶺 盛 昌	生 涯 学 習 課 長	新 垣 一 弘
	福 祉 課 長	仲 松 範 三	教 育 総 務 課 主 幹	伊 波 正 明
	健 康 保 険 課 長	比 嘉 健 治		

議事日程第8号

日 程	件 名
第 1	一般質問

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に金城 章議員の一般質問を許します。

7番 金城 章議員 おはようございます。私の一般質問は、1日、2日目と何名かの議員が質問をして答弁をほとんど聞いたかなと思いますけれども、また私なりに少し再質問とがありますので、ぜひいい答弁をお願いします。

それでは通告書を読み上げて質問をいたします。大枠1、施政方針について。(1) 商工業にて多様な産業の調和と発展、豊かに暮らせる村づくりを実現するために、村内の中小企業の経営基盤強化と創業者育成、女性の起業等に支援するための商工業への補助金での企業育成・起業等のような運用と取り組みを行っているのか。指導はまたどのように行っているのか。

村内企業の育成と村発注の工事入札へ今後の取り組みはどう考えているか。LNG冷熱エネルギー利活用、また今後の琉大との包括連携協定について、共同研究での実証実験に基づいた今後の事業展開をどのような計画で取り組むか。

大枠2、都市基盤整備。都市基盤整備、生活環境整備と住宅政策にての整備計画と、優良田園住宅制度を活用しての計画をどう進めていくのか。南上原土地区画整理事業の完成年度は何年後か。今後の土地の利用計画の見直しと、また計画地域はあるか。これは南上原地区の完了後の別の地区での計画があるかどうかでありますのでよろしくをお願いします。

大枠3、下水道整備。南上原地区の下水道整備の完成は何年後か。接続率アップの取り組みと成果はどうか。以上、お願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは金城 章議員の御質問にお答えをいたします。

まず、大枠1番の、 につきましては、企業立地観光推進課のほうでお答えさせていただきます。 につきましては総務課のほうでお答えをさせていただきます。大枠2番につきましては、農林水産課と都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。大枠3番につきましては、下水上下水道課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは本議会でも答弁させていただきましたけれども、大枠2の についての住宅政策につきましては、答弁したとおり、優良田園住宅制度をもちろん活用しながら、その幅広い運用と、それと今回の地方創生に向けての、農と住の特区的な部分で可能性はないかということと27年度は大いに探っていきたいなと思っておりますので、チャレンジしていくという気構えで頑張っていきたいと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、金城 章議員の御質問について答弁したいと思います。

大枠1の から答弁したいと思います。中城村は毎年、中城村商工会へ補助金を交付しております。商工会は経営指導員を配置し、経営指導を行っております。特に小規模企業支援及び創業・経営革新支援等の推進、会員サービスの向上及び連帯強化、組織体制と財政基盤の強化、そして村おこし事業等の推進に取り組んでいるところであります。

次に については、きのう新垣善助議員の御質問にもお答えをしまして、護佐丸エネルギープロジェクトはLNG冷熱利用可能性について調査研究をしまいいりました。調査項目は4項目で、1番目に凍結、粉碎の研究及び商

品開発。2番目に冷凍倉庫の可能性、研究。3番目に陸上養殖の可能性研究。4番目に植物工場への可能性研究の4点に絞り込み、その中から凍結粉碎物を使った各種食品開発と製氷技術の確立。陸上養殖の実験、植物工場における冷水栽培の検討を行っております。ちなみに、調査研究について凍結粉碎品目についてはゴーヤー、鯉節、島ニンジンを利用した商品開発を行い、株式会社ホームル、オキコ株式会社、与那嶺鯉節へ商品開発を依頼しているところであります。今年度、こういう商品開発の依頼に基づいて、オキコ株式会社の島ニンジンペーストを利用した洋菓子の商品化に成功しまして、平成27年5月30日、護佐丸の日にプレス発表をしていきたいと考えております。さらに販売も開始する予定であります。販売個数は1万5,000個から2万個を予定しております。今後については琉球大学との包括連携協定、産業に資する部門の共同研究については3年間の研究を踏まえて、それを検証し大学と調整をして今後判断していきたいと考えております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 それではお答えいたします。

大梓1の 村内企業の育成と入札制度の件でございますが、平成26年4月に、最低制限価格を95%から75%に改正をしております。それと一般管理費の率0.3から0.55に変更をしております。平成26年8月には入札資料の配布をメールによりデータ配布するように改正を行いました。

これからの課題になりますが、労務費の急激な変動への対応については国土交通省において、各地域の技能労働者の賃金の推移を注視するとともに、賃金水準の上昇の兆しが見られる地域については、賃金の急激な変動により公共工事、設計労務単価が賃金実態に反映しておらず、見

直しが必要なものになっていないかを検討することになっております。この見直しが行われた場合には、予定価格への積算に適切に反映をさせていきたいというふうに考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは金城 章議員の大梓2の についてお答えいたします。

昨年10月に制定しました優良田園住宅制度の活用については、基本方針の中で敷地面積が300平方メートル以上の一戸建て、あと優良田園住宅の建設が適当と認められる土地の区域については都市計画法第34条11号、12号、いわゆる緩和区域の区域内及びそれに接する土地であることなどの要件がありますが、その制度の中で活用が図られるよう住宅政策の一環として進めていきたいと考えております。

また、優良田園住宅制度の区域以外の地区において、農業の振興を図りつつ新たな農業の担い手として想定される村内外からの営農希望者の定住促進としての住宅環境整備についても、今後構造改革特区の活用により可能となるのか調査研究に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 金城 章議員の大梓2の 、 についてお答えします。

について、南上原土地区画整理事業の整備の完了は平成29年予定しています。平成30年度、新町名、地番変更、換地計画業務、平成31年度換地処分、登記清算業務を行う予定をしております。

について、第4次総合計画の村道、村土地利用図では北上原、登又が居住環境形成検討エリアとなっています。また、村の都市計画マスタープランの土地利用方針図においても、計画

的市街地用地ということで位置づけされており
ますので、あと二、三年後で南上原土地整理事
業を終えることから次の展開を模索する必要
があると思います。

議長 與那覇朝輝 上下水道課長 仲村盛和。

上下水道課長 仲村盛和 金城 章議員の質
問の大枠2についてお答えします。

については、現在の事業費ベースでいきま
すと平成32年度が完成予定年度となります。

については、接続率アップの取り組みとし
て、広報紙への掲載、防災無線、戸別訪問での
ピラ配布等で周知を行っています。また、平成
25年度から、下水道接続促進補助金を交付し、
平成25年度で48件、平成26年度、46件の接続実
績があり、成果は上がっています。今後も継続
し取り組んでいきます。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 では、再質問をさせて
いただきます。ほとんど質問事項はつながって
くるものでありますから、まず下の3番の下水
道のほうからちょっと質問をさせていただきます。

ただいまの都建課長の答弁であります。29
年度に完成予定と答弁であります。29年度に
完成予定と、南上原土地区画整理ですね。それ
で下水道は32年という答弁であります。区画
整理の完成にあつて、インフラの整備、実際、
下水道が整備されないと。そしたら区画整理が
終わったら住宅がどんどん建つと思いますけれ
ども、それに追いついていかないと。その件に
ついてどう考えるのか。

議長 與那覇朝輝 上下水道課長 仲村盛和。

上下水道課長 仲村盛和 お答えします。

現在の事業費ベースでいきますと、どうして
も後5年はかかるという方向で見えています。確
かに事業費を上げることによって、工期の短縮、
あと区画整理事業との並行で進めることは可能
かと思うんですが、ただ県から補助金が要望ど

おりもらえるかという点と、あと、人員の確保
であるとか、一般会計からの繰り入れ金等が確
保できるかという課題があると思います。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 課長、補助金が増額に
なったら半分ぐらいに短縮できるということか。
都建課長の答弁した区画整理と同じ年度ぐら
いに完成は可能なのか。

議長 與那覇朝輝 上下水道課長 仲村盛和。

上下水道課長 仲村盛和 お答えします。

確かに事業費が上がることによって、工期は
今までより短縮は可能だと思います。ただ、本
当に補助金が増えただけアップできるかと、あと
人員の確保も必要だと思います。それと一般会
計、先ほども申し上げたように繰り入れ金、そ
の辺の確保が課題だと考えています。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 補助金次第では可能だ
と。その件について、村長、副村長にちょっと
また再度、そういう今、接続率がやっぱり今悪
いという話がよくされますけれども、これが前
年度ですけれども、下地区で新築は21件。新築
は当たり前のごとく、当然接続しないとイケない。
上地区は33件、南上原です。それと、既存
の建物の浄化槽の接続、下地区が35件であり
ます。南上地区が11件。それから見ると、南上は
やっぱり新築が当然多いと、接続率も上がって
いると。それに対して、南は新築したばかりと
いうか、それでその既存の接続率がやっぱり少
ないと。3分の1ですね、やっぱり。新築は倍。
それを踏まえて、村長、副村長、今上下水道課
長から答弁がありましたけれど、予算の見直し
とか、増額等は、財政も厳しいとは思いますが
けれど、建物が建ってからは今の結果を見るだけ
で、既設建物が多くなると、また接続率も上が
らないという形になりますけれども、どうかこ
の件について答弁お願いできますか。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 では、お答えいたします。御指摘のとりの部分はあります。ただ、考えていただきたいのは、現在の事業規模でも1億円以上は一般会計が持たなければ事業はできないという部分。それと、先ほども申しました、国保会計も数億円以上の金を入れなければ実際運営できていないと、そのことを考えた場合、果たして予算という総枠の中でバランスという部分も考えませんか、絶対これ、今の状態でできるという話ではないわけなんです。それと、基本的な部分は、先ほどありましたけれども、国の補助枠の中で増額できるのかどうかさえまだはっきりしていないわけなんです。その辺も含めて、総合的にやっぱり財政バランスを考えながら実施していく必要があるというふうに考えています。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 副村長の答弁は、私も重々承知でありますので、わかっているんですけども、ただ本当に追いついていかないと接続率のアップは本当に望めないです。先ほど話したように、この新築の度合いから見ると、土地区画整理が終わったら、すぐ建物が建つと。それには追いついていかんといけな。それを追いついていなくて、下水道の投資ばかりして、これはもう逆を言えばもう先行投資みたいなことにははるんですけども、国保もまた一般会計から国保と下水道はたくさんの資金が出ますけれども。もう少し補助率、あと2件ぐらいでも、2件の予算ぐらいでもやっぱり上げていかないといけないんだろうと思いますけれども。ぜひこの件については、これも財政面で副村長、苦労しているのはわかっておりますけれども、今後の対応、ことし補正でまた増額できるかどうか、また職員の対応もわかりですけど、ぜひ検討いただきたいと思います。

次、大枠1のLNGの、LNGの冷熱のエネルギーの利活用について、また再質問をさせ

ていただきます。琉大との陸上での養殖等、それと冷凍倉庫、それをまた冷熱の利用、農業等への利用も考えられると思いますけれども、そういった研究とか、実証実験は一応もう済んでいるかと思えますけれども、今後の取り組みは本当に、まだ違う観点からの取り組みがあるのかどうか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、答弁いたします。

LNG護佐丸プロジェクトの研究の基本として、これまでLNGの利活用は沖縄電力吉の浦火力発電所構内から導管等を利用して、発電所外にパイプを引いてという計画でありましたが、最近、沖縄電力についてはLNGのタンクローリーで陸上輸送を可能にするということが発表されました。それで、それを受けて今護佐丸エネルギープロジェクトの研究をしている小型プラントの設置が可能になるということになると、企業がLNGを会社構内でも小型プラントを設置することによって、企業が多様な分野で活用できるという考えが成り立つのではないかと思っています。これはLNGサテライト基地と、可能性というふうに捉えております。

それから、それによって冷熱で、氷を作って、室内冷房に利用するとか、冷蔵冷凍庫をつくっていくとか。それから農業用のハウスに導入をして冷熱ハウスができれば夏場の県内の野菜高騰時に対応できるということも考えられると思っています。

それから陸上養殖については、既に電力の構内の駐車場ではありますが、カキの養殖をいたしまして、沖縄でも成長しているという研究を今年度報告書でまとめていくということであり。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 技術の発展はすごいで

すね、やっぱり。タンクローリーでの冷熱の移動とかはまた初めて耳にしますけれども、それができれば広範囲でいろんな利用度があると。そしてまた、広範囲で利用度はできたものの、逆に受け入れのところがどうなるかの問題です。その面に対しても考えはあるのか。それとこの冷凍倉庫、今、電力内でのこの冷熱の設備等もできるというふうに。これは電力が積極的に進めていくという回答でよろしいですか。この冷凍倉庫は、今久場前浜原線と電力の間に設定予定、できるのかどうなのか。またどこが計画地があるのか。それと、今の答弁でハウス等に使える。最近、二、三日前のテレビを見ていますと、冷凍技術の発展は物すごいものです、シーソー氷とか、物質が凍らない、全然凍らない技術とか、また冷凍技術で長持ちさせる技術も確立されていますので、逆に冷凍、この冷熱エネルギーを使ってのやっぱり中城の特産物づくりも、これから可能になってくるだろうとっておりますけれども、その件について、もう一回だけ、企業立地課長。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えしたいと思います。

議員の御質問でありますけれども、当初から護佐丸エネルギープロジェクトについては、LNGを使って、中城村の特産品、それから中城村の企業の利活用を研究するという目的であります。ですから今回、LNGが施設外に持ち出せるということが大きなポイントだと思います。これは沖縄電力が県経済のためにLNGを利用して、沖縄県の経済を発展しようということですから、大いに電力としても、これは我々の考え方に支援しているという理解をしております。例えば、この前新聞に載っていたライカムの施設の中でもLNGを使って冷熱発電、温熱の利用が可能になるというサテライト基地を計画さ

れております。そういう小型の、日本の技術も発展しておりますので、小型なLNGサテライト基地を、例えば電力をたくさん使っているホームルさんとか、綿久さんとか、そういうところに提案していけば利活用が可能になるのではないかということで、今、サテライト基地については平成25年、ホームルさんが月800万円以上の電力を使うということで、小型な発電所、LNGを使った発電所ができないかという提案もホームルさんにはしているところであります。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 いろいろな取り組み、ちょっと先ほど聞き漏らしましたけれども、琉大の実証実験を今まで行ってきたんですけれども、今度の予算でも護佐丸エネルギープロジェクト事業、その予算は今年度も継続していくんですよ、琉大との研究等々。それとこの琉大との取り組み、今答弁した以外にまた今後、何かまた別の研究も行うのかどうかだけ再度確認だけお願い。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたしたいと思います。

護佐丸プロジェクトの研究については継続していきたいと考えております。ただ予算については、どういうものがこれから商品開発になるのか、そして研究をした成果をどのように生かすかというものはまた琉球大学のほうとも相談をして、予算が伴うのであれば、財政と相談をしながら進めていきたいと思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 この冷熱エネルギー、中城の一番また産業の発展に今後大分貢献するだろうと思っております。それについてやっぱり、設備等、施設等も必要ですよ。村長、そういう

冷熱を使う、今ハウス等も使えると、それでまたいろんな倉庫等とか、これからのまたいろんな産業につながるべく施設等も考えられると思いますけれども、どうですか、これを使っていけるこの施設等とか、この予算投資とかは考えていけるのでしょうか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えしたいと思います。

村としての施設設置というのは、今のところ考えていないということです。護佐丸プロジェクトの中で研究したものを、実証に向けて企業に提案をして、企業がそれについて導入したいということであればまた、どういう補助金があるのか、それから産業イノベーションの制度も活用できるということも調整しながら、企業のほうに実施は提案していきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 ぜひ、村でこの研究の、研究というのは、立証実験とか小さいものがありますけれども、やはりそれに投資する企業が出てくるのはすばらしいことでもあります。しかし、最初は村独自で何かに取り組みないといけないだろうと私は思っておりますけれども。今、沖縄でつくる野菜がずっと東北、そういう地域でもできる可能性がある。冷熱を使えば逆をまた言えますよね。北海道の産物を沖縄でもつくれるものになってくるはず。そういうふうな将来的な見通しで研究を、大型研究所をつくったり、施設をつくるのは、これは当局の役目じゃないかと思うんですけれども、将来的な構想にぜひ加えていただきたいと思います。

それでは、次の住宅政策に移りたいと思います。優良田園住宅、これがやっぱりまだ実にならないと、村長。どうにかもっといい方法で、民間では今、都市計画法の11号、12号ですか、

緩和は広がりましたけれども。緩和は広がっても、また住宅がなかなか建ちにくいんだと。優良田園はどうか活用した、この地区計画等が何かできないものなのか。そして一番問題な点は、この優良田園はまず地権者が認めたということにして、それに係るインフラ整備、どうしてもこれは各地権者個人では難しいだろうと思うんですけれども、その対応をどうかお答えできませんか。道路計画です。優良田園もそうですけれど、11号、12号の緩和の区域もそうですが、それに対応できる答弁を何かお願いできますか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

緩和区域の中でも、一番大きいのが安里の208番地周辺で、そこは全部緩和区域には入っていますけれども、その中で、法定外が1メートルぐらいの道が横に3本あります。そこは昭和61年から大規模指定既存集落に入っています、今回も11号と指定されていますけれども、インフラ整備がなされてない。しかし、今インフラ整備をする財政的なもの、補助的なものが見当たりませんので、逆に私たちからの提案としては金城議員の安里地区であれば、今の4メートルをあけるために、法定外が1メートルありますので、あと3メートル、村に帰属するという方法と、インフラ整備については、きのう試算したんだけど、あの地区で約5,000万円の工事費が出てきます。それと水道、上下水道も出てきますので、これ以上はかかるだろうなということで、先ほども副村長の答弁がありましたけれども、上下水道にも予算の繰り入れも厳しい状況では、単費の施工等は厳しいのかなと思っています。とにかく今の優良住宅も接道しないことには基準法は通りませんので、この辺の面整備、インフラ整備については単費でやるのは厳しいと思いますので、補助事業絡みでそういうインフラ整備をやらないことには、

住宅政策というのはできないかなと思っていません。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 課長が先に安里地区のことをおっしゃっていただいて、再度質問しようかなと思っていましたけれども、今、安里地区は確かに課長のおっしゃったとおりであります。道がなくて、本当にそこに縦方向にもまだ整備された道がなくて、そこがせっかく緩和されても住宅が建築できない状況でありますので。村長、今、都建課長のおっしゃったのと、優良田園も同じようなタイプになるはずなんです。地区設定して、このインフラ整備を、民営を、公が道路をつくるかと言われたらもう終わりなんですけれども、やはり将来の税収とか、人口増とか考えたら、整備するに値すると思うんですけれども。それは税金の入ってこないものを建てるよりは、ずっとそのほうがまたこれからプラスになると思います。もう一度だけ村長、優良田園は、私は2年前、富山市の視察に行つて、すばらしい、地区整理だと思うんですよ。これからは南上地区の区画整理事業じゃなくて、本当に中城に合ったのは、この優良田園住宅の設定をいかに進めていくべきか、それが本当に課題だと思うんです。今の中城の現状、緑を残したこの村づくり、それはどこにもまだないんですよ。富山市も私たちが視察に行った、その地区だけでありました。向こうは本当にすばらしい、私は地区だと思っております。都計法では土地に対しての、建物をつくるパーセント、やっぱりぎりぎりにつくるものですから、そこをゆとりを持ってつくる、この優良田園住宅はこれから本当に中城は真剣に取り組んでいかなければいけない地区づくり、まちづくりだと考えていますけれども、その件について、もう一度だけ、村長答弁お願いできますか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

優良田園住宅につきましては、沖縄で初めての試みですけれども、正直言って、やりながらその制度改革、いうならば、入り口を一旦あけて、やりながら制度改革をしていくという形になると思います。ですから、本議会でも答弁させていただきましたけれども、私が理想としていた優良田園住宅の地域設定ではないんですね。できるものから少しずつ広げていこうという形に基本方針はなっておりますので、それはそれでやりながら、そして先ほどお話ししましたように、そうであれば、じゃあ法規上、あるいは制度上、都計法あるいは農地法を超越したような形の農と住の特区的なものではないのかというものも試算しながら、今年度はやっていこうと思っているんですけれども。

少し話が長くなって申しわけないんですが、その優良田園住宅制度だけにこだわって今お話をしますと、面整備ができていないという優良田園の地域であれば、基本的には受益者の負担で道路もつくってやるべきものだというのが解釈ですよ。ところがそうすると財政的な部分が個人にも大きな負担があると、ということであれば、これを一つにまとめて、行政が積極的にそこに足を踏み入れて、そこを区割りをする。区画整理のミニチュア版だと思っていただければ、そういうことで地主と提携をして、全ての地主さんが住宅をつくりたいわけでもない、例えば売りたい方もいると思います。いろんな方々、その理由があると思いますけれども、それを一まとめにして、我々が責任を持ってそこを分譲地として開拓していくという方法の中で、実際に地主が、例えばの話ですけれど、地主がそこで住宅を建てたいということであれば、等価交換的なこともやれるわけです。ちょっと今この議会の中でみんな説明するのは非常に難はありますけれども、私が言いたいのは、方法は何とか見出せるものはあるのではないかとということで、優良田園住宅制度のその面整備の面も

含めて、これからしっかり検討していきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 村長、そのとおりだと思います。私の考えも全く、村長が今お話しされた、答弁のとおりでありますけれども、やはり、モデル地区をどうにか1つでも設定しないと、この事業は進まないだろうと思っておりますので、インフラ整備は、この将来に見合うお金の出費だけで抑えて、その10軒でも、その優良田園のモデル的な地域ができないものかどうか、これから検討していただきたいと思いません。

このほう上位法があるんですが、条例で設定して、そこで上位法で都計法がありますけれども、都計法に関しても、条例で設定されたのをクリアしないといけない部分も、設定もできる方法があると思います。それを踏まえて条例を、景観条例初め、いろんな条例で、少し規制をかけて、その村づくりを、本当にいい村づくり、緑のある村づくりを考えていただきたいと思いません。

次に移りたいと思えますけれども、村内企業の育成、それと入札。課長からありましたけれども、毎回のごとく私は言うんですけども、どうにかこの商工業の振興にも、村は補助金を出して育成に務めている中、もっと今まで私が見た範囲では、もう育成というのか、企業の成長がなかなか見受けられないというのか、商工会も頑張っているんですけども、そういう状態にあるのではないかなと思います。本村は零細企業が多い中でありますので、入札関連、他の市町村では、ほとんどこの地区の本社とか支店のある業者しか入札に入れない地区もだんだんふえていますので、そういう感じで進められないものなのか、また、私は去年から言っていますけれども、自助努力する会社はもっと優遇していくべきと、この場でまた言ったら、村

民から批難を買うかもしれませんが、企業の育成と、会社と企業とが大きくなれば、その経済効果はやっぱり本村にはあるだろうと思っておりますので、これから考えていかないといけないと思えますけれども、そのことについてちょっとお願いできますか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

ただいまの質問は、村内に事務所を置いている企業も村内業者として取り扱いをしてもらいたいということの質問だろうと思えますが、現在、村内に事務所を持っている企業も入札、村内業者という形で入札に参加をさせていただいております。その比率が今、全体の入札の部分、約70%が村内企業があります。そのうち10%ぐらいが事務所に置いている企業という形になります。これ70%というのは低いんじゃないかという感じもしますが、今年度は護佐丸歴史資料図書館という大型な入札があった関係、建築業者という、中城においては建築業者が少ない、そういうことで比率が下がっていると。その部分が建築以外の部分に換算すると、約80%は村内業者ということになります。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 はい。

総務課長のおっしゃるのはわかりますけれども、やっぱり企業育成を本当に取り組んでいかないといけないと。中城村には大企業と言える企業がないように見受けられて、そこに本当に何社かは育てていかないといけないと。これまで何十年もそれにかかわって、入札関係をやっている、年に1件では、従業員の本当に育成とか、会社のレベルアップに予算が投資できないんじゃないかなと考えております。本当に、宜野湾もしかり、別の地域でも、その本社等の事業所、中城村だったら、中城村に税金を納めている会社等に、優遇して、その地域だけで入札があると。中城村ではいろんな問題があっ

て、そうもできないという話で、以前村長から答弁がありました。けれどもまたそれはそれとして、せっかく95%へ、この最低価格も上がりましたがけれども、企業の育成はもっと取り組まないと、本当に中城村からは5社ぐらいは特A企業を出すぐらいの意気込みで村自体が取り組んでいただきたいと思えますけれども、それも自助努力している会社です。本当に自前でいろんなことをやる会社は、特に私は優遇していいんじゃないかと思えますよ。本当に。まだ、それに対して、同じ一生懸命努力している会社と、丸投げの会社もありますよね。こんなに言ったらもう、そういうところはぜひ、比較するということも。これからこれに取り組んでいって、中城村から本当にランクの上の会社を何社かつくっていかないと、いつまでも一緒ですね、中城は。歴史資料館みたいな大きい建物が村内の企業ではできないという、いつもBグループについて、なかなかできないという。JVもBグループについて勉強できるかといったら、ほとんどAグループに大きい会社に押されて、勉強はできる範囲がちょっと狭まるんですよ。これをぜひ検討いただきたい。この入札制度をもう少し考えることができないのか、村長、一言だけできますか。この努力している会社と、していない会社とのまたその対応もどうなのかとか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、努力しているしてないという区分けは必要かなとは思いますが、その基準もしっかり我々はつくっていかなくちゃいけませんし、我々行政から言わせていただければ、先んじてその最低制限価格も5%他市町村より上げて、なるべくといいますが、企業育成の一環につながればいいかと、利益をしっかりと残して、正々堂々と利益を出して税金を払ってもらいたいという気持ちなんです

ね。そういう意味では、努力している会社と、そうではない、議員がおっしゃる、丸投げをしているような業者の識別、選別というのは我々はしっかりやらなくちゃいけないなという思いはあります。ですから情報もしかり、そして我々がしっかり足を運んで、きのうの話じゃありませんが、現場主義で、現場がどうなっているのか、この会社の実情がどうなっているのかというのをしっかりと見きわめて、それを入札制度に生かしていくというのが、今考えられる手だてかなという思いはいたします。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 ぜひ、本当に現場主義ですね。それをこの会社を見て、育成も本当に、私は、丸投げの会社でも、自社で施工している会社も本当は一緒に、工事の件数があれば同時に育てていければ、本当はそれが将来的には望みであるんですけども、やはり本当に企業でいろんな努力しながら、年に1件しかとれない、利益率が1件では、先ほども話しましたが、職員の育成にもお金が回らないという状態にして、それではいけないだろうと考えておりますので、ぜひこの差はつけるように考えていただきたい。利益を生んだらやっぱり大企業に育ちますので、ぜひそこは取り組んでいきたい。

あと、ちょっと出戻りしますが、この安里地区のこの11号、12号、そこについて。これ今、法定外の道路はありますけれども、それを提供したら実際、村で、先ほど都建課長は道路整備はできる話がありましたけれど、やはり地権者でそういうのを望んで、村に提供すれば道路網の整備は可能なかどうか、お願いいたします。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

この件については、議員からも話がありましたけれども、今道路を3本つけて延長で564

メートル、工事費が1メートル当たり約6万円かかります。ただ山手に行くと、地すべり対策も必要になってくる箇所ですので、この辺の工事費も入れて約5,000万円、それと測量設計2,000万円、合計で7,000万円。用地費が坪単価10万円で試算すると約4,000万円の土地を村に帰属する条件で行うとして、本当にこの土地を地権者、皆さん方が2メートル、村に帰属するのかというのが疑問がありますし、それとこのパーマ屋さんのところの道をあけるために住宅もかかる可能性がありますので、その辺の補償も本当に単費でできるのかというのも試算し、年次的な計画をしてやらないことには一気に1億前後のお金を単費から出すというのは不可能に近いのかなと思っています。地区計画制度もありますので、地権者で地区計画を作成する場合は、都建課のほうとも、これは指導に入っていきますので、その辺で地権者が全部まとめて、地区計画を入れて、道路をあけて、さき村長が答弁したように、皆さんで出し合って、道をあける方法もありますので、その辺は、まず地権者皆さん方の合意形成がとれるかどうか、その辺を確認してから、金城 章議員と一緒に、そのインフラ整備の件について協議したいと思います。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 課長の言う予算がかかるからこそ、やっぱり民間でできないと、ぜひ計画して、南上原の土地区画整理もあと3年ではまた完了ですので、そういった点も進めていながら、本当、できることなら、この地域に私は優良田園住宅のモデル的な計画はできないものなのかと考えているんですよ。そこも地権者が同意すればぜひ進めていく。そこに電力の予算、今議会で企業立地の屋良課長は、5,000万円獲得に何か励むという話でしたけれども、こういうのも、この久場、泊地区だけでなく、うちの安里にも予算がとれたらそういう、

できないものかどうか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えします。

基本的には電源立地地域対策交付金は、公共施設の整備ということであります。区画整理事業みたいな、個人の利益につながるものについては、厳しいものがあるだろうというふうに認識をしております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 これは個人でいう、使用するものじゃなくて、村民が利用する道路だったら可能じゃないの。今、予算面、きょうの一般質問いろいろやりましたけれども、やはり予算にかかわる問題が質問多かったらと思います。けれども、今議会でも1日目、2日目と私の質問と同じ質問が多々あったことだと思いますので、これを同じ見方だと思いますよね。どうしてもやらないといけないから、多くの議員の皆さんが同じ質問をすると。4次構想もありますけれども、そこにはないものを求めている。またこれからの中城村の将来をにらんで質問しているつもりであります。ぜひ優良田園、私は南上の土地区画整理もすばらしいものだと思いますけれども、中城村が目指すものづくりは優良田園の地域設定、村づくりだと本当に先ほどから言っていますけれども、そう考えておりますので、ぜひ条例で規制できるような景観条例もつくって、優良田園住宅をぜひ進めていってほしいと思います。あと一言だけ、村長もう一度、この優良田園のモデル地区を考えていけるかどうかだけ、一言だけ。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

金城議員と、志といたしますか、気持ちは同じです。モデル地域ができるできないは別にして、せっかく勝ち得たといいますか、とって

きた制度でございますので有効に使っていきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 以上で金城 章議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（ 1 1 時 0 1 分）

~~~~~

再 開（ 1 1 時 1 2 分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて新垣貞則議員の一般質問を許します。

6 番 新垣貞則議員 それでは通告書に基づいて6番 新垣貞則、一般質問を行います。

大枠1番です。村道賀武道線の整備について。

賀武道線のコーナー部などのスリップ防止対策について。賀武道線公民館前ストップ線と金城宅横の交差点カーブミラーの設置について。

賀武道線・久場崎線の地盤沈下及び陥没補修について。

大枠2番です。中城村北中城村消防組合の消防救急体制の拡充について。消防業務の仕事内容について。消防職員の確保について。

消防車両「はしご車」の確保について。職員の確保とはしご車を確保した場合に、村民にとってこういった効果があると思いませんか。

大枠3番です。災害に強く安心して暮らせる村づくりについて。中部地区消防総合訓練が2月18日吉の浦発電所でありました。どんな訓練でしたか。沖縄県で直下型（内陸型）地震を誘発する断層が何カ所あるか。震度はどの程度予想しているか。津波を引き起こす海溝型地震は幾つありますか。震度は、津波の高さはどの程度予想されますか。公助、自助、共助、こういった取り組みをしていますか。地域防災力を高めるためには何が大切ですか。以上簡潔な答弁をお願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣貞則議員の御質問にお答えをいたします。

まず、大枠1番につきましては都市建設課のほうでお答えをいたします。大枠2番、大枠3番につきましては、総務課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは大枠2番の消防についてでございますが、私も中北消防の管理者でございますので、まず言わずと知れた両村民の生命、財産を守るという大きな使命がございますので、消防業務は、御承知のとおり、中城村も北中城村も今後人口増加率が望まれると、多くなるのはもう明白でございますので、3年がかりで定数条例を引き上げまして、徐々にではありますが、その人員確保に努めていかなくちゃいけないということで、これは北中城の副管理者の新垣邦男村長とも思いを同じくして、現在のところ51名の確保には至っていると思います。記憶がちょっと定かではございませんが、48名からだったと思いますが、現在は51名になっていると思います。今後もその人口推移と、その消防の使命を鑑みながら、また検討して続けていきたいと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 新垣貞則議員の大枠1の から についてお答えします。

について、村道賀武道線は傾斜地で勾配もあり、曲がりくねった道路形態となっており、雨天時にはスリップを起こすことから、現在コーナー部、3カ所については滑りどめ舗装を行っています。他の場所のコーナー部についても、現場を確認して判断し、対応してまいりたいと思います。

について、久場自治会からもこの質問の場所のカーブミラーの設置要請はございません。また、この場所は見通しがよく、カーブミラー設置の優先順位も低く、設置については危険性が高い箇所から行っています。ストップ線については住民生活課からの公安委員会に要望をさせていただきたいと思っております。

について。この地域一帯を中頭東部地区地すべり観測を行っています。そのため、現在のところ全体的に地すべりの傾向にあることから、今後の調査報告結果をもとに対策がとられると思いますので、村としては経過観察をしながら維持管理に努めてまいります。

議長 與那覇朝輝 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 大枠2と大枠3についてお答えします。

中北消防については、一部事務組合でございます。北中城村、中城村で、両村で事務の共同処理をするということで設けられた一部事務組合であります。この一部事務組合が成立すると、共同処理するとされた事務は関係地方公共団体の機能から除外され、一部事務組合に引き継がれます。そういうことで、その消防業務については、村の業務ではないということを前置きしていきたいと思っております。

総務課で答えられる分について答えていきたいというふうに考えます。

消防業務の仕事内容、職員の確保については、消防規約に定められ、消防及び救急に関する事務を共同処理する。職員の確保については、その定数は組合条例で定められることになっております。組合が地方公共団体として活動していくためには、予算の裏づけが必要であります。組合の経費は両村の負担金及びその他の収入をもって充てることとなります。消防車両の購入等については、両村で協議して、負担金として拠出することとなります。本年度はポンプ車の購入を計画しております。

大枠3についてお答えいたします。吉の浦火力発電所で2月18日、中部地区消防総合訓練が行われております。その内容についてお答えします。大地震が発生し、アンモニア貯蔵タンク配管亀裂からアンモニアガスが漏れいと火災が同時発生し、複数の職員がアンモニアに曝露し、また初期消火対応中に延焼する火災で受傷した

という想定で行われております。危険物施設内での発災であり、さらなる大災害への発展が予想されることから、沖縄県消防総合応援協定に基づき、近隣の消防機関へ要請するとともに、近隣医療機関への応援要請を行っております。訓練項目といたしまして、消防訓練、救急通報訓練、災害情報訓練、毒劇物対応訓練等を行っております。村といたしましては、情報伝達訓練をしております。先ほど、話しましたアンモニアが漏れいし、12名のけが人が発生したという連絡を受け、村としての災害対策本部の設置という想定で情報伝達訓練を実施しております。

内陸型の直下型地震を誘発する断層は何カ所かということですが、沖縄県で9カ所ございます。最大震度が6強ということで想定しております。

の海溝型は15カ所。これは最大遡上高が15メートルという想定をしております。

あと 公助、自助、共助の件ですが、公の取り組みといたしまして、避難道路の整備、非常食、毛布、防災車購入、避難訓練、防災講演会等を実施しております。共助については自治会、自主防災会、消防団、ボランティアなどがあります。自助は住民一人一人が災害への備えとして、家族同士の連絡をあらかじめ決めておき、水、食料、救急用品等を用意し、避難路や避難場所をあらかじめ確認しておきます。全戸配布した防災マップで高潮、津波、土砂災害に対する危険区域や、避難場所等の情報を、住民と役場、行政機関が共有されることで、各機関の役割が認識され、災害時の的確な行動を可能にし、危機管理に役立つものとなります。

については、個人や地域コミュニティ、NPO、民間事業者などの多様なネットワークにより、協働を通じた取り組みが大切であると思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 それでは、順を追って詳細の質問をします。

大枠1の 村道賀武道線のスリップ防止対策について質問します。賀武道線は勾配がきつく、スリップが多発して交通事故の危険性があります。下り線は滑りどめがやられています、上り線の部分、コーナー部分等に関してはスリップ防止対策はされていません。そのせいで車が横すべりやスリップして危険な状態です。村民が交通事故に遭わないようにスリップを防止対策として、コーナー部分、3カ所の滑りどめ工事はする考えはないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

先ほども答弁しましたがけれども、現場を確認して上り部分は滑りどめはやっていないです。それで全面的にやるのか、あとはゼブラ方式でやるのか、その辺も検討して、本当に雨が降ったときにスリップするのか、その辺も確認して、行っていききたいと思います。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 今、都市建設課長からありましたように、雨が降ったらスリップして滑ります。なぜかと言ったら、自分自身が体験しました。そういうことで滑りますので、維持管理の範囲内で検討して、早急に工事を進めてください。

大枠2番のほうです。先ほど都市建設課長から答弁がありましたように、村内優先順位がたくさんあると思います。久場公民館前のストップ線、我部そばのところ、ストップ線が必要だと思っていますので、検討なされて、準備を進めてください。

それじゃあ です。賀武道線、吉の浦発電所用地上です。久場崎線の地盤沈下及び陥没補修について伺います。この道路は農作業や宜野湾地区への通学、通勤として重要な生活道路になっております。これまでも同じ場所を何度

も補修してきましたが、また地盤の沈下と亀裂が生じています。その対策はどのように考えていますか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

久場公民館からは最初のコーナー部が大分凹凸がありまして、補修しても地盤沈下しているというのがありまして、今国のほうでも先ほども答弁しましたけれども、中頭東部地区の地すべり観測を行っています。そのときに抜本的な解決方法が出てくると思いますので、まずはうちのほうでは維持管理の範囲で、凹凸を直していこうかなとは思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 この地区は去年ですけれども、平成26年7月に久場崎河川の土砂崩れがありました。その土砂崩れ後の8月には補修工事で行っております。これまでの賀武道線の亀裂陥没工事をやっていますが、また同じ箇所から亀裂陥没をしています。賀武道線亀裂補修をやっているところから、去年の久場崎線の土砂崩れしたところまで、上から下まで一直線にですけれども、地層が崩れていないか心配です。久場崎線の下は民家となっております。土砂が崩れ落ちたとき、土砂災害が発生し、民家に被害を及ぼす可能性があります。また、この道路は久場区への緊急時の主要道路でありますので、具体的な対策として地質調査をする必要があると思いますが、どう思います。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

26年4月に都市建設課のほうで、土坡の崩壊、これは上からの崩壊じゃなくて土坡崩壊があって、一部うちのほうで修繕した、維持管理で修繕しました。それと地すべりの因果関係というのは調査しないとわかりませんが、この地区は今まで農林水産課においても議会で何回か答弁しています。保安林指定を行って、事業

採択に向けていましたけれども、地域の同意が得られなくて、この調査もできなかった経緯があります。その辺が農林水産課のほうで事業採択に向けて、もし地権者の同意がもらえれば、こういう調査もできてくるんじゃないかと思えますので、貞則議員も一緒に地権者の合意形成をお願いしたいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 この上からも、ちょっと土砂崩れが心配ですので、そういった地質調査もやりながら、自分なりでできる範囲内は頑張っていこうと思っていますので、そういうことでよろしくお願いします。とにかく地域住民が被害が起きないようにということがありますので、ぜひそこら辺は地質調査等もやってください。被害が起きてからじゃあ、ちょっと困ると思いますので、よろしくお願いします。

次、大枠2です。中城村・北中城消防組合の消防救急体制の拡充について質問します。先ほど、浜田村長管理者からすばらしい答弁もありがとうございます。今回、この問題を取り上げた理由は、消防の職員の確保ということでした。そこら辺を少し。なぜ今消防職員の確保が必要か、それでなぜはしご車が必要かというのを議論していきたいなと思っていますのでよろしくお願いします。消防業務の仕事内容と、消防職員の確保について一括で質問します。消防士になるには、消防学校で初任科を初め、各科の専科教育を受け、救急医療の知識の習得や、火災現場を想定した救助訓練、水難救助の訓練などさまざまな専門知識が必要になってきます。村民の生命、財産を守るために中北消防職員は頑張っています。先ほど村長からありましたように、平成27年度1月現在の南上原地区における人口は何名でしょうか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

6,140名であります。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 南上原地区は、今後中高層ビルがふえ、人口が大体4,000人増加が見込まれています。平成22年度から平成26年度まで、過去5年間で救急件数は48件ふえています。毎年約10件ずつふえています。うえむら病院が沖縄市から移転したことに転移搬送が年間で80件見込まれます。新聞報道によると平成27年度4月にはイオン沖縄ライカムがオープン予定です。同施設は年間の集客数は何万人ですか。それで1日あたりは何万人を見込んでいますか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 ただいまの御質問なんですが、今、建設中のイオンモールのことであります。総務課として、どれだけの、人が集まるのかという部分については把握しておりません。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 新聞報道によると、年間1,800万人です。それから1日あたりは5万人です。それで南上原地区、うえむら病院や、中高層住宅の建設が多くなり、住宅地区、イオンモール、沖縄ライカムも来ます。中部徳洲会病院の開業により人口も増加します。両地区とも将来的には1万人規模にふえると思います。人口がふえることに救急件数、火災件数、土砂災害の想定外の災害がふえてきます。ふえてくる救急活動や消火活動に対するためには、職員の増員計画、先ほど村長、管理者が言われたように、将来的には増員の計画があるということがありましたので、どういった、具体的にそういった計画がなされているかどうかお伺いしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

先ほど、冒頭の村長の答弁がございました。3年をかけて職員を増員していきたいという答弁をしております。私ども村においては、消防

業務については、中身については消防のほうに業務を委任しておりますので、村でこの部分についての協議がまだされておられません。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 中城村消防組合の先ほどありましたように、現場に行って、消防職員の意見も取り入れて、それで職員の増員計画、そういったものを作ってほしいなと思っています。そうすることで、消防の救急、火災、災害体制の拡充が図れるのです。中城村の第4次総合計画があります。心豊かな暮らしから、住みたい村、とよむ中城村になり、災害に強く安心して暮らせる村づくりにつながると思います。先ほどの北中城村との調整が必要ですので、ぜひ調整をして、職員の確保に努めてください。

これも次、です。これはなぜはしご車が必要かということで、少し質問したいなと思っていますのでよろしくお願いします。南上原地区には現在15メートル、5階建て以上の建て物が何棟ありますか。イオン沖縄ライカムが何階建てですか。平成28年度には中部徳洲会病院の建設も予定されています。何階建てでしょうか。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 では、お答えいたします。

先ほど総務課長から御説明しているとおり、消防組合は一部組合でございます。自治法に基づいて一部組合を構成するということは、その事務そのもの自体をそこに移管しているということを最初に答弁させていただきました。それと、私どもは南上原の状況についてはわかりませんが、イオンモールにつきましては行政外のことですので詳しいことは新聞の報道ぐらいしか知りません。向こうの人口増加率についてもおおよそ新聞のほうで聞いているわけです。それと、最終的に今の御質問は私どもにまずする前に、その事務を一部組合で法的に預かっている、消防組合のほうでぴしゃっと計画書を立

て、両村と協議するというのが前提です。私どもは消防の現在の状況というのは、負担金の範囲内で対応させていただいています。その中で、今消防の中で、人間的なものがどれだけ不足なのか、消防機材としてどれぐらいのものが今不足なのかというのは、これ実際に業務をやっている消防本部自体が把握しているわけです。その計画に基づいて構成する北中城村と中城村が協議し、財政負担を何年計画でそれを持っていくかという協議になります。今御質問のことについては、幾ら質問されても、私どもとしては消防との協議が前提ですので、今、お答えすることができないのが現実です。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 今、副村長からの答弁がありましたけれども、私は消防議員であります。そして消防議員の中で一般質問もないものですから。

そういった一般質問があるんでしたら、そこでやろうと思います。ただ、今回、消防職員の確保、それからはしご車の確保等の要求がありました。それで消防議員として、そういった消防職員の悩みというか、そういったことがありましたので、そこで今、させてと思い。そういうことを御理解をして、今、はしご車が足りない、それで消防職員の確保も困っている現状でありますので、そういうことを御理解をしてください。

それじゃあ大枠3のほうです、災害に強く安心して暮らせる村づくりについて質問をします。

中部地区消防総合訓練が2月18日にありました。アンモニアガスが流出して高濃度、長時間の被曝を受け、アンモニアガスを吸引した場合には人体にはどんな影響を受けますか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

アンモニアガスは毒物、劇物取り扱い法の指定を受けております。その中で毒性が強いとい



うか、粘膜に対する刺激臭が強く、濃度が出て、1%以上のガスを吸引した場合、危険な状況を呈するという事とされています。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 アンモニアが流出して、液体の物が飛散して目に入ったら失明の可能性が高くなります。気体でも高濃度、または長時間浴びたら肺が損傷され、死に至る可能性が高くなります。吉の浦火力発電所から発生する火災、アンモニアガス、地震などの災害が発生した場合の地元、久場、泊地区、住民にはどのような方法で周知していますか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

吉の浦火力発電所には自営消防団があります。その中で、向こうでの災害、火災とか、そういう災害が出た場合に、消防にも連絡を当然されますし、消防から大災害につながるおそれがある場合においては、先ほどの連絡体制の中で役場のほうに連絡もされますので、その時点では防災無線等で周知をしていくということになります。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 災害を軽減するには、訓練が必要だと思います。吉の浦火力発電所から火災、ガスなどの流出が発生した場合を想定した電力と久場、泊地区の合同の避難訓練は実施する考えはないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

沖縄火力発電所、それから地域、村、三者で訓練計画はどうかということですが、お互い、今回初めて久場地区、泊地区の津波避難訓練を実施しました。そういう中で地域、それから企業、役場が一体となり、できる分については早急にも実施もしていきたいというふうに考えます。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 今後、予想される吉の浦火力発電所から発生する災害に対して、地元が安心して暮らせるように、電力と久場地区、泊地区の防災訓練は災害を軽減するためにも必要だと思います。先ほどのアンモニアガスとか、もし流出した場合の、危険性とか、肺とか、目に入ったら失明するおそれがあります。そういったことで、地元三者連絡協議会というのがあります。そこで検討課題として、どういったふうにしたら地元と企業の防災訓練ができるかというのを検討課題としてやってください。

次に、 と は関連しますので一括で質問します。沖縄県でマグニチュード6.9の、震度6弱の地震を起こす断層は幾つもあります。津波を起こす地震もたくさんあります。そこで沖縄県で過去において、莫大な被害を及ぼした1771年、明和の大津波、八重山地方で地震がありました。過去に起きたことは現代にも起こる可能性があります。八重山地方の地震で死者何名、家屋流出が何棟でしたか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えします。

資料ですので、八重山の全人口の約半分、9,313人という資料があります。倒壊した建物の件数は把握しておりませんが、8つの村が全壊したと。7つの村が半壊の状態であったという資料を、今、八重山毎日新聞の資料ですが、それがあります。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 平成23年3月11日に東日本大地震が起き、死者、行方不明者1万8,490名、避難者の数は24万5,622名、震災関連死3,076名、平成26年5月現在の資料からです。4年たっても、今も地震のつめ跡は残っています。東日本の皆様は復興に向けて、どんなに長く厳しい冬が続いても温かい春は必ず訪れると復興に向かって頑張っています。今後起こり得

る想定される地震、津波、自然災害に備えて準備しなければなりません。災害には備えあれば憂いなしです。それでは、防災について、いま一度考えてみたいと思います。防災は何のためにしますか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

防災は何のために行うかということですが、今村で言われている土砂災害もございませぬし、火災もそうですし、大きな人的な部分のテロ、そういう部分もあります。そういう中で、我々、地域の力、公の力、自助の力で減災に結びつけていくという考え方のもとにこの防災というのは進められます。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 防災については、みんな考え方が違うと思います。私なりに防災は何のためにするかといたら、大切な子供、仲間、学校、地域、中城を守るためとか。それから被災者のつらさを軽くするため、人と人とのつながりを深め、自分も社会も幸せにするということです。防災についてはみんな違うと思います。いろいろの考え方、それでいいかなと思っています。

それで次、の公助、自助について質問します。公助として、地震災害が起きた場合は、役場に災害対策本部を設置しなければなりません。総務課の外階段はコンクリートが剥がれ、鉄筋が見え、腐食しています。大きい地震が来たら役場が倒壊する危険性があります。役場が倒壊した場合に、防災機関への周知徹底や情報連絡がスムーズにいきません。庁舎建設はいつごろから開始しますか。続きまして、自助は自分自身の命を守るためです。自助 我が家の防災スタートブック。要援護者の安心箱。障害者のためSOSファイルなどを作成していますか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

現庁舎については、築49年です。そういうことでコンクリートの剝離等が役場の全面というぐらい剝離が今あります。そういう中で庁舎建設を早急にしなければならないということで、今検討委員会を立ち上げ、検討をしている段階がございます。その中で村長の考え方でいいますと、この3年内では着工に結びつけていきたいというふうに思っております。

あと、自助についてですが、先ほども答弁したんですが、自分の身は自分の努力によって守るという考え方の中で、進められるんですが、村としての取り組み、この辺はいろいろ防災知識の高揚につながっていかねばならない事項でありますので、これまで震災以後、自主防災会の設立に向けていろいろ講演会等もしながら、また去った3月1日には、村も一緒に防災カフェということで、この催し物も1,200名程度の、吉の浦会館で実施したんですが、1,200名ぐらいの人たちがこの催し物に来ております。そういうことで、いろいろ地域の人たちがこういう防災の取り組みについて学びながら、村としてまた専門的な人を呼んで、防災講演会をしながら地域の人たちの知識高揚に向けて取り組んで、今やっている状況でございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 今、総務課長から答弁がありましたように、総務課の職員、ハザードマップとか、それから防災の講演会、この前の防災カフェでも、吉の浦会館で。そういったのもたくさんやっております。ただ自助ということは、あくまでもこういった資料もありますよということがありますので、いろんな防災に対してはたくさん仕事があると思いますので、防災カフェとか、職員の皆さん頑張っています。大変御苦労さまです。

それじゃあ次に、の地域防災力を高めるために質問します。地域防災力を高めるために新

潟県の柏崎市北条地区では、我が地区には中越地震と中越沖地震と2度被災しました。被害者にとっては二重の苦しみを抱えることになりましたが、これまでのコミュニティ活動によって、地域のきずなや助け合いの精神が大きな支えになり、減災につながりました。つまり自主防災組織を強くすれば、地域防災力も高くなります。それでは、自主防災組織は今、何自治会ありますか。それから村からの補助金は幾らありますが、どんな内容で使われますか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 比嘉忠典。  
総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

自主防災会なんです、まだ1団体でございます。奥間自主防災会であります。あと補助金については、組織のために、この自主防災会がいろいろ情報収集、研修等を行うために10万円の補助。それとまた自主防災会が設立した場合に、いろいろ補助的な機材等が必要になります。そういう機材を購入する補助金といたしまして、30万円の補助金を予定しております。使い道にということですが、自主防災会はこの10万円については特に内容チェック等はやっておりません。地域が集まって、地域のためにこういう研究、勉強会ができるように使っていただくということでもあります。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 災害では、自分一人一人による、先ほど総務課長からありました自助、地域の助け合いによる共助、公的機関による公助が役割を分担し、助け合いながら連携して、さまざまな防災対策を行うことがとても重要であります。現在、自主防災組織は奥間自治会だけです。今後自主防災組織の普及を図るために、例えば人材ですけれども、どういった方々を活用して組織をふやす考えですか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 比嘉忠典。  
総務課長 比嘉忠典 この自主防災会の設立については、地域の人たちという、地域の中で

自主的につくられるものでございますが、地域には、消防職員を定年した方とか、民生委員とか児童委員、社会福祉協議会とか、社会福祉団体等、そういう関係の職員とか、内地でいえば婦人防災クラブ等もございます。それとか地域の事業所、それと医療機関等の、そういう地域を網羅をした人たちが連携をして、つくっていただければ素晴らしい自主防災会になるだろうということを考えています。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 今、総務課長から答弁がありましたように、人材を発掘するというのはいろんな方法論があると思います。例えば、消防を退職した消防職員のOBの方々もおります。防災に関しては消防職員のほうが専門だと思います。そういった方々を活用して、自主防災組織をふやしたほうが、より具体的に広がるなと思っています。先ほど総務課長から答弁がありましたように、民生委員を活用とか、いろいろな方法論があると思いますので、そこもすばらしいなと思っています。そういった形で、組織強化に努めてください。

防災の取り組みはやればやるほど課題がたくさんあります。いざという時のために備えておかなければいけません。私自身も、自主防災組織をつくることによって、多くの住民が地域づくりの活動に携わり、地域のことは自分たちの手だという意識が強まり、目的達成のために汗を流し、結果を共有できる喜びを実感し、次なる行動に移り出す、すばらしい土壌が育つと思います。久場地区においても、吉の浦発電所が立地しています。ぜひ、自主防災組織は必要です。私一人の力ではできません。徳正議員、それから久場地区の自治会長、地域の皆さんとの協力、連携を図りながら自主防災の組織化に努めていきたいなと思っています。災害に強く安心して暮らせる村づくりを図るためには、ユイマールの心が大切です。ユイなくして村は栄

えないです。沖縄の人たちはユイの心を持っています。共助です、お互い助け合う心です。共助を強くすれば自助、公助も強くなります。ナカグスクンチュの人は、共助の心を持っています。ウチナーンチュの心、ユイマールの心が災害のときは必要です。災害時には地域や近所の人々が協力して助け合う、ユイマールの心で乗り切れば大丈夫です。今、みんなが頑張っていることが防災につながると思います。地域活動こそ、防災の最大の、災害を防ぐための力となっていますので、ぜひ皆さん、今やっていることをしっかり頑張ってください。最後に、総務課長には先ほどからいろいろ答弁、質問ありがとうございました。40年間、役場職員として、村民のために御尽力されたことに対して敬意を表し、大変お疲れさまでした。これで私の質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で新垣貞則議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（12時06分）

~~~~~

再開（13時30分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて仲松正敏議員の一般質問を許します。

5番 仲松正敏議員 皆さん、こんにちは。通告書に従って質問していきたいと思います。

それでは、大枠1番、学校安全と危機管理について。学校の安全、安心、防犯対策について。子供の携帯電話、ネット犯罪、出会い系サイトにかかわる犯罪被害に対し、学校における対策は。

大枠2番、潮垣線北浜地区集落内の交差点の停止線について。潮垣線北浜地区十字路、通称北浜カジマヤーと言っております。の優先道路について。潮垣線集落内の交通安全確保の対策は。以上、簡潔な答弁よろしくお願いたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは仲松正敏議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては教育委員会のほうで答弁をさせていただきます。大枠2番につきましては住民生活課と都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうで、大枠1番の学校の安全、危機管理についての防犯の面でございますが、本校小学校でも、たしか2年前だったと思いますが、緊急防犯システムを導入させていただきました。それと併い南小学校の開設に伴い、防犯カメラなども導入をさせていただきました。昔とは違って、昨今では非常に目を覆いたくなるような学校での事件、事故などが多ございますので、それに向けての対策ということでございますが、今後も子供たちの安心、安全のためにも教育委員会と連携を密にしながら頑張っていきたいと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 仲松正敏議員の御質問、大枠1の、についてお答えします。

について、各学校においては、学校安全計画、防災計画及び不審者や災害に対応した危機管理マニュアル等を策定し、児童の安全確保に努めているとともに、不審者及び地震、津波等に対応した避難訓練を実施しております。また、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、心のアンケートや教育相談活動を実施し、いじめの早期発見や心の悩み等の解決に努めているところと。

、各学校においては情報教育年間計画を策定し、情報モラル教育を行うとともに、児童や保護者に対する講習会等が行われております。また、県教育委員会で作成された携帯電話やインターネットに関する保護者向け、児童生徒向けのチラシをネット犯罪防止の指導に活用しております。以上です。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 新垣親裕。
住民生活課長 新垣親裕 仲松議員の大枠2
の と についてお答えいたします。

まず について、優先道路の指定については、警察署の管轄になっており、判断を仰いでいたところでございますが、議員も参加していただいた、去った16日の北浜公民館での宜野湾署の見解は、口頭ではありましたけれども、北浜検知線を優先とする旨、回答をいただいております。

それから について、ことし2月10日に西原工業団地の窓口であります、西原町産業通り会のほうへ潮垣線、伊集和宇慶旧県道線、それから真根川線の集落内道路の通行自粛を求める要請書を6自治会長の要請書を基に、自治会長の代表と一緒に行ってまいりました。今後は立て看板などによる集落内徐行や安全意識の啓発、それから歩行者安全確保の目的とした外側線と、あとポストコーンの設置などを関係課、都市建設課、あるいは警察署との協力で進めていきたいというふうに思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 それでは順を追って再質問いたします。

学校の安全、安心、防犯対策ということで、平成13年6月8日に発生した大阪教育大学附属池田小学校での殺傷事件は8人の幼い命を突然奪い、教師を含む15人に重軽傷を負わず凶悪な事件でありました。皆さんも記憶にあると思いますが、この事件を機に文部科学省では学校の危機管理マニュアルを策定し、二度と同じ悲劇を繰り返すまいと全国に通達を出しました。しかし、悲劇は終わらず、その後、大きく報道されただけで神戸連続児童殺傷事件、長崎で起きた俊君殺傷事件、また、東京文京区の音羽幼稚園の少女殺人事件、習志野小学校1年の女兒が下校中に誘拐されて殺害された事件。またことしに入っても、学校現場以外で起きた1月31日、

福岡県豊前市の小5女兒が行方不明となり、遺体で見つかった事件。また2月5日に和歌山県の紀ノ川市の市立伊達小学校の5年生の男の子が殺害された事件の報道は社会に大きな不安を与えました。また、これらの事件が与えた教訓は、学校、地域における危機管理の重要性に気づかせたことであると言えるでしょう。もともと学校というのは開放的につくられております。ましてや、学校がそういう危機にさらされるとは誰も予想しなかった出来事だと思います。ある学校長は、学校だけでも、保護者だけでも、また地域だけでも防げるのは限界があるとおっしゃいまして、それが三者一体となって防犯に取り組むことが大事だと、そのため、幼児、児童及び生徒を犯罪被害から守るためには、やはり学校や地域の実情に適合した実行性のある対策を講じる必要があると、具体的には学校が適切で確実な危機管理体制を確立しておく必要があります。危機管理体制の効力はストレートにあらわれるものではないが、犯罪の抑止力にはなっているとされております。本村の小中学校の児童生徒の安全確保のため、非常時を想定した危機管理マニュアルを作成されていると思いますが、学校内に不審者が侵入したときの対応策として、具体的なマニュアルの内容をお聞かせ願いたいと思います。教育長、お願いします。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 伊波正明。

教育総務課主幹 伊波正明 では、質問にお答えします。

議員がおっしゃるとおり、平成13年に池田小学校で痛ましい事件があつて以来、文科省のほうからも、県からも危機管理マニュアルの策定があり、各学校でもその策定をし、そういった不審者対応について研修等深めていったところでもあります。実際に不審者が学校内に入って来たときにどうするかというところでありますが、

まず基本的には、この方がどういう方が確認をする必要があります。本当に不審者かどうかと、いうことを、言動やこの持ち物等、危害を加えるおそれがあるかとか、まずそれを確認していきます。そしてもし危害を加えるおそれがあると判断した場合は、急ぎ職員室、または近くの職員に連絡をし、緊急の対応をするようになっていきます。緊急の対応とは、児童生徒の避難、あと警察への通報、あと職員がそこに駆けつけて、取り押さえるまでではないんですが、行く手を遮る等の、そういった対応をするよう、そういった訓練もしているところであります。ただ、いろんなケースがありますので、直接振り回しているとか、本当に一時を争う場合もあります。そういったのは、それぞれのケースによって対応する必要があります。一番大事なのは、状況をしっかり把握して、丁寧に刺激を与えず、落ちついて対応することだと考えています。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 マニュアルのほうはしっかり作成されていると、また訓練等もなされているということですが、学校に不審者が侵入したときの情報伝達の手段として、また学校と警察との連絡、協力体制とか、不審者に対して、非常通報システム、これもなされていると、学校110番を村内の全ての小中学校に設置し、学校と警察の連絡体制を構築していく必要があると思うんですが、そういうのもなされていると。不審者が侵入したとの連絡があった場合、連絡を受けてから、警察までの通報時間と、通報を受けてから警察官が現場に到着するまでの時間的な検証などはなされているかお伺いします。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 伊波正明。

教育総務課主幹 伊波正明 では、お答えします。

警察との連携というところなんですが、実はこの具体的な防犯訓練のときに、警察はもちろん連携をして行うわけですが、学校から通報があつて子供たちが避難する形にはなるんですが、そのときには実は警察は近くに待機しています。ここで重要視されているのは、いかに職員が対応しているか、職員のこの動きとか、避難の動きとか、そういったのを実は警察の方にも検証をしてもらっています。ということはで実際のこの時間、幾らかかるといふ検証は行っておりません。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 この時間的な検証は行われていないということですが、通報時間と通報してから、警察官が現場に到着するまでの時間検証というのはとても重要だと思います。その時間を把握していれば、不審者に対する対応や、いろんな対処の仕方があると思いますので、ぜひ、そういうのも検証のほうよろしくお願ひします。

これまで村内の各小学校において、事件にならなくても、実際に不審者が侵入した情報があつたか、また、学校への不審者が侵入した場合を想定した避難訓練、これは先ほどなされたと言っていましたけれども、平成14年ごろからでよろしいですから、沖縄県内の学校に不審者侵入事件があつたかなかつたかもひとつお聞かせ願ひしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 伊波正明。

教育総務課主幹 伊波正明 質問にお答えします。

校内に不審者が入ったかどうかということですが、村内ではそういう報告はありません。あと中頭管内、県内でも本年度は少なくともそういった報告はありません。

ただ、登下校中に不審者が出たという報告は実はあっちこっちで、実は警察との連携で安心

メールというのがあるんですが、それを通して、どこどこで、どういう不審者が出たということはありません。ということは、校内にはないんですが、登下校中でそういった不審者に会ったというケースはあるということです。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 幸いにも本村の学校において、そういった不審者侵入事件がなかったというのはよいことであります。

しかし、先ほども冒頭で述べたように、本土では痛ましい事件が起きていますので、どの学校でも不審者による事件は起きる可能性はあると思わなくてはならないと思います。それでやはり不審者が侵入した場合を想定した避難訓練は必要だと思えます。学校施設内に不審者が侵入した場合、警察ではとにかくまず先に、子供たちを逃がす、それが最優先だと言われています。それにはまずブザーやホイッスルとかで、学校全域に聞こえるような音でみんなに知らせることだということで、ましてや犯人は異常な人間であると。そういう中で警察でさえ1人の犯人に対し、5人で向かうという指導をされていると聞いております。その中で、小学校の先生の割合なんです、女性職員と男性職員とを比べた場合、かなり女性職員のほうが多いと思うんです。そのため、男性職員では犯人に対し、対応の負担が相当かかると思われます。その場合において、男性職員には特別な訓練をしているのかどうか、例えば何か道具等を用いての訓練をしているかお聞きします。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 伊波正明。

教育総務課主幹 伊波正明 質問にお答えいたします。

職員向けの研修会等で、警察の方に協力を得て行ったりするんですが、その中で、基本的には複数で当たるということをまず教えてもらいます。1人では絶対対応しないということと、

相手を落ちつかすということで、声かけをしながら、この声のかけ方とか、そういったことを教わっていきます。あと、道具という話がありましたが、さすまた、2校に実はさすまたが用意されてはいるんですが、ただそれがいつもそばにあるわけではないので、身近なものでということで、一番有効なのはほうき、庭ぼうきを相手の目線に当ててやるということとか、あと椅子など、そういったのを用いて、できるだけ向かって来れないような状況を持って来るというような訓練は行っているところです。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 今のその防具としてほうきとか、机での対処の訓練はなされていると。やっぱり不審者に対して、もちろん素手での対応等には大変危険が伴うと。私も以前、テレビで金融機関の強盗に対する防犯訓練で、防具での撃退のやり方を見ましたが、やっぱり道具を使えば男3人でも十分に対処してしまして、防犯道具というのはとても大切だと思っております。いつでも身近にはないということですがけれども、学校には準備されているかどうか、お伺いします。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 伊波正明。

教育総務課主幹 伊波正明 お答えします。

先ほど、さすまたがある学校があると話をしましたが、2校だけです、今用意されているのは。1校は2本、もう1校は4本です。それだけが今用意されている状況ではあります。でも先ほど話をしましたが、ほうきとか、やっぱりそういったもの、身近なものを使う、急ぎという対応ということを行っているところですが、確かにさすまたとかあれば、それだけで効果はあるのかなと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 今1校、用意されてい

ないということですか。早急に準備していただいて、その対策をやっていただきたいと思いません。

先ほども答弁がありました、学校内に関係者以外の人間が立ち上がったときのチェック体制ですが、例えば不審者がどうか、そうじゃないか、わかるように、名前入りや顔写真のカードを首から下げてもらおうとか。先ほど声かけというもの、声かけの反応とか、いろいろ方法があると思うが、そのほかにどのようにされているか、ありましたらお願いします。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 伊波正明。

教育総務課主幹 伊波正明 お答えします。

来校者への対応ということで、まず掲示板等で、来校者がいたら、ここに受け付けをきちんとしてくださいという、掲示の広報です。それから各事務室には来校者名簿を用意して、この記入をするとき、ちゃんと要件を確認するということと、名札の着用をお願いしているところではあります。ただ、それ以外にもし不審者と思われ、またはよくわからない方がいる場合は、先ほど話をしたように、挨拶をして、声かけをするということを心がけているところです。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 学校内に入って来る人をいちいちチェックするというのは、とても難しいとは思いますが、やはりそうしないと、いざ入って来た人が不審者でしたら、大変なことになりかねませんので、ぜひチェック体制の仕方等もしっかり考えていただきたいと思えます。

次に、村内の各小学校、中学校における防犯カメラの設置状況について伺います。村内の小学校3校、中学校への防犯カメラの設置状況ですが、先ほど南小学校は設置されていたと。津覇小学校と中小、中学校においては、それが設置されていないと、どういう理由で設置されていないのか、お聞きします。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 伊波正明。

教育総務課主幹 伊波正明 では、お答えします。

冒頭で村長からもありましたとおり、中城南小では新築校舎のときに、防犯カメラを9基設置しています。それから、津覇小学校、中城小には緊急連絡システムということで、トランシーバーで連絡ができるような形のものがついています。ただ防犯カメラがなぜかという、今経緯としては、今初めて南小についたということで、今後はそれに向けて必要かどうかも含めて考えていくところかなとは思いますが、中学校については今そういったものはないということです。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 池田小学校での殺傷事件が起きてから14年もたつのに、いまだに本村の小学校2校、中学校に防犯カメラが設置されていないと。学校の子供たちの安全を守ることに對して、私は最低限防犯カメラの設置は必要だと思えます。子供たちが安心して教育を受ける学校現場に、防犯カメラが設置されていないというのは、まず私からすれば全く考えられないこと。子供たちの保護者にしても、本当に信じ難いことだと思われまます。今や学校において、今や沖縄においても違法ハーブを使用し、検挙された薬物中毒者がふえているといえますから、本村の学校でもそういう異常者による事件が起きる可能性というのはあるわけで、そこで村長、早急に学校への防犯カメラの設置ができないか、考えをお聞きいたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

南小学校においては、もう新築でしたから、最初からその全ての予算の範囲内の中で割り振りして設置することは全然問題がなかったような記憶がございます。

既存の小学校、中小も津覇小もそうですけれども、それをまず先ほども主幹のほうから答弁がありましたけれども、まず私ども、できるものから先にやろうということで、緊急連絡システムを導入させていただきました。もちろん防犯カメラがあれば一番いいのかもしれませんが、これはもう今後の課題として、もちろん財政的な部分もありますし、また学校現場ともしっかりその辺のコミュニケーションをとって、必要なところにまた適宜考えていくということではありますが、現在のところはこれからということになります。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 今、村長がこれからの課題だと言われましたけれども、やっぱり、今防犯カメラが設置されている場所は、不法投棄の対策として、また海岸近くや山の中の人気のないところには、不法投棄を防止する意味で大切ではあるんですけども、やはり子供たちの命を守るために、学校への設置は私はそれ以上に重要だと思っております。早目の設置をお願いしたいが、予算面上とか、いろいろあると思うんですけども、一括交付金を使つての可能性はどうか、どうですか。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 お答えいたします。

先ほど村長からもありましたけれども、まず津覇小と中小の緊急防犯システムというのは、各学校25台持っています。つまり教員が各教室で持って歩けるようになっているわけです。不審があれば、どの教員からも一斉放送、校内で一斉放送できるようなシステムになっています。ですから、25名の目が学校そのもの自体を見られるとという形の防犯システムになっていることだけは御理解いただきたいと思えます。またこれがビデオカメラにかわるものなのか、それとも、もうむしろビデオカメラより、そのほうが安全面でいいのかどうかというのは、それは

個人の見方によって違う部分があるとは思いますが、ただ、テレビカメラよりは、各教員が各教室、例えば逆に言えば、運動場で校舎の裏側とかにいた場合でも、不審者を発見すればこれが校内に一斉放送できるシステムになっています。この緊急連絡システムというのは、そういう面で津覇小に25台、中小にも25台の子機を持って一斉放送できるようなシステムになっております。

それと、一括交付金の件ですけれども、どうしても一括交付金は沖縄振興に関する部分が大きく、理由として何分なりませんと、なかなか個々の採択など難しい部分がございます。今現在でただ、防犯カメラだけの設置のもので、一括交付金の採択は若干難しいんじゃないかという認識を持っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 今、情報システムでの対応ということですが、これは直接不審者に会ったときだけしか確認できないわけですよ。しかし、防犯カメラはちょっと違うと思うんですよ。会わなくてもこのカメラで見ることが出来ます。私からすれば、村の予算を使つてもやっていただきたいと。村長がよくおっしゃる、ナンジカの事業をやるとき、中城村の将来の子供たちのためとか、子供たちの夢を持たせるとか話をよく聞きますけれども、その子供たちが事件に遭わないためにも私は学校に防犯カメラを設置していただきたいと、村長ぜひお願いします。つけるときは高性能、高感度でお願いします。

次に、昨年うるま市での小学校で起きた、小学校教諭による児童へのいじめについて。うるま市内の公立小学校に勤務する40代の教諭が児童生徒に宇宙人というあだ名をつけて呼んだり、児童の顔に落書きをしたりした問題は昨年7月に発生してから約6カ月間学校内での問題視されることがなかったと。あだ名はほかの児童も

口走るようになり、教諭の言動が発覚したのは保護者が児童の顔の落書きを見つけて10月になってからで、専門家は事態発覚までに6カ月かかったことに教育現場の閉鎖性と教諭同士の連携不足を指摘し、傍観者をつくらないためにも早く気がつく必要があったと述べております。そのうるま市の小学校で起きた、小学校教諭による児童いじめ問題について教育長の見解をお願いします。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

児童生徒の健やかな成長を育てていくのが学校教育の目的であります。この事案は子供の人権を著しく侵す重大な事案と認識しております。子供を守るべき立場にある教諭の行為は許される行為ではありません。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 確かにそうであります。子供たちは学校に勉強をしに行っているんであって、いじめに遭いには行っておりません。これに関しては私も著しく遺憾だと思えます。

本村の小学校3校、中学校においては、そういういわゆる教諭による児童生徒へのいじめの報告はないか、また保護者からの訴えもないか伺います。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 伊波正明。

教育総務課主幹 伊波正明 お答えします。

本村の小中学校においてそのような報告はありません。保護者からの訴えもありません。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 ぜひ、本村でもこれから、将来、そういったことが起きないように対策を構築し対処していただきたいと思えます。

次に、大卒2番について質問したいと思います。子供たちの携帯電話にかかわる犯罪や事件について伺います。携帯電話はここ数年、子供

たちの所持率が高くなり、今や生活必需品となっています。通話機能に加え、インターネットが利用できることから、頻りにネットに接続する子供たちが、今さまざまな犯罪に巻き込まれています。内閣府の平成23年調査によると、青少年の携帯電話の所持率は小学生2割、中学生4割、高校生9割強となっており、そのうち小学生7割、中学生のほとんどが携帯電話を通じてインターネットを利用しており、ネットを通じて子供たちが犯罪やいじめ事件に巻き込まれるケースが報告されております。特筆すべきはこれまで犯罪被害が多かった出会い系サイトに加えて、SNS、ソーシャルネットワーキングサービスなど、出会い系以外のサイトによる事件が急増しているということです。サイト内の利用者のエリアだけでやりとりできるメールなどを通じて、子供たちを狙う手口が巧妙化しており犯罪に遭うケースが多くなっています。また、携帯電話のゲームサイトや自己紹介サイトなどのコミュニティサイトに起因して、児童が犯罪に被害に遭った事件の検挙数は1,421、被害に遭った児童の件数は1,085人と、出会い系の3倍を超える、大変多くなっているということで。一方、子供たちと有害情報を遮断することに有効な携帯電話、フィルタリング利用者は増加していますが、利用率は小学生が3割、中学生が5割と低水準にとどまっています。小中学生や保護者には、SNSに危険が潜んでいるという認識は薄く、周知させることの必要性を感じます。今、全国で小中学生の携帯電話普及率が上がり、携帯電話、いわゆるサイバー犯罪、また出会い系サイトに関連した事件がふえ続ける中、サイバー犯罪に対し行政としてどう取り組むか、今後どのような対処をされるか教育長、見解をお願いします。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

携帯電話、インターネット等の急速な普及に

より生活が便利になった反面、ネット犯罪等にも利用されるようになってきております。学校教育ではインターネットを学習に活用するとともに、情報モラル等の指導も行っております。今後はネット犯罪等に巻き込まれないために、学校で情報モラル教育を充実させるとともに、保護者への啓発を行って、ネット犯罪の未然防止に努めていきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 沖縄県内の小学生、中学生、高校生の携帯電話の所持率は小学生34%、中学生36%、高校生86%とされています。そこで本村の小学生、高校生の携帯電話の所持率と携帯電話の学校への持ち込みの規制はなされているかどうか伺います。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 伊波正明。

教育総務課主幹 伊波正明 お答えします。

平成25年に実はこういった調査があったんですが、本村の五、六年生で約35%ほど所持しています。それからそのときの中学生、2年前ですが46%所持しているという調査結果が出ております。学校への携帯電話の持ち込み等は小中とも原則禁止でございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 今、全国で子供たちが携帯電話の被害に遭うケースというのは非常にふえておりますので、児童生徒とともに、保護者の携帯電話の影の部分を選び、またネット上のトラブルに巻き込まれる危険があると思います。また、それで巻き込まれた場合にどう対処するのかを身につける教育の充実、推進が不可欠です。学校や家庭での携帯電話に関するルールづくりや携帯の恐ろしさを疑似体験できる授業など、何度も繰り返し行わないとその意識は変わらないと思っております。徹底して推進すべきと考えますが、今後、保護者と子供たちに対してのそういう研修というか、それに対する

授業等とかやれるかどうか、考えをお伺いします。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 伊波正明。

教育総務課主幹 伊波正明 お答えします。

既に、数年前からこういったネット関係の危機感はもう持っており、各学校ではそれに対する授業も含めて行われているところではあります。

本年度は1校において、保護者向け等の講演会等も行っております、ネット犯罪。あと正しいインターネットの使い方等も含めて研修会を行っているところではあります。あと、県のほうからもこのフィルタリング関係も含めてのチラシが出ております。それも保護者のほうに配布しているところではあります。繰り返しになります、保護者も子供たちも、進み行く、かなりこの技術が進んでいますので、そういったのに私たちも気を配り、また研修を深めながら、また研修を今後も進めていきたいと思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 ぜひ、子供たちがそういう被害に遭わないように、教員の研修、また子供たちへの指導もしっかりやっていただきたいと思っております。

続きまして大梓2番の ということで、先ほど答弁をいただきましたけれども、先月、たしか2月20日に北浜公民館で宜野湾署の交通課の方、村行政から住民生活課、都市建設課、教育委員会の職員、それと北浜区の住民30人近く、近隣の和宇慶、南浜、津覇の自治会長も参加していただき、この交差点の優先道路を南北か東西、どちらにするかの意見交換の話し合いをしまして、まず警察から優先道路を決めるあり方の説明を聞き、それから住民の意見を出していくと。それで警察官の説明では潮垣線や村内の村道の交差点においての優先道路は車の交通量が多いことや道路の幅員の大きさとかで決めら

れているそうですが、優先道路の決定は警察が独自で決めるのか、行政は全くかかわっていないのか、その辺はどうですかね。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 新垣親裕。
住民生活課長 新垣親裕 優先道路の決定は、警察署のほうで決定しております。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。
5番 仲松正敏議員 警察署のほうで決定ということではありますけれども、やっぱりこれだけ村道において、また住宅密集地での住民が生活道路として使用されている交差点において、行政が住民の意見を尊重し、警察に働きかけていただきたいと思うけれども、その辺のところはどうですかね。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 新垣親裕。
住民生活課長 新垣親裕 お答えいたします。
今回、北浜のほうから、その潮垣線のカジマヤーというところを上げていただいて、その優先道路を北浜検地線を優先道路にするという過程には、今回、その議員を初め、その自治会長、あるいはその地域の方々、それから何よりも20年余りそこでボランティアで活動していらっしゃる交通指導員の仲松さんですかね、この方の強い要望が宜野湾署を動かして、そして公安委員会の方がその意見を聞いて、そしてその潮垣線ではない北浜検地線を優先道路としたという経緯もありますので、ぜひそういう意見は、ぜひ我々も要請は宜野湾署のほうに続けていきたいというふうに思います。そこをどうにかモデル化して、交通安全対策をしたいなというふうに思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。
5番 仲松正敏議員 今回、警察も行政側も住民が交通安全運動をしっかりとやっていくということで、停止線が南北に引かれると、住民、多くの人たちが地域のことも考えていただいた行政だと大変喜んでおります。村内のほかの自治会でもまた同じ問題があると思いますので、

ぜひ、行政は地域住民との話し合いをしっかりと持っていただき、その辺のところの対処をお願いします。

次、大枠2番、潮垣線の交通量や交通安全対策について、去年の9月議会でも私は質問いたしました。また12月の議会においても金城 章議員から潮垣線の交通安全対策についての質問がありましたけれども、その後の取り組み状況を伺いながら、潮垣線の朝夕の交通量の多さは、西原町の工業団地へ行く車が大きく要因だと思われれます。ことし1月に住民生活課の課長と伊集、和宇慶、南浜、北浜、津覇、浜と、先ほど答弁ありましたけれども、6自治会の会長と一緒に、西原町の産業通り会の方に、集落内の車の交通自粛の要請をしたというのは、潮垣線の交通量減の対策として評価したいと思います。しかし、私がおの後の交通量を見ても、また住民からの話を聞いても、あいかわらず、これまでどおりの車の量が多いように思われると。9月議会でも質問したように何らかの交通規制をしない限り、潮垣線の交通量を減らすというのは、かなり厳しいと思います。本当に、その地域に住んでいる人じゃないと、朝夕の潮垣線の交通量の多さの深刻さはなかなか理解しにくいと思うんです。村内には同様の問題を抱えている奥間自治会も集落内に入ってくる車の多さに対して、大きな悩みだと聞いております。先ほどと一緒になりますけれども、警察と道路管理者である役場が連携をもっと密にし、集落内に入って来る朝夕の時間帯の交通規制の対策が早急にできないか、そういった前にも出した、この質問ですけれども、幾らかの進みぐあいとかがありますか、幾らか進んでおるか、規制に対して。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 新垣親裕。
住民生活課長 新垣親裕 お答えします。
規制についてですけれども、議員も御承知だとは思いますが、まずこの規制するには、規制

の時間帯、一方通行等なんです、この自治会、全世帯の同意とか、あるいはその周辺自治体の全世帯の同意というクリアする部分が非常に大きいと宜野湾署のほうから聞いております。そういう面でもまず今できる先ほどお答えいたしましたけれども、外側線とか、それからポストコーンで幅を狭くするとか、そういう対策をしながら、今はそういうことで交通規制とか、スピードを抑制するという方法をとって、まずはやってみるということで、これを進めていくということです。あわせて、先ほど要請書の、余り効果がないということでしたので、それはもう粘り強く何回も要請していきたいというふうに思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 その要請のほうもしっかり継続していただきたいと思えます。時間が余りないので飛ばしながらいきますけれども。

潮垣線を通る車のスピードについてですけれども、スピード表示、標識。潮垣線の道路標識、幾つかの標識が立られているけれども、とまれの標識、左右確認、吉の浦付近ではシルバーゾーンという標識があって、それからスピード制限の標識などがありまして、そのスピードの標識ですが、吉の浦会館からの交差点から泊までは標識があるんですけれども、吉の浦会館から南のほう、南浜まで1つもないんですけれども、これはどういうわけですかね。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 お答えします。

先ほどから申し上げていますが、この規制とかそういうものについては、警察署の管轄になります。ただ、今おっしゃるこの吉の浦線から南のほうの潮垣線のスピード標識がないというのを確認はしております。今現在、その理由についてはまだ調査中ですが、早目にまたそれもあわせて宜野湾署のほうに要請したいというふうに思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 ぜひ、警察のほうに確認をとっていただき、設置の方向にお願いします。私が思うに、南のほうに住宅密集地が多くありますので、そういう標識がないと交通事故の危険度が高くなりますのでぜひ設置いただきますよう、お願いいたしまして私の質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で仲松正敏議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩(14時25分)

~~~~~

再開(14時37分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて伊佐則勝議員の一般質問を許します。

8番 伊佐則勝議員 ハイサイ、グスーヨー、チューウガナピラ。通告書に基づきまして、これより私の一般質問を行います。

平成27年度の施政方針に関連する新規事業等を含めて質問をしたいと思えます。大枠の1番、東海岸地域の活性化について。東海岸地域の活性化を目的に、東海岸地域サンライズ推進協議会が与那原町、西原町、中城村、北中城村の4町村の連携で設置がなされました。県が計画する大型MICE施設の誘致が起爆剤になると思いますが、本村の活性化につながる施策やメリットについて伺います。

大枠の2番です。観光振興について、大型商業施設として泡瀬ゴルフ場跡地にイオンモール沖縄ライカムが開業するが、本村の観光振興に寄与するためにも、世界遺産中城城跡への誘客推進策を共同管理する北中城村と連携した取り組みができないか伺います。

大枠の3番です。歴史の道保全整備について。

場所につきましては北上原地内の奥間毛という案内板がありまして、その場所から北側に北上原地内の安里村の壱里山の案内板がございま

す。そこから南側に約300メートルほどの位置になりますか、現場状況として地形上、周辺からの雨水等が流れ込んで、歴史の道に沿った一部で地盤沈下と地すべりが見受けられるが、現場確認はなされているのか伺います。歴史の道の一部崩落の危険性があり、早急な保全対策を要すると考えるが、どうか伺います。以上、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 伊佐則勝議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番と大枠3番につきましては都市建設課のほうで詳細についてはお答えをさせていただきます。大枠2につきましては企業立地・観光推進課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、御質問のサンライズ協議会について少しばかり所見を述べさせていただきます。議員も御承知のとおり西高東低と言われております、県の施策の中でこれは復帰当初の空撮した写真と現在の写真を比べたらすぐわかるんですけれども、道路網にしろ、何にしる全て西側が開発といいますか、発展を遂げてきて、東側はもう復帰当初と何も変わらない、厳密に言えば、戦後当初ともほとんど変わっていない状況でございます、それを今、県に働きかけながら、4町村一緒になってやっていこうということで頑張らせていただいております。ですから、その道路網の整備にももちろんつながっていきますし、その議員がおっしゃるこのMICEの誘致というものがもちろんこの中心になって、その後道路網の整備、そして本議会でもたびたび答弁させていただいております住宅関係の整備にもつながっていくものだと確信をしておりますので、現在では4町村でのスタートになりましたけれども、今後、これが恐らく北上していくといえますか、うるま市、沖縄市も含めて今後広がっていくものと期待をしております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 伊佐則勝議員の大枠1と大枠3の、についてお答えします。

東海岸地域サンライズ推進協議会は、平成27年2月6日に設置されました。4町村で東海岸地域への大型MICEの推進、さらには開発促進に当たり、東海岸地域の魅力あるまちづくりを推進し、地域活性化の拠点として形成を促進する目的であります。村としては今まで国道バイパスの延伸も国、県等に要請をしまいましたが、厳しい回答しかなく、村だけでの要請にも限度があることから、この協議会に対しては期待するメリットであります。

それから、大枠3のについて、現場は確認しています。

について、当該箇所は地形的にも丘の上、斜面地上のくぼ地となっている部分で、従来から水が流れていた箇所でも歴史の道沿いの一部で土地の浸食が発生しています。整備している歴史の道の外側には里道敷、法定外がほとんどないと思われま。緊急の対策としては、布団かごによる浸食防止対策を検討していますが、まずは境界を確認の上、民地部分への対策が必要であれば地権者の同意を得て対策を行っていきます。以上です。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 伊佐則勝議員の御質問にお答えをしていきたいと思っております。

大枠2の観光振興についてですが、イオンモール沖縄ライカムは、県内最大級の商業施設になると聞いております。商業圏は沖縄本島全域のみならず県外から訪れる観光客にも向けられ、リゾートモールと位置づけられ、年間1,000万人から1,800万人の来客を見込むということになります。また、当該施設内に北中城村は観光案内を発信する北中城村トラベルマート

きたボを開設する予定であり、議員御質問の世界遺産中城城跡への誘客推進については北中城と連携し、観光客向けの情報発信等を行っていきたくと考えております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 それでは順を追いまし、再質問をさせていただきます。大枠のほうになりますけれども、ただいま答弁にもありましたが、大型MICEの東海岸への誘致推進と、東海岸地域の活性化に向け、国道329号、南風原与那原バイパスの沖縄市の中城湾港地区への延伸要請などに取り組み、今後はまちづくりに関する総合的施策の調整と実施、それとインフラ整備促進に関する要請、あと戦略広報展開に取り組むとなっているが、今後の具体的な活動計画についてお伺いしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今までの行動活動として、2月10日に東海岸地域サンライズ協議会で、これは首長4町村で、東海岸地域活性化のために県知事へ協力要請を行っています。さらに2月25日水曜日、南部国道事務所及び総合事務局長に表敬訪問し、協力要請を行っています。さらにまちづくり政策総合調整部会を2月17日に立ち上げしました。この部会は各町村の関係機関の課長も部会に参加をし、東海岸地域における諸問題の解決を図るための意見交換をし、推進協議会へ提案する部会であり、第2回目からの参加となります。関係課としては都市建設課、企画課、農林水産課、企業立地・観光推進課となっています。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 県が沖縄振興で計画している大型MICE施設整備事業も建設地の選定が最終段階に入っているかと思えます。候補地の絞り込み、当初、何力所か手を挙げておりましたけれども、現段階では東浜地区、あるいは豊見城地先あたりの2カ所に絞り込みがなさ

れていくのかなというふうな想定をやっておりますけれども、そのMICE施設の候補地の決定時期というんですか、その候補地の決定時期等について、いつごろになるのか、答弁できるようであればよろしくお願いたします。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 候補地の決定時期のお話ですけれども、お答えします。

去った、県の2月定例会の一般質問において5地区の候補地から県知事も含め、現場視察を終えて5月中には決定ということで答弁をしていました。以上です。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 わかりました。東浜に決定したらなおよろしいですね。そのサンライズ協議会を構成している4町村、それから東海岸の伸びしろをまた広くしていくというふうな村長の御意見もございました。そこで、村長にお伺いしたいと思います。直接的にはサンライズ協の地域活性化の目的になじむかどうかは別にしまして、本村の活性化については地方創生とリンクさせた、いわゆる国道329号からの東西道路のインフラ整備の促進も要請すべきじゃないかなと思慮しております。そこら辺、村長の所見をお伺いしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

議員がおっしゃるとおりで、特に我々中城に限っての話をさせていただきますと、今回の協議会において広域的にまず湾岸道路、我々、サンライズロードとあえて呼んでおりますけれども、その実現に向けて、これ国道事務所も含めてやっていくことが1つと。それと今おっしゃった東西はしご道路、これは沖縄県の施策の1つでもありながら、なかなか遅々として前に進んでいかないというものがあって、我々その協議会の中でも、この東西道路については積極的にまた推進していこうということになって

おりますので、まず足元の、何といいましてもこのMICEをまず、大型MICEを東海岸に持って来て、それを拠点にして東海岸に十分に目が向くような施策を県とともにし遂げながら、そして国も巻き込みながら、あとは道路整備、そしてインフラ整備につなげていきたいというのが我々の考えているところでございますので、ぜひ、都市建設課長が答弁しましたけれども、5月の決定には、東海岸で決定ということであればおのずと道は開いてくるものと確信をしております。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 大いに期待させていただきたいと思います。よろしく推進のほうお願いいたします。

次、大枠の2番に行きますけれども、先ほどいろいろとイオンモールに関連する、いわゆる情報発信、城跡への誘客策等についての情報発信等も含めて答弁をいただきました。実は、昨日も城跡への誘客活動、あるいは営業活動をどうするのかというふうな質問も出ておりました。それにつきましては、村長のトップセールスを初め、担当部署、課長初め、観光関係業者へのいわゆる営業活動もしっかりとやられているというふうな答弁がございましたので、そこら辺の細かい誘客活動等につきましては、私の再質問は割愛させていただきたいと思いますが、最近の新聞報道にありましたけれども、勝連城跡の件の記事が載っておりました。見出しで、勝連城跡端末で案内というふうなところで、城郭内を案内するポータルサイト、世界遺産勝連城跡を立ち上げ、4カ国語で閲覧でき、県内の世界遺産でWEBサイトと連動した案内を受けられるのは勝連城跡が初めてという記事がありました。施政方針等にもございますし、本村もICTを活用しての情報発信されておりますけれども、そこら辺の情報発信というんですかね、本村のほうで先行しているのかなと思って

はおりますけれども、その先ほどの新聞記事との違いというのかな、そこら辺についてもし違いがあるようでしたら、それを教えていただきたいと思います。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えしたいと思います。

たしか一昨日、沖縄タイムスのほうに掲載されているのを私も見出しあたりを目を通したものであります。本村については平成23年度より、文化庁の公募事業を活かした地域活性化の、文化振興費補助金を活用して、世界遺産中城城跡及び歴史の道、さらに地域の文化財、伝統芸能を映像化をして多言語、日本語、英語、中国語の中に北京語と広東語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語の7語源に対応したものを製作しております。これはスマートフォンやタブレットの端末で、とよむ中城で検索して、GPS機能によって例えば中城城跡の一の郭にそのGPSをかざすと、その時点でとよむ中城にリンクして、そこで一の郭の説明が出てくるということでありまして、その辺が勝連城跡との違いではないかなと思っております。説明も出ますし、映像も出てきます。例えばまた当間のほうで、これをとよむ中城を検索し農協の壁にかざすと、当間の綱引きの映像と説明が出てくるということです。中城村は地域の伝統芸能まで取り組んでいるということでありまして、平成25年度から開始をしております、アクセス数が25年度に4万3,272件、26年の1月末現在ですが6万4,810件ということで、年々ふえているという状況です。

その成果というんですかね、平成25年度の外国人の城跡への入場者数が9,000人弱でしたが、26年2月現在までには1万1,000人と外国人が訪れております。これからもアジアのお客が増えることを期待をしているところでござい



ます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 プロジェクションマッピング、大変素晴らしい映像ができておりました。去年11月の実施2回目になりますか、そこら辺のホームページの更新もできるだけ早目に対応してくれたらありがたいなと思っております。一生懸命、15万人誘客目標に対しまして、一生懸命頑張っているかと思えますけれども、ライカムもやはりプラスになっていくのかなというふうな感じもします。今朝の朝刊に記事が載っておりました。いわゆるクルーズ船が中城湾港に寄港するというふうな記事が載っておりまして、やはりアクセスの問題から勝連城、中城城跡、ライカム等へのアクセスに非常に利用しやすいということで、まだ計画段階だと思えますけれども、そこら辺がまた早急に寄港地となるようであれば、先ほどのサンライズ東海岸一帯の地域活性化、さらにはやはり屋良課長が在任中にそれが実現すれば15万人どころか20万人ぐらい、すぐぱっといくんじゃないかなというふうな気もします。いずれにしましても、クルーズ船が仮に計画どおり、中城湾港に寄港できるようなことがあれば、かなりやはりそこら辺の活性化に結びつくであろうという思いはしております。そこら辺も含めて、どうしても先ほどの村長の答弁にありましたように、湾岸道路は当然としまして、どうしてもやっぱり東西道路の推進も図っていかなければならないのかなというふうな思いを持っておりますので、ひとつそこら辺もまた見据えながら、クルーズ船も見据えながら、東海岸一帯の活性化に向けて御尽力をお願いしたいと思っております。

大卒の3番、しっかりと担当課長より答弁いただきましたので、答弁のとおりの対策を早急に講じていただければやはり被害も少なく済むのかなというふうなことを思っております。そこら辺、早目に対策を講じていただくことを要

望しまして、私の一般質問をこれで終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で伊佐則勝議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さんでした。

散 会（15時05分）

## 平成27年第2回中城村議会定例会（第22日目）

|                                                 |                 |                      |                                    |         |
|-------------------------------------------------|-----------------|----------------------|------------------------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                                       | 平成27年3月6日（金）    |                      |                                    |         |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                      |                                    |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 平成27年3月27日（午前10時00分） |                                    |         |
|                                                 | 閉 会             | 平成27年3月27日（午後3時45分）  |                                    |         |
| 応 招 議 員<br><br>( 出 席 議 員 )                      | 議 席 番 号         | 氏 名                  | 議 席 番 号                            | 氏 名     |
|                                                 | 1 番             | 石 原 昌 雄              | 9 番                                | 新 垣 徳 正 |
|                                                 | 2 番             | 外 間 博 則              | 10 番                               | 安 里 ヨシ子 |
|                                                 | 3 番             | 大 城 常 良              | 11 番                               | 新 垣 光 栄 |
|                                                 | 4 番             | 欠 席                  | 12 番                               | 新 垣 博 正 |
|                                                 | 5 番             | 仲 松 正 敏              | 13 番                               | 仲 座 勇   |
|                                                 | 6 番             | 新 垣 貞 則              | 14 番                               | 新 垣 善 功 |
|                                                 | 7 番             | 金 城 章                | 15 番                               | 宮 城 重 夫 |
|                                                 | 8 番             | 伊 佐 則 勝              | 16 番                               | 與那覇 朝 輝 |
| 欠 席 議 員                                         | 4 番             | 屋 良 清                |                                    |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 10 番            | 安 里 ヨシ子              | 11 番                               | 新 垣 光 栄 |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 知 名 勉                | 議 事 係 長                            | 比 嘉 保   |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介              | 企 画 課 長                            | 與 儀 忍   |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 正 豊              | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 屋 良 朝 次 |
|                                                 | 教 育 長           | 呉 屋 之 雄              | 都 市 建 設 課 長                        | 新 垣 正   |
|                                                 | 総 務 課 長         | 比 嘉 忠 典              | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 津 覇 盛 之 |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 新 垣 親 裕              | 上 下 水 道 課 長                        | 仲 村 盛 和 |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 比 嘉 義 人              | 教 育 総 務 課 長                        | 名 幸 孝   |
|                                                 | 税 務 課 長         | 稲 嶺 盛 昌              | 生 涯 学 習 課 長                        | 新 垣 一 弘 |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 仲 松 範 三              | 教 育 総 務 課<br>主 幹                   | 伊 波 正 明 |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 比 嘉 健 治              |                                    |         |

## 議 事 日 程 第 9 号

| 日 程  | 件 名                                  |
|------|--------------------------------------|
| 第 1  | 一般質問                                 |
| 第 2  | 議案第3号 中城村行政手続条例                      |
| 第 3  | 議案第10号 中城村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例     |
| 第 4  | 議案第12号 中城村立幼稚園保育料条例                  |
| 第 5  | 議案第13号 中城村吉の浦公園クラブハウスの設置及び管理に関する条例   |
| 第 6  | 議案第21号 平成27年度中城村一般会計予算               |
| 第 7  | 議案第22号 平成27年度中城村国民健康保険特別会計予算         |
| 第 8  | 議案第23号 平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計予算        |
| 第 9  | 議案第24号 平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計予算       |
| 第 10 | 議案第25号 平成27年度中城村公共下水道事業特別会計予算        |
| 第 11 | 議案第26号 平成27年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算     |
| 第 12 | 議案第27号 平成27年度中城村水道事業会計予算             |
| 第 13 | 発議第1号 中城村議会委員会条例の一部を改正する条例           |
| 第 14 | 決議第3号 閉会中の議員派遣について                   |
| 第 15 | 決議第4号 閉会中の所管事務調査について                 |
| 第 16 | 意見書第4号 普天間飛行場所属MV22オスプレイの部品落下に対する意見書 |
| 第 17 | 決議第5号 普天間飛行場所属MV22オスプレイの部品落下に対する抗議決議 |
| 第 18 | 意見書第5号 電子偵察機RC-135Vの部品落下事故に対する意見書    |
| 第 19 | 決議第6号 電子偵察機RC-135Vの部品落下事故に対する抗議決議    |
| 第 20 | 閉会中の継続審査申出書                          |

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

( 10時00分 )

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず、30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に新垣光栄議員の一般質問を許します。

11番 新垣光栄議員 皆さんおはようございます。11番 新垣光栄、一般質問を行います。よろしくお願ひいたします。

それでは初めに平成27年度施政方針から。

( 1 ) 都市基盤・生活環境の整備について。

優良田園住宅を活用した住宅政策を進めていくとあるが、具体的な計画・日程はどのようになっているか。本村マスタープランの策定は、どのようになっているか。次回の策定期間は、重点計画はどのようになっているか、伺います。

公共交通の充実として、護佐丸バス・タクシーの実証運行を行ってきたが、住民ニーズや問題点を把握できたか。また、通学バスとの混乗運行は考えていないか、伺います。

( 2 ) 教育・文化の振興について。 幼児教育・学校教育から南小学校の増築工事についての日程、工事概要はどのようになっているか。南小学校児童数の今後の推移は、また津覇小学校、中城小学校の現状はどのように考えているか。生涯教育・人材育成から。文化財案内人養成講座が中断しているが、私としては再開してほしいという提案をしたいんですが、そのまま廃止になるのか。再開するめどがあるのか、お伺いします。

大枠の2 指定管理について。 地方交付税が減額され、扶助費等の増加など村民の旺盛な財政需要に応えることは大変厳しい状況になりつつある財政の中、本村も指定管理を行う予定はあるのか。もし本村で指定管理を行う場合、どのような指定管理が可能か、村長の所見を伺う。 中城公園の管理について、なぜ管理業務

を断ったのか、お伺いします。以上お願ひします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣光栄議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番の つきましては、農林水産課。 つきましては、都市建設課。 つきましては、企画課。そして、( 2 ) の部分は教育委員会でお答えをさせていただきます。

大枠2の つきましては、企業立地観光推進課。私のほうでは、大枠2の つきましての指定管理について所見を述べさせていただきますが、議員も御承知のとおり、本村におきましては、その対象となるものが多岐に渡っているような気がいたします。一番喫緊の課題として指定管理で考えられるのが完成後の歴史資料図書館ござまる歴史図書館がまず喫緊の課題かと思われます。それとともに近隣に吉の浦公園がありますので、これは競技場、体育館、野球場等をすべてを含めての話ですけれども、それが対象になるかと思ひます。それと大きく見ますと中城城跡管理協議会も含めて、これは北中城村との協議も当然必要になってきますけれども、多岐に渡って指定管理の候補と言ひますか、対象になるものはあるものと思ひます。まずは一長一短あるような気がいたします。私もそれなりにいろいろな情報を得ているところでありますけれども、まずは歴史資料館のほうで指定管理でいけるかどうかを早速、本議会終了後視察など検討していこうと思ひます。これは現在の状況の直轄運営とそれと指定管理にした場合の差と言ひますか、比較検討をさせていただきたいと思ひますので、現在のところでは、まずそれが対象になっていきます。そして、ゆくゆくは当然の如く、今私が述べた対象になるものの検討にも入っていかなくちゃいけないだろうと思ひます。これは本村の御質問にあります財政状況なども鑑

みながら真剣に検討していきたいなと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 吳屋之雄。

教育長 吳屋之雄 新垣光栄議員の大枠1の(2)の についてお答えします。

まず 中城南小学校の増築工事は、平成27年度6月に工事を発注し、12月初めごろ完成予定です。概要といたしましては、現在のテラス部分の670平米を改築し、7教室の増となります。中城南小学校の今後の推移ですが、毎年50名ぐらゐの児童数の増が見込まれます。現在平成32年度までは1クラスの余裕がある推移となっております。生涯学習活動の強化を図るため、平成27年度から配置される社会教育指導員を活用し、文化財案内人養成講座を企画し再開してまいります。以上です。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは新垣光栄議員の大枠1の(1) についてお答えいたします。

昨日の金城 章議員への答弁と重複しますが、御了承ください。昨年10月に制定しました優良田園住宅制度の活用については、基本方針の中で敷地面積300平米以上の一戸建てで、優良田園住宅の建設が適当と認められる土地の区域については、都市計画法第34条11号・12号(緩和区域)の区域内及びそれに接する土地であることなどの要件がありますが、その制度の中で活用が図れるよう住宅政策の一環として進めていきたいと考えております。また、優良田園住宅制度の区域以外の地区において、農業の振興を図りつつ新たな農業の担い手として想定される村内外からの営農希望者の定住促進としての住宅環境整備についても、今後、構造改革特区の活用により可能となるのか調査、研究に取り組んでいきたいと考えております。

その具体的な計画・日程等については、今後

検討していきたいと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 では大枠1の についてお答えいたします。

について。都市計画法改正が平成5年に行われ、市町村マスタープランが新たに創設された各市町村で定めることになっています。村も中城村第2次総合計画の実現を目指しつつ、更に概ね20年後、平成28年を目標年次とする都市計画のマスタープランを作成いたしました。

次の見直しは、29年度策定となりますが、村では、第3次、第4次総合計画の実現を目指しつつ、概ね20年後の都市計画のマスタープラン策定をしなければ、都市局の事業採択が受けられなくなることから、重要な計画策定となります。重点計画としては、第4次総合計画大綱の検証を行い、「防災危機管理」「生活環境」「都市基盤」等が重点施策となります。以上です。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 公共交通についてお答えいたします。

護佐丸バス、護佐丸タクシーの47日間の実証運行で、バスが3,790名、タクシーが277名の乗車実績がございました。

実施期間中は、アンケート調査等により、問題点や要望も聴取しており、乗降数も含め現在詳細の分析を行っている途中でございます。今回の実証運行から、いわゆる上地区と下地区を通学で利用する児童・生徒やバス路線がない交通空白、不便地域からの乗車など、本村の公共交通の問題点や不便の解消が必要であると改めて感じております。

しかし一方では、幅員の狭い村道におきましては、通勤時間と重なった場合、バスの通行に支障を来すなど課題も見えてきたと考えております。

今回の実証運行を基本にバス停等の追加要望の検討、便数の検討など、本村の実情に合った

生活支援としての公共交通サービスとして、コミュニティバスと乗り合いタクシーの本格運行を平成27年度中に実施したいと考えております。通学バスとの混乗運行については、実証運行期間中、小・中学生の利用が多いことから、現在の運行自体が混乗運行になっていると考えております。

今回の実証運行の朝夕の乗車で大部分をしめました通学バスとしての利用状況からも、児童・生徒の通学時間帯の運行の充実が図られるよう取り組んでまいります。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では新垣光荣議員の大枠2 にお答えしたいと思います。

県営中城公園管理については、平成25年度から平成26年度までの2カ年間で中城城跡共同管理協議会において、維持管理業務を行ってきている状況であります。

沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課は平成27年度より指定管理者に移行することから、中城城跡共同管理協議会では、指定管理者制度への対応を検討してまいりましたが、県営中城公園指定管理者は、施設の運営維持管理、樹木等の維持管理、遊具等の安全点検業務、公園施設の借用受付、キャンプ場の運営業務等多岐にわたり、専門の人材確保を要することから、現在の中城城跡共同管理協議会では対応できないと判断し、平成27年度の入札には参加せず、3年後の平成30年度の入札をめどに検討すると、事務局長より聞いております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣光荣議員。

11番 新垣光荣議員 それでは順を追って再質問をしたいと考えております。よろしくお願ひします。

今、田園優良住宅に関して、農林水産課のほ

うから答弁がありました。田園優良住宅制度は、どこの省庁の管轄なのか、答弁をお願いします。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

優良田園住宅制度の所管官公庁は国土交通省になります。

議長 與那覇朝輝 新垣光荣議員。

11番 新垣光荣議員 そうですね、農林のほうを担当しているの、農林水産省かと思ったんですけども、これは国土交通省でいいんですか。それではその管轄を含めて、もし多くの皆さんから住宅政策について、今議会要求があったと思うんですけども、その優良住宅制度を今のままでは使い勝手が難しいという答弁と、あまり広がりが見えないということで、田園優良制度を活用して、もし村長から各課から答弁がありましたように特区指定が受けられるのであれば、特区指定を受けながらの解決策もあるのではないかとということでしたので、もしそういう地域指定を行うのであれば、まずどの辺を検討するのが一番いい策だと思っておりますか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

これからの折衝になりますけれども、一番先に来るのはインフラ的な整備が少なくて済むものがやはりどうしても優先事項の最初に来ると思います。インフラ整備がやりやすく、それで地権者の承諾が取りやすく、それで需要が見込める地域。そういう形になっていくと思いますので、インフラだけを取りますと、下地区であればインフラ整備はもうほとんどできている状態ですので、有望になっていくのかなと。それと優良田園住宅との組み合わせで上地区も十分ケアしていけるんじゃないかなと私は思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 答弁いただきました。やはりインフラを考えると下地区がもう基盤整備を終わっていますので、農振法を除外できれば、それと都市計画法の中で、市街化調整区域から市街化区域になった場合に可能だと思います。その場合に今から関連して入りますけれども、津覇小学校の子どもたちの生徒の減も踏まえると、それから下地区の高齢化率を踏まえると、やはり上地区と下地区ではバランスが悪いと思いますので、特区指定を行うのであれば、歩道もついていますよね、あの一角。それから2区画でもいいです。海までの。あの辺を特区指定をしていただいて、全て田園優良住宅で統一し、一つのモデル地域としてやれば、中城村はそういう基盤整備された土地が伊集から久場までもほとんど終わっています。それは本当に財産だと思っています。それを300平米という規制をもうちょっと大きくして、500平米、150坪以上の建ぺい率30、そうすれば富山市みたいな感じの落ち着いたまちづくりができるのではないかなと思っています。この特区指定をすれば一つ参考例ができ、一気に進んでくると思います。いろいろな法律の規制はありますが、都計法の48年以降に市街化調整区域に指定されて外したところが全国で20件近くあるそうです。中城村もできないわけではないと思いますので、その辺を指定していただいて一気に一つモデル地域をつくって、見ていただければワッター地域もやってみようということで、そういうのが出てくると思います。そして、上地区において、この田園優良住宅の景観を生かしたまちづくりとして登又方面に貼り付ける。そうすると世界遺産にふさわしいオオグスクみたいな感じの住宅地が斜面地に張り付けてくれば、もっと観光地としての価値も上がってくるのではないかなと思っています。上地区の斜面地のモデルとしてのやり方。それから平坦地としてのやり方。

2通り考えてみていいのではないかなと思っています。その田園優良住宅は私が当選してからずっと秩序ある住宅政策はできないかということで、提案してきたんですけども、その田園優良住宅制度の元になる条例を私たちがつくってきました。その元になる条例が何なのか。農水産課長、覚えていますか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

基になる条例と申しますのは、年度は平成23年度だったと思いますけれども、食料、農業、農村基本条例の中で、居住環境の創出に努めるというふうになっております。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 全くそのとおりです。この田園優良住宅の制度、突然の指名で済みませんが、この制度の元になる条例が中城村食料、農業、農村基本条例の中で優良田園住宅の即進に関する法律を規定する住宅を推進していくということで、平成24年度建設促進調整会議設置要綱、そして26年度田園優良住宅建設計画の認定手続等に関する事務取り扱い要綱等を準備して、この優良田園住宅が可能となってきました。先ほど言ったように点的につくったんでは、その趣旨も生かされないと思います。条例の中を見ますと住宅地をつくる中で、建設の促進交流の場の創出、地域の振興、公民館的なものもそこに張り付けないといけないんですよ。この住宅をつくるに当たって、交流する中央公民館的なものですね。それとプラス販売所、今あたいぐあ〜が朝市をやっていますね。そういう直売店的なものもやっていかないといけない。この田園優良住宅の趣旨はそういう一帯とした住宅地の中に交流センターとか、販売所、そういうのを含めてつくる。それを持って人口が衰退していく山間部に関して人口を増やしていくと

というのが、本来の趣旨だったと思います。それを踏まえるとそういうモデル地域をある一定規模に集約して、つくっても何らおかしくないと思っています。そうすると農水省等の許可も受けやすいのではないかと。その理由づけとして、上地区は確かに中城村は人口は増えていると思うんですけども、下地区に至っては津覇小学校が1クラスしか維持できない。それというのは今から質問していくんですけども、廃校対象校です。1学年1学級の児童数がないのは廃校対象校として、1月に通達を検討してくださいという通達が出ていると思います。そういう状況も全てクリアするためにはやはり住宅政策しかないということで、しっかりうたっていければ市街化調整区域を市街化区域に編入できるのではないかなと思っています。その中で、条例の中に村の責務として県及び国に政策の提言を積極的に行うと書いてありますので、これは私たち条例をつくった中で、村当局がしっかりやっけていかないといけないものだと思っていますし、また村の責務で道路とか、そういうのもつくっていかないといけないし、また村民の責務として、利用促進を図る農業の振興に協力していくということであれば、農道であれば5メートル道路が農道ですね。都市計画道路にするために50センチのセットバックはやってもらう。協力すれば都市計画道路の6メートル道路がインフラ整備としてできるので、やり方の特指指定をしていただいて、モデル地域をつくっていただければスムーズに進んでいくのではないかと考えております。それらの件に関して村長意見はどうでしょうか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

いろいろな想定をしながらの御質問でしたけれども、基本的には議員がおっしゃるような形が取れればもちろん素晴らしいことですし、また我々がそれに向かっていくのは当然だと思っ

ております。私の立場では一つ一つ現実的な問題を解きほぐしていく立場ですので、まずやらしていただきたいのは、村全体の地方の声を国が今、地方創生で考えているわけですから、我々の声を国にしっかり届けて、我々の集落、我々の地域を我々の裁量でやらしてくれというのがまず第一義的なものでございますので、それに向けて形として構造特区的なもの。あるいは優良田園住宅的なもの。方法ですね。そして議員がおっしゃるような市街化区域調整区域、その調整区域からの市街化区域への編入。あるいは大きくみますと那覇広域都市計画からの離脱も含めて、方策としてはいろいろな形があると思いますけれども、基本的には裁量を我々に任せてくれと。我々の町は我々の村は我々がしっかり築いていきますというのをしっかり伝えて、その方法論を幾つか並べて発展につなげていきたいなと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 ぜひ県に国に提言していただきたいと思います。そのタイミングよくまた地方創生の中に人、物、それから仕事の創生ということで、法整備もなされていますので、地方の声を聞き入れてくれると思っていますので、ぜひ村長が中心になって取り組んでいただきたいと思っています。

続きましてマスタープランなんですけれども、マスタープランを策定してから、本当に私たち中城村は第2次基本構想の中で、つくったのが本当に人口推移もそうなんですけれども、そのままびったしはまって今発展してきていると思います。その中でこのマスタープランをまだつくっていないと言えはいいけれど、もうつくる時期だと。来年、再来年に向けてマスタープランがなければ県に要請もできないし、国に要請もできない。中城村がこういう計画があるんだということをもっておかなければまちづくりの提案ができないと思っていますので、マスター



プランの重要性はさらに高まってきていると思っています。そして、私たち地方自治法の第4条で地域の総合的な計画、基本構想をつくらないでいいということで、自治法で削除されていると思うんですが。その中で沖縄県のほとんどの市町村が総合計画をつくらないでいいということで、つくって議会に提案しなくてもいいということになりました。それで、沖縄県もそれをつくっていない。そのかわり21世紀ビジョンがあるということの考え方になっていると思うんですけども、しかし、やはりその中で私たちはしっかり中城村は第4次基本構想をつくったわけですね。本当に素晴らしいことだと思っています。プラス自治法の96条の2項ですね、これをしっかり条例化、私たちこれからやっていけないといけないと思います。地方自治法96条の2項に議会の決議事項としてちゃんと取り組んで、条例化していけばもっと執行部と議会が話し合いをしながら議論をしながらまちづくりの検討もできるのではないかなと思っていますので、この96条の2項をしっかりと私たち議会も取り入れていきたいと思っています。私たちがつくったのは基本構想はファジー、余りにちょっとファジーになっているものですから、しっかりと何をやるというのがうたわれないものですから、それをマスタープランの中に、取り入れ、マスタープランになった場合は、都市計画にちゃんと道はどのようにつくっていく。そしてまちづくりはどのようにやっていくということで、具体的にうたわないとマスタープランにはならないと思っています。そのマスタープランを今年度から向けてつくっていくことをぜひ進めて、準備を進めていくことをぜひやっていただきたいと思っています。そのマスタープランのかかわっていく審議会のメンバーはどのようなメンバーになるのか、お伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

中城村の都市基本計画策定業務については、28年、29年度に策定していきますけれども、検討委員会は役場の課長が検討委員会の部会に入っていきます。それと係長、課長補佐が作業部会に入っていて、それを受けて素案ができて、素案を議会、自治会、農業委員会、各種団体の説明、素案の説明をしていきます。それを受けて住民公聴会も開いて、それから県の都市計画モノルール課との協議をして最終決定していくということで、今回もコンサルには依頼はしますけれども、行政中心で策定していきます。第1回もそうでしたので、今後も庁舎内の検討委員会、作業部会で進めていきたいと思えます。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 ぜひこのマスタープランの作成が今後の中城村の住宅政策まちづくりの基礎になってくると思いますので、しっかりと住民要望等をしっかり議論していただいて、そして、規制をかけるところはかける、残すところはちゃんと残す。そういう住民との話し合いの中でしっかりと盛り込んでいただきたい。そうしないといくら私たちが県や国に提案しても計画がない提案を幾ら県、国にやっても国は認めてくれないと思いますので、その辺が今まで弱かったのではないかなと思っております。そして、道路整備もしっかり張りつけていただきたいと思っています。

それでは次に、公共交通に関して伺います。実証実験等を行って、通学バス等の利用が多かったということで、お聞きしました。その中で予算的なものですが、予算書を見ているとかなり高額な予算になっていて財政的に厳しいと思うんですけども、その補助金とか、交付金の措置はなされているのかどうか、答弁お願いします。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えします。

27年度中の本格運行を目指して、現在歳出におきましては、委託費として予算計上しております。歳入の面につきましては、国からの地域公共交通確保維持改善事業補助金としまして計上しております。これは申請はこれからですので、国との協議にもよりますが、また国の沖縄県に配分される全体の予算の範囲内での交付になってきますので、その辺は一概に確実に幾らもらえるというふうなことでの答えはできませんけれども、現在、予算の中では歳入についても組んでおります。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 ほかの町村はあまり公共交通の協議会と協議しなくて、独自で進めてものですから、補助金交付金があまり受けられない。中城村は頑張っていたいて、本当に素晴らしいと思いますけれども、ちゃんと協議会を立ち上げてしっかりやってきたということですね。大きな予算と思えるんですけれども、しっかり予算がついてくるということで、周りからは評価を受けていますので、ぜひちゃんと予算取り等いろいろな準備をして進めていただきたいと思っております。

続きまして、生涯教育の人材育成に関して、教育長からは文化財案内人養成講座を進めていくということで、ありがとうございました。すんなり認めていただいたものですから、プラスしたいと思っておりますけれども、方言講座はどうでしょうか。教育委員会が進めているごさまる科の設置に向けて子どもたちに郷土の文化を教えていくわけですから、方言講座のほうも要望したいと思っております。どうでしょうか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。

先ほど教育長からも答弁がありましたように文化財案内人に関しては早速させてもらいます。今、提言があります方言講座についてですけれ

ども、今回、生涯学習課としては3から4講座を予定しています。その中でやはり多岐にわたってやらないといけませんので、やはり歴史的なものだとか、あとは一般的な料理講習とか、4つぐらい考えているんですよ。もしその中で空きがあれば検討したいと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 そんなに予算的なものが取らないと思っております。入札残でもいいですから、ぜひそういうのでできると思っております。ぜひ方言講座も入れて、せっかく歴史を子どもたちに教えていくわけですから、方言講座のほうを取り入れていただきたいと思っております。村長、予算的にどうにかならないですか。答弁お願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今、確認しましたら4講座ぐらいの部分の予算がついているようですので、そこにしっかり検討させていただきたいと思っておりますし、また今の議員の趣旨は非常にいい趣旨だと私も同感ですので、せっかく中城ごさまる科をつくって、郷土の生んだ護佐丸公がどういう人物だったのかを含めて、琉球史に興味を持とうということですので、今のウチナーグチ講座などは非常に面白いものだと思っておりますので、私も積極的に教育委員会に働きかけたいなと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 次行きます。今、新しく教室を増築した場合、南小学校ですけれども、あと何年もつのか。7教室増やして何年もつのか、答弁をお願いします。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

7教室を増築しまして、32年までは大丈夫だというふうに考えております。以上であります。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 私がこの小学校をつくる前に質問をしたときは30年まではもつと言われて、もう既に27年でいっぱいですので、私の計算からすると、これは28年には満杯になると思うんですよ。今は15プラス7、23教室プラス特別支援教室が南小学校ではこれから3つ必要だと思います。これは8人規模で3教室、多分常駐的なもので、それからも含めて3教室必要ではないかなと。そして、放課後子ども教室も教室がないということで、やってなくそれから地域推進室、PTA関係の教室もないという。これを含めるともう既に28年度で19学級プラス5で、もう23になるんですよ。そうすると本来の機能を持っていないと思っておりますので、もう既に来年度から増築の計画を進めないといけなくなると思っておりますけれども、この辺は大丈夫でしょうか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。  
教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

議員がおっしゃるように南上原転入児童がたくさんおられます。転入児童の数が読めないこともあって、その転入児童の人数を見ながら校区の検討をやっていきたいと今考えているところであります。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 それでは平成14年、15年に増えた人数、それから今年から来年度に増える予定の人数はどれぐらいですか、南小学校で。先ほど教育長は50人程度ということだったんですけれども、その前に増えたのは何名ぐらいですか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。  
教育総務課長 名幸 孝 今、資料が26年から27年までのものしか入っていないんですけれども、今50名の増員。以前も大体それぐらいだったと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 前は400名から464名で64名。次が464名から503名ということで、50名ですね。次年度もまた50名ずつ増えると教室が今の計画では1つつ教室が増えるということなんですけれども、多分私の見た感じ2つつ教室が足りなくなるのと、もう2年後にはもう増築しないといけなくなる状態が来ると思います。それを踏まえて、津覇小学校なんですけれども、今度は津覇小学校は1学級しかありません。これからすると分校なんです。津覇小学校は、南小学校と統合しなさいということになるんですよ。今年、文部科学省が1月27日に通達した、適正化に関する記述がありまして、このクラス替えができるかを基準に小学校で6学級以下の学校は速やかに統合の適否を検討する必要があるということで、通達が出ていると思うんですけれども、通達はありましたか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。  
教育総務課長 名幸 孝 今年の1月に通達があったと把握しています。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 そうするとまさに津覇小学校が1学年1学級クラス替えができない状態の学級ということで廃止して統合をしなさいという学校の対象になっていきます。それにプラス適正配置ということで、中城村はスクールバスで今、子どもたちを運んでいるものから、それをおおむね1時間を目安基準にあるところでは統廃合をしなさいということで、強く進めているんですよ。まさにコミュニティバスを導入して、通学バスもあるということで、津覇小学校に関しては統合してもいいじゃないかと言われても過言ではないと思います。そのためにも住宅政策をしっかりとやっていただいて、統廃合をしないで地域の学校として残せるためには、ぜひ津覇小学校をもっと盛り上げていかないといけない。クラス替えにできるように2

クラス以上の学校にしていかないといけないということですね。それをどのように考えておりますか。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 議員御指摘のとおり、あと4年後には1学級ずつになるというおそれが出てきております。私たちとしては、平成29年か30年ごろに通学区域についての検討をしたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 まさにそうですね。今、津覇小学校にあと2人の生徒がいれば、2クラスになるんですよ。ぜひ新垣、北上原、その辺を津覇小学校にそして登又に関しては、また中城小学校に戻すと。そうすると一気に6学級減ると思うんです。そうすると32年までもって、人口が落ち着いてきても、スムーズにいけるのではないかなと思っておりますので、ぜひ区域の変更を。住民の方にまたお叱りを受けると思うんですけれども、ぜひ今から進めないと2年後にやると言ったんでは、もう間に合わないと思っておりますので、ぜひ検討をお願いいたします。その辺をもう一度答弁をお願いします。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 先ほども答弁しましたが、津覇小学校に関しては、あと4カ年もつということを考えていますので、あまり早目に校区の変更を打ち出すと住民が動揺しますので、平成29年、30年ごろに住民との話し合い等を持って、変更ということを考えていきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 これは津覇小学校を基準に見たらあと4年なんですけれども、今、言われたように北上原の南小学校の増員を考えると、あと2年後にやらないともう間に合わないということになりますので、今年から始めても、別に住民の混乱は余計後に始めたほうが混

乱すると思いますよ。早くやったほうが混乱が少なくなると思いますので、ぜひ今年から教育委員で検討委員会を立ち上げて、早目に南小学校の児童数、津覇小学校の児童数を検討しながら進めていただきたいと思います。それでは時間がないので、指定管理についてお伺いします。指定管理になぜかと言いますと、私としても本来、指定管理は村の雇用でやっていただきたい。その移行に関して、今指定管理にすぐ行くと弊害がありますので、まずは委託をさせてみて、それから指定管理に持っていく方法もあるのではないかなと。その指定管理に関して、委託に関してシルバー人材を活用したり、中城村の企業を活用したり、その中から指定管理に話し合いを持ちながらやっていただければどうかなと思うんですけれども、それについて答弁をお願いします。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 ではお答えをいたします。

御指摘のとおりだと思いましたが、いきなり指定管理の制度を持ってきても、村内にその受け皿がないという部分も確かに御指摘のとおりです。そういう意味合いからすると前段としては、公社関係の設立も一つの検討課題ではないかなと思いますね。その中で公社から分離してでも指定管理はできますので、基本的には指定管理にせよ、委託管理にせよ、基本的には村内雇用に効果が出るような方法を今後も検討していきたいと考えています。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 ぜひそういう委託管理、指定管理をするときに、今まちづくりもそうなんですけれども、住民との対応がプロセスが一番重要になっていくと思います。私も善功議員が憲法を勉強してこいというものですから、表現の自由、憲法21条をちょっと読んできました。その中で表現の自由は表現するということは、議論することが表現の自由だそうです、憲

法では。一番大切なもので、その表現をするためには情報が無いといけない。それを情報がなければ議論ができないということで、表現ができないということで、この表現の自由の中で憲法21条の中に知る権利というのが含まれているということですね。それをしっかり執行部の皆さんは知っていただきたい。その中でいろいろな団体と対話とか、議論をしてしっかりしなければ絶対王政的なことになってしまうと。暴君ですね。この職員が権限を持っているので、その情報を流すことによって、そこで議論ができ、表現の自由が憲法で保障されているということで調べてみたらわかりましたので、その情報をこの指定管理にしても、このまちづくりにしても情報を提供することによって、私たちの中城村がさらに発展するためのいろいろな議論ができ、そのプロセスが生まれ、そのプロセスの中で、もし間違っただとしても、もし間違っただ政策をやったとしても直すことができるそうです。でも押しつけたものに関しては、また同じような政策しか取らないということですね、この前読んでみました。つまり原発において、自分たちの基地問題もそうだと思うんですけども、押しつけられたものに関しては、また間違っただことを押しつけてくるということですね。このプロセスがあれば間違っただことをしたときに、次の展開ができる。改善ができるというのが、民主主義の一番の根底にあるそうですので、ぜひ情報をまちづくりのために提供していただきたいと提言して終わります。以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で新垣光栄議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（10時57分）

~~~~~

再開（11時09分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

次に新垣徳正議員の一般質問を行います。

9番 新垣徳正議員 質問事項、平成27年度施政方針を受けて。大枠1番、産業の振興について。“護佐丸エネルギープロジェクト”の実証実験に基づき、今後、事業展開の計画策定に取り組むとのことですが、具体的にどのような計画を持っているのか。LNG冷熱エネルギーの利活用について検討がなされたと思うが、沖縄電力の協力等も含め、実現の可能性についてどの程度、認識として持っておられるのか伺います。伝統芸能である“島ニンジン”や“島ダイコン”に次ぐ新たな特産品開発の必要性も急務だと考えます。「産・官・学」の枠に捉われず、村民、住民も巻き込んでの、開発促進の取り組みが必要だと考えるが、担当課、並びに村長の考えはどうでしょう。

大枠2番、都市基盤・生活環境の整備について。道路、河川、排水路の整備において、久場前浜原線の整備に着手し、市街化区域の編入に積極的に取り組むとのことですが、同時進行で下水道管布設工事も実施できないか、伺います。基地対策において、“日米地位協定の抜本的”“普天間基地の県外施設”を訴えていくことと同時に、「特定防衛施設関連市町村」の指定を引き続き要請していくとのことですが、より実効性のある取り組みが必要と考えます。そこで、村民、行政一体となった組織「村民会議」の立ち上げを提案したいと思いますが、村長の考えを伺います。

大枠3、防災危機管理体制の推進。村全体を対象とした、総合的な防災避難訓練の実施に取り組むべきと考えるが、今後、村当局の取り組みとして、計画はあるのか伺います。今まで皆さん質問されたことではあるんですが、答えていただきたいと思います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣徳正議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番につきましては、企業立地観光

推進課と農林水産課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番に関しましては、上下水道課、企画課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠3番につきましては、総務課のほうでお答えをさせていただきます。私のほうでは、御質問の大枠2の 基地問題でございますけれども、所見を述べさせていただきますが、御質問にもあるとおり、村内におきましては、基地所在市町村ではないにも関わらず、私は個人的には基地所在市町村だと認識を持っておりますけれども、キロ・ポイント、タンゴ・ポイントの設定がその事実を表しているのではないかと考えております。それについてしっかり村益も含めて、村としての立場で要請をしていく。これは基地所在市町村と同じ危険負担もあり、そして騒音被害もありということをこれからもしっかり主張をしていきながら、今御質問の特定防衛施設関連市町村としての位置づけを勝ち取っていきたいという思いもあります。それと同時に同じく御質問にあるとおり、現在の日米地位協定は本当にだれもおかしい状態だと思っております。そして、これに関連するよう今回の政府と沖縄との関連も含めて、基地問題は非常に難しい問題であると同時に、しかし県民総意としては完全に普天間基地の除去はもちろん県内移設への反対というのは明確だと思っておりますので、そういう意味ではこれから議員が御提案の村民会議という部分では形はどのような形になるかはわかりませんが、いろいろな方々との話し合いを重ねながら中城村としてどういうことができるのか。しっかり検討をしていきたく思っております。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では新

垣徳正議員の御質問にお答えをしていきたいと思えます。

大枠1の でございますが、新垣善功議員及び金城 章議員にも答弁したとおりでございますが、ごさまるエネルギープロジェクトは、LNG冷熱利用可能性調査を研究してきました。凍結粉碎の研究及び商品開発。それから冷凍倉庫の可能性研究。陸上養殖の可能性研究。植物工場への可能性研究に絞り込み、その中から凍結粉碎物を使った各種食品開発と製氷技術の確立、陸上養殖実験、植物工場における冷水栽培の検討を行ってきております。その中で特に商品化にこぎつきましたオキコ株式会社において、島ニンジンペーストを利用した洋菓子の商品が完成し、平成27年5月30日ごさまるの日に発表・販売する予定であります。個数については、1万5,000個から2万個を予定しております。今後も商品開発に向けては可能性のあるものから検討ということになりますが、琉球大学との包括協定の産業振興部門によって、取り組んでいる事業でありますので、これからも3年間の研究を踏まえて検証し、大学とともにこれからも調整しながら判断していきたいと考えております。それから についてですが、冷熱エネルギーの利活用検討については、沖縄電力株式会社と連携を密にして調査研究を行ってきているところでございます。これまでLNG冷熱エネルギー利用は吉の浦火力発電所を基地として考えておりましたが、沖縄電力はLNGサテライト基地へのLNGタンクローリーでの移動計画をしていることから、当初我々が計画しているマイナス50度の氷を使って、いろいろな分野に反映していくというのが可能になるということでもあります。ぜひ今後はLNGサテライトインフラ整備の可能性が出てきておりますので、その辺も含めて、調査研究を進めていきたいと考えております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員

会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは新垣徳正議員の大枠1の(1)のについてお答えをいたします。

本村の農林水産業振興には、新たな特産品開発の必要性については認識をしております。今後も民間事業者等からの事業提案等がありましたら、既存の補助事業及び一括交付金等での事業実施の可能性について、関係機関とも調整を図りながら開発促進に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 上下水道課長 仲村盛和。

上下水道課長 仲村盛和 新垣徳正議員の質問の大枠2の についてお答えします。

現在、県流域下水道の本管は、伊舎堂キャススタウン付近まで布設されていますが、そこからの延伸は、村で施工していくため、久場前浜原線まで施工するには、あと5年以上はかかることから、同時進行での実施は厳しいと見込まれます。以上です。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 先ほど村長からも答弁がございましたので、重複する部分もあるかと思えます。

それでは基地問題に係る村民会議の立ち上げについて、お答えをいたします。

特定防衛施設関連市町村の指定に向けた取り組みと日米地位協定の見直し、普天間基地の県外移設を訴える取り組みとは、方向性や取り組み方が若干違うものと考えております。

「特定防衛施設関連市町村」への指定については、普天間飛行場からの直接的な被害を受けているにも関わらず、運用がその周辺地域における生活環境又はその周辺地域の開発に及ぼす影響を考慮し、市町村がその区域内に行う公共用の施設整備などの事業の費用に充てるための、特定防衛施設周辺整備調整交付金が交付されないことへの問題提起であり本村の切実な訴えで

あるため、様々な手を尽くし、色々な方法とつても使い指定に向けた要請をしているところがございます。2月20日に井上沖縄防衛局局長へ直接お会いし、指定に向けた要請書を手渡しております。さらに3月17日にも沖縄防衛局企画部次長に対しましても、指定について要望をしているところがございます。今後も積極的に各関係機関等への要請行動に取り組んでいきたいと考えております。

一方の、“日米地位協定の抜本的な見直し”と“建白書の実現”に向けた取り組みとして、普天間飛行場の一日も早い、「県外への移設」につきましても、今後とも県民世論を背景に、翁長沖縄県知事とともに連帯して、取り組んでいきたいと考えております。議員の提案する「村民会議」の立ち上げにつきましても実効性のある取り組みであると考えております。今後、村内各種団体等からの意見も聞きながら、さらに、多くの団体及び村民の機運の高まりがあれば検討していきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 それでは徳正議員の3の についてお答えいたします。

東日本大震災以後、平成24年度中城村地域防災計画が見直され土砂災害、最大級の津波への対応をするため、避難訓練を実施しております。各自治会において、個別の訓練を行い、危険箇所、避難経路の確認等を行っております。防災意識の高揚、自主防災会の設立等、地域防災力を高めていきたいと考えております。村全体の防災避難訓練についての取り組みについては、今後検討してまいりたいと思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 それでは3月定例議会の最終日ということございまして、一般質問の私がラストバッターということなのですが、これまでの過去の一般質問で最後にこの席に登

壇するというのは初めてのことでございまして、このことから学んだことといえば、一般質問は早目に出すべきだということです。全て私の質問事項も既に皆様から答弁をいただいているとおり、もうこれ以上の答弁は引き出せないのかなというふうに思っておりますが、特に今回は私のライフワークとも言うべき反戦平和の部分まで、せんだっての新垣善功議員によって、そのお株を奪われてしまったような感もありますが、これで一般質問を終わろうかなとそういうわけにもいきませんので、私の持論も述べさせていただきますながら少しずつ再質問もさせていただきますと思います。

それではまずは大枠1番の(1) なのですが、護佐丸エネルギープロジェクトの実証実験は終了して、事業展開の計画策定へと進んでいるということなのですが、「産・官・学」の取り組みの中で、産の部分でいわゆる企業側の協力体制は欠かすことができない大きなウエイトを締めた部分だと認識しておりますが、特に護佐丸エネルギープロジェクトの事業に関しては沖縄電力の冷熱エネルギーの利活用がまさに本事業において最大の核となるべき部分だと私考えております。先ほど課長も答弁なさっていたんですが、そこでそもそも護佐丸エネルギープロジェクトの事業を立ち上げるに当たり、どのような事業目的を持って立ち上げたのか。その事業の目的というものを今更とは思われるかもしれませんが、教えていただきたいと。それとそもそも冷熱エネルギーとはどのようなものなのか。先ほどから課長の答弁の中でもタンクローリーで運べるとか、そういうふうな話もございしますが、その辺のことも含めて教えていただければと思いますが、よろしくお願いします。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えをしたいと思います。

まず護佐丸エネルギープロジェクトのコンセプトですが、研究テーマとしましては凍結粉砕の研究及びその商品を使った商品開発。それから冷凍倉庫の可能性の研究。それから陸上養殖の可能性の研究。植物工場への可能性の研究。これは琉球大学のほうに研究開発をして資材の確立管理を担当させております。

それから沖縄電力については、LNGの技術協力をさせております。村商工会については、商品開発の施策の評価をしていくと。その3つのコンセプトができましたら、商品技術の確立によって販売までこぎつけるということでありませう。

次に、LNGのことなのですが、特徴としてとらえると例えば沖縄電力から1トンのLNGを利用しますと、液体としてマイナス162度になりますと、そういった冷熱で氷を製造して、先ほどの4つのコンセプトを確立していくと。それから発電を起こす燃料にも使っていくということで、1トンのLNGを使うと3,900キロワットの電力が起こせるということで、考え方としましてはフォーゼネレーションシステムということで考えております。そのシステムを前にもお話ししましたLNGサテライト基地という大まかな形でなりますが、そのサテライトの利用方法については、ガスエンジンによるガスタービンの起動。それから冷凍施設をつくって、氷ができれば-50の氷は簡単には解けない氷になっておりますので、その氷を使って、例えば今オフィスを運んで、オフィスの中で風で冷房施設を確立するとか、それから中城村でいえば冷熱ハウスに活用する。その場合、空気を冷やすのか、土を冷やすのかによって、植物の種類が選択肢が出てくるということでありませう。今、6次産業で取り組んでいる、検討されている農林水産省と共同でやっておりますイチゴ。それからキノコ栽培、養殖業にも展開できるということで、これからこういうものを実証実験

を行いながら進めていきたいということであり
ます。基本的にはサテライト基地ができるとい
うことであれば、やはり企業にもこういうサテ
ライト基地をつくって自分たちの電力、冷房費
を補うということも可能性が出てきたというこ
とであります。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 ただいまの課長の答弁
なのですが、今後の全体としたら今言われてい
るようにサテライト基地ですか、そこを重点的
に整備していく考えだというふうに捉えてよろ
しいですね。例えばそれが本当にそういった
村内の植物工場であったり、そういうものに大
いに役立つ。寄与することであれば村当局とし
ては、その実現に取り組んでいただきたいと思
いますので、やはり気になるのが今言うように
沖縄電力の確固たる協力体制の確約を得ずして、
本事業の展開は開けないと思っています。その
ことも踏まえて、計画策定の案をしっかりとつ
くっていただいて、ぜひ電力に協力を得ながら
進めて事業展開が図れるようになればいいなと
考えますので、頑張っていたきたいなと思
います。今言われるように検討だけで終わらな
いようにしていただければとてもうれしい限りで
ございます。例えばそれまでそういう段階で
はないと思うんですが、今言われたサテライト
基地に関しては、これは村でも整備できるよ
うな考えを持っておられますか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長
屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお
答えしたいと思います。

サテライト基地となりますと、やはりいろい
ろな分野で展開できるものであります。例えば
排熱を利用して冷房、暖房を使うということに
なりますと、やはり使う側が利益を得るわけ
ですから、行政としての整備には向かないだろ
うと。例えば企業にそれをつくらして、いろいろ

な分野に販売していくということも成り立てれ
ばいいのかなと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 今、課長が述べられた
ことはもっともなことではあるんですが、ただ
そういうのが起爆剤となって、またそこから村
の発展につながっていくということを考えれば、
村としてもその辺の補助的なものはやるべきだ
と私は思っておりますので、その場合にはまた
さらに検討の一つにさせていただいて、実現させ
ていただければと思っています。

続きまして、2の なんですが、先ほど同時
進行で中期計画の条件整備も急がれることなん
ですが、久場前浜原線の2の ですが、久場前
浜原線の整備に着手するというので、先ほど
都市建設課長の答弁もちょっと聞きたいんです
けれども、よろしいですか。お願いします。こ
れは何かと言いますと、久場前浜原線の整備は
これは都市建設課の担当ですよ。整備に関し
ましては、それに附随してということで、下水
道の工事もできるのかな。その話があったと
きにそういう話をちらっと聞いたことがあるん
ですよ。同時進行でその下水道の整備もして
おけば今度、久場のほうにそれが来たときに、
すぐそこに連結してしまえば工事費用もコストも
安くなると。そして整備を進めたほうがいいの
ではないのという、その行政の方からのお話を
聞いていたものですから、それが果たして可能
かどうかというのを私ちょっとまゆつばではあ
るんですが、ちょっと聞かせていただければと
いうことです。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今、議員から提案としてはすごくいい発想か
なと思っています。ただし、今下水道事業が途
中伊舎堂までしか来ていないということになり
ますと同時施工しても、本管だけ埋めて高さが
合わなくなるとあとは下水の流れもできません

ので、うちのほうとしては29年度を工事完了と
していますので、下水道と一緒に同時施工とい
うのは厳しいかなと思っています。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 難しいんでしょうね。
私も理解をいたします。下水道の整備も含めて、
あまり多くは望みませんので、ほんの少しでい
いですから、課長の頭の隅っこでも置いておい
ていただいて、ほんのちょっと検討をするとい
うこと。それがまた何にもないよりはいいです
から。頭の中においていただければと思ってお
ります。新垣課長は私の信頼する課長の一人で
もありますので、ぜひお願いしたいと思います。

続きまして、質問の事項が前後してしまいま
すが、先に3の についての防災危機管理につ
いて、少しだけ聞きたいと思います。この件に
つきましては、先日新垣貞則議員の質問に答え
ていただいておりますので、これ以上の答弁は
必要はないと思いますが、私から一つだけ新聞
報道された中部地区消防総合訓練についての見
解を述べさせていただきたいんですが、皆さん
の手元にも写真が、いっていると思うんですけ
れども、まずこの写真をご覧になって、一番に
皆さんは思い浮かぶことは何ですか。多分、東
京電力の福島第一原発の事故処理の現場を思い
浮かべた方も多いのではないかと思います。そ
の写真の見出しに私も最初はあれと思って、そ
の写真の見出しに「発電所災害に備えて」「中
城吉の浦火力発電所」というふうに書かれてい
たものですから、二度見してしまったんですね。
というのが、いかにこれは訓練とはいっても何
の情報もなくこのような写真が新聞紙上に載っ
た場合に、地域住民の心情からしましても平静
ではいられないと思っております。特に今、原
発事故被害の恐ろしさを日常的に感じている状
況が続いている中で、この記事の写真を見てか
なり不安にかられた住民がいたことは察するに
余りあるものと思っております。私は別に訓練

がどうのこうで悪いとか、新聞記事が悪いとか
そういうことを言いたいわけではないんですね。
何が言いたいかと申しますと、当局にはもっと
情報の提供でありますとか、情報の共有があっ
てもしかるべきではないのかということであり
ます。訓練の一環とは言っても災害時にはこの
ような状況に陥る可能性は否定できないわけ
ですね。ですから地域住民にとっては他人事では
ないんですよ。その時点において、うがった見
方をすれば災害時の救助の対象は電力の社員、
従業員であって、地域住民は対象外と言わんば
かりの防災訓練にしか思えず、甚だ疑問に感じ
るところがあります。そこでお聞きしますが、
この訓練について当局はどの程度の情報を持っ
ていたのか。そしてもし持っていたとしたら住
民に対してどのような情報の提供を行ったのか
をちょっと伺いたいと思います。

議長 與那覇朝輝 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

この訓練に対する情報というものは、私ども
としても全般的には関わったことではありませ
ん。村として関わったのが情報伝達の訓練とい
うことで、シミュレーションと訓練要綱等を
いただいております。徳正議員がおっしゃるよ
うにああいう防護服、これはもうやはり生物化学
を対象にした団員が救助するということでの防
護服でございますので、中部地区消防協定の中
でそういう災害が出た場合に共同で対応しよう
ということで、協定書の中で初めて吉の浦火力
発電所で訓練をしているという。主体は消防の
ほうが主体になっていたものですから、村とし
てそれと地域での訓練の内容というのが十分で
はなかつたららうなと感じております。以上で
す。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 多分そういうことでは
ないのかなとは思っておりました。情報伝達程
度で主体が消防署の主体であるということで、

それほど深くは多分考えてはいなくて、また村のほうでも久場、泊におきまして、そういう訓練も行いましたので、それで対応できるというふうな認識だったのではないかなと理解はいたします。ただ、やはり防災、減災の基本ともなるべき情報発信の重要性は、皆さん当局の方々も重々御承知かと思えます。今後、ぜひ住民との情報の共有を図って、ともに防災の取り組みがなされるように共同で協力していきたいなと思っております。ぜひ今後、そういう小さな情報でもいいですから、この地域のほうには情報提供を働きかけていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。私たち地元では中城久場においても、新垣貞則議員の提案にもありますように、自主防災組織の立ち上げに取り組んでいこうという協議をこれから始まることなので、ぜひその辺の地域のほうでの形をつくっていききたいなと思っておりますので、ぜひ当局との二人三脚の力添えをお願いしたいと思っております。

続きまして2の 村民会議の立ち上げについて伺ってまいります。

連日、県内マスコミ等で報じられているように辺野古新基地建設に関する報道の実態を見てもみますと我々沖縄県民に対する政府のなりふり構わない横暴さというのは、余りにも理不尽極わりなくまさにこの国には民主主義などは存在せず独裁国家における住民弾圧、植民地における支配者意識丸出しの強権体制以外の何物でもないとそのことに強く憤りを覚えています。先ほど光栄議員もいみじくも申しておりましたが、本当に暴君、今の政府は本当に暴君的なものに変容しつつあるのかなというふうな気がして感じてきております。それらの状況下において、今私たちにできることがあるとするなら沖縄県民が日米両政府に対し、既にあらゆる手段とその結果によって示された新基地建設反対の民意を決してあきらめることなく訴え続けるこ

とだと確信をしております。その手段の一つとして本村から建白書の実現を訴えて平和を発信し、戦争につながる基地は絶対につくさせないという村民共通の思いを持って、建白書を実現する中城村民会議の立ち上げを提案いたしたいと思っております。建白書の実現においては浜田村長もあらゆる場面において、再三再四建白書の理念を遂行する旨は答弁されておりますが、大変頼もしく思っているところではございます。この辺でそろそろ行動を起こすときだと考えますが、村長いかがでしょうか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

先ほども思いを答弁させていただいたつもりではありますけれども、いろいろな関係団体とも協議をしながら中城にとってまず一番考えさせていただきます。中城村にとってどうなのか。もちろん沖縄県全体でどうなのか。いろいろな近隣市町村との連携も必要になってくるでしょうし、議員おっしゃる県民の総意、民意という部分ではこれは明確に示されていると私も認識をしておりますので、今後も議員各位皆さんとも連携を密にしながら、一番形のいいものをつくっていけたらいいなこう思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 今村長が言われるように私も村長がそういうことに関しまして、何の興味もない反対もする必要もないというようなことでしたら、それでいいなと思っておりますが、でも村長自身が常にそういう意思表示を示されております。建白書の実現を訴えていくというのは常日ごろからおっしゃっている。そういうことも踏まえまして、ぜひそれを形にしていきたいなと村長ともどもそういうふうにやっていきたいなという思いがあるものですから、今回のそういう質問をさせていただきますが、建白書の提出が直接安倍首相に手渡されてからはや2年の歳月が過ぎてしまいました。その後、

そのとき村長も同行されて、よく御存じだと思
うんですが、その後、沖縄県の現状というのは
よくなったかということ、よくなるどころか建白
書の中身に示された普天間飛行場の即時閉鎖、
撤去、県内移設の断念の要請はいつの間にか辺
野古への新基地建設へと姿をかえ、建設反対住
民に対し、海では海上保安庁、陸においては県
警機動隊による暴力的住民排除行動へとエスカ
レートしております。そして、今現在に状況は
至っているということになります。このような
日米両政府による傍若無人な振る舞いを私たち
は決して許してはいけなとと考えております。
それらの理由から村内各団体、村、業者を始め、
村議団、それで村の青年連合会、村の婦人連合
会、村の老人会、PTA連合会、村子ども連合
会、村自治会、様々な組織、団体を網羅した一
大会議の結成に向けて、ぜひ村長のイニシアチ
ブを發揮していただきたいと思います。
そして、これらの各種団体の組織の一番トッ
プに立っておられるのが、浜田村長御自身だ
と思っておりますので、ぜひ実現に向け取り組
んでいただきたいと切に希望し、期待いたして
おります。そのための協力は私たちも惜しむこ
となくさせていただきたく存存でありますので、共に
実現に向け頑張ってもらいたいと思っております。

最後に時間の許す範囲で、ここに皆さんの手
元に建白書の全文がございますが、その理念を
再認識する意味においても読み上げて、私の一
般質問を終わりたいと思います。よろしいで
しょうか。

平成25年1月28日、建白書。内閣総理大臣
安倍晋三殿。

我々は2012年9月9日、日米両政府による垂
直離着陸輸送機MV-22オスプレイの強行配備
に対し、怒りをこめて抗議し、その撤回を求め
るため10万余の県民が集結、結集してオスプレ
イ配備に反対する沖縄県民大会を開催した。に

も関わらず日米両政府は沖縄県民の総意を踏み
にじり、県民大会からわずかひと月もたたない
10月1日オスプレイを強行配備した。沖縄は米
軍基地の存在がゆえに幾多の基地被害を被り、
1972年復帰後だけでも米軍人等の軽犯罪件数が
6,000件近く。沖縄県民は米軍による事件、事
故、騒音被害が後を絶たない状況であることを
機会あるごとに申し上げ、政府も熟知している
はずである。特に米軍普天間基地は、市街地の
真ん中に居座り続け、県民の生命、財産を脅か
し続けている。世界一危険な飛行場であり、日
米両政府もそのことを認識しているはずである。
このような危険な飛行場に開発段階から事故を
繰り返し、多数にのぼる死者を出している危険
なオスプレイを配備することは沖縄県民に対す
る差別以外何物でもない。現にアメリカ本国や
ハワイにおいては、騒音に対する住民への考慮
などにより訓練が中止されている。沖縄では既
に配備された10月から11月の2カ月間の県・市
町村による監視において、300件超の安全確保
違反が目視されている。日米合意は早くも破綻
していると言わざるを得ない。その上、普天間
基地に今年7月までに米軍計画による残り12基
の配備を行い、さらに2014年から2016年にか
けて米空軍嘉手納基地に特殊作戦用離着陸輸送機
CV-22オスプレイの配備が明らかになった。
言語道断である。オスプレイが沖縄に配備され
た昨年は、いみじくも祖国日本に復帰して40年
目という節目の年であった。古来琉球から息づ
く歴史、文化を継承しつつも、また私たちは日
本の一員として、この国の発展を共に願ってき
た。この復帰40周年の沖縄で米軍はいまだに占
領地でもあるかのごとく傍若無人に振る舞って
いる。国民主権国家日本のあり方が問われてい
る。安倍晋三内閣総理大臣殿、沖縄の実情をい
ま一度見つめていただきたい。沖縄県民相違の
米軍基地からの負担軽減を実行していただき
たい。以下、オスプレイ配備に反対する沖縄県民

大会実行委員会、沖縄県議会、沖縄県市町村関係4団体、市町村、市町村議会の連名において建白書を提出いたします。1 オスプレイの配備を直ちに撤回すること及び今年7月までに配備されるとしている12基の配備を中止すること。また嘉手納基地への特殊作戦用離着陸輸送機C V - 22オスプレイの配備撤回を直ちに配備計画を直ちに撤回すること。2 米軍普天間基地を閉鎖撤去し、県内移設を断念すること。タイムラグ的に時間の差はあるんですが、全くその状況と今の状況は変わらないと思って、まだこの建白書というのは、いつまでも生きていますので、ぜひ皆さん一緒になって頑張っていきたいと思えます。以上で私の質問

を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で新垣徳正議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（ 1 1 時 5 2 分）

~~~~~

再 開（ 1 4 時 0 8 分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第2 議案第3号 中城村行政手続条例を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣博正。

総務常任委員長 新垣博正 それでは読み上げて報告いたします。

平成27年 3月27日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

総務常任委員会

委員長 新 垣 博 正

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件 名       | 審査の結果 |
|-------|-----------|-------|
| 議案第3号 | 中城村行政手続条例 | 原案可決  |

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから議案第3号 中城村行政手続行政の

委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質

疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 中城村行政手続条例を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号 中城村行政手続条例は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、日程第3 議案第10号 中城村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

休憩します。

休憩(14時18分)

~~~~~

再開(14時18分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

文教社会常任委員長 新垣徳正

平成27年3月27日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

文教社会常任委員会

委員長 新垣 徳 正

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第10号	中城村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例	原案可決

議長 與那覇朝輝 これでは委員長報告を終わります。

これから議案第10号 中城村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の委員長報告

に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第10号 中城村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第10号 中城村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第12号 中城村立幼稚園保育料条例を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

文教社会常任委員長 新垣徳正 では報告します。

平成27年 3月27日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

文教社会常任委員会
委員長 新垣 徳 正

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第12号	中城村立幼稚園保育料条例	原案可決

議長 與那覇朝輝 これでは委員長報告を終わります。

これから議案第12号 中城村立幼稚園保育料条例の委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質

疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第12号 中城村立幼稚園保育料

条例を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第12号 中城村立幼稚園保育料条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第13号 中城村吉の浦公園クラブハウスの設置及び管理に関する条例を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

文教社会常任委員長 新垣徳正 報告いたします。

平成27年 3月27日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

文教社会常任委員会
委員長 新垣 徳 正

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第13号	中城村吉の浦公園クラブハウスの設置及び管理に関する条例	原案可決

よろしく申し上げます。

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから議案第13号 中城村吉の浦公園クラブハウスの設置及び管理に関する条例の委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号 中城村吉の浦公園クラブハウスの設置及び管理に関する条例を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議

ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第13号 中城村吉の浦公園ク
ラブハウスの設置及び管理に関する条例は委員
長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第21号 平成27年度中城村一
般会計予算を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣博正。

総務常任委員長 新垣博正

平成27年3月27日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

総務常任委員会
委員長 新垣博正

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第21号	平成27年度中城村一般会計予算	原案可決

なお、その委員会審査経過の中で、分割付託した各常任委員会及び委員より、別紙のとおり意見がありましたので報告します。

別紙(委員会意見等)

1. 中城城跡への誘客数は前年度を上回る12万人を記録し、「プロジェクションマッピング」「世界遺産劇場」などの創意工夫の跡は見られるが、更なる事業計画精査を行い、観光客15万人目標誘客数の達成に向け鋭意努力すること。
2. 耕作放棄地の解消に繋がる新規就農者増と育成、また新たな担い手育成を積極的に行うこと。

3. 交通安全対策において、カーブミラー・防犯灯の設置要望の1割程度であり、村民の安心、安全の観点からも、年次ごとに拡充策を講ずること。

以上であります。

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから議案第21号 平成27年度中城村一般会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号 平成27年度中城村一般会計予算を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議

ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第21号 平成27年度中城村一般会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩(14時20分)

~~~~~

再 開(14時27分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第7 議案第22号 平成27年度中城村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

文教社会常任委員長 新垣徳正

平成27年3月27日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

文教社会常任委員会  
委員長 新垣 博 正

#### 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号  | 件名                    | 審査の結果 |
|--------|-----------------------|-------|
| 議案第22号 | 平成27年度中城村国民健康保険特別会計予算 | 原案可決  |

なお、その委員会審査経過の中で委員より、下記のとおり意見がありましたので報告します。

記

医療費削減向上の対策として、介護予防事業の重要性を認識し、現行各種事業の更なる拡充を求める。

特筆して提出すべき事項として、ヘルスアップ事業受講終了者のフォローアップ事業の拡充を求める。

よろしく申し上げます。

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから議案第22号 平成27年度中城村国民健康保険特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

休憩します。

休憩（14時31分）

~~~~~

再開（14時32分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

今の委員長報告、記のところからもう一度読み上げてもらいたいと思います。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

文教社会常任委員長 新垣徳正 それでは記の部分から読み上げて報告いたします。医療費削減向上の対策として、介護予防事業の重要性を認識し、現行各種事業の更なる拡充を求める。特筆して提出すべき事項として、ヘルスアップ事業受講終了者のフォローアップ事業の拡充を

求める。よろしく申し上げます。

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから議案第22号 平成27年度中城村国民健康保険特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号 平成27年度中城村国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第22号 平成27年度中城村国民健康保険特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第23号 平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

文教社会常任委員長 新垣徳正 では報告いたします。

平成27年3月27日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

文教社会常任委員会
委員長 新垣 徳 正

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第23号	平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計予算	原案可決

よろしくをお願いします。

議長 與那覇朝輝 これでは委員長報告を終わります。

これから議案第23号 平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号 平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第23号 平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

続いて日程第9 議案第24号 平成27年度中

城村土地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

休憩します。

休 憩（ 1 4 時 3 7 分）

~~~~~

再 開（ 1 4 時 5 1 分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 金城 章。

建設常任委員長 金城 章

平成27年 3 月 27 日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

建設常任委員会  
委員長 金城 章

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号  | 件 名                     | 審査の結果 |
|--------|-------------------------|-------|
| 議案第24号 | 平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計予算 | 原案可決  |

なお、その委員会審査経過の中で委員より、下記のとおり意見がありましたので報告します。

記

南上原土地区画整理事業の早期完了に努めること。

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから議案第24号 平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから議案第24号 平成27年度中城村土地  
区画整理事業特別会計予算を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本  
案は委員長報告のとおり決定することに御異議  
ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第24号 平成27年度中城村土  
地区画整理事業特別会計予算は委員長報告のと  
おり可決されました。

日程第10 議案第25号 平成27年度中城村公  
共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 金城 章。

建設常任委員長 金城 章

平成27年 3月27日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

建設常任委員会  
委員長 金城 章

#### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定  
により報告します。

#### 記

| 事件の番号  | 件 名                    | 審査の結果 |
|--------|------------------------|-------|
| 議案第25号 | 平成27年度中城村公共下水道事業特別会計予算 | 原案可決  |

なお、その委員会審査経過の中で委員より、下記のとおり意見がありましたので報告しま  
す。

#### 記

公共下水道工事は南上原土地区画整理事業区域を推進する事、今後予算を増額及び職員を増  
員し早期事業完了を図ること。

接続率が低い状況にあるのでもっと努力して接続率の向上に努める事。

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから議案第25号 平成27年度中城村公共下水道事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

休憩します。

休憩(14時56分)

~~~~~

再開(14時57分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

記のところから文言訂正がありますので、委員長よろしくお願ひします。

建設常任委員長 金城 章。

建設常任委員長 金城 章 読み上げて訂正にかえたいと思います。

記。公共下水道工事は南上原土地区画整理事業区域を推進する事、今後予算を増額及び職員を増員し早期事業完了を図ること。接続率が低い状況にあるのでもっと努力して接続率の向上に努める事。

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから議案第25号 平成27年度中城村公共下水道事業特別会計予算の委員長報告に対する

質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号 平成27年度中城村公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第25号 平成27年度中城村公共下水道事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

続いて日程第11 議案第26号 平成27年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 金城 章。

建設常任委員長 金城 章

平成27年3月27日

中城村議会議長 與那覇朝輝 殿

建設常任委員会
委員長 金城 章

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第26号	平成27年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算	原案可決

なお、その委員会審査経過の中で委員より、下記のとおり意見がありましたので報告します。

記

今後の施設管理をしっかりと行い大きな修繕がないように努める事、各家庭からの下水道管の点検も持っていく事。

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから議案第26号 平成27年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号 平成27年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第26号 平成27年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算は委員長報告

のとおり可決されました。

日程第12 議案第27号 平成27年度中城村水道事業会計予算を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 金城 章。

休憩します。

休憩(14時59分)

~~~~~

再開(15時00分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 金城 章。

建設常任委員長 金城 章



平成27年 3月27日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

建設常任委員会  
委員長 金城 章

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号  | 件名                | 審査の結果 |
|--------|-------------------|-------|
| 議案第27号 | 平成27年度中城村水道事業会計予算 | 原案可決  |

なお、その委員会審査経過の中で委員より、下記のとおり意見がありましたので報告します。

記

今後南上原地内、貯水槽（糸蒲公園）の改修計画を早めに行っていくこと。

議長 與那覇朝輝 これでは委員長報告を終わります。

休憩します。

休憩（15時15分）

~~~~~

再開（15時16分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

これから議案第27号 平成27年度中城村水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号 平成27年度中城村水道事業会計予算を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第27号 平成27年度中城村水道事業会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 発議第1号 中城村議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。
新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員

発議第1号

平成27年3月27日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

提出者

中城村議会議員 新垣徳正

賛成者

中城村議会議員 新垣光栄

中城村議会議員 石原昌雄

中城村議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び2項の規定により提出します。

(提案理由)

教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者(新教育長)を置くことなどを内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)」が公布されたことから、中城村議会委員会条例を改正するものである。

中城村議会委員会条例の一部を改正する条例

中城村議会委員会条例(昭和52年7月2日条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(出席説明の要求) 第19条 委員会は、審査又は調査のため、村長、 <u>教育委員会の教育長</u> 、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなけれ	(出席説明の要求) 第19条 委員会は、審査又は調査のため、村長、 <u>教育委員会の委員長</u> 、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなけれ

改正後	改正前
ばならない。	ばならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第19条の規定は適用せず、この条例による改正前の第19条の規定は、なおその効力を有する。

以上であります。

議長 與那覇朝輝 これで提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、発議第1号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第1号 中城村議会委員会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、発議第1号 中城村議会委員会条例の一部を改正する条例は原案のとおり採択されました。

日程第14 決議第3号 閉会中の議員派遣についてを議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 それでは読み上げて提案いたします。

決議第3号

平成27年3月27日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

提出者

中城村議会議員 新垣博正

賛成者

中城村議会議員 新垣善功

閉会中の議員派遣について

上記の議案を別紙のとおり、中城村議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

閉会中の議員派遣について

本議会は、閉会中に下記の諸研修会へ全議員参加することを決議する。

記

- 1, 沖縄県町村議会議長会主催による議員研修会
(平成27年度沖縄県町村議会議長会事業計画に基づく諸研修会)
- 2, 中部地区町村議会議長会主催による議員研修会
(平成27年度中部地区町村議会議長会事業計画に基づく諸研修会)
- 3, 本村議会主催による議員研修会
(平成27年度中に開催される諸研修会)

平成27年 3月27日
沖縄県中城村議会

以上です。

議長 與那覇朝輝 これて提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております決議第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、決議第3号は委員会付託を省略し

ます。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから決議第3号 閉会中の議員派遣についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、決議第3号 閉会中の議員派遣については原案のとおり採択されました。

日程第15 決議第4号 閉会中の所管事務調

査についてを議題といたします。

新垣博正議員。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

12番 新垣博正議員

決議第4号

平成27年3月27日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

提出者

中城村議会議員 新垣博正

賛成者

中城村議会議員 仲松正敏

中城村議会議員 新垣貞則

閉会中の所管事務調査について

上記の議案を別紙のとおり、中城村議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

閉会中の所管事務調査について

本議会は閉会中に、下記の所管事務調査を実施することを決議する。

1, 調査の目的

(1) 常任委員会

本村及び他市町村の実態を調査し、村政の伸展に寄与することを目的とする。

(2) 議会運営委員会

議会運営の実態を調査し、議会の円満かつ積極的な運営を図ることを目的とする。

2, 調査事項

常任委員会

(1) 行財政運営等に関する事項

(2) 学校教育及び社会教育に関する事項

(3) 監査及び選挙に関する事項

(4) 福祉等に関する事項

(5) 環境衛生等に関する事項

(6) 健康保険等に関する事項

- (7) 商工観光の振興に関する事項
- (8) 農林水産業の振興及び農地等に関する事項
- (9) 土地開発等に関する事項
- (10) 住宅、道路及び河川等に関する事項
- (11) 都市計画等に関する事項
- (12) 上下水道整備等に関する事項
- (13) 安全・安心・防災に関する事項
- (14) その他上記以外の村政に関する事項

議会運営委員会

- (1) 定例会及び臨時会の会期日程等の議会運営に関する事項
- (2) 議会会議規則、委員会条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項

3 , 時期及び方法

平成27年度の閉会中に調査を行うこととし、その方法については各委員会において、それぞれ決定する。

4 , 調査費用

議会費予算の定める費用弁償の範囲内とする。

平成27年 3月27日
 沖縄県中城村議会

以上です。

議長 與那覇朝輝 これで提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております決議第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、決議第4号は委員会付託を省略し

ます。

これから討論を行います。

新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 それでは決議第4号についてでございますが、閉会中の所管事務調査について、討論をさせていただきたいと思えます。現在、予算書には所管事務調査の経費計上がされていないということですので、その所管事務調査の予算を計上することを求めて、本案については賛成します。

議長 與那覇朝輝 ほかに討論ありますか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩 (15時33分)

~~~~~

再開（15時33分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

これで討論を終わります。

これから決議第4号 閉会中の所管事務調査についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、決議第4号 閉会中の所管事務調査については原案のとおり採決されました。

日程第16 意見書第4号及び日程第17 決議

第5号については、関連しますので一括審議していきたくと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、日程第16 意見書第4号 普天間飛行場所属MV22オスプレイの部品落下に対する意見書及び日程第17 決議第5号 普天間飛行場所属MV22オスプレイの部品落下に対する抗議決議を一括議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。新垣博正議員。

12番 新垣博正議員

意見書第4号

平成27年3月27日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

提出者

中城村議会議員 新垣博正

賛成者

中城村議会議員 伊佐則勝

中城村議会議員 大城常良

普天間飛行場所属MV22オスプレイの部品落下に対する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条2項の規定により提出します。

（提案理由）

普天間飛行場所属のMV22オスプレイから部品が落下した事故は、県民の生命を大いに脅かすものであり、激しい憤りを禁じ得ない。

住民の生命、財産、安全を守る立場から、嚴重に抗議するとともに、同型機の飛行中止を求めするため。

普天間飛行場所属MV22オスプレイの部品落下に対する意見書（案）

2015年3月16日、普天間飛行場に所属する垂直離着陸機MV22オスプレイのアルミ製部品（縦約20.3センチ、横約7.6センチ、重さ約164グラム）の落下が判明した。

同機は、12日正午から午後3時10分ごろにかけて米軍キャンプハンセン内で発生した火災の消火活動に当たった後、普天間飛行場に帰還しており、その間に発生したとみられている。在日米軍から防衛省を通じて沖縄防衛局に連絡があったのは4日後の16日であり、海兵隊は飛行停止の措置も取っておらず飛行を継続させている。しかも、海兵隊は落下した部品が機体のどこに装着されていたかや、通報が遅れた理由などについて未だに明らかにしていない。

本村には、キロ・ポイント及びタンゴ・ポイントが設定され、常時オスプレイが上空を飛び交っている危険な状況であり、仮に住民居住地域に落下していたら住民を巻き込む重大事故になっていたにもかかわらず、通報の遅れや原因究明が未だにされていないことは、明らかに県民の生命を軽視しており、改めて一連の米軍機の部品落下事故に対する米軍の認識のなさを露呈している。

今年に入り米軍機からの装備品等の落下事故が頻発しており、1月15日に普天間飛行場所属のAH-1W攻撃ヘリコプターから、合計200キログラム余りの部品が落下した事故は、県民を大きな不安と恐怖に陥れた。その後もF-15戦闘機、HH-60救難ヘリ等の部品落下事故が相次いでおり、米軍の安全管理体制の欠如と機体自体に何らかの欠陥があると言わざるを得ない。

これらのことは、度重なる抗議要請に対して、まったく改善されず真摯に向き合っていないことを米軍自らが露骨に示すものであり、県民及び村民蔑視も甚だしく、激しい憤りを禁じ得ない。

よって、中城村議会は村民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議し、事故原因の徹底究明と、同型機の飛行禁止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年3月27日

沖縄県中城村議会

宛先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣  
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長

議長 與那覇朝輝 これを提出者の趣旨説明を終わります。

これから意見書第4号 普天間飛行場所属MV22オスプレイの部品落下に対する意見書に対

する質疑を行います。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。



お諮りします。ただいま議題となっております意見書第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第4号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第4号 普天間飛行場所属MV22オスプレイの部品落下に対する意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第4号 普天間飛行場所属MV22オスプレイの部品落下に対する意見書は原案のとおり採択されました。

休憩します。

休憩(15時39分)

~~~~~

再開(15時39分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

新垣博正議員。

12番 新垣博正議員

決議第5号

平成27年3月27日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

提出者

中城村議会議員 新垣博正

賛成者

中城村議会議員 伊佐則勝

中城村議会議員 大城常良

普天間飛行場所属MV22オスプレイの部品落下に対する抗議決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

(提案理由)

普天間飛行場所属のMV22オスプレイから部品が落下した事故は、県民の生命を大いに脅かすものであり、激しい憤りを禁じ得ない。

住民の生命、財産、安全を守る立場から、嚴重に抗議するとともに、同型機の飛行中止を求めするため。

普天間飛行場所属MV22オスプレイの部品落下に対する抗議決議（案）

2015年3月16日、普天間飛行場に所属する垂直離着陸機MV22オスプレイのアルミ製部品（縦約20.3センチ、横約7.6センチ、重さ約164グラム）の落下が判明した。

同機は、12日正午から午後3時10分ごろにかけて米軍キャンプハンセン内で発生した火災の消火活動に当たった後、普天間飛行場に帰還しており、その間に発生したとみられている。在日米軍から防衛省を通じて沖縄防衛局に連絡があったのは4日後の16日であり、海兵隊は飛行停止の措置も取っておらず飛行を継続させている。しかも、海兵隊は落下した部品が機体のどこに装着されていたかや、通報が遅れた理由などについて未だに明らかにしていない。

本村には、キロ・ポイント及びタンゴ・ポイントが設定され、常時オスプレイが上空を飛び交っている危険な状況であり、仮に住民居住地域に落下していたら住民を巻き込む重大事故になっていたにもかかわらず、通報の遅れや原因究明が未だにされていないことは、明らかに県民の生命を軽視しており、改めて一連の米軍機の部品落下事故に対する米軍の認識のなさを露呈している。

今年に入り米軍機からの装備品等の落下事故が頻発しており、1月15日に普天間飛行場所属のAH-1W攻撃ヘリコプターから、合計200キログラム余りの部品が落下した事故は、県民を大きな不安と恐怖に陥れた。その後もF-15戦闘機、HH-60救難ヘリ等の部品落下事故が相次いでおり、米軍の安全管理体制の欠如と機体自体に何らかの欠陥があると言わざるを得ない。

これらのことは、度重なる抗議要請に対して、まったく改善されず真摯に向き合っていないことを米軍自らが露骨に示すものであり、県民及び村民蔑視も甚だしく、激しい憤りを禁じ得ない。

よって、中城村議会は村民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議し、事故原因の徹底究明と、同型機の飛行禁止を強く求めるものである。

平成27年3月27日
沖縄県中城村議会

宛先

駐日米国大使 在太平洋軍司令官 在日米軍司令官 第3海兵遠征軍司令官
在沖米四軍沖縄地域調整官 在沖米国総領事

以上です。

議長 與那覇朝輝 これで提出者の趣旨説明を終わります。

これから決議第5号 普天間飛行場所属MV22オスプレイの部品落下に対する抗議決議に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております決議第5号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。
したがって、決議第5号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。
これで討論を終わります。

これから決議第5号 普天間飛行場所属MV
22オスプレイの部品落下に対する抗議決議を採
決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。
したがって、決議第5号 普天間飛行場所属M

V22オスプレイの部品落下に対する抗議決議は
原案のとおり採択されました。

日程第18 意見書第5号及び日程第19 決議
第6号については関連しますので、一括審議に
していきたいと思いますが、御異議ありませ
んか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。
したがって、日程第18 意見書第5号 電子偵
察機RC-135Vの部品落下に対する意見書及
び日程第19 決議第6号 電子偵察機RC-
135Vの部品落下に対する抗議決議を一括議題
とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 意見書第5号を読み上
げて提出したいと思います。

意見書第5号

平成27年3月27日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

提 出 者

中城村議会議員 新 垣 徳 正

賛 成 者

中城村議会議員 大 城 常 良

中城村議会議員 仲 松 正 敏

電子偵察機RC-135Vの部品落下事故に対する意見書

上記議案を、別紙のとおり会議規則第14条2項の規定により提出します。

(提案理由)

事故原因の究明、整備点検・安全管理の徹底、再発防止を強く求め、安全確保が図れない状況
下での飛行再開は決して容認できず、村民の生命、財産、安全を守る立場から、米軍及び関係当
局に対し厳重に抗議するため。

電子偵察機 R C - 135 V の部品落下事故に対する意見書（案）

平成27年3月17日、米空軍嘉手納基地に駐留している米ネブラスカ州オフアット空軍基地所属の電子偵察機 R C - 135 V が、16日の飛行中にファイバーグラス製の部品（約20.3センチ×約25.4センチ、重さ約226グラム）を紛失したことが分かった。沖縄防衛局によると落下した時間や場所は不明で米軍は飛行ルートを回答できないとしている。極めて危険な事故であるにもかかわらず、原因を明らかにしないまま飛行停止措置も取らず、飛行を続けている。米軍側には、再発防止の徹底を指示している形跡も確認できず、落下事故を軽視していると言わざるを得ない。今回の事故では、けが人などの被害は確認されていないといっているが、万が一住民居住地域に落下していれば、大惨事を起こしかねない重大事故である。

米軍機による落下事故が相次いでいるにもかかわらず、飛行を中止することなく住民居住地域上空での低空飛行や急旋回訓練が継続され、基地周辺住民への危険が常態化している。

また、1997年に日米両政府の合意のもと米軍機からの落下物事故について、基地内外を問わず、日本側へ迅速に通報する事になっているが、繰り返し合意をほごにしている。

中城村議会は、事故発生の都度、事故原因の究明、整備点検・安全管理の徹底、再発防止を強く求め、安全確保が図れない状況下での飛行再開は決して容認できないと重ねて訴えてきたにも拘わらず、県民の命や財産より米軍の便宜を優先させるような対応は言語道断であり、憤りを禁じ得ない。

よって本村議会は、村民の生命、財産、安全を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 , 嘉手納飛行場への外来機の暫定配備を中止させ、飛来を禁止させること。
- 2 , 事故原因の徹底究明と、その結果、及び再発防止策を速やかに公表し、実行させること。
- 3 , 事故原因の究明・対策がなされないままでの電子偵察機 R C - 135 V の飛行を全面停止させること。
- 4 , 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施し、これ以上の機能強化をさせないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月27日
沖縄県中城村議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長

以上であります。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（15時43分）

~~~~~

再開（15時43分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 続いて、決議第6号抗議決議文を提出いたします。

決議第6号

平成27年3月27日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

提出者

中城村議会議員 新垣 徳正

賛成者

中城村議会議員 大城 常良

中城村議会議員 仲松 正敏

電子偵察機RC-135Vの部品落下事故に対する抗議決議

上記議案を、別紙のとおり会議規則第14条2項の規定により提出します。

#### 電子偵察機RC-135Vの部品落下事故に対する抗議決議（案）

平成27年3月17日、米空軍嘉手納基地に駐留している米ネブラスカ州オフアット空軍基地所属の電子偵察機RC-135Vが、16日の飛行中にファイバーグラス製の部品（約20.3センチ×約25.4センチ、重さ約226グラム）を紛失したことが分かった。沖縄防衛局によると落下した時間や場所は不明で米軍は飛行ルートを回答できないとしている。極めて危険な事故であるにもかかわらず、原因を明らかにしないまま飛行停止措置も取らず、飛行を続けている。米軍側には、再発防止の徹底を指示している形跡も確認できず、落下事故を軽視していると言わざるを得ない。今回の事故では、けが人などの被害は確認されていないといっているが、万が一住民居住地域に落下していれば、大惨事を起こしかねない重大事故である。

米軍機による落下事故が相次いでいるにもかかわらず、飛行を中止することなく住民居住地域上空での低空飛行や急旋回訓練が継続され、基地周辺住民への危険が常態化している。

また、1997年に日米両政府の合意のもと米軍機からの落下物事故について、基地内外を問わず、日本側へ迅速に通報する事になっているが、繰り返し合意をほごにしている。

中城村議会は、事故発生の都度、事故原因の究明、整備点検・安全管理の徹底、再発防止を強

く求め、安全確保が図れない状況下での飛行再開は決して容認できないと重ねて訴えてきたにも拘わらず、県民の命や財産より兵員の練度維持を優先させるような対応は言語道断であり、憤りを禁じ得ない。

よって本村議会は、村民の生命、財産、安全を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要請する。

#### 記

- 1, 嘉手納飛行場への外来機の暫定配備を中止させ、飛来を禁止すること。
- 2, 事故原因の徹底究明と、その結果、及び再発防止策を速やかに公表し、実行すること。
- 3, 事故原因の究明・対策がなされないままでの電子偵察機 R C - 135 V の飛行を全面停止すること。
- 4, 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施し、これ以上の機能強化をしないこと。

以上、決議する。

平成27年 3月27日  
沖縄県中城村議会

あて先

駐日米国大使 在太平洋軍司令官 在日米軍司令官 第3海兵遠征軍司令官  
在沖米四軍沖縄地域調整官 在沖米国総領事 嘉手納基地第18航空団司令官

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 これで提出者の趣旨説明を終わります。

これから意見書第5号 電子偵察機 R C - 135 V の部品落下に対する意見書に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第5号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第5号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第5号 電子偵察機 R C - 135 V の部品落下に対する意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、意見書第5号 電子偵察機RC - 135Vの部品落下に対する意見書は原案のとおり採択されました。

続いて日程第19 決議第6号 電子偵察機RC - 135Vの部品落下に対する抗議決議に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております決議第6号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、決議第6号は委員会付託を省略し

ます。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから決議第6号 電子偵察機RC - 135Vの部品落下に対する抗議決議を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、決議第6号 電子偵察機RC - 135Vの部品落下に対する抗議決議は原案のとおり採択されました。

日程第20 委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

平成27年3月27日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

総務常任委員会  
委員長 新垣 博 正

#### 閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

#### 記

- |       |                                                              |
|-------|--------------------------------------------------------------|
| 1 事 件 | 中部南地区広域火葬場・斎場建設問題に関する請願書                                     |
| 2 理 由 | 1月20日及び2月24日並びに、今定例会でも委員会を開催し意見を聴取した結果、より多くの意見聴取及び調査を必要とするため |

総務常任委員長より、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

休憩します。

休 憩（ 1 5 時 4 5 分）

~~~~~

再 開（ 1 5 時 4 5 分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りいたします。会議規則第45条の規定により議決の結果生じた条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで本定例会を閉会します。大変御苦労さまでした。

閉 会（ 1 5 時 4 5 分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 與那覇 朝 輝

中城村議会議員 安 里 ヨシ子

中城村議会議員 新 垣 光 栄